

(中止)

説明續行 宮向 國平氏

この法律制定のために我々は力を以てあたらなければならぬ。その意味に於て、みんなで議會に押しかけよう。(注意)

賛成 高知 岡崎 精郎氏

昨年、仁西に於ける土地取上事件の大衆的檢舉、七名の犠牲者、三千數百圓の罰金を以て支那階級は望んでゐる。吾々はこの犠牲の原因が不當なる土地取上にあることを思ひ、この暴壓に屈せずその力を倍加し、あくまで闘ふことを誓ふ。又、我々の要求する農家食糧一ヶ年間保證が衆議院を通過してゐるが、貴族院に於て、審議未了にならんとしてゐる。これに對して我々はこの法案通過の爲めく迄戦はねばならぬ。

賛成 新潟 金子 信吉氏

貴族院へ決議文を手交することを希望する

——異議なく可決確定——

一、祝辭 近畿地方農民團體統一協會殘務

整理委員代表 田邊 納氏

三年前諸君と別れて事實上分裂状態であつたが、再び戦線に相見えることになつた。貧農の利益を守る全農の擴大強化のための戦線統一にあつて、心から諸君に固い握手を送りたい。全會の陣營で昨年千葉提唱の懇談會が持たれ戦線統一が議せられてゐた折柄、總本部の勤勞農民生活保證要求全國運動に協力無條件で復歸した、眞の統一は闘ひを通じて、大衆と大衆とが統一するところにある。全農の旗の下に總ての農民團體の統一工作をなし、新たなる戦ひへ躍進する爲に、本大會を最もよき契機とされたい。

祝辭朗讀

底知れぬ農衆恐慌の深化は、働く農民の生活を極度の窮乏に陥れ農民戦線は、闘争の一層の昂揚と、その領野の未曾有の擴大によつて、第二の波の高まりへ進みつつある。而もこの波は資本と地主との最後の攻勢、反動の只中に、戦線の複雑性と政治的意義の新たな加量を以て特色づけられてゐる。

斯る情勢の中に、我等がその課せられたる重大なる使命を果す爲には、何よりも先づ、戦線の統一に依る活動力の強化が要求される反動的なるもの、跋扈する時、少數の組織しか持たぬ農民戦線が、分裂の儘にある事は、今や一刻も許されぬ事だ。

我等は全國農民組合奈良縣聯合會の提唱に基いて、近畿地方に於ける戦線統一の爲の協議會を持ち、戦闘的歴史と傳統とを誇る全農の旗の下に、戦線の一應の統一の成果を得、成功を約束されつゝ、今統一協議會を打切つた。

我等は近畿地方に於て、この全農の旗の下に、一應の戦線の統一に具體的成果を得たのであるが、この統一は近畿に於ても、斷じて、最後の統一ではなく、それは、統一への單なる基礎工作に過ぎぬ。多數の未組織農民、小作人組合等々を反動的の嵐と窮乏のドン底の中に残してゐるのだ。我等は、今なし遂げた統一の基礎工作の上に、この残されたる農民の獲得、同時に戦線の強化に向つて、新なる熱意を持つて奮起せんとしてゐる。

輝ける大會に參集せられたる同志諸君吾々が當面したる問題は、決して獨り近畿地方のことではない。

我々は諸君が、各々の地方に於て、全農の旗の下に、即時戦線の統一を實踐化し、我等の上に課せられたる重大なる使命の遂行に向つ

て基地に躍進せられんことを衷心より希つてゐる、これこそ、我等の階級的義務だ。その爲には、我々は、最大の協力をなす準備と決意とを持つてゐるし、又我々も諸君の温い協力を待つてゐる事を、本大會に當つて、諸君の前に誓ふものである。重大なる意義をもつ本大會をして戦線統一への、最もよき契機たらしめ、日本の農民戦線の新たな躍進への出發點たらしめよ！

全農の旗の下に戦線を統一しろ！

全國農民組合第十三回全國大會萬歳！

一、米穀統制法改正に關する件(説明(秋田川俣清音氏))

賛成 (鳥根) 山崎 豊定氏

同 (栃木) 金子 忠次氏

——可決確定——

一、大會執行委員會報告 (委員長 岩淵謙二郎氏)

イ、栃木より提出の社大黨支持に關する動議はこれを採擇し

第四委員會へ附託す。

ロ、分科會の委員は票決権一、二票は一名三、四票は二名、

五、六票は三名、七、八票は四名、九、十票は五名、それ

以上は六名といふ基準で選出し、各分科會へ次の如く割當

てる。

第一委員會

工藤覺(青森)近江谷友治(秋田)川俣清音(秋田)佐々木更三(宮城)八百枝正(福島)稻村隆一(新潟)野口傳兵衛(新潟)高久宗三郎(栃木)金子忠次(栃木)高橋信次郎(茨城)北見雪夫(千葉)鈴木幹(千

葉)泉澤義一(東京)立見米市(群馬)岩上彌三郎(埼玉)秋山要(山梨)野澤勝(長野)福島義一(静岡)平工喜市(岐阜)和田七藏(京都)大島巳之太郎(大阪)江田三郎(岡山)石井安六(岡山)山崎豊定(鳥根)竹治豊(徳島)原上權二郎(高知)渡部國一(愛媛)吉塚謙吉(福岡)木村宇太郎(佐賀)の諸氏

委員長 岡崎精郎氏

第二委員會

久本久治(秋田)木村太郎(宮城)池崎二十男(栃木)齋藤久四郎(栃木)高橋信次郎(茨城)石橋源四郎(千葉)池田龍治(千葉)瀧澤一治(新潟)小村信次(新潟)石井安六(岡山)楠田初雄(岡山)竹治豊(徳島)野澤四郎(福島)原上權二郎(高知)

委員長 菊地重作の諸氏

第三委員會

高橋猛志(宮城)田中利勝(福島)高橋和三郎(千葉)須藤一(群馬)師岡將雄(新潟)大島巳之太郎(大阪)瀧川治雄(岡山)竹治豊(徳島)

委員長 田原春次の諸氏

第四委員會

工藤覺(青森)佐藤新助(宮城)柴崎茂(茨城)大塚春吉(千葉)椎名廣(千葉)竹内五郎(新潟)齋藤安次郎(京都)江田三郎(岡山)石井安六(岡山)山崎豊定(鳥根)竹治豊(徳島)岡崎精郎(高知)久保田恒雄(静岡)

委員長 竹治豊の諸氏

ハ、各分科會附託の議案は次の如し

第一委員會附託

一、農村政治運動に於ける農團協議會の結成促進に關する件二、

農民職線統一に関する件三、農民組合職線統一に関する件四、機關紙「土地と自由」並にパンフレット發行に関する件五、總本部財政確立の件六、規約改正に関する件七、三四年年度豫算に関する件八、次期大會に関する件九、役員改選に関する件一〇、行動綱領作成委員會設置の件

第二委員會附託

一、政府貯蔵米貸下並にその償還の緩和要求の件、政府貸下米強制取立反對の件二、早害地農民の生活保護要求に関する件三、自家用酒、自家用煙草製造許可の件四、救農土木事業對策の件五、肥料開墾に関する件六、産業組合運動に関する件七、町村に於ける地主的機關に関する件八、農工銀行の土地に對する政策反對の件

第三委員會附託

一、米穀検査法によるゴムスリ白強制使用反對の件二、穀物検査撤廢、獎勵米俵五升増額要求に関する件三、土地開墾基金積立の實行に關する件

第四委員會附託

一、一九三四年年度運動方針に関する件

二、第二委員會と第三委員會は第二日午前十時より、第一委員會は同じく午後一時から、第四委員會は第三日午前十時よりひらく。

ホ、第一日本會議終了後六時半より本館三階に於て「醫療組合、消費組合懇談會」を開催する。第二日午前九時より二つの見學隊を編成して、第一班は東京中央卸賣市場神田分

場と陸軍糧秣廠とへ、第二班は蠶業試驗所へ、午後三時頃兩班は合流して朝日新聞社へそれ／＼見學に行く、第二日の夜は、小作問題懇談會と青年部懇談會を開き、第三日本會議終了後爭議戰術座談會を開催する。

承認

一、大會執行委員會召集
一、貧農兵士、家族生活保護に関する件

(説明(新潟師岡將雄氏))

兵士の大部分は働き盛りの農民である。國家の爲と言ふ美名の下に働き手を奪はれそれ／＼苦しい家族連の生活はいよ／＼窮乏し、小作料を納入することあたはず。土地取上立禁をもつて、脅かされるものが多い。

新潟に於ても、町屋、井栗、千原の出征家族に立禁が襲來したが、長岡裁判所は無謀にもこれに對して小作料の全額納入を決定してゐる。この際かゝる貧農兵士家族生活保護策を即時實施するやう政府に要求したい。更に村落、地區、府縣に於ても統一ある要求活動を起したいが、その實行方法は第四委員會に一任する。

賛成 (栃木) 池崎二十男氏

三十六年の危機と稱して、我々の働き手は殆ど、軍部にとられてゐる。悲惨な生活に陥つてゐる事實は栃木にも多い。出征兵士家族の最低生活を國家で保證するのは當然である。吾々は全國的に統一のある行動を以て彼等に要求せねばならない。

可決確定

一、大會執行委員會報告

勤勞農民生活保護要求全國運動の政府に對する要請委員並に農村食料一ヶ年分差押禁止の決議文を手交する委員二十名を次の如く選出する。貴族院へは明日押掛けるので各委員は明日午前十一時迄に本會場へ集合せられたい。

新潟・秋田・栃木各二名、宮城・福島・群馬・群馬・山梨・長野・千葉・東京・埼玉・茨城・京都・岐阜・福岡各一名

貴族院に對する決議文朗讀

決議

窮乏農民三千萬の經濟的自衛の爲の最少限要求たる農民食糧米一ヶ年分差押禁止に関する法律案は既に衆議院を通過したり。故に貴族院に於ても會期切迫の故を以て審議を未了たらしめず速かに通過せられんことを要請するものなり

一九三四年三月十一日

全國農民組合第十三回大會

貴族院議長 近衛 文府殿

報告承認

一、養蠶農民生活保護要求の件 (説明(徳島竹治豊氏))

徳島にあつては桑作をやめて、綿を作れと縣廳が宣傳してゐるが果してインド、アメリカに對抗することが出来ると思ふのか。特約組合が發展し、養蠶農民は農業労働者化せんとしてゐる。我々は確固たる方針の下に、窮乏化せる養蠶農民を我々の陣營に組織する必要がある。而してその團結力を通じて、養蠶農民の生活保護要求を戦はねばならぬ。

實行の具體策は新中央常任委員會に一任した。

賛成 (長野) 傘 木 修氏

長野では、縣廳が生絲資本家に對して三千万圓補助をなしてゐるが、農民に對しては、税金借金の取立の爲に、生繭をドン／＼差押へ、驚くべきは在郷軍人がこれに協力してゐるのである。女工賃銀は一文も拂はれてゐない。我々はこの議案に賛成し、その運動に積極的に参加するものである。

可決確定

一、大會執行委員會報告

本日審議決定する筈であつた第六、七、八號議案は時間の都合上第三日の本會議に廻すこととする。

満場一致承認

一、閉會 六時二十分

第二日

第二委員會

一、開會 午前十時三十分

一、出席者 (委員長) 菊池重作(幹事) 瀧澤一夫、石井安六(委員) 高橋信次郎、池崎二十男、石橋源四郎、竹治豊、小林信次、久木久治、野澤四郎、原上権二郎、木村太郎、齋藤久四郎(大會委員長) 岩淵謙二郎(第一委員長) 岡崎精郎(本部長) 宮向國平、石田有全、田中義男、渡邊潜、黒田壽男、岡田宗司、増田操(缺席委員二名)の諸氏

一、議長 菊池重作 書記 山口隆城氏

一、早害地農民の生活保護要求に関する件

(説明(高橋信次郎氏))

實行方法として早害地方の聯合會に方針を指令し、早害農民の生

活保證要求の闘争委員会を設置させて戦はせる事を附帯決議して
原案可決

一、自家用酒、自家用煙草製造許可の件

(説明 岩淵謙二郎氏)

實行方法は新中央委員会一任、原案可決

一、救農土木事業対策の件 (説明 岡崎精郎氏)

一、救農土木事業費の削減反対 二、村の働く農民に請負はせよ
(請負による不正の監視) 三、拂下米代、滞納租税その他の貸銀
からの天引反対 四、貸銀値上げ 五、救農土木事業を働く農民
本位にせよ 六、縣管、國營の救農土木事業に對しても要求を出せ
實行方法は新中央委員会一任、原案可決

一、政府貯蔵米貸下げ並にその償還の緩和要求の件

(説明 黒田壽男氏)

一、政府貸下米強制取立反対の件 (説明 岩淵謙二郎氏)

一括上程 原案可決

一、肥料闘争に關する件 (説明 増田操氏)

原案可決

一、農工銀行の土地に對する政策反対の件

(説明 宮岡國平氏)

農工銀行その他の銀行の土地に對する政策反対の件と修正して、
可決

一、町村に於ける地主的機關に對する件

(説明 石田有全氏)

一、産業組合運動に關する件 (説明 増田操氏)

原案可決

民の損失を補償する爲に生産獎勵米を現在支給せる上に、一俵五
升増額支給、現在支給なき所は新に五升支給の條項を檢査規則中
に挿入することを各縣當局へ要求する。

理由、(略)

實行方法一、各縣に於ては、縣當局へ向つて以上の要求をなし、
この爲に種々なる形態の闘争を展開すること。二、農
林大臣に對しては、同様趣旨の下に本大會の名の下に
要請書を作製し實行委員をあげて手交し、要求貫徹の
ために闘ふ。

一、土地闘争基金積立の實行に關する件

(説明 田中義男氏)

一、新任中央委員会に於て積立基準を作成し、各縣聯地區へ指示す
ること。
二、その際積立率は決定せず。現に各地で行はれつゝあるところを
参考として示す。
三、以上の基準に基いて各縣聯、地區は情勢に應じて積立金制度を
設け、總本部に上申し承認を求むる事。

一、閉會 午後一時三十分

第一委員会

一、開會 午後二時三十分

出席者 (委員長)岡崎精郎(幹事)野口傳兵衛、佐々木更三、竹治豊
(委員)稻村隆一、高橋信次郎、石井安六、江田三郎、大島巳之太
郎、鈴木静、北見雪夫、近江谷友治、高久宗三郎、川俣清音、野

全農本家の土地と小作料に對する全農本家の闘争の焦點を最すが
如き結果に陥らぬやう注意することを附帯決議して、原案可決

一、因襲的差別反対の件 (説明 岡崎精郎氏)

原案可決

閉會 午後二時十分

第二委員会

開會 午前十時三十分

出席者 (委員)師岡將雄、高橋猛志、田中利勝、須藤強一、瀧川治
雄、竹治豊、原上權二郎(大會委員長)岩淵謙二郎(本部員)田中義
男、江田三郎、伊藤實(缺席委員二名)の諸氏

一、委員長田原春次君欠席 補缺選挙の結果師岡將雄氏委員
長となる。

一、議長 師岡將雄氏 書記 森田壽の諸氏

一、米穀検査法によるゴムスリ白強制使用反対の件

(説明 工藤覺氏)

次號議案と併合することに決定

一、穀物検査撤廢、獎勵米俵五升増額要求に關する件

(説明 江田三郎氏)

兩案の説明理由に大體賛成し、本案の成文化を工藤、江田兩委員
に附託す

正文、現行産米検査規則は、穀物商人、地主のみを利益せしめ、
働く農民就中小作農民に對し新しき形體を以てする資本家地主の
搾取の強化である。
我々は此の現行検査制度の撤廢、若しくは生産検査に依る小作農

溝勝 平工喜市 吉塚謙吉、岩上彌三郎、立見米市、和田七藏、
石山寅吉、山崎豊定、福島義一、渡部國一、木村宇太治、原上權
二郎、工藤覺、八百板正(大會委員長)岩淵謙二郎(第二委員長)菊
地重作(本部員)杉山元治郎、黒田壽男、大西俊夫、宮岡國平、田
中義男、渡邊清、岡田宗司、増田操、水田整、伊藤實(缺席委員
二名)

議長 岡崎精郎 書記 山口隆城、森田壽の諸氏

總本部活動報告

近畿地方職權統一問題に關する中央委員会報告を左の如く修正し
て承認

「近畿地方農民團體統一協議會の決定については大阪、奈良を聯
合會として認む」

總本部財政確立に關する件 (説明 増田操氏)

「組織現勢に基いて總本部の責任納入を定めて嚴重に徴集したい」
といふ竹治委員の希望條件を附してその實行方法は新中央委員会
一任

規約改正に關する件 (説明 増田操氏)

規約第二十九條を可決し改めて本規約全體の審議を大會委員会へ
一任

三四年年度豫算に關する件 (説明 増田操氏)

大會委員会一任

次期大會に關する件 (説明 増田操氏)

場所は大阪とし、日時は新中央委員会一任

役員改選に關する件 (説明 増田操氏)

役員改選は大會委員会一任

これに關して竹治委員より「昭和八年度總本部費納入額と人物を考慮して選出し、且總本部費納入のない所は役員を出さぬこと」との希望意見あり。

第三日午前九時より續行する事となり閉會午後六時二十分

第一委員會續行

一、開會 午前十時三十分

一、出席者 前日の外田原春次君の出席あり

一、議長 岡崎精郎氏 書記 山口隆城、森田壽の二氏

一、大會委員會報告 (委員長)岩淵謙二郎氏

千葉縣聯合會提出の「農民戰線統一に關する件」は第一日の大西君の戰線統一方針と理由、實行方法について内容同一であるが故に、これが提出を撤回する、との旨を千葉縣聯合會の委員より申出ありたり

——承 認——

一、行動綱領作成委員會設置に關する件 (説明 増田操氏)

——可 決——

一、土地と自由並にパンフレット發行確立に關する件 (説明 江田三郎氏)

——可 決——

一、農村政治運動に於ける農民團體協議會結成促進に關する件 (説明 稻村隆一氏)

一、農民戰線統一に關する件 (説明 田原春次氏)

兩議案に對して江田、野溝、竹治、佐々木各委員より説明あり、

稻村、田原、三宅各委員より應答ありたる後三宅委員の發案にて兩案を一括し、福岡、新潟聯合會の共同提案として左の一案とすることに決定

一、農村政治運動に於ける農民團體協議會の結成促進に關する件

主文 農村政治運動を強化する爲、貧農團體の協議會を結成しその過程に於て全農は農民組合の統一に努力す

實行方法 新役員一任

右に關し、竹治委員より「新役員とは新中央委員なりや」との質問に對し、吉塚委員より然る旨答辯あり

——可 決——

一、金子委員より 栃木縣聯合會問題に關し質問あり。右に關し高橋委員より、近縣聯合會委員と本部員にて協議し、今後の處置を講ずる旨の動議あり、動議採擇され、休憩中右會合の結果左の如く決定し大會委員長より報告

一、紛争問題に關し双方とも白紙にかへること

二、近縣聯合會にて調査し新中央委員と協力して本問題の解決に努める事

三、役員問題に關しては双方保留する事

四、報告書に記載されたる栃木縣聯合會報告は撤回すること、名簿中より栃木縣聯合會に關する部分はこれを削除す

一、閉會 午後一時二十分

第四委員會

一、開會 午後一時三十分

一、出席者 (委員長)竹治豊、(委員)工藤豊、佐藤新助、柴崎茂、

椎名廣、竹内五郎、齋藤安次郎、江田三郎、石井安六、山崎豊定、岡崎精郎、久保田恒雄、(本部員)大西俊夫、増田操の諸氏

一、議長 竹治豊氏 書記 森田壽、山口隆城の二氏

一、大會執行委員會報告 委員長 岩淵謙二郎氏

栃木よりの動議「社會大衆黨支持に關する件」は提出者より撤回せり

一、一九三三年度運動方針に關する件 (説明 大西俊夫氏)

七十八頁の七行目を左の如く修正して萬場一致可決

四二、産業組合、農會、農事實行組合に對する態度

一、閉會 午後二時十五分

本會 續

一、開會 午後四時

一、議長 杉山元治郎氏

一、書記追加任命 原上權二郎氏

一、祝電 メッセージ披露

祝電 全農高知縣聯合會

同 東電從業員組合

同 全農熊本縣聯合會

同 全農秋田縣南秋地區山本支部

同 全農徳島縣聯合會川島支部

同 同 高原支部

同 同 日本消費組合聯盟

同 同 東京交通労働組合

同 同 メッセージ 全水第十二回大會準備會

メッセーヂ 社大黨東京府藤浅草支部

同 全農大阪府聯合會

同 同 關西労働組合總聯盟

一、農民組合に對する不當干渉暴壓反對闘争に關する件 (説明 青森 工藤豊氏)

全農の擴大強化の爲には、不當干渉と暴壓とに對して、不斷に闘はねばならぬのは當然である。實行方法は新中央委員會に一任する。

賛成 新瀉 沼田 雅治氏

賛成 岡山 瀧川 治雄氏

どこもさうだが、とくに岡山の神根村は小作地が狭少で土地取上は小作人にとつて眞實生命に關する問題なので、強制執行に對しては三十六名の組合員が決死的に抗争したのである。然るに、憎むべき彼等の政治機構は、應援闘士の乗込みを遮断して何等の理由もなく中心分子七名を檢舉、投獄、處刑した。だが、暴壓は決して貧農の血みどろの闘争をいさゝかも抑へることは出来なかつた。眠れる組織までが、この暴壓に對して反抗に立ち上つたのである。

賛成 西尾治郎平氏

支配階級への反抗に對しては不斷に暴壓が襲つて来る。高知の仁西争議を見よ。(内容暴露する途中、中止)

役員改選の結果新役員は次の如し

中央委員

岩淵謙二郎(青森) 稻村順三(秋田) 川俣清音(秋田) 佐々木更三

(宮城)八百枝正(福島)菊地重作(茨城)須永好(群馬)黒田壽男(千葉)笠井市郎(千葉)三宅正一(新潟)野口傳兵衛(新潟)田中義男(京都)田邊納(大阪)宮内國平(岡山)江田三郎(岡山)山崎豐定(島根)竹治豊(徳島)岡崎精郎(高知)田原春次(福岡)山崎劍二(静岡)渡部國一(愛媛)増田操(青年部)師岡將雄(青年部)大西俊夫、三輪壽壯の諸氏
外に栃木から一名選出することとしその人選は保留す。
會計監査 多田三平 森田喜一郎の二氏
規約第二十九條、相談役の人選は保留す

——満場一致可決確定——

- 第一委員會報告 岡崎 精郎氏
- 第二委員會報告 菊地 重作氏
- 第三委員會報告 師岡 將雄氏
- 第四委員會報告 竹 治 豊氏

——以上承認——

對外決議案の實行方法に關する賛成演説(宮内 國平氏)

不當干渉、暴壓に對しては内務大臣に抗議し、立禁、農産物差押へ禁止はこれを司法大臣に要求し、救農土木事業に關しては、大藏大臣に對し事業費の削減を抗議する。明十四日午前九時に残つた代議員全部が關東出張所に集合し、三隊に別れて押しかける。決議文の作成は書記に一任したい。

賛成 野 溝 勝氏

一、大會委員報告 委員長 岩淵謙二郎氏

八年度決算報告はこれを承認し、九年度決算は可決せり

規約第三十一條の末尾に「但特別の場合はこの限りにあらず。」と挿入す。
一、農村に於けるフアッシュ運動粉碎の件(説明 柴崎茂氏)
滿洲事變を契機にフアッシュ勢力が擡頭して來た。農村のフアッシュ運動は愛郷愛、皇國農民同盟などあり、農本主義の立場をとり都會と農村を切離し、農村に於ける階級對立を默殺し、在郷軍人を使つて、階級闘争を遂行しつゝある我が全農の運動を阻害してゐる、我等の全組織を總動員して農村に於けるフアッシュ運動を粉碎しなければならぬ。

——満場一致可決——

- 一、議長交替 宮内 國平氏
- 一、新役員を代表して 杉山委員長の挨拶

留任の光榮を感謝する。社會情勢は益々惡化しこれに對する政府の對策は少しも奏效しない。尨大なる軍事豫算は労働者階級への攻勢であり、労働強化と賃銀低下を招來し、農民から救農土木事業を奪つた。かくて一九三五、六年の危機は斷じて國外の危機ではなく、國內の危機である。かゝる反動期に吾々は、不拔の確信を以て、全農の旗を押し進め戦線を統一し、擴充しなければならぬ。

一、農民歌合唱

司唱 西尾治郎平氏

一、全國農民組合萬歲三唱

司唱 杉山元治郎氏

一、閉會 午後六時五分

(下河部良佐)

小 作 争 議

緒 言

近代的小作爭議の搖籃時代より數年前に至るまでの我國小作爭議の情勢は、専ら小作料問題がその中心であつたかの觀がある。

換言すれば、小作爭議發生の大部分は分配問題に端を發し、中にも小作人が地主に對して積極的に小作條件の改廢を要求して發生する爭議がその大半を占めて居たのであつた。

尤も我國農村の實狀は、地方的に見るもなほ封建的思想の殘滓とも見らるべき小作慣行や、劣悪なる小作條件が殘存して居る爲め、小作人の要求の中にも或る程度までは無理からぬところもあつて、地主の自覺せざる限り小作爭議が年々増加して行くこともまた止むを得ぬこと、思へたのであつた。

乍併他地主の經濟狀態を窺ふならば、當時は地主階級も今日程には窮乏化して居なかつた。従つて、勿論小地主階級がその耕地の大部分を占有して居る我國情の下に於ては、小作爭議に依つて受くる収入の減退が地主經濟に多大の壓迫を加へたことは事實であるが、時勢の趨くところ、彼等の理智も無理からぬ小作人の要求に對してまでこれを無下に拒絶することを得な

かつたし、また或る程度まで小作人の要求に應ずるだけの餘力も存して居た關係上、爭議になつた場合でも今日程に急迫化するものが少なかつたのである。

然るに、昭和五年末以來我國を襲ひ來れる農業恐慌の嵐は、小作人は勿論のこと中、小地主階級、並に自作農階級までを極度の窮乏に陥入れたのである。

従つて、今までは小作料減免等に對しても多少の餘力を持つて居た地主も、最早や小作料の滞納や、小作料減免等の要求に對して直ちに之に應ずるの寛容さを失つたのみか、彼等自身の生活維持の爲めには、進んで賣地、自作化等の手段さへ執らざるを得なくなつたのである。

斯くて、農業恐慌以來地主、小作人双方の經濟的窮乏は、今まで權利義務と云ふ關係に於て争はれた小作爭議を、各々の生活防衛の爲めの抗争へと發展せしめ、その内容上にも著しき變化を見せたのであるが、殊に地主の經濟的窮乏は從來爭議の中心たりし小作料減免爭議を小作權關係爭議へと置き換へたかの感がある。

以上述べたるが如く、農業恐慌を一轉機として最近爭議は質的内容的に著しき變化を來したのであるが、さて然らば昭和八

年度に於ける小作爭議の情勢は如何であつたらうか。

社會事情の變化とその小作關係に及ぼせる影響

米滿價の空前とも云ふべき激落、多年に亘る負債の累積等々によりて起された農村の破局窮乏は遂に政治問題化するに至り、一昨年は臨時救農議會の開催をまで見るに至つたが、該議會に於て決定された救農諸對策はたして農村農民を救済するに充分であつたであらうか。

最近行はれて居る政府の政策が如何に農村に影響したかと云ふ點に就ては、茲では省略するが、唯これ等諸對策が小作關係の上に如何に影響したであらうか！この點についてのみ今少しく述べて見やう。

農村不況緩和の目的によつて意圖せられた救農土木事業——それは昭和八年各地に於て實施せられ、地方に依つては農民の經濟生活の上に幾分の活力を與へた様であるが、農民の窮乏に比し勞銀收入の少かつたこと、又その實施にあつて當局の意圖の如く行はれなかつたところもあつた關係上、總括的に見れば期待した程の効果は上らず窮乏は依然として繼續し、爭議は激化して居るのである。

殊にこの事業とは直接關係はないが、所謂この種事業によるインフレ景氣を豫想して地方的には土地の賣買（それは今まで地主が土地を賣りたくても買手がなかつた爲め其儘となつて居

最後に年末施行を見るに至つた米穀統制法であるが、該法は多數米作農民を擁する我農村に於ては、極めて重大なる意義を有すること等を俟たない事である。
乍然同法は實施後日尙淺く未だ判然とした影響として見られないが、唯一言茲に述ぶるならば、昨今政府への賣渡し米は二十三圓三十錢で買上げられて居るが、米價低迷の折柄にも拘らず、農民が政府に直接賣渡申込をなすものは殆どなく、大部分は米穀商人又は正米師に利鞘を壟斷されて居ること、又米價が法定價格以上騰貴しない限りは藏だしを許されないとしたならば、八月頃品不足を告げる頃となれば、手持米のなき貧農階級の困窮は益々増大する事が豫想されるのである。

又肥料代と小作米を差引けば飯米にも足りないといふが如き、または窮乏の結果青田のうちに賣買契約をなして居るが如き、所謂貧農階級に取つては米價の吊上げ策は却つて此種農民の經濟的壓迫を齎す原因となるのではないかとさへ考へられるのである。（註一）

以上は政治的事情の農村に及ぼした影響の概要であるが、更に進んで一般經濟事情が如何なる影響を小作關係に及ぼしたかに就て、茲に少しく述べよう——

春蠶の値上り！それは確かに全國三百萬の養蠶農民をして一陽來復の春を思はしめたのであつた。

乍併農民の極度の窮乏はこの値上りによる多少の増收もそれ

たもの）が行はれる様になり、それ等の現象を通じて却つて爭議激發の動機を作つて居る地方すら可成り見られるのである。（例へば山形縣下の如き）。

次に自力更生計畫及經濟更生運動の効果であるが——此種の運動は、未だ其效果については具體的に云々するを得ないのであるが、地方によりては地主小作の精神的融和を招來しこの精神的融和が小作關係を妥協的協調的に導いて居るのである。

乍併この計畫を現在實行して居る部落は、爭議激甚地又は階級問題の複雑化されて居ない地方に多いこと、又其計畫中には小作問題に對する恒久的平和對策が具體的に織込まれて居らない憾みがあり、或は實行途上に於て技術的に不可能なかも知れないが、これ等の點から見ても小作關係の上にはあまり影響も認められないし、又將來に於て小作問題に對する或程度の不安が残されて居る様でもある。

また更生運動が具體的に發展するに伴ひ自作農の中には勤勞精神による經濟規模の擴大を計るものも生じ、これ等を通じて見るときは却つてこの種の影響によつて小作關係が悪化する場合同もあるのではないかと懸念するのである。

更に負債整理組合法に就ては、社會政策時報第六十號に於て一寸ふれたが如く、小作人の中には小作爭議に於ける動産差押の厄より逃れんが爲め、これを利用して如き新戦術に出でて居るところすら見受けられるのである。

は旱天に於ける小雨に等しく、殊に多額の負債を有する農民に取つてはこれが爲め却つて負債を取立てんとする債鬼の脅威さへ受くるものもある有様であつた。（尤も昨年夏秋蠶の出廻り期に至り、滿價は再び下落し養蠶農民をして再び窮乏に陥入れたのであるが）

而して、この現象は皆に養蠶のみに止まらず、同時に昨年度に於ける豊作と米穀統制法による米價の騰貴によつての増收にも現れて居り、例へば從來小作人の窮乏を目のあたりに見れば地主も小作人に對して小作料を無理に徵集することを遠慮して居たのであるが、この小作人の増收を好機に地主は積極的に舊債を取立てんとし、又地方によつては小作料の値上をさへ要求する地主も出で、却つてこれが爲め紛争が惹起されて居る事實さへ見られるのである。（註二）

此の外經濟事情の農村に及ぼした影響としては農産物價格の騰貴率に比し、農村必需品の騰貴率の大なることが教へられるが、これ等は農民の經濟を益々壓迫して階級抗爭を愈々激化せしめつゝあるのである。

註一、新潟縣當局の調査に依れば昨年中米麥の青田を賣放した町村は五町、五十村で一昨年の二倍に増加して居ると報告されて居る。

註二、徳島縣下の事例——滿景氣のよい農村に、皮肉にも小作爭議激發の傾向が俄然濃厚となつて來た。このトップを切つたのは麻植郡西尾村大地主對小作人四十四名の爭議で、地主が八年度前期桑園

小作料を契約通り取立てんとしたことから起つたもので、八年六月六日事件は調停に移つたのである。

而して地主側の主張によると、昭和四年以来の養蚕不況で桑園小作料は年々減額し、最近では契約金額の僅か五、六割となつて居るが、昨年の春繭相場は六割以上で取引され、小作料減額の理由がなくなつたので昨年の前期小作料は契約通り支拂へといふのである。

然るに一方小作人側は、こゝ数年間の不況に依る疲弊はいまだ直ちに回復するものではない。無論昨春の小作料は従来より幾分増額してもよいが、當初の契約通り納入することは出来なといふのであつて、小作人は今後かゝる小作料減額は續発するのではないかと観測して居るやうである。

争議の内容上に現はれたる諸傾向

以上を通じて見るに、政府の諸対策も、又米繭價の値上り等の経済的好現象も不況の重壓下に於ては却つて小作關係を悪化せしめて居るとさへ思はるゝのである。

然らばこの不況重壓下に於て小作争議は如何なる様相を以て惹起されて居るであらうか。

先づ最初に争議を件数の上から見るならば、農林省に於ける争議件数も又社會局統計に依るものも、何れも前年度件数に比し躍進的に増加を見て居る。

而してこの件数は我國に於ける争議件数の最高記録たる、昭和六年度件数(三、四一九件)を凌駕せること五八六件で實に昨

年度は我國争議件数の最高記録を示して居ることが解るのである。

年次	社會局	農林省
昭和七年	二、〇八三件	三、四一四件
八年度	—	四、〇〇〇
前年に比し増加せる件数	—	五八六

備考——内務省統計と農林省のそれとに開きのあるのは、前者は特高課統計が基礎となつて居る様であり、後者は特高課統計プラス小作人の調停件数(即ち具體的に争議が表面化せざるも、渺くとも小作人の認識に於て争議と認めたるもの)が含まれた件数なる爲めで農林省統計が常に多いのはこの爲めであらうと考へられる。

乍併争議件数は不作凶作等の年柄には急激に増加を見ることがあり、又内容的にも深刻ならざるものが偶然集中して發生する場合もあつて、これに依つて見るも争議件数の増加は直ちに争議の深刻化を意味するものとは限らないのである。仍て茲で更に昨年に於ける争議の内容を一瞥して見よう。

昨年度發生の小作争議原因中、その最も多いのは所謂小作權關係土地引上に關する争議である。(争議原因中の五六・九%)

而して此種の争議は、昭和元年頃まではあまり發生を見ずその件数も至つて少かつたのであるが、地主が漸次積極的になると共に漸増の趨勢を見せ、殊に昭和五年以降は地主の窮乏化と共に急激な増加を見せて來たのである。即ち昨年度にありては此種件数は二、二七五件の多きに及び一昨年に比して七五五件

の増加を見て居り、又總件数に對する割合も一二・四%の増加率を示して居るのである。而してこれが發生事由としては種々の事情があげ得らるゝと思ふがその中の主なるものを擧ぐれば左の如きものであらう。

一、地主の経済的不如意と共に土地處分の傾向が顯著となつて來たこと——即ちこれを具體的に述ぶるならば、地主の事情としても一、自己の経済的更新の意味に於てかゝる手段に出づるもの二、さうした意味ではなく、事情切迫してかゝる手段を採らざるを得なくなつたものとの積極並びに消極兩様の結果からかゝる事情が産み出されて居るのを見るのである。

而して前者の場合を考ふるならば、例へば中、小地主の如き所謂経済的弾力性の弱き地主に於ては小作料収入の前途の希望少き場合には、たとへ小作人の窮乏の事實は充分認識し乍らも「背に腹は代へられぬ」と云ふ氣持から、耕地を小作人の手から取り上げ他の収入確實性ある小作人に轉貸するとか、又は自作して自己の収入を確保するとか、又は土地確保の困難なるを豫知して、耕地を他に轉賣せんとする等自らの経済的更生の前にはあらゆる手段を以て積極的態度に出でて居るのを見るのである。

また後者の場合としては過重の負債の結果耕地の一部又は全部を整理しなければならなくなつた場合とか、又は耕地を擔保に借財して居たものが、抵當權實行によつて耕地を失ひ、その

結果として新地主が土地を引上げる等の事情が漸増して居るのを見るのである。

而してかゝる現象は、昨年度に於ける農村不況の深刻化と、小作組合の弱体化によつて一層鮮明に現れて居るのであるが、此の場合小作農としては、その耕地を購買する能力なく従つて地主の耕地取上に對して小作繼續を要求し又は耕地死守の態度を以て臨みて争議を益々深刻化せしめて居ることが多いのである。

二、地主兼自作農階級の耕地希望増加と出稼機會喪失又は歸農者増加による耕地の需要増加。——地主兼自作農階級も農村不況の爲め漸次その生活困難となるや、一面には自力更生運動の影響も受けて之が打開策として自作農地の擴張を計り、又は小作に附したる土地の引上を要求するの傾向が多くなつて來た。また出稼人多き地方にありては出稼機會喪失と同時に、一方に於ては歸農者増加の現象を生じ、耕地供給の不足は窮極に於て耕地争奪の闘争へと向けられて居るのを見るのである。

三、自作農階級が窮乏の結果没落するものが多くなつたこと——これは見様によつては地主小作の紛争と稱することは出来ないが、所謂自作農階級が不況の結果その自作地を抵當權實行によつて取上げられたが、他に生活の途なき爲め取上げられた耕地の小作を希望し、其結果地主との間に抗争を惹起せるもので、是等農村不況の結果に依る土地移動も小作争議を益々激化せしめて居るのである。

四、小作人の滞納小作料に對して地主の請求が急となつて来たこと。——此種争議に就ては農林省では小作料滞納による争議として別に集計して居る。然し最近に於ては、此種争議は地主の攻勢的態度により多くは土地引上争議にまで發展して居る爲め、便宜上茲に一括して述べて見ると、昨年度に於ては此種件数は四八五件(二二・一%) (一昨年三三三件、九・二%) の多きに達し、前年に比し著しき増加を見て居るのである。

而してこれが増加の事由に就て考ふるに、地主階級が不況の結果積極的に舊債を取立てんとする様になつて来たこと、及び最近農民運動が沈滞化すると共に(社會政策時報第六十號参照)地主が小作人側に對し攻勢的態度を採る様になり、殊に舊農民組合幹部等の小作地に對して耕地取上げ等の積極的態度に出で自己の立場を有利に導かんとするの傾向が強くなつて来たこと等を挙げ得られよう。

而して斯くの如き地主の返地要求に對して、小作人側ではその餘裕あるものは小作地の買受を要求して居るが、(昨年三七件一昨年二二件)その多くは小作契約繼續の要求をなし、(昨年二、〇九七件、一昨年一、三六七件)この種要求は不況の深刻化と共に小作人の耕地死守の態度に依つて益々小作争議を激化せしめて居るのである。

然し、中には又返地も止むなしと諦めてこれが代償の意味に於て代地交附(一九件、一昨年二二件)や小作權永小作權の確認又

は賠償(一六九件、一昨年一一三件)肥料代の賠償(二〇件、一昨年一六件)等の要求を提出し紛糾を續けて居る。又地主の滞納小作料請求に對しては小作人側では小作料の年賦支拂を要求するものも(昨年一七三件、一昨年一三五件)最近不況の深刻化と共に漸増の趨勢にあるのである。

尙最近この種返地を中心とする争議が急激に増加するに伴ひ、小作争議の規模は愈々縮小化の傾向を辿りつゝ、あるが、殊に昨年度に於ては不況と小地主階級の没落を中心として小規模の土地返還争議が激發せる關係上益々この種の傾向は強められて居る。

	昭和7年		昭和8年	
	實數	平均割合	實數	平均割合
争議件數	3,414	—	4,000	—
参加員				
地主	16,706	4.9	14,312	3.6
小作人	61,499	18.0	48,073	12.0
關係地積				
田畑	31,693.5	9.3	23,412.8	5.85
其他	7,030.0	2.0	6,234.7	1.55
其計	304.1	0.10	948.4	0.20
開耕地	39,027.6	11.4	30,595.5	7.60

今昨年度に於ける争議關係範圍縮小化の状態を示すと上表の如くである次に返地に原因する争議に次いで多きものに、風水旱病虫害等所謂自然的不作に原因する小作料減免要求の争議がある。(昨年六四六件、一昨年一、〇五七件)乍併此種原因に依る争

議は、嘗て小作争議原因中最も主要(大正十五年度は總件數の七一・二%)なものであつたが、最近は激減の傾向(昨年は前年に比し四一一件の減少)を辿りつゝ、あるのである。

而してこれが減少の理由としては、一、農民運動の華やかなりし當時に於ては、豊凶作に拘らずこの種要求によつて、小作料永久減と同様の好果を收めんとしたのであるが、最近農民運動が沈滞すると共に、この種要求をなすものが著しく減少するに至つたこと、二、地主が積極的に土地返還要求の態度を以て臨んで居る現在に於ては、かゝる要求をなして土地返還の厄に會ふよりも、寧ろ消極的に減額等の申出をなさずして小作料の滞納をなし、小作料支拂ひの意志はあるが支拂へない」と云ふ様な理由をつけた方が得策なりと考へ出して来たこと、三、最近地主の内にも、相當小作問題に對する理解が持たれる様になり、不作の場合には毛見を行ふとか、又は小作人の先手を打つて相當の減免をなすものなどを生じ、従つて不作の場合争議の發生を見ずして解決するものが多くなつたこと、(新潟縣其他)等が主なる事由と見られて居る。

而して、この種の小作争議は一般的に見て相當範圍の廣い争議となるのが常であるが、斯く此種の争議が減少したことによつて争議の規模が縮小化せること前述の通りである。

又最近の傾向として注目すべきものに、地主の小作料値上要求に端を發する争議の増加せることがある。(八六件二・一%前年

に比し二六件の増加)

而してこの種の争議増加の原因としては、農村不況により地主が經濟的に困窮せる結果、小作料収入の増大を計るやうになつたこと、及び農民運動沈滞期を好機に地主が積極的態度を採る様になつて来たこと等が主なる事由と思はれる。

更に、農村不況は一方に於ては小作人の經濟生活にも多大の壓迫を加えて居るのであるが、其結果として從來の儘の分配様式にては到底生活し得られずとして積極的に地主と抗争せんとするものも出で争議をして益々多端ならしめて居る。例へば小作料高率を理由とする小作争議は一頃小作争議の勃興時代に農民組合の指導によつて平均三割永久減等の要求をなしたのであるが、其後この種の要求は戰術上不利なりとして漸減して来たのであつた。

然るに昨年度は不況の深刻化と農業經營の困難なる事情等により小作料高率を理由とする争議(昨年九九件、一昨年七四件)や勞費多くして收支不償による減額要求の争議(昨年一六件、一昨年一四件)は共に前年度よりも増加の趨勢を示して居るのである。尙農産物價格下落を理由とする争議(昨年一八件、一昨年五〇件)並に生計困難を理由とする一時的減額要求(昨年六件、一昨年一〇件)の争議は、昨年度に於て農産物價格が前年に比し稍々騰貴せる等の事情によつてこの要求を提出することは理由として薄弱なる憾ある爲め、稍々減少の傾向を見せて居る。

又小作人の積極的要求による此種争議の中、所謂産米獎勵米關係の争議は、最近著しき増加の趨勢を見せて居るのであるが（昨年五七件、一昨年二六件）これは現在の産米検査が非常に嚴重なものと該制度に依るときは小作米の大半は格外米となり、従つて地主に小作料を納入する際には獎勵米を受けざるのみか、却つて罰米の徵集すら受けねばならぬと云ふが如き現狀に鑑み、これが改廢の要求が農民組合の指導により、新潟、京都其他各地に於て漸次勃興して來た結果と思はれる。

以上の外、小作争議の原因と見らるべきものに小作米過重又は面積相違による争議（昨年九件、一昨年一六件）、契約條項不履行（昨年一六件、一昨年二六件）、調停條項不履行（昨年一三件、一昨年二四件）を原因とするもの、又は耕地整理により發生せるもの（昨年二〇件、一昨年二一件）或は小作買取要求に端を發するもの（昨年一〇件、一昨年一三件）其他諸種の原因により争議の發生を見て居るのであるが、この種原因に依る争議は最近あまり増加を見ない様である。

たゞこの中の契約並に調停條項不履行による争議は最近地主が調停條項によつて證書契約と同様の結果を得んとして居る傾向から見て、調停件數漸増の趨勢に鑑み將來増加するのではないかと考へられる。又昨年度に於て組合の決議又は模倣による争議件數が、激増したのであるが、（昨年四八件、一昨年三〇件）これは不況の重壓により、所謂未開地乃至未組織地の農山漁村

にまで争議が發展しつゝ、あることを意味するものではなからうか。

争議手段上に於ける新傾向

以上は昨年度に於ける小作争議發生の概要であるが、然らばこれ等小作争議が發生せる場合、地主並に小作人等は如何なる態度を採つて居るであらうか、今これを便宜上小作人側の採る手段と地主側の採る手段とに分けて少しく述べて見よう。

イ 小作人側の採る手段

小作人が、小作争議に際して採る手段なり方法なりは、小作争議の内容如何により、又は組織背景の如何により必ずしも一様ではない。

嘗て農民組合の隆盛期に於ては、争議に際して小作人の採る手段及び態度は頗る積極的且つ果敢であつた。例へば小作料減免要求に際しても、階級的組合のあるところではその組合の指導の下に、また階級的組合のないところでも多くは階級的の組合に加入して之が援助の下に代表委員を選出して（これは組合幹部が代表となることが多かつた）地主に直接交渉せしめ、若し地主が拒絶する場合には、小作料の不納同盟、小作米の共同保管（又は賣却して保管する場合もある）をなし、或は組合の指導の下に側面的な運動として小學兒童の罷休、地主住宅附近に於て地主攻撃の演説會、地主攻撃のピラ、傳單の貼撒布等々その行動は他

くまでも攻撃的精神に満ちて居り、華やかな闘争でもあつた。

勿論當時は控米減額要求争議の如き、所謂小作人側の積極的態度による争議が多かつた關係もあるが、假令地主が小作人側の要求を一蹴して訴訟を提起し、又は債權保全の爲め動産不動産の假差押をなした場合でも、或は大衆的に裁判所へ押しかけて抗議運動をなし、又は假差押耕地に對しては共同耕作、共同作業等をなし、また執達吏の執行に際しても、鐘鼓を鳴らして大衆動員をなしてその職務妨害的行動に出で、又は地主に暴行脅迫をなす等、往々にして刑事事件をまで惹起せしめる事も珍らしくなかつたのである。而してこれは要するに農民組合が或程度まで實力を持つて居り、大衆もこれに和して行くだけの氣運が全般的に漲つて居た關係からとも考へられる。

然るに、最近に於ては不況による重壓と他面農民運動の沈滞から、其の行動は著しく消極的且つ個人的となつて居るのである。

勿論地主が最近頗る攻勢的態度に出で、小作料滞納の場合でも直ちに土地返還要求等の態度に出づる爲め、小作人側としてはかゝる氣運に押されて著しく消極的となつたことも考へられるが、例へば小作人が不作を理由に地主に對して減免の要求をなす場合でも、先づ最初に毛見の要求をなし、收穫時に於て更に減收せりとか、又は地主の立見をなさざりし場合にはこれを

口實に減額の要求をなし、其方法は從來に比し著しく合理的且つ陰性となつて來たのである。

他面、小作人はまたこの種の要求を積極的に持ち込むと云ふが如きことは可成これを避け、飯米と肥料代等を差引き残額だけを地主に持参すると云ふが如き方法を以て消極的に小作料減免の手段として居ることは、不況の重壓下に於ける小作争議手段として特に注目すべきことであらう。

而して、更に争議が表面化して地主が強硬にその主張を固持する場合、小作人は從來の如き果敢なる抗争をなさず、地主が土地返還の舉に出でんことを懼れて小作官に陳情して解決を依頼せんとするの傾向が非常に多くなつたのである。（小作側の調停申立件數昨年一、七五〇件、一昨年一、一六八件）

これ最近に於ける小作争議が、所謂調停争議と云はる、所以でもあらう。

乍併、地主の土地返還要求に對しては小作人は最近不況の深刻化と共に耕地に對する執着が益々熾烈となつて來た爲め、飽くまで耕地死守の態度を以て臨むもの多く、此種争議に際しては小作人中には往々個人的にテロ事件を惹起する場合すら見られるのである。

而して此間理解ある小作官が良心的に日夜相互の間に介在して妥協に狂奔して居る有様は、不況の重壓下に於ける非常時農村の風景として、誠に美はしくもまた崇高なる状態と云はるべ

小作調停に関する調査表

調停受理總件數 争議單位件數	昭和七年		昭和八年		増減(△減)
	件數	件數	件數	件數	
立申者別件數	地主 七二二	小作人 一、一六八	地主 九三三	小作人 一、七五〇	二七二
申立者別件數	地主 一、一六八	小作人 一一九	地主 八八〇	小作人 二二二	△三一
合意件數	一、一六八	一一九	一、七五〇	二二二	八二
双方合意件數	一、一六八	一一九	一、七五〇	二二二	〇
既成成立件數	一、四三〇	三〇	二、一八二	四六	七五二
既成不成立件數	一、四三〇	三〇	二、一八二	四六	七五二
既成取消件數	四七四	一九	五三一	二〇	五七
既成未済件數	一、九六一	五九	二、七七九	七四	八一八
未済件數	一、九六一	五九	二、七七九	七四	八一八
人員關係	地主 五、六八二 小作人 一七、五〇三		地主 七、〇三二 小作人 二〇、三九七		

参考——小作人の探る争議手段調(長野縣)

種別	昭和七年		昭和八年		増減(△減)
	件數	件數	件數	件數	
調停申立	二四	九	四三	一三	一九
調停解決	二四	九	四三	一三	一九
調停未済	二四	九	四三	一三	一九

尙ほ小作争議手段を農民組合の系統別に見るならば、大體左翼的農民組合(全會派、全農派)ではその行動も積極的抗争的であつて、往々にして前述の如き舊來の闘争手段たる大衆的行動に訴へる事も多い様であるが、これに反して中間(日農總同盟)右翼派(日農)は著しく温和且つ妥協的であり、殊に日農が非常時日本の思想的動向に追隨して、闘争の矛を階級闘争のみに向けなくなつた事は、此種組合組織地に於ける争議を著しく緩和且つ妥協的ならしめて居るのである。

また、全體的に見て農民運動の沈滞期にありと云はれて居る現在では、小作人側に於ても所謂消極的自已防衛戦術を以て地主に對抗せんとするものも生じ、その結果として、小作人のみ土地會社經營、負債整理組合等の設立を見る様になつた事等も最近の動向を物語るものとして注目すべきことであらう。(社會政策時報第六十號參照)

今茲に參考の爲め、これ等小作人側の探れる争議手段に関する統計を掲ぐれば上表の如くである。

□ 地主側の手段

小作人側が、不況の重壓や農民運動の沈滞化に依つて、争議に際しても著しく消極的な態度を採つて居るに引きかへ、地主側の態度は最近著しく個人的となつて來たと共に、積極的且つ攻勢的となつて來たと云へやう。

種別	昭和七年		昭和八年		増減(△減)
	件數	件數	件數	件數	
調停申立	二四	九	四三	一三	一九
調停解決	二四	九	四三	一三	一九
調停未済	二四	九	四三	一三	一九

即ち従前ならば、小作人が組合を背景として減免要求をなす場合でも、地主はこれと對抗的に地主組合を組織して抗争したのであるが、小作人程の結束力もなく、時にはその結束を破つて小作側の申込通りに減額を承認するものもある等、とかく紛争に際して足並みが崩れることが多く、又積極的に土地取上等を敢行して争議を紛糾せしむる様な事は、可成避くるの態度を採つて居り、全面的に見ては頗る消極的且つ防衛的であつたのである。

然るに、最近に於てはこの態度は全く一變して、例へば小作料減免要求等に對しても直ちに土地取上等の舉に出づる等、其態度は頗る積極的且つ威嚇的となると共に、他面小作人側の團結が弱められた結果、従來の如く團體的行動を採る必要もなくなり其結果地主中には個人的實力に依つて争議を有利に導かんと策するものが非常に多くなつて來たのである(大日本地主協

會の解散もかゝる事情が反映したものと思はれる)。

而して地主のかゝる態度は不況の深刻化と共に益々増加し、中には小作人に無断にて土地を轉賣し、又は暴力團等を備ひ入れて實力的に争議田地を耕作する等、その行動は嘗て小作人側が採り來りし態度と全く地位轉倒せるの感があり、争議は小作人側の土地死守の態度と共に益々深刻化の趨勢を導いて居る有様である。

また、従來の争議に際しては、小作人が飽くまで大衆的威力を以て抗争し争議が容易に解決を見ざる場合には地主は内容證明郵便を以てこれが督促(小作料請求又は土地返還訴訟)をなし小作人が更に肯んぜざる場合には法律の威力を以て之に對抗するものが多かつたのであるが、農村不況の影響より地主は訴訟による出費をいとふ様になつた結果、訴訟手段によつて解決せんとするものは漸減の傾向にある。(民事訴訟件數表參照)

乍併、一度訴訟手段に出でたる上は頗る攻勢的で債權保全の目的を以て、假執行をなすものは最近頗る増加して居る。(昨年一八九件、一昨年一六二件)而して、これは小地主が窮乏せる結果にして、件數の割合に關係耕地面積の少きは此間の事情を物語るものであらう。(立禁、立毛、動産、差押調參照)

而して地主は訴訟に代ふるに小作調停の申請によつて解決を計らんとするもの漸増の趨勢にあるが、これ等の件數は地方小作官の積極的な働きかけと、小作人側の調停希望の氣運と共に

昨年度は前年度に比し二七二件の増加を見て居る有様である。尙最後に一言したきことは、従来の小作争議對農民組合乃至は地主組合の關係を見るに、争議件数が上向的傾向にあるときは常にその關係各團體も員數並に團體數が増加して來たのである。

然るに昨年度に於ては、その各關係各對抗團體數は増加を見て居るがその團體員數は却つて減少を見て居るのである。

然らば、これは如何なる關係によるかと云ふに、私個人の見としては、小作組合の増加及び員數の減少の原因としては、所謂全國的階級的農民組合の統制下にある時は、これに依つて受くる彈壓も甚しからん事を懼れ、是等組合の編制から離れて地方的の單獨小作組合が簇生したこと、(組合數の増加)及び中には全然組合を解散するものも生じた(員數の減少)結果によるものと思はれる。

又地主組合増加の原因は、前述の如く地主の單獨的抗争の氣運醸成によつて、その員數は減少して來たのであるが、所謂負債整理組合法等の實施に依つて、これが影響の下に、内容的に見ては必ずしも小作争議を對照とせざるも、ともかく階級的對抗意識の渺い地主の集團的結成が助長されたものと思ふのである。

今次に地主の小作争議に對する各種手段に關する統計を掲げて見よう。

最近四ヶ年に於ける小作に關する民事訴訟件數

年次	件數	年次	件數
昭和五年	二、八八五	昭和七年	二、四五〇
昭和六年	二、三二五	昭和八年	二、四五〇

参考——地主側の採る争議手段(長野縣)

種別	昭和七年		昭和八年		増加數
	件數	面積	件數	面積	
民事訴訟提起	一	二	一	一	〇
小作調停申立	二	四	二	四	〇
立入禁止申立	一	一	一	一	〇
又は立毛止差押	一	一	一	一	〇
小作官に陳情	一	一	一	一	〇
係争地強制耕作	一	一	一	一	〇
内容証明郵便	一	一	一	一	〇
刑事告訴	一	一	一	一	〇
計	四	二	七	三	三

土地立入禁止、立毛動産差押件數

年次	土地立入禁止		立毛差押		動産差押		總計
	件數	面積	件數	面積	件數	面積	
昭和五年	一〇九	三〇五・六九	一四三	二二〇・七〇	一八	二七九・一〇	二六〇
昭和六年	一〇六	二五八・八三	一四〇	二二〇・六九	一七	二六〇・五八	二六三
昭和七年	六三	一七五・七〇	一四〇	二二〇・六三	一六	二七一・九一	二六〇
昭和八年	一〇一	二七五・四二	一四〇	二二〇・四五	一五	二七五・〇三	二六一

争議の地理的分布並に結末狀況

以上の如く、昨年度に於ける小作争議はその内容並に手段に於て著しき變化を認めて居るのであるが、さて然らばこれ等小作争議は如何なる地方に於て激發して居るであらうか、今これが分布狀況を見るに、争議の中心は依然として東北地方であつて、殊に福島、青森の兩縣及び北海道は前年度迄はさ程増加しては居なかつたが、本年度に於ては激増の傾向を見せて居るのである。

而して、上述の地方に於てかく争議の激増を見て居る所以のものは、一昨々年に於ける東北北海道地方に於ける凶作が同地方の地主階級の經濟に甚大なる打撃を與へたること、(北海道は連年打續く不作の爲め大地主が土地を手放さんとし土地引上事件が増加せりと云はれて居る)及び同地方の地主階級が小作問題に對して理解なく、小作人が少しでも滞納すれば直ちに土地引上等の強硬手段に訴へる事(青森縣に於ては町村會議員選舉に際して所謂感情問題に於てさへ土地引上事件を惹起せしめた)が主なる事由に數へられて居る。

其他の争議地方としては、依然として新潟、山梨、福岡、三重の各縣が激甚を極めて居るが、これは農民組合の勢力が旺盛なること及び地主が之に對して對抗的態度を採る様になつて來たこと等が主因と考へられる。また昨年度に於て徳島、栃木の

兩縣に争議が激増した事も注目すべきことであらう。今参考の爲めこれ等激甚争議地十縣につき争議件數並に主要争議原因を掲ぐると左の如くである。

激甚争議地に於ける争議件數並に主要争議原因

道縣名	争議件數		小作地引上其他		小作料滞納		風水旱病		其他	
	件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數	面積	件數	面積
山形	三四五	二七〇	一	一	一	一	一	一	一	一
秋田	二九九	一九〇	一	一	一	一	一	一	一	一
北海道	二四二	一三二	一	一	一	一	一	一	一	一
北海道	一九三	一一九	一	一	一	一	一	一	一	一
新潟	一六〇	一〇九	一	一	一	一	一	一	一	一
栃木	一五七	八七	一	一	一	一	一	一	一	一
徳島	一五二	九七	一	一	一	一	一	一	一	一
福島	一四一	一一二	一	一	一	一	一	一	一	一
青森	一四一	一一六	一	一	一	一	一	一	一	一
長野	一四五	九三	一	一	一	一	一	一	一	一
山梨	一四〇	九三	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一四〇	九三	一	一	一	一	一	一	一	一

備考 其他百件以上の縣は左の如くである。

山梨(一三三件)、群馬(一一一件)、奈良(一一一件)三重(一一一件)、茨城(一〇五件)、和歌山(一〇一件)

而して、他方昨年度に於て争議件數の渺かつた地方は、皆無の沖繩縣は別として熊本(一件)、長崎(七件)、大分(九件)、岩手(一件)、福井(二件)、宮崎(一四件)、石川(一八件)、愛媛(二〇件)、静岡(二〇件)の諸縣で、争議件數二十件以下の地方の極めて少ないことは、不況によつて各府縣とも地主小作の關係が漸次悪

化せることを暗示せるものではなからうか。
さて最後に、然らばこれ等小作争議は如何なる結末を結んで居るかと云ふに、これを小作料減免争議と小作権關係争議との二つに分けて述ぶるであらう。

イ 小作料減免争議

小作料減免の争議に於ては、小作人側の消極的態度によつて妥協解決に至るもの多く、その件数は近年益々激増の傾向を示して居る。

而して小作人組合の旺盛なりし時代に於ては、小作人側の要求が貫徹せる場合も多かつたのであるが、最近に於ては、地主の窮乏化に依つて不貫徹に終る場合多く、寧ろ地主の攻勢的態度によつて小作人がこれに恐怖を感じて要求撤回とか、自然消滅とかの形によつて結末を告ぐるものが多い様である。

而して減免争議結末の内容について窺ふならば、農村不況の影響はこゝにもよく反映し、その減額率は地主の窮乏化により著しく低率となり、又小作人の窮乏化の影響として年賦償還等の條件に依つて解決に至るもの、多くなつた事は注目すべきことであらう。

ロ 小作権關係争議

また(小作権關係)争議に於ては、結局小作地全部の契約を繼續すること、なつて解決するもの最も多く(昨年度小作調停受理件数一、七八二件中六三三件、三六%)次いで係争小作地全部の土

小作争議結果別比較表

	昭和8年		昭和7年		
	件数	割合	件数	割合	
解決	協同撤回	2,568	64.2	2,101	61.5
	要求貫徹	523	3.1	481	14.1
	要求撤回	92	2.3	61	1.8
	自然消滅	56	1.4	53	1.6
	計	3,239	81.0	2,696	79.0
未解決	761	19.0	718	21.0	

較統計を掲ぐると右の如くである。

結 言

以上述べ来たつたところを此處に要約すれば、小作争議は八年度に於ても依然たる農村不況の重壓加重に依つて、政府當局並に地方當局者の争議緩和の諸対策ありたるにも不拘、その總件数は我國争議の最高記録たる四千件を算するに至り、またその内容に至りても、地主の窮乏化と小作人側のそれにも増した窮迫化に依つて、今迄の如き生活問題乃至は小作条件改善を目標とした闘争は激減して、生存権の維持又は生存の爲めの眞に止むに止まれぬ氣持から惹起されて居る切迫した抗争が各地に捲

地返還(三三九件、一九%)、一部を小作し一部を返還するもの(一七九件、一〇%)の順位になつて居る。

而して、後二者の件数が斯くの如く増加せると云ふ事は地主の經濟状態が不良となり、所謂小地主階級が小作地を自作化せんとするの傾向が強くなつて来たことを意味するものであらう。

また此種争議解決に際して、小作契約條項に違反したる場合には解約返地することを條件として解決する件数は、最近頗る増加の傾向にあるが(九四一件、五三%)、これは最近地主が調停條項を以て證書契約と同一の價値を求めんとせる結果の現れであつて誠に注目すべき事柄であらう。

又前述の如く、地主の中その經濟状態の極めて不良なるものにおいて、目的の貫徹を期せざる場合には彼等自身の生活の基礎が破壊せらるゝ爲め止むなく土地返還に至るのであるが、この場合には小作人は作離料の支給耕作權の補償を要求するのが常である(三二二件、一八%)。而してこの種の事件によつて受くる賠償額は勿論地方によつて、また事情によつて一様ではないが、農民運動旺盛なりし時代には相當高額に達するものもあつたが、最近は地主の窮乏化によつて著しく低下せんとするの傾向がある。

尙ほ、未解決の儘翌年又は數年に互りて係争するものも相當件数に上つて居るが、これは小作料關係の争議にありては、前

き起されて居るのを見るのである。
即ち土地返還争議激増の如き此種事情に依る争議の一表裏として考へらる可きであるが、此等闘争の激化するところ、其處には幾多の悲惨なそして戦慄すべき社會相の現出して居るのを見るのである。

惟ふに今日の争議激化の動因は、究極するところ地主も小作人も經濟的に行詰つて居ることがその根本的なものであつて、その根本的動因たる農家の經濟的緩和に對する対策を樹立するに非ざれば農村に於けるかゝる急迫化せる争議は増加するとも決して減少するものでないと思ふのである。

即ち現在各地で行はれて居る經濟更生運動の徹底化と資本主義經濟組織の中に於て常に不利な立場にある農民の經濟を少しでも有利な方向に向はしむること、又は各種の農村救濟政策を樹立して農民の經濟的復活力を助長する等の手段は應急的にも又恒久的にも誠に緊要なこと、思ふのであるが、唯これ等の諸対策がその方向を誤り、貧農階級の經濟を壓迫する様な結果を生むならば、却つて紛糾を倍加すること、なるのであるから、爲政者としてはその方策を樹立するに際しては慎重に考慮して對策を樹立しなければならぬと考へるのである。

またその闘争過程を通じて今日の小作争議を考ふるべき時、昨今に於ける小作争議の様相は小作人側が著しく消極的態度なるに反し、地主が反對に著しく積極的且つ攻勢的なるを痛感する

のである。

勿論、その依つて来る原因は、前述の如き地主の窮迫化、又は小作組合の弱体化等種々の事情があつて、必ずしも地主のみを責むるは當を得たるものでないかも知れないが、唯その所有者たる地主が、自己の所有権のみを強調して、生産者たる小作人の多年の勞苦を無視し、一朝にしてその耕地を取上げるならば、農民の土地に對する不安を増大せしめ、耕土に對する愛着を喪失せしめ、惹いては勤勞精神をまで破壊するの結果を導くのであるから、爲政者たるものこの際これ等の諸點をもよく考慮して耕地取上に對しては何等かの法律的制限を加ふることが誠に緊要な事と思ふのである。

即ち耕作者農民のみの權利を強調する耕作權萬能の主張、所有者のみの權利を主張する所有權萬能の主張は或一定の限界を設けて、眞に農民の安個な地位を築き、而も側面的には同時に資本主義的諸環境の中に常に不利なる地歩を歩みつゝある農業の産業部門としての繁榮工作を樹立するならば、此處に始めて地主對小作の紛糾は著しく緩和され、農村は再び平和に立歸るであらうと考へるのである。

小作爭議事例

(イ)新地主の土地取上に端を發せる爭議事例

山梨縣下武川村の爭議

山梨縣北巨摩郡武川村大字牧の原に於て自作の目的を以て買受けたる新地主内藤某は、其の小作人風間某に對し土地返還を求めた。
然るに小作人は所屬農民組合に應援を求め其の指導の下に組合長中山某に耕作權の假裝讓渡を爲したが、風間某は五月九日仲介者ありて農民組合に無斷にて係争地を返還した。
仍て組合に於ては、耕作權は中山氏にありと主張し、五月十五日係争地に立入り共同耕作を爲し、地主の播種せる蔬菜を掘返し、肥料大豆を蒔付け、之を制止せんとしたる地主に對し暴行事件を惹起したが、其後小作人側より調停の申立があり、結局二ヶ年の小作繼續を認むること、なり七月十二日に圓滿解決した。

廣島市觀音町和新開地の爭議

廣島縣廣島市觀音町昭和新聞地は、昭和二年廣島觀音地先埋立株式會社に於て海面埋立工事を完成し、會社より株主に對し出資額に應じて分配したるものであるが、小作人は昭和六年荒蕪地たる埋立地を無償にて借受け自費を投じて耕地となし、關係小作地一町三反歩の内約七反歩には柿、無花果、葡萄等を栽植し、殘地には蔬菜を栽培し、尙一部に家屋を建築し、爾後土地の肥培に努め鋭意耕作中の處、地主は小作人には何等の通告もせず本年二月係争地を山口縣人某に賣却した。
然るに新地主は三月十四日突如廣島地方裁判所に工作物排除

土地引渡請求訴訟を提起したる爲め、小作人は三月二十四日廣島地方裁判所に向ふ六ヶ年間小作繼續方調停申立を爲し、尙四月六日同じく廣島地方裁判所に舊地主を相手方として小作契約不履行に依る損害賠償金五千四百八十圓の調停申立を爲した。

仍て事件は調停に移つたが、九月十三日の調停委員會に於て一、本件土地ハ其ノ地内ニ現存スル建物、果樹、養蠶魚類ヲ其ノ儘昭和八年九月十六日中ニ地主ニ引渡スコト、二、地主ハ小作人が前項ノ引渡ヲ履行シタルトキハ即日金九百圓ヲ交付スルコト、を條件として圓滿解決するに至つた。

北海道空知郡岩見澤町の爭議

北海道空知郡岩見澤町小作人某は、昭和五年前地主所有の時二百圓の敷金を差入れ、三町餘の土地を借受け入地したが、右土地は翌六年度に至り現地主の所有に移り、自作の目的にて土地明渡の請求を受けた爲め、小作人は繼續小作の調停申立を爲したる結果、小作人が一回たりとも小作料納入を怠りたる場合は直ちに小作地を返還する事の條件にて繼續小作することとなり一應解決を見たのである。

然るに、七年度は凶作の爲め小作料減額を要求したるも、地主之に應ぜず、七年十二月に至り、地主は小作人所有の玄米十三俵半を強制的に持出したる爲め、小作人は再び小作料の減免につき調停申立を爲した。仍て委員會は更に之が調停に努めたが地主之に應ぜず遂に小作人は申立を取下ぐるに至つた。

然るに地主は四月九日前回の調停條項に基き、執達吏と共に人夫十數名を伴ひ、小作人所有の住宅を全部破壊し立去るの暴舉をなしたるを以て、小作人は檢事局に右の不法行爲を告訴すると同時に家屋破壊損害要求、作離料要求其他に付三度小作調停を申立つるに至つた。
仍て之が調停を爲したる結果同五月十七日小作人は、一、土地を返還すること、二、地主は小作人に對し作離料其他として金四百五十圓を支給すること、三、未納小作料は全部免除すること、四、小作人は告訴事件を取下ぐるること、なり圓滿解決を見るに至つた。

(ロ)暴行事件を伴ひたる爭議事例

新潟縣下川東村大字敦賀の爭議

新潟縣北蒲原郡川東村大字敦賀に於ける小作料滞納に基く土地返還要求爭議は、地主熊倉某が田植せる係争田地に對し、小作人相馬某は全農全國會議派幹部の指導の下に、六月一日所屬組合員三十名の應援を得て田植を爲したる後、内約十名は地主宅に示威行進を爲し地主を怒號罵倒したる上、竹棒等を以て表戸を破壊其他の暴行を爲した。

岐阜縣下墨俣町の爭議

岐阜縣安八郡墨俣町小作人八十三名は全國農民組合岐阜縣聯合會同町上宿支部を背景として本年三月十七日同町地主十二名に對し關係地田二十三町歩、畑三町歩の昭和七年度小作料反當

最高一石四斗を一石に、以下此割合に準じて減額を要求した處、地主は要求過大なりとて一蹴し、控米請求並土地返還訴訟を大垣區裁判所に岐阜地方裁判所に提起し法廷戦に移した。之が爲め小作人は假差押を虞れ三月二十三日控米の共同管理を爲し、三月三十一日換算處分を行ひ賣却金四千五百餘圓を大垣區裁判所へ供託して抗爭した。又一面小作人側は犀川切落工事に伴ふ潰地に關しても圻衝中であつたが、小作人側は潰地約三町歩に對し四千五百圓を鍬先料として交附を受けて解決したる爲め、益々結束を鞏固にして小作料減額に付交渉を重ねるに至つた。

而して其間之が圓滿解決を爲さんが爲め屢々調停申立を勸説したが當事者双方其の意志なく、又縣聯幹部は之が指導に全力を注ぎ遂に九月十四日には暴力事件を惹起せしむるに至つた。

斯くて九月三十日にはこれが被疑者五十五名中縣聯幹部及支部役員等七名は起訴收容され其他小作人中にも十月十五日には大垣區裁判所の略式命令に依つて罰金處刑者十一名を出すに至つた。(九月十四日)

宮城縣下清瀧村の事案

宮城縣栗原郡清瀧村字志引に於て小作人木村某は地主遠藤某との間に成立せる調停條項を履行せざる爲め、地主は小作地を取上耕作を開始したるに、小作人は之を憤慨し全農縣聯書記高橋某、佐藤某は地主が着衣の洗濯中同人を用水路に突き落し其

他暴行を加へ、同人に對して治療十日間を要する傷害を加へた。(五月十六日)

愛媛縣下川上村の事案

愛媛縣温泉郡川上村大字北方地主桶口某の小作人堀川某は昭和七年度の小作料を滞納し納入催告に應ぜざる爲め、地主は土地明渡の通告を爲すに至つた。然るに六月十二日地主は人夫數名を雇入れ係争地の挿秧に著手したるに、之を目撃したる小作人は激怒し實弟其他農民組合員等數名の應援を得て耕地を襲ひ、飼牛を追込みて田地を攪亂し地主の雇人夫等に暴行を加へ挿秧を終了せしめたが尙紛争中である。

秋田縣下西明村の事案

秋田縣仙北郡西明村字小山田に於ける小作人齊藤某は數年以前より同村地主富木某の所有田地を小作し來つたが、小作人は現在小作料二石八斗の未納ある爲め回収の見込なきものとして本春より他の小作人に小作替した。

然るに五月十九日新小作人の耕作中の處を舊小作人が知り、現場に來りて其耕作を中止せしむべく種々口論の末、新小作人は所持せる三本鍬を以て齊藤氏の左手を毆打し全治一週間を要する傷害を與へた。(六月十二日)

大阪府下唐津村の事案

大阪府中河内郡唐津村字新庄地主一名對小作人一名田反別三

反六畝歩の小作爭議は、其後地主は小作人に小作證書差入を要求するも小作人は其の内容が小作人に不利益なりとして之を拒絶せる爲め、地主は遂に返地の要求をなすに至つた。

於茲小作人は全農の應援を受けて牛五頭、組合員三十餘名を以て共同耕作を開始せんとしたが、一方地主側は之を妨害せんとし、遂に亂闘となつて地主二名はこれが爲め傷害を蒙るに至つた。(五月二十八日)

德島縣下福原村の事案

德島縣勝浦郡福原村旭に於て田六畝四歩を小作人某は小作料意納勝の爲め地主が土地引上をなす風評を耳にし、遂に地主を恨んで地主の納屋に放火をなし、目下檢舉取調中である。(四月十日)

(八)作離料支給要求の爭議事例

福岡縣下企救町の事案

福岡縣企救郡企救町字志手に於ける道路工費用引上げに伴ふ作離料要求に起因せる小作爭議は、當初町當局に於て道路用地として返地を要求するや、小作人は作離料反當百五十圓を要求し、直ちに之に應じ難きときは爭議解決に至るまで施工を中止すべく懇願したるも容れられざりし爲め、全國農民組合の應援を求め工事妨害の擧に出で、組合幹部某は組合員三十名を動員して工事現場に至り、係争田全面に菜種の共同植付を爲し、其周圍に立入禁止の標札數本を樹て、引きあげ、越えて二月十一

日組合員約五十名は組合幹部指導の下に工事場に敷設したる土工用レール二十五間餘を轉覆し極力工事妨害に努めたる爲め、二月十二日より一時工事は中止さるゝに至つた。

然れども急速なる解決は望み難き爲め、二月十六日より再び工事に着手したるに、翌十七日午前八時組合員約二百名は組合旗を立て、現場に押し寄せ多衆の威力を示して従業員を威嚇し、係争田の周圍に鐵索を設け遂に再び工事中止の已むなきに至らしめた。

因に本事件に於て主謀者三十一名は暴力行爲取締法違反として檢舉さるゝに至つた。(二月十七日)

岐阜縣下墨俣町の事案

岐阜縣安八郡墨俣町字上宿及下町區は、曩に昭和四年一月惹起した所謂犀川事件の地域であるが、昭和七年十二月十六日犀川改修工事(内務省直營)着手の發表と共に、小作人五十名(關係地主八名、反別田二町八反歩)は地上權に對する鍬先料反當三百五十圓支給を要求し、監視を置いて工事人夫を立入らしめざる爲め工事は一時中止の止むなきに至つた。

而して小作人側は町長又は所轄警察署長に對して之れが斡旋解決方を奏請したが、小作人の主張強硬なる爲め何れも不調に終り、小作人側は何れも一齊に昭和八年度の田植を決行するに至つた。

乍併其後小作人側は漸次その結束が弛緩したる爲め、爭議指

導者に於ても種々協議の結果相應の補償を得ば速かに解決するに如かずとなし、其の代表者八名は昭和八年七月二十七日岐阜市に内務省土木出張所長を訪問し、直接交渉の結果遂に左記條件を以て一先解決を見た。

- 一、金一封(四千圓)ヲ與フルコト。
- 二、現在ノ植付稻作ハ小作人ノ收得トスルコト。
- 三、工事施行中ハ地元農民ヲ可成有利ニ使役スルコト。(七月二十七日)

(二)地主の實力行使に依る争議事例

徳島縣下市場町與崎の争議

徳島縣阿波郡市場町大字與崎小作人中西某が小作中に係る桑園一反一畝二十歩に附ては小作料の滞納百五十圓に及びたるを以て、地主淺野某は近藤某に六月二日地上桑樹付にて賣却し、近藤某は直ちに耕耘施肥した。然るに小作人は遠隔の小作地より歸宅せし處既に無斷占有せられ居るを以て、大いに驚き近藤某を告訴し地主淺野氏に交渉せるに地主は滞納小作料を理由として小作契約解除済の旨を答へた。

仍て小作人は七月三十一日を以て小作繼續方調停申立を爲したるに、八月六日に至り新地主近藤は腕力をも敢て辭せずとの勢を以て秋蠶一號桑を摘み、小作人の阻止を肯せず更に八月十日數人の雇人と共に摘採をなし、小作人をして近附かしめず、依て小作人は所轄市場警察署に占有權侵害桑葉窃盜の告訴をなした。(八月十日)

徳島縣下小松町の争議

徳島縣勝浦郡小松町田野に於ては、小作地の水利良好となれる爲め、地主は自作を理由に返地を要求し、結局一部を返地し、残部は小作繼續の妥協が成立した。而して、小作人は右返地分の小作料(反當一石九斗七升)は免除さるゝものとして支拂はざりし處、地主は支拂請求訴訟を提起、判決の結果は地主の勝訴となりたる上、地主は更に殘地の返還をも要求し、且つ地主は實力を以て耕作を開始するに至りたる爲め、小作人は小作繼續の調停申請を爲し抗爭中、地主は立禁の申請を爲し、裁判所の調停に關係なきやの質問に對して關係なしと稱し遂に三月八日假處分の決定を得て之が執行をなすに至つた。

乍併其後縣小作官並に判事等の斡旋にて三月八日小作人は玄米六斗の作離料を以て返地(田九畝三步)することとなり、解決するに至つた。

三重縣下高茶屋村の争議

三重縣一志郡高茶屋村に於ては、數年來耕地整理施行に關し村長、反村長二派に分れて相對立し紛争を續けて居た。然るに昨年十二月村長派は在名古屋市某大地主をして自己に反對の小作人に對し突然返地を要求せしめたる處、小作人は返地の理由なしとして應ぜざる爲め地主(村長派)は夫百餘名を雇入れ小作人占有中の土地を無斷耕作に著手せし爲め、小作人は大に憤慨し農民組合の應援を求め耕作を開始し將に双方の間に一大紛争

を惹起せんとしたが、所轄警察署は應急措置として双方の耕地立入を禁止し、第三者の調停を受くる事を勧告した爲め小作人側は小作官に陳情した。

仍て小作官は直ちに小作調停の申立をなさしめ爾後數回調停委員會を開催したが、地主(村長派)は小作人に對し一應返地に應じ尙將來に於て議員其他一切の公職に就かざる事を條件とした爲め、小作人側は斷然之れに反對し遂に三月三十一日不調となり、事件は訴訟繼續中である。(三月十二日)

(本)調停條項不履行による争議事例

岡山縣下西大寺町の争議

岡山縣上道郡西大寺町に於ては、小作人二十三名が既成の調停條項を履行せざるのみならず、昭和五年以降の小作料を完納せざる爲め、關係地主六名は小作人中最も硬派に屬する五名の小作地二町餘の返還訴訟を二月二十一日提起した。

於茲小作人等は全農全國會議派西大寺支部の應援を求め、小作人等二十數名は地主訴訟提起後は殆ど毎日地主宅に押し寄せ訴訟取下方を要求したが、地主は拒絶した爲め、小作人等は昭和七年小作料九十三俵を換價處分し其の代金八百餘圓を共同保管し、且つ小學兒童の同盟休校を決定し、更に三月二十日午前一時を期し小作人等は葬儀用弔旗、卒塔婆其の他葬儀用具五點を地主宅に搬入し、尙地主の墓碑へ不穩ビラ二百枚を貼付する等の行動に出で紛糾中である。尙本件に關し主某者四名は脅迫

及墳墓に對する不敬罪として送局せられた。(三月二十日)

京都府下都々城村の争議

京都府綴喜郡都々城村安田の小作人九十九名は、地主五十名に對し、昭和七年が小作契約期間満了に當るを以て此の機會に小作料値下を要求すべく、賃貸價格に準じて小作米改定方を要求せるに端を發し、地主の玄米假差押執行、小作人の全農加入、公職辭任、村稅滞納等白熱化する争議を惹起せしめたが、所轄警察署長の仲裁に依つて一先づ争議は落著するに至つた。

然るに、小作人中解決條件の履行を爲さざるものがあつて、争議は再び發生し、地主は土地返還請求訴訟を提起し、小作人側は小作調停の申請を爲した。乍併調停に於ても双方自説を強固に主張して譲らざる爲め、九月一日地主は遂に三反餘歩の芋其他動産二百二十點の假差押を執行するに至つた。(九月一日)

福岡縣下善導寺村の争議

福岡縣三井郡善導寺村宇與田の小作人某は昭和二年十月小作調停法に依りて成立したる調停條項中に「地主が自作又ハ家政整理其他必要止ムヲ得ザル場合ニハ土地ヲ返還スルコト」とある條項を撤廢すべく小作調停の申立を爲し調停の結果、地主小作人共所屬の組合を解散することを條件に、「一、地主ノ自作又ハ家政整理其ノ他止ムヲ得ザル必要アリテ土地ノ明渡ヲ請求セムトスルコトハ先ヅ小作調停法ニ依リテ調停ノ申立ヲ爲シ圓滿ニ解決ヲ爲スコト、二、地主ハ前項ノ手續ヲ履行シタル上ニア

ラザレバ昭和二年十月三十一日當事者ニ成立セル調停條項第五項(返地)ヲ利用セザルコトを新に協定して以て地主の一方的意志に依りて直に返還するを得ざること、した。

(ハ)反動團體介入による爭議事例

千葉縣下本郷村の爭議

千葉縣印旛郡本郷村に於ける小作爭議は、地主側は小作料の取立を國粹會に依頼し、小作人側は全農並に本郷小作會の合同爭議團結成に依り團體的に對立し、遂に暴力行爲其他の刑事事件の惹起を見るに至つたが、其後五月六日以來特高課長、地方小作官に於て調停に努力した結果、八月五日双方の代表が縣廳に會合して七年度未納小作料四割引其他の條件を以て圓滿に解決を見るに至つた。

新潟縣下秋川村の爭議

新潟縣中蒲原郡秋川村大字川口に於ける地主は、昭和六年度を以て小作契約満了に付従前通り定免調停更新通告を爲したるに、關係小作人中四十六名は之に應じたるも、残り十五名は之を拒絶し、水入契約を爲さず耕作を繼續し、昭和七年度小作料の四割乃至全免の減免要求を爲したので、地主は本年三月三十日新潟地方裁判所に土地返還並に未納米請求訴訟を提起し、更に關係者十五名中六名に對し立入禁止假處分を申請せる處、本年八月三日地主勝訴の判決があつた。仍て地主は判決に基き八月十一日耕地五町一反八畝十一歩の

立入禁止假處分の執行を爲した。

然るに小作人側は之に對し八月一日地主糾弾演說會を開催すると共に、地主居村横越村大字澤海及秋川村川口に爭議團本部を設けて地主と對抗し、地主側は之に對し字内青年團及消防組の應援を求め、兩者對立し、爭議が激化するに至り、警察側は小作人に對し地主居村の爭議團本部の撤去を警告し、小作人側も亦該家屋借入の契約に瑕瑾があり、家主より契約解除の手續に出でられ已むなく之れが撤退を爲すと共に更に地主居村字小阿賀川に苦舟を用意し本部を之に移し、益、地主と拮抗した。而して九月五日頃より小作人は協議を重ね、同八日午前一時頃團員約三十名を以て地主宅を襲ひ「デモ」を敢行したるに、之に對し地主側自警團員數十名は鋤、鉞、棍棒等の凶器を振つて爭議團員を襲撃したが、小作人側は不意に小阿賀川水上事務所(苦舟)に引き上げた。爾來小作側より被疑者を檢事局に告訴すると共に事件は益、紛糾を續けて居る。(八月十一日)

(ト)永小作關係地の爭議事例

愛知縣下蒲郡町の爭議

愛知縣海部郡蒲郡町大字前ヶ須新田に於ける地主某は、大正十四年度以降米滯納を理由に小作人に對し土地明度請求訴訟を提起したが、調停申立係争土地が、一、鉞先慣行地たること、二、永き間の地主の放任的管理により小作關係の紊亂甚しきこと、三、住宅地として將來を囑望せらるゝに至りたること其他

の特殊事情が交錯する爲め、調停申立受理後二年四ヶ月餘を閱し、調停委員會を開催すること五十回に及んだが、遂に左の如き内容の調停條項を以て七月二十日漸く解決を見るに至つた。

調停條項

- 一、小作契約繼續、二、本件地内中央を貫通する作道新設、三、小作地區劃整理斷行、四、作道敷地上の建物樹木其他の賠償、五、小作地區劃の規律、六、區劃整理後の小作契約、七、大正十四年度以降昭和七年度に至る八ヶ年間の滯納小作料支拂問題

山形縣下蓋村の爭議

山形縣東田川郡蓋村佐藤氏は耕地整理の負擔金二百圓の滯納を爲し所有土地五反餘歩を同村坂東某に讓渡した。然るに坂東は無資産者にして負擔金納入の意志なく滯納金四百圓を算するに至り、公賣處分に附せらるゝを豫知するや親戚に當る坂東某に貳拾ヶ年の永小作の登記を爲し、其小作料の如きは從來佐藤が小作せしめ居りたる當時の小作料の約半額三石の登記をなしたのである。然るに偶、當該土地が公賣處分に付せられ、當初の小作人が反當參拾六錢にて買取りたる處、坂東は永小作權の登記を以て對抗したる爲め四月十八日小作調停の申立を爲し調停委員會を五月二十八日鶴岡裁判所に於て開催の結果

- 一、永小作權ハ抹消スルコト
- 二、坂東某ニハ外ニ佐藤某ヨリ本年佐藤ニ小作セシムル豫定ナリシ土地二反五畝ヲ貸與スルコト

の條件にて圓滿解決した

(チ)蜜柑園小作爭議

靜岡縣下興津町の爭議

靜岡縣庵原郡興津町大字八木間に於ける蜜柑園の小作人五十餘名は、昭和四年以降小作料永久減額を要求して爭議を惹起し依法調停に依り小作繼續にて解決したが、内小作人二十五名反別五町餘歩に關しては右調停條項に基き昭和五年以降の小作料納入額の協定成らず、七年に至り地主木下某は從來の小作官の斡旋を拒絶して土地を自作すべき旨を發表するに至つた。

於茲小作人等は調停條項に基き丹精料又は蜜柑樹買取價格の協定を爲すべく地主に交渉したるに、地主は直接交渉を爲さざるにより、昭和七年五月二十七日小作人等は調停條項の履行を求むる小作調停の申立をなした。仍て調停委員會は事情に通ぜる一調停委員に勸解を委託し斡旋せしめたるも、地主の丹精料支給には少くも數千圓の現金を要すべく、之が調達容易ならざる爲め具體的進捗を見なかつたが、同年秋同地方を襲ひたる暴風の大被害を目撃するに及び漸く心境の變化を來せるもの、如く、地主は勸解者に事件の解決を一任するに至り、茲昭和四年來紛糾したる蜜柑園小作地引上に關する爭議も昭和十年迄小作繼續すること、なつて圓滿解決を見るに至つた。

(リ)出征軍人家族關係の爭議事例

鳥取縣下實盛地方の爭議

鳥取縣西伯郡箕蚊屋地方に於ける未納小作料に關する小作爭議は久しく紛糾中の處、昨年十一月十二日依法調停に依り圓滿なる解決を告げ、昭和七年度小作料に付ては金額を一月中に伯耆農業倉庫に入庫し、其支拂方法は調停委員會に無條件一任のことに協定中の處、小作人等は納期に至り小作料の約五割乃至六割を納入したるのみにて残額を納入せざるを以て、調停委員會は一月十八日兩者を招致し事情を聴取したるに、小作人等は山陰土地會社以外の地主に於ては昭和七年度小作料を三割乃至三割五分の減額をしたるを以て、本件地主も亦三割減額を認めること、及び出征軍人家族に對しては特に六割減額を要求した。然るに地主側に於ては減額の必要を認めずとて之を拒絶したるを以て爭議は再燃し紛糾中である。(一月十八日)

(又)宗敎問題に端を發せる爭議事例

長崎縣下松浦村の爭議

長崎縣南松浦村眞言宗某寺住職は、檀徒にして寺の小作人中尾某外八名のものが、他の宗教に變心するが如き口吻を漏したるに激昂し、小作地の引上を斷行したる爲め、俄然問題は表面化した。區長平山某が調停に立ち解決に努めたる結果、本件小作人中耶蘇教信者に非ざる一部の者には再び小作を許すこととなつたが、耶蘇教信者に對しては飽くまで小作を拒絶した爲め之等小作人は寺院の處置に不満を抱き目下抗爭中である。(ル)特殊手段に依る爭議事例

福岡縣前原町の爭議

福岡縣絲島郡前原町大字第一區地主中村某外二十三名は、小作人田中某外三十三名が、昭和七年度の小作料を納入せざるを以て本年二月小作人等の靱玄米等を假差押へたる爲め小作人等の激怒を買ひ紛糾中であつたが、梅雨期に至り差押米の品質を損ふべきを虞れ六月二十一日より二日間に互り之を競賣處分にせんとするや、小作人等は日本農民組合の應援を得て家族同伴辨當携帶にて競賣場に押寄せ、其數二百餘名に達し事態急迫を告げたるを以て、所轄前原警察署より署長以下二十餘名出動して警戒に努めたが、騷然として如何なる騷擾を惹起するやも圖り難き状態の中に、競賣は開始せられ刻一刻形勢悪化したるを以て署長は調停に立ち、兩者の間に介入して妥協斡旋の結果競賣を中止し、小作人側にて落札の形式を取り代償を協定して圓滿解決を見るに至つた。

青森縣下奥内村の爭議

青森縣東津輕郡奥内村字西田澤に於ては、地主玉熊某小作人市川某間に小作地引上爭議を惹起し、遂に地主は四月五日立入禁止假處分を執行するや、五月九日に至り小作人は耕作のため假處分地に立入り耕作をなし公務執行妨害として檢舉送局された。(五月九日)

和歌山縣下志賀村の爭議

和歌山縣日高郡志賀村外數ヶ村に於ける昭和七年度小作料減免

免要求に端を發せる小作爭議は、地主は遂に二十數町歩に立禁を爲し傷害事件すら惹起せしむるに至つたが、其後小作人側は對策上五月八日遂に小學兒童の同盟休校を敢行するに至つた。

而して小作側は別に湯川村に日高農民學校を開設し、全農本部書記増田操氏外日高地區幹部五、六名が教師となり同地安養寺及青年會場を教室に充て、前記盟休兒童の一部約百四十名を收容して授業を開始したが、其の教授材料に發禁となりし「土地と自由」「小さい同志」等を使用した爲め、公安を害するものとして遂に同月十六日右農民學校は閉鎖され兒童は爲めに十七日より一齊登校するに至つた。

茨城縣下沼里村の爭議

茨城縣稻敷郡沼里村小作人十五名はかねて小作料減額及返地三ヶ年延期方に付地主と交渉中の處、地主の容るゝ所とならず調停不調となるや、大衆行動を以て目的貫徹を計る外なしとて農民組合員の應援を得て共同耕作を敢行した。(三月二十一日)

新潟縣下乙村の爭議

新潟縣北蒲原郡乙村に於ける小作人三百五十一名は、その耕地田五百九十三町歩が昭和三年度稻作早魃の爲め不作なりとの理由にて、その地主十六名に對して小作料五割減を申出でた。然るに地主は之を容認せず、一部地主は昭和三年十二月土地返還及小作料請求訴訟を提起し立入禁止假處分を申請した。仍て小作人は昭和五年五月小作調停申立を爲したが、双方の主張

強硬なる爲め成立を見るに至らず、事件は同五年二月取下となり再び訴訟の繼續となつたが、昭和八年三月上旬遂に判決言渡となり地主の勝訴を見るに至つた。

於茲小作人側は控訴權を放棄し専ら實力行動に依らんとし、一面支持政黨の應援の下に陳情運動、示威運動に訴へて居たが、其後小作官及判事の盡力に依つて小作人側よりの調停申立があり、事實上の調停成立して茲に大部分の爭議解決を見るに至つた。因に調停條項中主なるもの左の如くである。

調停條項

- 一、昭和二年乃至同七年未納小作料中より一ヶ年分小作料の五割を減免す
- 二、右殘額は昭和八年より七分の一宛七ヶ年賦の事
- 三、其他將來の耕作條件(略)

新潟縣下新潟村の爭議

新潟縣南蒲原郡新潟村大字小栗山地主佐藤氏外四名對小作人小川氏外二十四名の昭和七年度小作料減額要求に基く小作爭議は、其後地主より調停申立を爲して調停中の處小作官及調停委員の斡旋に依り經濟原則に依りて定免小作料を協定することとなり、先づ地主負擔に係る公祖公課、土地資本利子其他合計二十三圓三十錢、小作人支出の肥料代、勞賃、農具、農舍其他計四十一圓四十七錢を相互承認して、之に依つて一反步收穫高二石四斗屑米二十として其の總收入四十七圓四十二錢を按分した

六、土地返還爭議調

年次	件數	對爭議件割合に
大正十二年	一	一・一
大正十三年	三	三・三
大正十四年	四	四・四
大正十五年	七	七・七
昭和二年	二	二・二
昭和三年	一	一・一
昭和四年	三	三・三
昭和五年	四	四・四
昭和六年	五	五・五
昭和七年	六	六・六
昭和八年	七	七・七

七、土地立入禁止立毛動產差押件數調

年次	土地立入		立毛差押處分		動產差押處分	
	件數	執行面積	件數	執行面積	件數	差押價格
大正十二年	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇
大正十三年	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇
大正十四年	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇
大正十五年	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇
昭和二年	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇
昭和三年	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇
昭和四年	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇
昭和五年	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇
昭和六年	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇
昭和七年	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇
昭和八年	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇

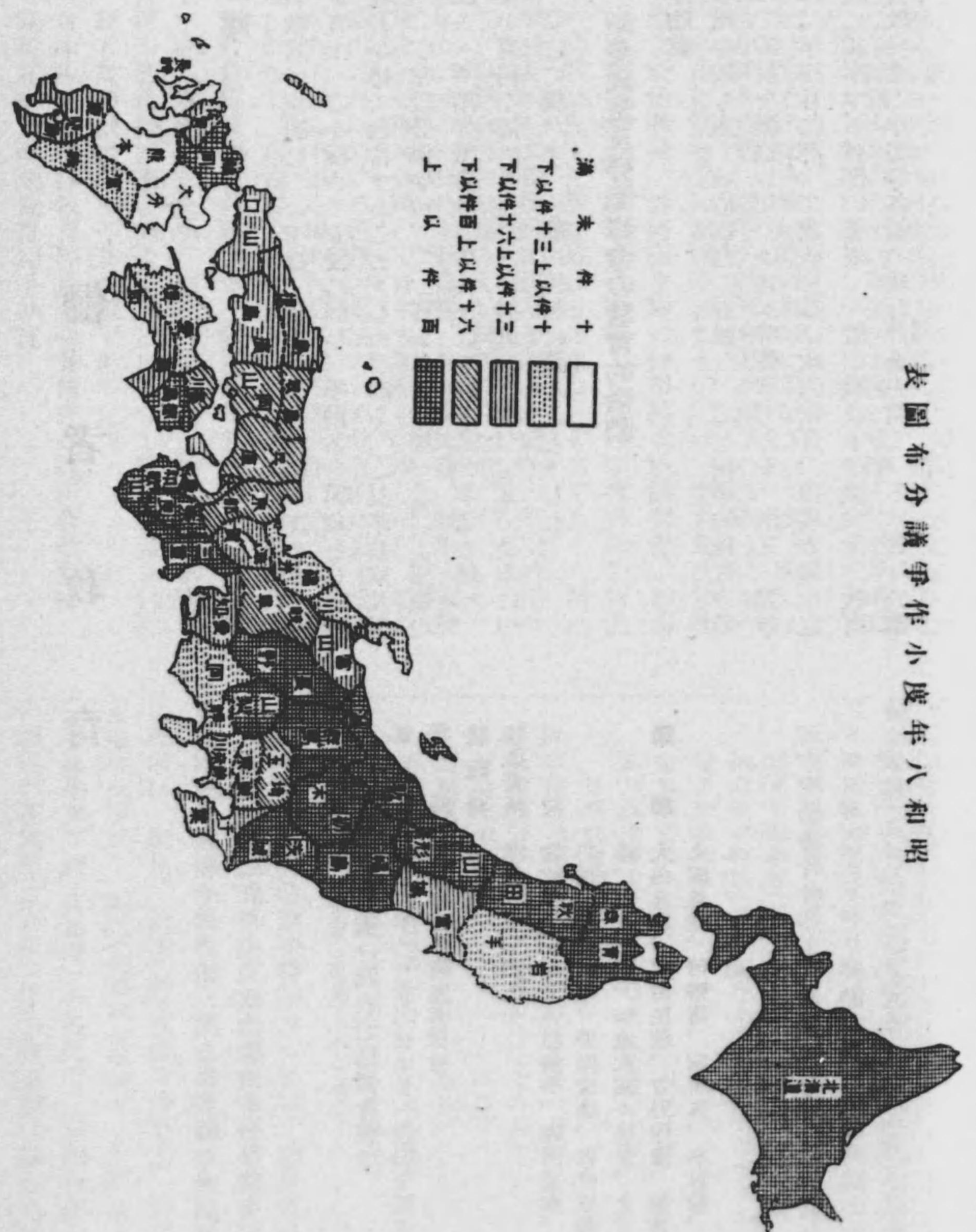
八、民事訴訟事件種別件數(司法省民事局)

種別	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
小作料請求	七・〇	七・七	六・三	六・三	六・三
土地返還請求	一・八	一・三	一・六	一・六	一・六
土地返還請求(小作料請求に對し)	一・七	一・〇	一・九	一・九	一・九
小作權確認	一・四	一・〇	一・四	一・四	一・四
占有保全	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
損害賠償	一・六	一・二	一・四	一・四	一・四
其他	一・九	一・三	一・六	一・六	一・六
總計	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇	一〇・〇

九、小作爭議結果別調

總件數	未決	解決			妥協
		自然消滅	耕地返還	要求撤回	
大正十二年	三・三	一・〇	一・二	一・一	七・七
大正十三年	三・五	一・一	一・三	一・一	七・六
大正十四年	三・〇	一・〇	一・二	一・〇	六・八
大正十五年	三・三	一・〇	一・一	一・二	六・六
昭和二年	三・二	一・〇	一・一	一・一	六・四
昭和三年	三・四	一・〇	一・二	一・二	六・四
昭和四年	三・六	一・〇	一・三	一・三	六・六
昭和五年	三・八	一・〇	一・四	一・四	六・八
昭和六年	四・〇	一・〇	一・五	一・五	七・〇
昭和七年	四・二	一・〇	一・六	一・六	七・二
昭和八年	四・四	一・〇	一・七	一・七	七・四

表圖布分議爭年小度年八和昭



勞働者教育

緒言

勞働者教育の意義については、世上種々の議論があるが、茲では、便宜上、之を極めて廣義に解し、勞働者を對象として行はる、教育を總て包含することとした。即ち(一)無産政黨及勞働組合、(二)常設勞働學校、(三)官公私諸團體、(四)工場礦山等で行はる、所謂勞働者教育の夫々について其の事實を傳へ、研究對策の資料を提供せんことに努めた。従つて其の是非については一切之に觸れず、一般の批判に譲ることとした。

無産政黨及勞働組合の教育的活動

一 無産政黨

無産政黨中最も速く政治教育に着眼し、之が組織的教育方針を樹立して活動を開始したのは日本勞農黨である。創立の翌年即ち昭和二年四月に至つて黨教育部は政治教育の指導方針を定め、實踐に従事する幹部の養成、一般組織及未組織大衆の教育政治教育教科書の作製等各般の教育計畫を樹て、その實行の第一着手として第一回の中央政治學校を東京に開催することとな

つた。その要綱は次の如くであるが越えて同年十二月一日より十日間更に第二回の中央政治學校を全日農東京事務局に於て開催した。

日本勞農黨一回政治講習會概要	
日 時	昭和二年六月廿二日より一週間午後六時より九時半迄
場 所	東京市芝公園協調會館
講 師	金二圓 黨員並に一般人士
講 題	財政學、マルクス經濟學、經濟實狀、憲法行政、勞働問題、農村問題、勞働法制、社會運動史、社會思想概論、無産文藝、無産政黨の現在、その他
講 師	大内兵衛、楠田民藏、吉野作造、藤井悌、杉山元治郎、丸岡重亮、河野密、麻生久、木村毅、三輪壽壯、田中九一、その他

地方支部聯合會等より推薦派遣された講習員のためにはブレブスリーグのロンドン勞働大學に倣ひ共同の宿舍を設け、起居寢食を共にして互に切磋琢磨せしめたので卒業生の少數なる割合にはその効果甚大なるものがあつた。翌昭和三年九月二十二

日より十月六日までは又土曜講座を開催して、時間に餘裕のない黨員並に未組織大衆のために斯道の大家に依囑して基本的知識を授けた。

中央に於ける右の如き學校講習會等に刺戟されて地方的にも漸次、常設學校や長期、短期の講習會等が催されるやうになつた。昭和三年中に開校又は開講されたものでは、栃木縣支部聯合會の宇都宮政治學校、群馬縣支部の伊勢崎政治講習會、新潟縣支聯の長岡政治學校、横濱政治學校、東京市城北支部の城北政治學校、明石公民文化學院等はその主なるものである。特に城北政治學校及明石文化學院は修業年限各一箇年の常設政治學校であつて、新種教育には珍らしい施設であつた。

昭和三年十二月二十日日本勞農黨、日本農民黨、無産大衆黨九州民憲黨以下七黨が合同して日本大衆黨を結成したが、昭和四年中は黨の内外に於ける諸種の事情のため教育的活動も兎角阻害されがちで頗る不振を極めたが、翌昭和五年に至つては俄然勢を盛りかへし、未曾有の目覚ましい教育活動が行はれた。即ち黨本部教育部及び支部聯合會、教育部及各勞働組合部が昭和五年上半期に實施した長期、短期の講習會、講演會、研究會その他各種の會合は左表の如くで、之に依つて養成動員された闘士及一般大衆の数は驚くべき多數であつた。

日本大衆黨本部教育部及聯合會教育部並組合教育部
昭和五年上半期教育闘争狀況

- 一 勞働政治學校(三箇月を一期とす)
 - 横濱勞働學校(四月一日—六月三十日)
 - 深川政治學校(四月五日—七月五日)
 - 芝勞働學校(五月二日—七月二日)
 - 城南勞働學校(四月二十日—七月二十六日)
 - 城北政治學校(四月一日—六月三十日)
 - 豊多摩政治學校(五月二日—七月三十日)
 - 愛知政治學校(四月二日—六月三十日)
 - 瀬戸政治學校(四月一日—六月三十日)
- 二 短期政治學校
 - 新潟農民學校(一月十一日—十三日)
 - 八戸農民學校(一月十五日—十八日)
 - 新潟政治學校(三月十日—十三日)
 - 西那須政治學校(四月一日—五日)
 - 川崎勞働學校(六月三十日—七月五日)
 - 横濱勞働夏期大會(七月六日—十五日)
- 三 研究會、講習會 各種三十八箇所

尙當時の教育活動中特記すべきは、同年五月五日黨本部に開催された勞働政治學校長並に組合教育部長の聯合會議である。この會議は黨教育部の決議と常任委員會の承認を得たもので出席者は、田所、松本(以上黨教育部代表) 内田(組合同盟) 森(横濱勞働學校) 鶴岡(深川政治學校) 小松(城北政治學校) 河野(芝勞働學校) 酒井(農勞)の各氏で、黨教育部の報告及各學校長の報告の後議事に入り、(イ)教材並に講義内容統一の件、(ロ)

無産者教育協會結成の件を議し、無産者教育協會は別項の如き規約を決議し、會長河上丈太郎氏、書記長田所輝明氏夫々選任された。

無産者教育協會々則

一名稱

本協會は無産者教育協會と稱し事務所を日本大衆黨本部に置く。

二目的

(イ) 本協會は資本階級の百般の資本家的學校教育並に教化總動員の如き資本家的社會教育に對抗して教育に於ける階級闘争を宣し無産階級の立場からの獨立教育闘争を組織す。

(ロ) 本協會は社會科學に關する知識を啓蒙普及すると共に大衆をして産業上、政治上の歴史的任務を遂行せしむるに足る信念と技能を與ふるために教育學校、教育集會、教育出版の組織擴大とこれが統一的活動を促す。

(ハ) 本協會は言論、集會、出版の自由並に無産者教育學校の合法性獲得のために戦ふ。

(ニ) 無産者大學の設置を期す。

三構成

本協會は日本大衆黨教育部、労働組合教育部、農民組合教育部、政治労働農民學校、無産者教育團體、及び大衆教育者團體の統一的聯盟體である。

四機關

(イ) 本協會の最高機關は加盟團體の代表者よりなる總會にして總務委員會隨時これを招集す。

(ロ) 本協會の常務執行機關は總務委員會にして總會によつて選任

されし會長、書記長、總務委員若干名よりなる。

五役員

本協會には左の役員を置く

一、會長一名 二、書記長一名 總務委員若干名

六會計

(イ) 經費は一團體年額五圓の加盟團體分擔金及一人年額一圓の教育者團費を以て充つ

(ロ) 會計は總務委員會にて掌り、その豫算決算書は總會の決定をうく

七加入及び脱退

(イ) 本協會に加入せんとする團體は總會の承認を要し本協會に加入せんとする個人は總務委員會の承認を以て大衆教育者團に加入せしむ

(ロ) 協會を脱退せんとする團體又は個人はその理由をして總務委員會に届出すを要す、脱退せるものは本協會の資産に對し分割請求権を有せず

八罰則

(イ) 本協會加盟團體にして會則に違反したるものは總會の決定によつて除名す

(ロ) 大衆教育團員にして本協會の會則に違反し協會の名譽を毀損したるものは總務委員會の決議を以て除名す

九附則

會則は總會の決議によらざれば變更し得ず

同年七月二十日には日本大衆黨、全國民衆黨、無産政黨戰線統一全國協議會所屬の各黨が合同して、全國大衆黨が結成され

たが、全國大衆黨は黨教育部の活動として、同年十一月一日より五日まで中央政治學校を開催した。これは日本勞農黨時代に試みられた教育形式を再現したもので、地方支部の黨幹部養成を目的とし、學生は總て支部聯合會の派遣推薦にかゝる者のみに限定し、在學中は合宿にて共同の自炊生活を行はしめた。従つて授業料の如きも、現金(一名五圓)か然らずんば米一斗及現金(二圓)といふ金納物納兩者を採用した。授業は午前八時より午後九時まで毎日十三時間に亘り、晝及晩の食事に休憩する外は殆ど間斷なく繼續した。尙斯種の學校としての珍らしい試みとしては、各所に見學を行つたこと、見學先は、朝日新聞社、中央放送局、エビスビール工場、紡績工場、東京帝大、農科大學、株式取引所、商品取引所、百貨店、銀行、博物館、動植物園、蒲田撮影所、青果市場、横須賀軍港、追濱飛行場等の各所に及んでゐる。

全國大衆黨中央政治學校(昭和五年十一月一日—五日)

學科及講師

- 一 基本科目 經濟學 田所輝明。政治學 平野力三。財政學 織本侃。唯物史觀 河野密。
- 二 科 外 帝國主義論 鈴木茂三郎。農業經濟學 角田藤三郎。世界情勢 阿部茂夫。法律學 黒田壽男。婦人問題 織本貞代。新聞論 木村毅。組織論 淺沼稻次郎。

同年七月二十三日より八月三十日までは、東京第一支部主催の下に第一回大衆政治學校が開催せられ、八月二十一日より七日間は大阪無産者夏期大學が開催され、東西相呼應して黨員の政治教育を行つた。

その他地方的な教育活動としては、川崎政治學校(六月十一日)、淺草プロレタリア學校(七月三十一日—十一月二十七日)、兵庫縣夏期民衆大學(七月二十五日—三十一日)、横濱労働學校(九月十一日—十一月二十七日)、深川大衆政治學校(十一月十三日—二十二日)、群馬縣強戸農民學校(十月二十五日より)等である。

前記東京第一支部の大衆政治學校は爾來常設的なものとなり其後名稱はプロレタリア政治學校と變り、所屬政黨も全國大衆黨より全國勞農大衆黨を経て現在は社會大衆黨城西支部に移つてゐるが、終始一貫事業を繼續し、創設以來開催十回に及んでゐる。

昭和六年七月五日全國大衆黨、勞農黨、社民實現同盟の三黨合同に依つて全國勞農大衆黨成立するや、同黨の教育部は同月二十七日附を以て直ちに各支部並に支部聯合會宛に指令を發し黨内教育運動の當面の方針として急速に夏季政治學校並に研究會を開催すべきことを促した。その結果同年中に開催されたる政治學校六、講演會五、研究會一で、之に吸收されたる生徒總數七八八名、その内譯は職業別にして労働者六四四名、その他一四四名、組織別にして労働組合員六四四名、農民組合員七七名、

その他六七名、年齢別にして最高五〇歳、最低一八歳、平均三五歳と報告されてゐる。

一方社会民衆黨の教育的活動を觀るに、同黨の創立されたのは大正十五年十二月五日であるが、昭和三年に至つて初めて黨教育部の組織的な活動が開始され、同年七月一日より一週間に亙り、第一回の中央的な民衆政治學校が芝區三田四國町總同盟本部に於て開講された。學生は各支部より選抜派遣された者で授業は日勞黨或は全國大衆黨の中央政治學校と同様午前九時より午後九時迄繼續實行された。講師は安部磯雄、吉野作造、鈴木文治氏以下十數名で、約五十人の地方支部指導者を養成した之に刺戟されてか東京府豊島支部教育部に於ては種々教育計畫を考案中であつたが、翌昭和四年四月に至つて遂に常設的な豊島政治學校を開講することとなつた。修了期間は六箇月で毎週火、金の兩日夜間授業を行ひ應募學生は五十名に達した。尙同支部に於ては別に巡回政治講座を立案し、七月十四日より毎月三日間宛同支部内の各分會約十箇所に於て政治講座を開催した。

社民黨本部に於ては各地に教育闘争の開始さる、情勢を察し教育方針を統制して適切なる指導を與ふることの急務を感じ、同年六月二十三日中央委員會を招集して、左の如き教育一般運動方針書を作成した。

教育一般運動方針書

- 一、講座の會場、所在地
- 二、開講期日、日數及一日の講義時刻
- 三、講座課目及その割當時間
- 四、要求する講師及び數
- 五、講師出張に關する道程の指示
- 二、講座開催責任者は講師出張中の宿泊及滞在に要する一切の實費を負担する外左記金額を講師に支拂ふべし。
 - 一、往復旅費(但し汽車、汽船は三等賃、その外排當代及び旅行時間拾時間を以て一日行程とし、それに要する途中宿泊料(三回)もふくむ)
 - 尙半額は出發前に黨教育部に送附するを原則とす、但し衆議院議員は汽車賃を除く。
 - 二、一回の講義(大體二時間とす)に對し、金參圓以上の謝禮、但し同一人が數回連續講義する場合はこの限りにあらず。
 - 三、講座開催責任者は開講後成可く速かに左記事項を教育部に報告すべし。
 - 一、豫定と實施との差違
 - 二、聽講者數及其の内容(總數黨員及黨員外姓名その職業等)
 - 三、講座の成績及將來のための意見
 - 四、その他の参考事項
 - 四、講師は時間を勵行する責任を有す。以上

同年八月一日より七日まで黨本部主催で更に第二回の民衆政治學校を開設して三十一名の支部指導者を養成した。之に次で各地に於て支部聯合會等の主催で政治講座が開かれたがその主なるものは 大阪夏期大學(八月一日—七日)、仙臺政治學校(八

一、教育一般の方針は昨年度大會に決定したる我黨の運動方針に據ることは勿論である。

二、如何なる方法の教育運動なるにせよ、階級的、政治道德の高調我黨の指導精神の宣明は之を忘れてならぬ。

三、我黨の爲には充實せる政治教育を實施しなければならぬ、その爲には、

(一) 各支部又は分會に於ては、事情の許す限り數日繼續の政治講座を開講すること。

(二) 右講座の爲に要する講師は別記黨教育部規定に基き本部より派遣するも、その數を成可く少くし、其他は當該支部又は問題に依つては外部より求むることを要す。

(三) 支部又は分會に於ては、左記課目の講師たり得る人を平素養成すること。

但し學習方法に關しては教育部はその實問に應ずる。

イ、選挙法規。ロ、府縣政一般。ハ、市町村政一般。ニ、地方特殊の政治問題。

(四) 未組織大衆に對しては、黨の日常闘争を以て實踐教育をする外、演說會、講演會等を以て當面の問題を解説し、或は黨の主張を宣明すべし。尙ほ極力前記政治講座にて動員すること。

(五) 講座のためには黨發行の冊子及「民衆政治講座」を使用し尙その他の教科書は即時之を指定する。以上

附 教育部規定

一、支部又は分會に於て講座を開講し、黨本部に講師派遣を要求する場合は大體左記事項を開講前十日前に申込むこと。

但し三、四は成可く教育部に一任すること。

月八日—十日)、淀橋政治學校(八月十日—十六日)、長野夏期政治

學校(八月二十三日—二十七日)、九州政治學校(十月一日—六日)、

上田政治學校(十月五日—七日)、京都政治學校等である。

翌五年にも黨本部主催で第三回の民衆政治學校を開講する豫定であつたが、事情で之を中止し、その代り矢張り黨本部主催で八月十五日より二十日まで東京地方民衆學校を開講した。その後の活動に至つては詳にしないが、昭和六、七年共に概して不振であつたといふことが出来る。その原因は種々あるが、滿洲事變を契機としてのファシズム運動の擡頭、その影響に依る無産各黨の内紛、續いて社民、全國勞農の合同に係る社會大衆黨の出現過程中のいきさつ及その後に於ける黨内組織の確立整備等に忙殺されて、一般に日常闘争に専念せしむるを得なかつた事等が教育活動を阻害したのであると推せられる。社會大衆黨結成後の最も組織的な教育活動と見るべきは、昭和九年五月十日より同十九日まで十日間の中央政治學校の開講である。これは前記日勞黨及全國大衆黨等に依つて試みられた教育方針及形式を傳承したもので、軍隊式強訓練に依る短期間黨闘士養成を目的としてゐる。其の概況は次の如くである。

社會大衆黨第一回中央政治學校

主 體 社會大衆黨本部
期 間 昭和九年五月十日—同月十九日、十日間

授業時間	午前九時—午後十時
入學資格	(イ)黨員たること、(ロ)階級的思想堅固、將來必ず黨の闘士として闘争すべき望ある者、(ハ)支部及聯合會より推薦されたる者
教員	東京市麹町區公會堂及同區赤坂支部事務所 校長 安部磯雄、監事 渡邊年之助、平野學、事務主任 高瀬清
生徒數	一一五圓一〇 一五人
科目及講師	唯物史觀、運動方針(田所輝明)、議會對策(龜井貞一郎)、綱領政策、明治維新史(河野密)、協同組合運動(渡邊清)、組織論、ストライキ戰術(淺沼稻次郎)、我黨の使命(麻生久)、日本社會運動史、選舉對策、宣傳組織(松本淳三)、市民對策(阿部茂夫)、政治學、教育方針(平野學)、財政學(河上丈太郎)、地方財政論(渡邊年之助)、農村問題(松永義雄)、婦人問題(堺真柄)、新聞編輯(高瀬清)、農村對策(角田藤三郎)、經濟學(原彪)、勞働組合論(上條愛一)、宣傳闘争(小山壽夫)、勞働對策(片山哲)、新選舉法(三輪壽壯)、最近の經濟(高橋龜吉)、警察組合論(黒川泰一)、應寫版技術(鈴木八郎)。
見學	總同盟本部、銀座地下街、貴賓兩院、東日社其他、市役所、中央郵便局、秋山製糖工場。

右の外社會大衆黨は、(イ)東京ガス工組合研究会(昭和八年九月

月廿二日—十月十四日)、(ロ)東京城西支部主催政治學校(十一月四日—十一月十三日)、(ハ)東京プロレタリア政治學校(九月—十月)、(ニ)農村協同組合學校(十月十二日開校)、(ホ)下伊那支部農民講習會(十月廿日)、(ヘ)上伊那支部農民講習會(十月廿一日)、(ト)栃木縣幹部講習會、(チ)栃木縣幹部講習會(九月廿六日—廿八日)、(リ)長野縣北海支部研究會、同長野縣執行委員會講習會(十一月廿一日)等に夫々數名の講師を派遣して教育活動を援助した。其他近接地區の申請に應じて講師を派遣してゐるが、其の延人員二十五名に達してゐる。

二 勞働組合

(一) 概説 勞働運動と勞働者教育とは常に相即不離の關係を有し、廣い意味では勞働運動そのものが一つの大きな勞働者教育といふことも出来るが、茲では問題を限つて一般的意味に於て勞働組合が最近如何なる教育的活動をなしたかに就て概観することとする。

一時勞働運動の旺盛だつた頃、組合の闘士養成一般組合員の教育を目的とした常設勞働學校が各地に簇生したことがあつたが、種々の事情で多くは水泡の如くに消え失せ、現在まで殘存してゐるものは極めて少い。

併し常設の勞働學校の形式こそ取らないが、組合の教育的活動は極めて旺盛で、或は巡回勞働學校と稱し、或は地方分校短期講座と稱して、地方に散在する組合員に對し、三回乃至十五

回程度の講習會を催すものが多い。

組合大衆に呼びかけるための講演會も頻繁に開催せられ、殊に教育週間等と稱し、或る特定の週間を限つて組合員結成のための講演會が組合員の密集地帯に於て催されることがある。時局問題の喧しい時或はメーデーの數日前の如きは、特に組合員を動員して聴講せしめ、問題の理解と組合精神の醸成に努めてゐる。その外組合聯合會及各支部の研究會、座談會、討論會、雄辯會、茶話會等も亦最も有力な教育的活動といふべく、これ等の會合は月に二、三回宛は催され、組合内部の問題或は時事問題等を中心として互に意見の發表交換をなさしめ、ケース・メソッドに依つて問題の核心を捉へせしめるように指導してゐる。右の如き各種の會合は組合全體より之を見れば少くとも年には二三百回、多ければ千回近くも催されるので、假令一回宛の參會者は小數でも、教育の普及徹底の上より見れば、非常に効果のあるものであることは云ふまでもない。

總同盟關係に於ては、最近雜誌「勞働經濟」の讀者を中心とする讀書會が各地に設けられ、毎月一回位會合して同雜誌に掲げられた問題を中心とした研究討論が試みられてゐる。時には執筆者及斯道の權威者を変へた座談會も催され、その速記録は一般組合員に廉價で頒布することもある。讀書會に參集する者は多くは組合の幹部或は中堅級で、従つて是等の人々は、その獲得したる知識を支部或は職場の集會に於て一般組合員に紹介傳

達して、その指導に當るを常とするので、彼等の知識向上に貢獻するところも尠くない。

勞働爭議はあらゆる意味に於て最も有效な實踐的教育の機會であり、團體訓練の良き試驗臺でもあるが、組合に依つてはこの機會を利用して所謂陣中講座を開催し、具體的問題を前にして活きた教育を施してゐるところもある。

文書に依る教育は最も一般に行はれてゐるもので、機關誌或は機關新聞、工場ニュース、壁新聞、パンフレット、リーフレット、ピラ、ポスター等各種の機關を通じて間斷なく組合員全般の教育に當つてゐる。左翼的組合に於ては、映畫、演劇、音楽、美術品或は寫眞の展覽會等を通して盛んに主義の宣傳、階級意識の醸成に努めて居る。

以上勞働組合は各種の方法に訴へ組合員の指導教育に當つてゐるが、之を大別して組合指導者の養成と一般組合員の教育の二に分つことが出来る。

組合指導者に對しては基礎的理論の把握と共にオルガナイザーとしての資格を備へしむるため、可及的長期に亙る經濟的教育訓練を施す必要があり、常設の勞働學校はその必要のために生れて來たものであるが、現在この種の教育機關は前記の如く稍々不振の状態にある。その不振の原因は一にして足りないが學校經營者側の財政難、講師難、設備難、教授法難、生徒側としては勞働の過重と公私の仕事に忙殺され、時間の餘裕なく、

加ふるに學費に困つて通學を断念する等のことがあり、その他當局及事業主の彈壓冷遇、組合の離合集散に依る經營主體の不安定等も數へることが出来るが、尙不振の一つの原因としては勞働者教育の普及といふことも考へることが出来る。勞働組合運動の初期に於ては、組合員を教育する機關乏しく、ために當時にあつては常設の勞働學校は殆んど唯一の教育機關の觀を呈し、之に出入する以外には社會科學の研究、組合理論の把握の機會が少なかつたが、その後勞働組合の發達、社會運動の隆盛と共に、斯方面の出版物が雨後の筍の如くに續出し、加ふるに多少その目的は異なるも、官公私の諸團體に依る勞働者教育施設も亦次第にその數を増し、組合内部に於ても、地方的に長期短期の講習會、講演會等が頻繁に催され、支部或は職場單位の研究會、座談會、茶話會、讀書會、討論會等に依つて断片的ながらも社會科學に關する論議が行はれてゐるので、特志な研究家以外には、常設の勞働學校に學ぶ必要を認めなくなつたやうな傾向がある。

以上の如き諸種の原因に依つて常設勞働學校は現在一樣に不振を來してはるが、併しいづれの組合に於ても、指導者養成は斯種の機關に依らねばならぬことを確信してゐる。既に勞働學校を持つてゐる組合はその内容充實に努力し、未だかゝる設備のない場合はその新設を熱望してゐる。従來の経験に依れば、勞働學校に於て長期間研究した者は組合幹部としては最も優秀

極めて通俗的に産業の話、勞働組合の話、消費組合の話、經濟の實際知識、婦人問題、時事問題より進んで社會問題概論、社會思想にまで話を進めるやうな極めて懇切な方法をとつて成功してゐるやうである。尙最近には裁縫、生花、料理、育児の如き家事技藝に關するものまでも組合員に教授してゐるが、勞働組合の教育方針が次第に變化しつゝ、あることは注目に値する。

勞働組合關係雜誌及新聞

題名	關係團體	題名	關係團體
勞働經濟	日本勞働總同盟	海軍時報	海軍勞働組合
勞働婦人	同	工友時報	工友會
勞働聯盟	同	共立時報	共立會
勞働時代	日本造船業員組合	全國勞働新聞	全國勞働組合同盟
勞働運動	日本造船業員組合	日本勞働新聞	日本勞働總同盟
	日本造船業員組合	日本交通勞働新聞	日本交通勞働總同盟
	日本造船業員組合	日本交通勞働新聞	日本交通勞働總同盟

(1) 短期講座 (日本勞働學校地方分校)

地方別	項目	開催回数	一回平均	延人員數	講習場所	講習科目
北豊島地方		九回	五八名	五二二名	道野川區道野川町六八二	時事問題
大森地方		一〇	七四	七四〇	品川區大森二丁目九〇二	時事問題
吾嬬地方		一一	七六	八三六	大森區大森二丁目九〇二	時事問題
澁谷地方		一三	三六	四六八	澁谷區新橋町六五	時事問題
南葛地方		一二	八四	一、〇〇八	城東區大島町二の八〇九	時事問題

(二) 日本勞働總同盟 日本勞働會館事業を中心とする日本勞働總同盟の昭和八年度中に於ける教育的活動を摘記すれば左の如くである。(常設の日本勞働學校に就ては別項記載)

自由勞働新聞	全國勞働組合自由聯合會	運友勞働新聞	運友同誌聯合會
黒色勞働新聞	日本勞働組合自由聯合會	製鐵勞働新聞	日本製鐵勞働組合聯合會
海員協會	日本海員組合本部	芝浦勞働時報	日本勞働組合會議
海員協會	海員協會	芝浦勞働時報	芝浦勞働組合
勞働者新聞	大阪聯合會	勞働新聞	橫濱市從業員組合
官業勞働新聞	官業勞働總同盟	社會大衆新聞	社會大衆黨本部
勞働の九州	九州同盟會	日本國家社會新聞	日本國家社會黨本部
都市勞働新聞	東京從業員組合	日本國家社會新聞	日本國家社會黨本部
瓦新勞働	東京瓦新工組合	日本國家社會新聞	日本國家社會黨本部
東電勞働新聞	東電從業員組合	日本國家社會新聞	日本國家社會黨本部

であり、又永續性があるとの定評がある。尙また教育の徹底の上からは學校を寄宿制にする事が最も有效なりとせられてゐる。常設勞働學校は組合指導者の養成機關である以上、數多く存在することを要せず、組合の本部に一枝、或は更に基礎を鞏固にするためには、數組合聯合して一つの學校を設けることも良く、古き歴史を有する英國のラスキンカレッジ、ロンドン・レバーカレッジの如く、全國より集る中堅組合員の教育を行ふ機關を設け、充實したる訓練をなすことが我國組合運動の健全なる發達のため最も肝要なことなりとの見地より、組合幹部中には著々その計畫を進めつゝ、ある向もある。

一般組合員の教育につき最も困難とさるゝところは、組合員が概して學力低く基礎知識なきため、講説に對しての理解力に乏しいことである。従つて社會問題、經濟問題、時事問題の解説等にしても努めて平易を旨としてゐるが、文字や用語の不明のため興味を生ぜず、集會の出席、組合發行の新聞、パンフレットの購讀に就ても割合はかた／＼しくない。當事者は人を集めるためには屢々漫談、映畫、レコード等を講演の間にはさむやうなことまでもするが、問題はむしろ彼等の基礎知識の涵養にある。總同盟の如きは既にその點に著目して、特に教育程度低き方面の組合員(職維工業從業者等)に對しては、先づ以て、國語、算術、歴史、地理等の普通學を教へ、本の讀み方、日本語として使用する、外國語の解釋等の基礎知識を與へる傍ら、

一三地方	一三二	一〇八九	一〇九八〇	事務所	その他
沼津地方	一一	二八六	三、四三二	静岡縣東部清水村	消費組合の話
市川地方	一一	五二	五七二	千葉縣市川町五丁目	産兒制限の話
川口地方	八	二七	二一六	埼玉縣川口市金山町二の三二六九	資本主義の話
埼玉地方	四	二九	一一六	埼玉縣草加町松江町五四	労働者に關する法律の話
川崎地方	一九	九八	一、八六二	川崎市新川通五九	世界地理の話
平塚地方	四	四一	一六四	平塚市須賀	其他歴史語學等
横濱地方	一八	四八	八六四	横濱市鶴見區南田町	裁縫、生花、料理、育兒等の實際知識
秋田地方	一	一八〇	一八〇	秋田縣能代港町高町	其他必要なる常識

(ロ) 講演會

日本労働會館本館大講堂に於て開催せる講演會回数は一五回にして其聽講人員五、四七五名、地方的に出張開催せるものは一八回、聽講人員八、二二六名、平均四五七名なり。

(ハ) 講習會

講習會は、主として、其作業場所又は之を中心とする分館並に組合支部に於て開催し、一般的には、職業知識の爲めに婦人労働者には特に家事、衛生、料理、編物、裁縫、生花、修養等を主としつゝ、あり集會数は、三〇五回にして、内婦人のものは八三回、出席延人員八、八四五名、平均二九名に達す。

(ニ) 労働圖書館

圖書館は主として、労働學校生徒並關係組合員の利用に資し、所屬の週刊文庫は、從來の如く、各地方組合支部を中心とする労働者の爲め、多大の便宜を興へ好評を博しつゝある。

(三) 全國労働組合同盟

本組合最近の教育活動を插記すれば、昭和八年一月廿日より一週間教育週間を催し、インフレ政策による物價騰貴生活種種脅威等を中心題目として各地に研究会講演會を行ひ、同年八月十三日より九月十日までの一ヶ月間は、組合本部の夏期教育闘争方針に従つて各地方聯合會主催で講習會を催したが、特に東京聯合會は非常な効果を收めた。同講習會の取扱つた科目は、經濟學、労働組合論、婦人問題、法律。

律學、時事問題等で、講師は河野密、河上丈太郎、三輪壽壯、角田藤三郎、菊川忠雄、高瀬清、堺真柄、平野學、岡田宗一の諸氏で講習生全動員数は五五六名であつた。各地別の情況は左の如くである。

地區別	組合別	講習期間	講習員數
月島	東金	八月十三日—十五日	三七
城北	東化	九月十六日—十八日	三五
南葛	紡織、化學、自由	八月十九日—廿一日	八二
城南	東金	八月廿二日—廿五日	四八
江東	東木	八月廿七日—廿九日	一〇五
城西	自由、映畫、運交、青バス	八月卅日—九月一日	二六
西北	東食	九月五日—八日	八五
全映	特別	八月廿九日—九月八日	六六
自由	同	九月八日—九日	七二

同年三月中旬に於ては教育週間を催し、聯合會及組合支部に於て講習會、研究會を行ひ、職場大家を積極的に参加せしむる方針をとつた。

(四) 日本労働組合總聯合會 本組合と最も密接な關係にあるのは後述の横濱労働學校で、組合の幹部の養成に當つてゐる。其他大阪、神戸、東京に於ては、移動労働學校、巡回茶話會、短期講習會、労働講座が盛に開かれ、實際的效果を挙げつゝある。

右の集會による教育は、二大別して組合指導者の養成と一般組合員との教育に分けてゐるが、前者のために研究会を各聯合會ともに盛に開いてゐるが、特に大阪にはそのために一水會と労働會がある。茶話會は昭和八年大會以來五百回に近く、その集會は小規模であるが、極めて重大な教育的任務を遂行してゐる。

出版物としては、總聯合全國的機關誌として、毎月労働運動を發行してゐる。その外大阪聯合會の「新社會」、神奈川縣聯合會の「労働文化」等の各聯合會機關誌が發行されてゐる。また各組合の機關誌として、神戸の「司厨従業員時報」、東京の「京濱技友會々報」、大阪に演従の月報等が發行され、聯合會々報、組合ニュース、支部會報等四十三種に及んでゐる。

パンフレット、リーフレットも相當發行され、「國際労働會議の話」、「金融資本の話」、「ソビエト五年計畫を見る」、「獨逸労働運動とナチスの活動」、「アメリカN.R.A.の動向」、「労働運動の話」、「日本の労働者の動向に就て」などがある。

横濱聯合會に於ては、水上労働者の子弟の通學上の便宜を計るために漢西寮なるものを設け、特に寮主任指導の下に寢食を共にし、講習複習をなし、心身の練習に力めてゐる。從來兎角顧みられなかつた水上労働者教育の第一歩と見るべきであらう。

常設労働学校

一 日本労働学校

沿革 明治四十四年秋、東京市芝区の統一基督教弘道会の幹事たりし鈴木文治氏が社会事業の一端として附近の労働者のため「通俗学術講話会」を開催したが、其が機軸となつて聴講者十五人に依つて友愛会が組織された。大正三年に至つて、「通俗学術講話会」は右の友愛会の事業に移管され、其の名稱も労働問題講習会と改めた。爾來友愛会の發展に伴ひ、組合幹部の養成と一般労働者の理解を促す必要を認め、大正五年更に労働問題研究会と改稱した。大正八年之を東京労働組合研究会と改め、大正九年秋に至つて友愛会東京聯合会の主催に依り、東京労働講習所が生れ、從來の東京労働組合研究会を之に換へた。東京労働講習所は我國最初の組織立つた労働学校として非常な好成绩を収めた。大正十年六月に至り、労働者教育は労働組合の域外にあつて機能を發揮すべきが本筋であるとの見解の下に、別に労働者教育協會を創立し、其の事業として労働学校を經營することとし、名稱も新に日本労働学校とした。大正十三年九月學則を改正し、昭和七年財団法人日本労働會館設立さるゝや、爾來右會館の事業の一部として經營さるゝに至つた。卒業生累計三六五名に達してゐる。

日本労働学校概況

所在地 東京市芝区三田四町二ノ七
創立 大正十年
財団法人日本労働會館

代 表 者 校長 松岡胸吉

修 業 年 限 一ヶ年(自四月至翌年三月)

學 生 定 員 七〇名

授 業 日 及 時 間 毎週月、水、金夜間二時間、特別課外講義は毎月二回二時間宛

講 義 修 了 六講義一學期修了制、三學期十八科目修了制

學 科 目 正科生一ヶ月五十錢、聴講生一講義選擇講義料五十錢

分 校 の 開 設 第一學期 社会問題概論、經濟原論、政治學、社會思想、日本産業概論、國際問題、

第二學期 労働組合論、労働組合運動史、世界の貿易、財政學、世界の労働運動、労働者の法律

第三學期 社會進化論、實用經濟學、日本産業地理學、消費組合論、婦人問題、日本文化史

適宜地方に分校を開設し、其地方に依り義務教育未成熟者に對しては、特殊教育も行ふ。昭和八年

度は延日數一三二日、一三地方に開設、平均生徒數延人員一〇、九八〇名、内女生徒は五、〇八八名、本校通學に困難なる婦人のため相當の成績を納む(日本労働總同盟の教育の項参照)

二 横濱労働学校

所在地 横濱市中區長者町八ノ二九

創 立 昭和四年七月

的 労働者解放ノタメノ理論ノ教授及労働者ニ自覺ト光明ヲ與フルコト

代 表 者 校長 森 榮一 主事 中村正春

修 業 期 間 二箇月乃至四箇月

授 業 及 時 間 毎週火、金、午後七時半より九時半まで

開 辦 期 間 春秋二期

修 了 者 數 約百八十二人(昭和八年六月現在)

既 往 五 箇 年 間 學 生 調 査 (昭和九年五月現在)

年 齡 別 廿五歳以下一〇九、廿六歳以上九四、外三二

職 業 別 印刷工五六、機械工三八、金屬工一九、小賣商人一六、

船夫一六、船員一二、木工八、莫大小工八、製材工七、事務員

八、塗工六、醸造工五、土木五、配達夫五、製菓工四、石工四

電氣工四、司厨四、荷造業三、製菓三、理髮業二、農業者二、運

搬工、船大工、新聞配達、小使、染色工、紡織工、洗濯業、交

通労働、自由労働者各一、その他八。

學 科 目 労働問題、農村問題、産業問題、財政問題、時局

問題批判

附 帶 事 業 一、夏期擴張講習會(川崎労働学校等)

ロ、街頭講演會

ハ、雑誌刊行(労働文化)

三 大阪労働学校

宣言 「知は力なり」と。まことに、知識はそれが適切な社会勢力と結合するとき、かつて自然克服の力であつたやうに、社会匡救、社会革新の力たるのである。さうして今日、ヨリよき明日のための歴史的使命を擔うて居ながら、擁護上、無智、無教養の暗黒か、欺

騙隠蔽の幻覺かに委せられてゐる新興階級ほどに、眞實の知識と教養とを必要とするものはない。しかるに、この喫緊の必要を充たさうとする無産大衆のための教育機關は、その數極めて少く、しかもその多くは難局と惡闘しつゝ僅かにその存在を保持してゐる現狀である。かゝる社會的情勢の裡にあつて、また、かゝる社會的要求と呼應しつゝ、我が大阪労働学校は、無産運動關心者のための合法的教育機關として、急進、反動の十年に亘つてよく獨立労働者教育の方針を堅持し來つた。労働学校として、本校は官公立の學校でもなければ、資本家の經營する教養施設でもなく、思想的にも財政的にも権力と資本より獨立した教育施設である。と同時にそれは、現在我國における特殊の政黨にも從屬せず、したがつてそれらの思潮を代表する教育機關でもない。ゆゑに本校教育の期するところは、権力と資本から獨立に、無産運動の諸分派からも自由に、汎く労働者の立場に立つて、主として社會科學を教授し、専ら無産大衆の間に眞實の科學的知識を普及せんとするにある。

文化反動の秋、吾等は益々本校の重責を認識し、労働教育會館の新築を機として諸般の設備を整へ、愈々その使命に勵進せんとす。切に、労働者、農民、勤勞市民諸君の支援と來學を待つ。(一九三四年一月)

沿革 大阪労働学校は宣言に述べた如く、無産者の歴史的使命の遂行の爲めの労働者教育の目的を以つて、大正十一年六月、賀川豊彦、松澤登人、村島歸之、山名義徳氏等の盡力と在阪労働團體及篤志家の後援の下に創立され、その開校式を西區安治川一の基督教會に舉げた。校長に賀川氏、主事に松澤氏、講師には京阪神の社會運動に同情と理解ある小壯の教授及辯護士等が夫々その任に當つた。

松澤氏は同年十二月辭任され、其後瀨野久司氏が校務を處理して居たが、十二年八月に制度を改め學生の互選による委員によつて管理することにした。

經營の都合上、大正十三年三月に校舎を此花區江成町の友愛社に移したが、校運の進展その他の事由から同年四月主事制に復し井上良二氏を主事に選任し、學校經營に就ても山名、村島、河野、阪本井上諸氏の幹旋によつて大阪勞働學校後援會を設け、又經營委員を選び學校の經營、その他の事業一切を之によつて處理することとなつた。大正十四年七月校舎を江成町一〇番地に移したが同年末に勞働教育會の後援により現在の香地に移轉し漸く、その基礎の確立を見るに到つた。其後發展と共に、一方經營委員の努力と其一人である森戸辰男氏夫人のかくれたる援助とに依つて、大阪勞働教育會館改築の運びに至り昭和八年七月末愈々起工同十一月末落成現在の新校舎に面目一新するを得た。尙前主事井上良二氏は昭和六年秋大阪府會改選に立候補當選後主事を辭任され、經營委員となられたので、其後任として桑島南海士氏を選任今日に至つてゐる。開校以來今日まで學期を重ねること三十二回、その修了者總數九七五名に及んでゐる。(一九三四年一月現在)

概況 所在地 大阪市此花區吉野町一丁目三六六大阪勞働教育會館
創立年月 大正十一年六月
代表役員 校長 賀川豊彦、主事 桑島南海士、經營委員長 高野岩三郎
目的 一般無産者及無産階級運動に必要な知識を與ふることを目的とす。

四 神戸勞働學校

瀧軍大要 大正十三年四月勞働文化協會教養部の事業として設立され、久留弘三氏及齋藤信吉氏専ら之に當つたが、同十五年三月解散、昭和四年二月に至つて神戸勞働學校經營委員會に依つて組織經營することとなり、大塚社會問題研究所長高野岩三郎氏が委員長に就任した。併し同七年四月以降は事實上休校の姿であつたが、昭和

概況 所在地 東京市本郷區元町二丁目四七
創立年月 大正九年六月
代表役員 經營委員長 高野岩三郎、主事 中川光太郎
目的 一般無産者及無産階級運動に必要な知識を與ふることを目的とす。
經營委員會との關係 無關係
經費年額 五百圓
開講時期 一期三四
開講時間 毎年一月、四月、九月
授業日及時間 毎週月、水、金の午後七時より九時まで
修業期間 三箇月
入學資格 勞働組合員及無産政黨員、但し其他の者も詮衡の上入學を許すことあり
主要學科目 唯物史觀、勞働組合論、政治學、經濟學、勞働法制、財政學、社會思想史
科外 インフレーション問題、世界經濟會議、無産政黨論、市政選舉論
選擧論

五 中央勞働學院

瀧軍大要 大正六七年以降我國に於て勞働運動が急激な勢を以て勃興したが、この運動を正しく導くことの必要を痛感したる結果、茲に栗野谷藏氏等が中心となつて、大正八年十月六日日本勞働教育

和八年五月に至つて復校の運びとなり、陣容を改め新たに第一期生を募集し、今日に及んでゐる。
概況 所在地 神戸市兵庫區湊町三丁目二五
代表役員 經營委員長 高野岩三郎、主事 中川光太郎
目的 一般無産者及無産階級運動に必要な知識を與ふることを目的とす。
經營委員會との關係 無關係
經費年額 五百圓
開講時期 一期三四
開講時間 毎年一月、四月、九月
授業日及時間 毎週月、水、金の午後七時より九時まで
修業期間 三箇月
入學資格 勞働組合員及無産政黨員、但し其他の者も詮衡の上入學を許すことあり
主要學科目 唯物史觀、勞働組合論、政治學、經濟學、勞働法制、財政學、社會思想史
科外 インフレーション問題、世界經濟會議、無産政黨論、市政選舉論

育會が設立され、これが母體となつて同九年六月に勞働夜學專門學校創立の運びとなつた。越えて十年六月、中央勞働學院と改稱し、十五年六月には校舎を新築するに至つた。現在まで修了者を出すと一千三百九十四名の多きに達し、我國に於て最も永い歴史を有する勞働學校である。
概況 所在地 東京市本郷區元町二丁目四七
創立年月 大正九年六月
代表役員 經營委員長 高野岩三郎、主事 中川光太郎
目的 勞働生活の狀態を改善するに必要な知識を與ふることを目的とす。
經營委員會との關係 無關係
經費年額 三、七〇〇圓(昭和八年度豫算)
開講時期 四月—八月 九月—三月
開講時間 六箇月
授業日及時間 毎週月、水、金、土(但し第一、第三)午後六時より九時まで
修了者數 一、三九四名(昭和八年八月現在)
學校の附帶事業 中央勞働學院圖書館
學科 1、社會政策 (イ)勞働問題總論 (ロ)勞働組合論 (ハ)社會思想 (ニ)農村問題
2、經濟學 (イ)經濟學原論 (ロ)貨銀論 (ハ)經濟記事の讀方
3、政治學 4、社會學 5、倫理學 6、哲學

- 7、法律 (イ)帝國憲法 (ロ)民法
- 8、日本歴史及近世西洋史
- 9、經濟地理
- 10、生産用器具發達
- 11、論文演習
- 12、辯論指導

六 勞働學院

勞働學院總覽書 最近、勞働者階級の勢力は、急速に發展し來り所謂、人類最高の完成の上に、有力なる地位を占めんとする趨勢は、何人も之を否認する能はざるに至りました。この急激なる趨勢は、今後恐らく、一層の加速度を以て進行するであらうから、勞働者階級が、現實に文明を左右する地位を占むるの時期も決して遠き將來のことではあるまいと思ひます。去り乍ら、勞働者は、是迄文化的恩澤に浴することから、餘りに遠ざかつて居りました。否、遠ざけられて居たと見るべきが、正當かも知れません。兎に角この事のために勞働者が今後その社會に於ける重要な地位に立ち、所謂、人類最高完成の先鋒となるには、更に、大に識見の開發、徳性の涵養、技能の進歩、その他の文化的練達を必要とするのであります。實に、勞働者の現在及び將來に於ける偉大なる勢力を認むるに異議なきものも、必ずや亦、同時に勞働者に文化的訓練の缺除せるを惜しまぬ譯には行きません。否、私共は勞働者の偉大なる勢力を確認するが故に、勞働者に對して、より以上な文化的訓練を要望せんとするものであります。

元來機會だにあらば、人類の大多數は、その最高の完成に向つてより大なる進歩を齎らすべき天賦の能力を有するものであります。この能力を啓發するためには、從來有産者階級の備有せる諸般の文化的設備を、今後最も迅速に勞働者階級に向つても、設備するの要を痛感するのであります。勞働者も亦、自ら進んで、高等教育を初

め凡ゆる文化機關を要求して然るべきであります。何故ならば、教育の公平なる分配に預るべきは、現在の勞働者にとりて、富の分配を公平に享くよりも、寧ろ急務とするからであります。

最近、勞働者教育の必要が、内外を通じて、上下共に、多大の注意を喚起するに至つたのも之が爲であります。我協同會大阪支所も兼てこの意味の勞働者教育を始めたい宿望でありましたが、今回、愈々内外に於ける新種教育の精神及形式の長を取り短を捨て、最も純正適確と信する勞働者教育に一步を踏み込む所以であります。

大正十一年十月
遊覽 大正十一年一月協同會大阪支所開設と同時に、支所長藤澤律氏は協同會幹部と協議の上、勞働學校設立に盡力し、内外の勞働者教育實施状況を調査し、尙大阪市内に於ける工業補習教育關係者工場技術者、職長、勞働者の三方面の人々の意見を徴し、具體案を得て、同年十月一日學校を設立して大阪市淀川區南長柄町一七八番地鶴瀨寺に開校式を舉行し、翌大正十二年三月第一回修了生を出し同年四月より一箇年制の研究科を開設した。

創立當時、本科の修業期間は六箇月であつたが、第四回より第八回に至る間は之を四箇月に短縮し、その中間期間に於て或は一般補習教育又は職業教育を了へたる勞働者の希望に應じ、特別の講習會又は本科生に對する豫備教育としての講習會を開設した。大正十五年九月の新學期より本科並研究科修了期間を六箇月に改正し、科目に多少の改正を加へた。昭和六年草間時光氏藤澤氏に代つて大阪支所長となり、院長に就任するや再び修了期間を四箇月として今日に至つてゐる。開校以來同期を重ねること本科第二二回、研究科第一九回、修了者を出すこと本科七一一名、研究科一五六名に達してゐる。

概況

所在地 大阪市此花區朝日橋通三丁目一三四九條青年會館内

創立年月 大正十一年十月

代表者 財團法人協同會大阪支所 院長 橋本龍保利

目的 筋肉勞働者の文化啓發、品性の向上

勞働組合との關係 なし

經費年額 二、六七五圓(昭和八年度費算)

開講時期 四月及十月

授業日及時限 毎週月、水、金、自午後七時至九時半

授業料 二圓五十錢

入學資格 高等小學校卒業又は之と同等以上の學力ありと認むる者にして筋肉勞働に従事するもの、但し研究科は本科修了生

校友會 本學院卒業生に依つて組織せられたる勞働學院校友會あり(會報「燈文」)

修了生調査 (昭和九年二月現在)

(イ) 修了生總數 本科(第一回—第二二回) 七一一名。研究科

(第一回—第一九回) 一五六名

(ロ) 年齢別

本科 最低一六歳、最高五四歳、平均二九歳

研究科 最低一八歳、最高五四歳、平均三一歳

(ハ) 學歷別

本科 尋常小學校卒業一二一名、高等小學校卒業四〇〇名、中等

學校程度修了又は卒業八八名
研究科 尋卒七名、高卒一〇三名、中卒一九名、その他三名

(ニ) 職業別

本科 機械工場四〇四名、織機工場二九名、其他工場八〇名
商業一三名、交通運輸二名、電氣瓦斯一名、官公吏一名、僧侶一名、其他三八名

研究科 機械工業九三名、織機工業五名、其他工業三四名、商業三名、官公吏一名、其他七名

官公私團體と勞働者教育

一 文部省

政府が勞働者教育に關心を持ちその施設を講ずるに至つたのは極めて最近の事に屬する。昭和四年度文部省費算に於て初めて「勞働教育補助費」の計上を見、直接勞働者教育の施設計畫を行ふに至つたのであるが、その後費算の増加と共に、實施の範圍逐年擴大し、昭和八年度の如き、勞務者輔導學級を開設せるもの大阪府、埼玉縣、愛知縣、靜岡縣、福岡縣、東京市、横濱市、神戸市、清水市、桐生市の一府四縣、五市、勞務者講座を開催せるもの北海道、大阪府、京都府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、新潟縣、愛知縣、岐阜縣、長野縣、福井縣、廣島縣、和歌山縣、福岡縣、石川縣、岡山縣、愛媛縣の一道二府十四縣に亙り、殆んど全國の産業府縣に普及してゐるが如き状態である。

現在文部省の行つてゐる労働者教育に、前述の如く労働者補導學級と労働者講座の二つの形式がある。労働者補導學級は英國で行はれてゐるチュートリアルクラス式の方法を採り、成るべく少数の生徒に對して長期間の教育をなすことを目的とするもので、講師並にチューター(指導員)と生徒との緊密なる接觸を圖り、講義の後には質疑應答の時間を設け、時々生徒の研究発表をなさしめる期間は原則として一週二回、夜間三時間宛九週間合計五十四時間、或は集約的に一日六時間九日間合計五十四時間授業をなす事にし、地方の状況に依り之に伸縮性を與へてゐる。一組の生徒は二、三十名乃至五十名で、少ない程効果があらるとされてゐる。

生徒募集の方法としては、多く工場礦山の事業主側と連絡をとつて、之より選抜派遣させるやうにさせてゐるが、この點に於ては労働者補導學級も労働者講座も大體同様である。たゞ前者は役付或は中堅の労働者を多く收容してゐる相違がある。労働者講座の趣旨目的は労働者補導學級と同一であるが、ただその教育の方法として、人数の制限を嚴格に設けず、且つ講習時間も短く、原則として夜間五日間三時間宛か又は晝間三日間五時間宛計十五時間授業を行ふ事になつてゐる。要するにこの講座は比較的多数の労働者に短期の教育を施すことを眼目と

(一) 昭和八年度労働者補導學級施設概覽

してゐるのである。

教授事項は文部省に於て豫め定められた左の七類中より地方の實狀に應じ適當なるものを選ぶことになつてゐる。

- 第一類 日本國民精神
- 第二類 日本及外國の近世史、地理
- 第三類 道徳、宗教、藝術
- 第四類 政治、法律、經濟
- 第五類 自然科學
- 第六類 生活及職業に關する指導
- 第七類 趣味、娛樂、保健に關する指導

右の分類以外に體操及音楽を授業の前後に於て適宜加味することになつてゐる。

尙修了者の補導については、労働者補導學級も労働者講座も特に細密なる注意努力を拂ふことゝされ、修了者と本教育に關係ある者を以て學友會を組織し、時々研究会、懇談會、修養會等を催すことゝなつて居り、後述の労働者教育協會はその中心機關である。

左に労働者補導學級及労働者講座の施設概覽、年齢別調、學歷別調、職業別調の表を掲げる。

委託先	開設地	会場	期間	科目数	延時数	生徒数		修了者	修了者中出席者	修了歩合	關係者数		
						申込者	許可者				委員	講師	指導者
桐生高工	桐生市	工業生高等學校	三	八	六〇・五	三三	三三	二九	一〇〇・〇〇	—	六	二	二
埼玉縣	川口市	川口市講堂	二六	九	五四	九〇	五〇	四三	八四・〇〇	—	二	二	二
東京市	品川區	品川區立大學	一九	七	四七	八〇	四九	三三	八九・九	—	二	一	一
	豊島區	豊島區立高等學校	二〇	七	四三	五〇	三三	三三	八八・五七	—	二	二	一
	東區	東區立高等學校	二〇	七	四三	四七	四七	三七	八五・二	—	二	二	一
東京市	芝區	芝區立小學校	二〇	八	四七	七〇	四七	三七	九三・三	—	二	一	一
	日本橋區	日本橋區立小學校	一九	七	四三	七〇	四三	三七	九三・三	—	二	一	一
	千代田區	千代田區立小學校	一九	七	四三	七〇	四三	三七	九三・三	—	二	一	一
横濱市	横濱市	横濱市立高等學校	一八	二	九三	六九	五〇	二四	一〇〇・〇〇	—	二	二	二
静岡縣	濱松市	濱松市立高等學校	二二	二	五七・五	六〇	六〇	—	一〇〇・〇〇	—	二	二	二
清水市	清水市	清水市立高等學校	一九	二	五七・五	六〇	六〇	—	一〇〇・〇〇	—	二	二	二
愛知縣	名古屋市	昭和造業會社事務所	一九	二	五七・五	六〇	六〇	—	一〇〇・〇〇	—	二	二	二
大阪府	大阪市	大阪府立工業學校	二二	一〇	六〇	二四	二四	三三	九三・〇〇	—	一	一	一
	西野田區	西野田區立工業學校	二二	一〇	六〇	二四	二四	三三	九三・〇〇	—	一	一	一
神戸市	神戸市	市立工業學校	一八	七	六〇	八七	六〇	二九	九二・六	—	一	一	一
福岡縣	久留米市	公會堂	二〇	三	五三	六三	六三	五〇	九五・一八	—	二	二	二
合計	二〇	一四	二八三	二七	七〇三	一〇〇九	七〇三	六四四	三六一平均	九三・一四	一七	二八	二六

(四) 勞務者講座學生調査

(備考) 括弧内ハ婦人數ヲアラハス

合 計	長 崎 縣	福 岡 縣	愛 媛 縣	廣 島 縣	岡 山 縣	和 歌 山 縣	兵 庫 縣	大 阪 府	京 都 府	愛 知 縣	岐 阜 縣
八	長崎市	直方市	今治市	廣島市	岡山市	和歌山市	姫路市	堺市	京都市	一宮市	大垣市
職私公公	職私公公	職私公公	職私公公	職私公公	職私公公	職私公公	職私公公	職私公公	職私公公	職私公公	職私公公
業立會會	業立會會	業立會會	業立會會	業立會會	業立會會	業立會會	業立會會	業立會會	業立會會	業立會會	業立會會
學三校校	學三校校	學三校校	學三校校	學三校校	學三校校	學三校校	學三校校	學三校校	學三校校	學三校校	學三校校
二〇	三	三	七	五	六	五	一〇	五	三	八	六
二二	五	三	七	五	六	五	一〇	五	三	八	六
一〇	六	五	六	六	九	七	八	六	六	七	七
三三	六	八	二	一	二	一	二	一	二	一	二
(三三)	(三三)	(三三)	(三三)	(三三)	(三三)	(三三)	(三三)	(三三)	(三三)	(三三)	(三三)
(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)	(一七)
(一三)	(一三)	(一三)	(一三)	(一三)	(一三)	(一三)	(一三)	(一三)	(一三)	(一三)	(一三)
(一六)	(一六)	(一六)	(一六)	(一六)	(一六)	(一六)	(一六)	(一六)	(一六)	(一六)	(一六)
(一八)	(一八)	(一八)	(一八)	(一八)	(一八)	(一八)	(一八)	(一八)	(一八)	(一八)	(一八)
平均八六・五	九六・八	四三・四	一〇〇・〇	一〇〇・〇	七九・四	七二・九	六六・〇	九二・〇	一〇〇・〇	六三・二	九九・天
一三	六	六	六	七	七	七	二	六	六	七	七
五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

(一) 年齢別 (二) 勞務者補導學級學生調査

生徒數	未滿二〇歲	自二〇歲至二五歲	自二五歲至三〇歲	自三〇歲至三五歲	自三五歲至四〇歲	自四〇歲至四五歲	自四五歲至五〇歲	自五〇歲至五五歲	自五五歲至六〇歲
六三	六	三二	二九	一八	一〇	三	一	一	一
100%	9.5%	50.8%	45.9%	28.6%	15.9%	4.8%	1.6%	1.6%	1.6%

(口) 學歷別

不學就	小學退學	尋常小學校退學	高等小學校退學	小學校補習退學	中等學校退學	中等學校中途退學	專門學校退學	專門學校以上
一	〇・九	一・九	三・三	九・六	六・〇	六・〇	一・二	一・二
0.1%	1.4%	4.7%	13.6%	12.6%	8.6%	8.6%	1.7%	1.7%

(三) 昭和八年度勞務者講座施設概要

委 嘱 先	開 設 地	會 場	期 間	科 目 數	延 時 間 數	申 込 者	許 可 者	修 了 者	皆 出 席 者	修 了 步 合	講 師 事 務 取 扱
北 海 道	札 幌 市	今 井 記 念 館	五	五	一五	三三	三三	三三	三三	八七・〇	五
文 部 省	川 崎 市	川 崎 高 等 女 學 校	六	九	一五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八八・〇	九
新 潟 縣	新 潟 市	萬 代 小 學 校	七	七	一四	一七	一七	一七	一七	八〇・二	七
石 川 縣	金 澤 市	兼 六 會 館	六	七	二	九	九	九	九	八三・三	七
福 井 縣	福 井 市	福 井 商 工 會 議 所	五	四	一五	天	天	天	天	九〇・〇	四
長 野 縣	諏 訪 郡 平 野 村	諏 訪 製 絲 研 究 會	五	五	一五	三〇	三〇	三〇	三〇	九六・五	五

(ハ) 職業別

業 業	工 業 屬	機 械 器 具 製 造	工 化 業	工 織 業	紙 工 業	皮 革 骨 等 工 業	飲 食 好 品 業	被 服 身 體 製 造 業	土 木 建 築 業	製 版 印 刷 業	學 藝 品 裝 飾 業	瓦 葺 新 築 業	交 通 運 輸 業	其 他
〇・一	一七・八	一三・三	一三・三	三・九	一〇・七	五・三	六・六	八・三	〇・七	三・九	一	六・一	二・八	八・〇
0.1%	25.3%	19.3%	19.3%	5.7%	15.7%	7.7%	9.7%	12.3%	1.0%	5.7%	1.4%	8.9%	11.6%	11.6%

(イ) 年齢別

Table showing age distribution of laborers by industry. Columns include age groups (e.g., 未達, 二〇歳自三歳) and percentages.

(ハ) 職業別

Table showing laborer distribution by occupation. Columns include industry names (e.g., 農業, 工業, 商業) and percentages.

(備考) 括弧内ハ婦人数ヲアラハス

二 東京市社会局

(イ) 労働講座

Table of labor lecture topics and lecturers. Columns include topic (e.g., 財政經濟常識, 労働問題と社会思想) and lecturer names.

(ロ) 學歷別

Table showing laborer distribution by education level. Columns include education levels (e.g., 不就学者, 小學校) and percentages.

大正十三年頃大震災直後の浮遊状態の対策として常設的教化機關たる市民労働學院を設置して、職科、本科各六ヶ月(毎週三日三時間)の成人労働者教育を行つたのであるが、事情により一時此の事業を中止するに至つた。然るにこの種の機關に對する要望は其後益々強く、市民館が各所に設立せらるゝに及んで、労働者講座、勤勞婦人講座、技術労働者講座等が再設或は新設された。他方自由労働者及細民階級のためには、巡回慰安會が市内各所の集團地區に開催され慰安を兼ねた教化を行つてゐる。昭和八年度に於けるその施設概要は上表の如くである。

(ロ) 労働者教化施設

Table of labor education facilities. Columns include facility type (e.g., 政治學, 社會政策), location (e.g., 中央大學), and staff.

三 名古屋市

(一) 青年労働者教育講座(第一回) — 教育部社会教育課主催

目的 市内工場勤務ノ青年労働者ニ必要ナル知識ヲ授ケ徳性ヲ涵養スル
会場 愛知縣昭和遊藝堂
期日 昭和八年六月廿、廿二、廿四、廿五ノ四日間午後一時ヨリ五時半マデ
科目及講師
修養講話 昭和 遊藝堂 長堀内文吉
同 名古屋地方裁判所檢察正 岩村通世
時局講話 名古屋新聞社副社長 小林橋川
經濟講話 名高商 教授 宮田喜代藏
日本文化の特質 金城女專 講師 石田元季
音樂體操 昭和遊藝堂 教諭 大場貞吉
詩武科 同 山田清

Table of labor education facilities by month. Columns include month (e.g., 昭和八年五月), facility name, and staff.

講習資格
一定ノ工場ニ勤務スル十八歳以上ノ青年労働者ニシテ工場當局

者ヨリ推薦シタル男子

講習員數 市内十六工場勞務者五十名

(二) 勞務者講習會(第一回)——教育部及産業部共同主催

目的 工場勞務者ノ常識ヲ高メ勞務ニ關スル知識ノ向上ヲ圖リ以テ勞務者ヲシテ健全ナル公民タルト同時ニ優秀ナル産業人タラシメントス

開始年月日 昭和九年一月廿日

講習員資格 市内所在ノ各工場ニ於ケル勞務者

實施要項

(イ) 講習員數 同一工場又ハ同種工業ニ従事スル勞務者五十名乃至百名ヲ以テ一學級編成

(ロ) 講習回数 一回二時間トシ月一回乃至四回但シ工場ノ希望ニヨリ一ヶ月ノ回数ヲ増加スルヲ妨ゲザルモ通シテ十二回二十四時間ヲ以テ一會期トス

(ハ) 講習開催所 各工場及其ノ他適當場所ニ於テ出張講習スルモノトス

講習科目概要

(イ)産業人トシテノ修養陶冶 (ロ)保健衛生 (ハ)工業事情概説 (ニ)業種別ニ應ジ各工場ノ實務ニ必須ナル科目 (ホ)社會常識

右ノ中(ニ)(ホ)ハ工場ノ希望科目ヲ課スルコトトシ、尙女工ニ對シテハ右記科目ノ外適宜手藝、家事等ヲ課ス

講習ノ情況 開催以來講習延回数四七回、受講者八、三八五名、學級八十四工場二十二學級

(三) 映畫教育

昭和四年以來、名古屋市教育映畫協會(社會教育課内ニ事務所ヲ置ク)ヲシテ各工場ヲ巡回セシメ映畫教育ヲ實施ス。本協會ハ豫算七千圓(市内費補助三千五百圓)小學校、各種團體、工場(年會費五十圓、五回映寫)等ヲ會員トシ、現在所有フィルム標準型二百五十卷、十六ミリ百卷、映寫機標準型四臺、十六ミリ五臺及攝影機一臺ヲ設備ス。現在加入セル工場ハ東洋紡績、東邦電力等八工場ナリ。尙本市ヨリ共同宿泊所、勞働紹介所、共存園等へ隨時出張映寫會を開催シツ、アリ。

四 吳 市

府縣市町村等の公共團體が單獨に成人勞働者に對して繼續的な教育施設を講じてゐる例は未だ極めて尠く、おそらく吳市公民講座の如きは其の最も代表的なものであらう。

吳市に初めて常設的公民講座の開設されたのは大正十四年四月で、講座時間は一回二時間十五回終講とし、一箇年三回繼續開講とした。而して同年中設けられた講座は、法制、公民、經濟、社會と思想の四講座で、本籍者總計一四二四人を數へた。昭和二年度に於ては、聽講生一般の知識向上に鑑み高等科を設置し、政治學、社會學、經濟學の三科目を新設し之を一箇年繼續(四十五回、九十時間)開講、それと同時に従来の講座程度のものを普通科とした。

講に變更した。昭和六年に至つて新たに婦人夏期講座を開設し婦人の常識向上を計ることになつた。かくして爾來八年間に互り、聽講修了者を出すこと九千九百九十六名、市費を投ずること累計六萬六千三百圓、將來益、發展の途上にある。

同講座の最近に於ける實施概況及經費額を見るに特に吾人の注意を喚起することは、講師に廣島文理大、廣島高師、廣島高工等の教授の多きこと、聽講者中職工技術者が大半を占めてゐることである。

惟ふに同講座が地方にあつて斯の如き發展を遂げたのは、市當局の理解と熱心に依ること勿論であるが、尙吳市は成人勞働者の教育實施上最も恵まれた土地柄であるといふことも出来やう。

周知の如く同市には二萬の勞働者を擁する吳海軍工廠があつて、集團的に勞働者教育をなすには好適の場所であり、且つ之が教育のためには、廣島文理大、廣島高師、廣島高工等、博識練達の講師を容易に求め得らるゝ便宜がある。尙吳海軍工廠當局及従業員に於ても陰に陽に本講座の發展に助力してゐることなども、その成功の一因と見られる。

五 日本勞務者教育協會

本協會は創立以來滿三年を経過し全國的に漸く基礎が固くなつた。

(一) 學友會 文部省は昭和四年以來毎年全國主要工業都市二

十餘ヶ所に於て長期短期の勞務者講習會を開設する。本會は其の修了生をして修養團體學友會を各地に作らしめ、これを支部として指導し、親睦と修養とを圖らしめて居るが成績頗る良好である。現在此種學友會は十三ヶ所にある。

(二) 支部 各工場嶺山にも支部を設け、其の教育施設と連携を保ちつ、協會の主義に基いて勞務者教育に當る。昭和八年に於て此種支部の増設八ヶ所にして既設のものト合せて二十七ヶ所である。従つて前項の學友會を合すれば協會の支部は四十ヶ所に達する。

(三) 講習講演會 八年度全國各地に於て協會主催並に後援による長短各種の講習會、講演會、講師派遣等合計百三十七回。

(四) 精神作興週間 昭和八年十一月十日は、先帝陛下が國民精神作興の詔書御頒發十周年に該當するを以て協會は十一月七日より十三日まで一週間を以て精神作興週間を設定し、全國主要工場嶺山三千五百ヶ所にこれが通牒を發し、同時に週間實施要綱、ポスター、詔書謹解等を配布したる所多數の參加を得、頗る好成績を以て終了せり。

(五) 交通勞務者教育調査委員會 勞務者中特殊なる從業狀態にある交通勞務者の教育に關する調査の爲めに鐵道省、東京市電、郊外電車、乗合自動車等殆ど東京附近全部の交通機關の代表者を以て調査委員會を設け、昭和八年七月十日左の如き要綱を作製して總會に報告した。

交通勞務者教育實施要項

交通從業員は一般工場の從業員と異りて全從業員が終日其の業場に定着すること少く、從業狀態複雑多岐である爲めに其の教育の實施に當つては多大の困難を伴ふのであるが、然し一方から見れば適當なる方法さへ講ずれば寧ろ此點こそ却つて教育を徹底せしむるに便であると思はれる。

甲 內容

- (1) 産業報國の精神
- (2) 勞資一體、共存共榮の觀念
- (3) 我産業の世界的地位特に天然資源乏しき我國が列國に對峙し得るは優秀なる人的要素によること
- (4) 交通業の社會的重要性
- (5) 會社に對する理解(會社の經濟狀態、習慣、傳統、特徴等)
- (6) 業務教育(運輸、接客、能率、災害防止、技術教育等)
- (三) 社會人として

乙 方法

- (一) 形式的教育に依らずして凡ゆる機會を利用して實地に指導すること
- (二) 講習會、講演會、圖書、新聞雜誌、壁新聞、揭示等によるもの
- (三) 福利施設を通じての情操教育
 - 映畫、音樂會、趣味會(圍碁、將棋、尺八、謠曲其他の練習會、藝演會、盆栽、花卉等の持寄り鑑賞)體育(小空地を利用してスポーツ、武道及體操等)
- (四) 主婦講習會(廢物利用、裁縫、育兒、衛生等)
- (五) 巡迴家庭相談部
- (注意)イ、各營業所を單位として實施するを便とする
ロ、(三)は修養を看板とせず、趣味、體育等各自の好む所に從つて之を通して正導すべきである
ハ、經費は可成企業主負擔のこと
ニ、可成共済組合を利用すること
ホ、各企業間の連絡を密にして助け合ふこと

(六) 機關誌「礎」、勞務者講座の二種を毎月刊行す。「礎」は「日本勞務者」を改題せるものにして同時に二頁増加し内容を充實した。

(七) 優良勞務者表彰 各府縣に委嘱して優良勞務者の氏名經歷等の報告を乞ひ、之を更に選衡して機關誌に發表し、記念品を贈呈して表彰することとした。

六 福岡縣勞務者教育協會

本會の創立されたのは昭和五年七月のことであるが、創立以前に於ても既に勞務者教育關係者協議會の形で數年來事業が進められ來つたのである。

由來福岡縣は新興産業地帯として資源の開發に企業の經營に激刺たる活動が行はれたところであるが勞務者教育に就ても工場鑛山等の關係者は他府縣に率先してその施設を講じ、研究を行ひ、縣當局も亦極力之が誘掖指導に力むるところがあつたので斯種の教育は非常な進歩を示してゐる。本會創設もこの活動の一端を示すものであつて、縣下各工場鑛山其他事業所並に勞務者教育關係者の相互の聯絡提携を緊密にして勞務者教育の振興を圖らんがための中央機關であり創立以來毎年各地の工場鑛山等を會場として通例二日乃至三日間の會合を催し、協議研究、實驗談、實地見學並にその批評等を行ひ、時には縣の諸問事項に對する答申も行つてゐる。昭和九年には福岡縣勞務者教育協會と改稱し、益々斯種教育の振興發達に盡力してゐる。

要するに本會は他の勞働者教育關係團體とは違ひ、企業内で實際勞務者の教化指導を司つてゐる實務家を主體とし、その見地より具體的な教育方策を考究せんとする團體であつて、その方面より全般の我國勞働者教育の方向に貢獻するところ少くないと思はれる。

尚昭和八年度中に於ける本會の活動狀況は左の如くである。

- 八月十五日より同三十日まで 縣内各工場鑛山に於て靜岡縣靜岡市外千代田村小野寺榮女史を招き婦人勞務者の爲に講演會を開く
- 八月二十七日 田川郡英彦山村修道館に於て右傾運動と勞務者教育問題を中心にして研究懇談會を開催す
- 十二月八日より同十一日まで 早良郡脇山農士學校に於て左記の通り勞務者教育指導者講習會を行ふ
 - 王陽明の傳習錄に就て 金鷄學院學監 安岡 正篤氏
 - 業障論語に就て 農士學校學監 伊藤 角一氏
 - 工場鑛山保健問題に就て 醫學博士 田中 泰助氏
- 勞務者教育諸問題に就て 福岡縣社會教育主事海江田喜次郎氏
- 二月七日 戸畑市公會堂に於て、皇太子殿下御誕生記念事業に關する件、建國祭に關する件、其他に關する件につき協議懇談會を開き、支那事情研究會主幹後藤蒼洋氏の支那事情を中心としたる時局に關する講演を聴く

七 協 調 會

財團法人協調會は、大阪支所に於て勞働學院を經營する外、直接に各種の講習會、講演會等を通して勞働者教育の普及發達に盡力してゐる。

蓋し労働者教育は協同会の事業中最も重要な部分を占め、大正八年創立後間もなく諸種の計畫を樹立し、大正十年二月には東京府世田ヶ谷國士館を会場として、第一回労働者講習會を開催した。この講習會は當時の常務理事の一人であつた田澤義鋪氏の主唱に基くもので、労働者たる前に先づ人となれ、資本家たる前に先づ人となれとの趣旨の下に、講習期間中は特に身心の鍛錬共同生活の訓練に意を注ぎ、そのため講師も講習員も一體となつて寢食を共にして修養にいそむといふ獨特の講習様式を採つた。

尙この講習會の特質としては、一般勞務者と共に業主或は管理側からも参加を得、勞資共に一堂に會して、互に胸襟をひらいて意思の疎通を圖り、相携へて産業人としての信念を培ふといふことである。この試は産業界に非常なる反響を與へ、好評を博し、毎回素晴らしい實績をあげた。昭和六年度迄回を重ねること百五十餘回にして、その参加人員一萬三千名を超え、開催地域は、殆ど全國の主なる工場礦山事業場等を網羅してゐる。

次に本會は成人教育運動勃興の機運を察知し、新種教育の普及發達を圖ることの必要を痛感し、大正十五年に至つて成人労働者普及講座を計畫し、同年三月横須賀海軍工廠工友會、同五月佐世保海軍工廠勞愛會、同九月舞鶴海軍工作部共立會、昭和二年十一月製鐵所、と夫々共同して之を開催した。受講者總數

一千有餘名に達し、新種運動に對して非常なる刺激を與へた。横須賀工友會の横須賀勞働學院の如きは、本會の慈恵に依つて昭和二年五月創立されたものである。

本會は又講師招聘上困難なる地方に成人労働者講座を開催することとし、昭和三年五月佐世保海軍工廠勞愛會、同年九月舞鶴海軍工廠共立會、同年十月愛知縣並同縣工場會と夫々協同して之を實施し、成人労働者に對する教育勃興の素地を作ること努力した。

更に本會は工場礦山に於ける職員と労働者の間に介在し、事實上産業權を握る職長に對し、その地位と職責の重要性を認識せしめ、労働者の指導監督上の指針を與へんと意圖より昭和五年以來、埼玉、群馬、福岡、神奈川、愛媛の各縣に於て三日乃至六日に亙る職長講習會を開催し、今日までに開催箇所十二、受講者總數一千八百七十四名に達してゐる。

協同會の労働者教育關係事業中特筆すべきは、昭和二年一月に開催した工場礦山労働者教育協議會である。同協議會は工場礦山に於て企業主の施設に依つて行はる、労働者の教育の發達促進に關して、研究協議をなすことを目的としたものであつて、全國よりの參會者は百六十二名の多數に上り、當事者並に文政當局等に對して非常なる刺激を與へた。前記の日本勞務者教育協會の如き中央機關は實は同協議會參加者一同の輿論だったのである。

協同會 労働者教育關係講習會一覽

成人労働者教育普及講座	回数	開催地	期	受講者總數	受講者
一	横須賀市	大正十五年	自三月十三日至十八日六日間	一、〇一八名	二〇六名
二	佐世保市	大正十五年	自六月廿六日至七月三日五日間	三二五	
三	京都府舞鶴町	大正十五年	自十月十一日至十五日五日間	二六五	
四	製鐵所	昭和二年	自十一月四日至五日間	二二二	
成人労働者教育講座	三回	受講者總數	一、二〇五名		
一	佐世保市	昭和三年	自五月廿九日至六月二日五日間	六六一	
二	京都府舞鶴町	昭和三年	自九月廿四日至廿五日五日間	四〇〇	
三	名古屋市	昭和三年	自十月十四日至十五日五日間	一四四	
職員講習會	一三回	受講者總數	二、〇五三名		
一	埼玉縣川口町	昭和五年	自三月四日至五日間	一七二	
二	同	忍町	昭和五年	自三月七日至三日間	八四
三	前橋市	昭和五年	自三月八日至三日間	一〇六	
四	門司市	昭和五年	自五月廿六日至三十日五日間	一八九	
五	佐世保海軍工廠	昭和五年	自五月廿八日至六月二日(日曜ヲ除ク)五日間	八七	

労働者講習會

年度	回数	受講者
大正九年度	二回	凡一萬三千人
大正十年度	九回	大正十五年(昭元)度一五回
大正十一年度	二回	昭和二年度 一八回
大正十二年度	六回	昭和三年度 二三回
大正十三年度	一五回	昭和四年度 二七回
大正十四年度	一五回	昭和五年度 一五回
		昭和六年度 五回

八 日本成人教育協會

遺囑大要 今は故人となつた慶應義塾大學理事の石田信太郎氏が、大正四年外遊の途次、親しく歐洲各國殊に英國に於ける成人教育普及發達の狀況を見聞し、歸來大に新種教育の必要を高

唱して朝野の視聽をあつめ、大正十三年十月に至つて、同大學卒業生中の有力者の後援を得て本協會を設立するに至つた。爾來中央に地方に屢々成人講座を開催し、輔導學級式教育方法に依つて一般成人の教育に従事し、一方大正十五年には世界成人教育協會に加盟して、各國と提携して新教育の發展に貢獻するところあつた。創立者石田氏は不幸にして昭和二年一月物故されたが、同大學關係の堀内輝美、小林澄兄氏等が、その遺志を繼承し、今日も尙盛んにその活動を繼續してゐる。

本協會は創立以來特に成人労働者の教育に深き關係交渉を有し、附近の專賣局三田工場を始め、淀橋、藏前、淺草等の各專賣局工場の成人講座を指導し、尙數年來東京市と共同主催の労働者輔導學級芝學級には常に會場(慶應義塾大學教室)を提供し講師(主として同大學教授)を派遣して之が教育に従事せしめ、昭和七年五月以來は、本會單獨にて成人教育三田講座を開催して附近の大小工場の労働者の教育のために盡力してゐる。尙同講習會修了者の修養親睦を圖るため三田成人信交會を組織し毎月一回位會合を催して居るが現在會員一四五名を算してゐる。

概況

- 所在地 東京市芝區三田慶應義塾大學内
- 目的 (イ) 公民としての常識を養成すること (ロ) 職業に關する知識を授けること (ハ) 人としての教養を高めること

工場鑛山の労働者教育

一 寄宿工の教育

企業主が其の従業員のために施設する教育の中、最も組織的にして且つ普遍的なのは、工場附屬寄宿舎に於て主として女工の爲に行はるゝ補習教育或は技藝教育である。大規模の寄宿制度が本邦産業獨自の制度なるが如く、其の中に於て爲さるゝ女工教育も、確に他國にその類例を見ない特異な施設である。

企業内にて行はるゝ教育は、多く經營上の必要より發達するを常とするが、寄宿女工の教育はそれのみではなく、企業主の温情に依つて施設せらるることが多い。之は其の教授せらるゝ科目に依つても察せらるゝことで、其處では直接作業に關聯する職業科目を設けることは稀で、一般女學校と同様の普通學及び家事技藝に關する科目が多く教授せられてゐる。之は要するに婚期を控へた女工に、家庭の主婦としての高き教養を與へ、家政を維持するに必要な技藝を授けることを目的としたものであつて、温情主義の一つの現れとも見るべきであらう。

勿論、斯種の施設に於ては、作業前或は作業後の一、二時間の餘暇を利用するのみであるから、一般女學校の如き教育の徹底を期することは不可能であるが、而も尙かゝる施設なくんば生涯教育の機會に恵れざりし不遇な女工達にとつては、確に絶好の教育機關たるを失はない。

代表者 堀内輝美
機關雜誌 「成人」發行、但し昭和六年夏以來休刊
經費 一講座開催に付約六百圓位、有志の寄附による
講義科目 自然科學、哲學、美術、文藝、歴史等
附帶事業 「成人教育の施設案内」「民法」デヴィッドソンの手紙「國民政治時代」その他出版

三田廠要綱

定員 八十名
資格 通學持續の決心ある滿十八歳以上の男女労働者
講義回数 十回乃至十六回
授業日及時間 毎週火、金の二日午後六時半より八時半まで二時間

科目及講師

支那概説	及川 恒忠	衛生の話	川上 漸	昨今の經濟事情	西野喜與作
社會問題	小泉 信三	文藝の話	久保田万太郎	思想問題	川合 貞一
民法雜話	三淵 忠彦	労働者教育	小林 澄兄	精神の衛生	植松七九郎
國際聯盟	板倉 卓造	滿洲觀察	板倉 卓造	國際關係	三淵 忠彦
財政問題	牧野 輝智	經濟思想	高橋誠一郎	國際關係	西澤 英一
滿洲事情	盧澤 安平	貨幣と金	金原賢之助	國の近	

施設の規模、内容等は、企業の大小、業態の別、企業主の關心の程度等に依りて種々であるが、それにも拘らず、およそ數百數千の女工を收容する寄宿舎に於ては、何等かの形式の教育施設を有せざる所殆どなき状態である。最も組織的なるところは、何々女學校と稱し、完備せる教室と専任の教員を持ち、實業補習學校の認可を得てゐる所もある。學校と稱し得ざる程度のもものは、裁縫、手藝、編物、染色、割烹、作法、生花、茶の湯等の技藝科中の一、二に就き、斯道の専門指導者を聘して實習せしむることが多い。

尙其の數は極めて少いが、寄宿男工に對しても、女工と同様補習教育の施設を講じてゐる所も所々に見うけられる。之は多く青年訓練所の形式をとり、普通學、教練の外、多少の職業科目も加へてゐる。

左に比較的組織立つた施設の例を掲げる。

會社工場名	教育施設の名稱	會社工場名	教育施設の名稱
都製絲株式會社	誠修學院	德島小口製絲所	工業補習女學校
日東製絲和田山工場	日東夜學科	備作製絲工場	岡山實踐女學院
原富岡製絲所	裁縫夜學部	豐中製絲株式會社	旭女學校
群馬製絲場	裁縫夜學部	天滿工場	旭女學校
株式會社笠原組	笠原補習學校	三軒家工場	東洋實業補習學校
金山製絲株式會社	職工補習教育	赤穂工場	東洋實業補習學校
小口製絲和田山工場	小口學園	名古屋工場	東洋實業補習學校

見習教育所、鐵道省工場の技工見習教育所、神戸及長崎の三菱職工學校、日立製作所の日立工業専修學校、日光電氣精鋼所の清瀨塾、芝浦製作所の徒弟養成所等はその代表的なものである。此等の見習工養成機関は多く工場内或は附近に設置せられ、一ヶ年乃至四ヶ年の修業年限を有し、就業時間を割いて職業科目と普通科目の教授を行つてゐる。工場實習も特に指導員を置いて、學理との關聯を保ちつゝ、組織的に實施してゐるやうである。教師も専任者の居る所もある。

併し一般には就業時間を割いて學理の教授を行ふが如きことは稀で、多く就業後の一、二時間を割いて、工場職員が學科の教授に當つてゐることが多い。

就學も強制に依る場合と然らざる場合とあるが、一般には見習工の自由になつてゐるやうである。

企業内に同様機關を特設せざる所に於ては、企業外の教育施設即ち實業補習學校等を利用することも少くない。中には實業補習學校と特殊の關係を結び、特定工場の見習工のみを之に收容せしめ、或は特定のクラスを設けて、工場技術員と公立學校教師との協同の下に授業を行つてゐる所もある。宇部鐵工所と

會社工場名	教育施設の名稱	會社工場名	教育施設の名稱
專賣局地方支局	職工教育	海軍工廠各廠	見習職工教育所
陸軍造兵廠大阪工	見習教育	鐵道省工場	技工見習教育所
		(大宮、鹿取、小倉)	

長門工業學校、橫濱船渠株式會社と岡野工業専修學校西前分教場は前者に屬し、三菱電機株式會社と須佐商工實修學校の三菱電機科は後者の適例である。東京府立實科工業學校適材教育部と之に見習工を派遣する工場との關係も可成りに密接なものである。併し普通は工場は學校の教育に關與せず慢然と見習工を學校に委託し、之に通學上及學習上の便宜を提供し或は卒業後の優遇の途を講じてゐるやうである。

見習を修了した一般工のために組織的な技術教育を施してゐる工場は比較的僅少で、前記製鐵所教育所の高等部、吳海軍工廠の技工養成所、内閣印刷局の學術教育所、住友伸鋼鋼管株式會社職工講習會第二部、東洋紡績株式會社山田工場の職工教育所、郡是製絲株式會社誠修學院技術科等はの特例に屬するものである。

右の外、産業關係諸團體等が臨時に開催する、電氣瓦斯熔接金屬燒入、ラヂオ、汽罐汽機、災害豫防等に關する講習講演會に一般工を派遣聽講せしめるが如きことも技術教育の一端と見るべきであらう。

又能率、業務改善、無駄排除、安全等に關する各種の委員會研究會、他工場鑛山の見學、海外派遣實習等も間接に技術の改善進歩に貢獻するところ少くない。左に企業内施設の重なるものを掲げる。企業外の連絡教育施設も相當の數に上るが、茲では便宜上省略することとした。

内閣印刷局	芝浦製作所	日立製作所	住友伸鋼鋼管株式會社	三菱電機株式會社	三井物產株式會社	同	株式會社神戶製鋼所	日光電氣精鋼所	東京石川島造船所	日本光學工業株式會社	豊田式機株式會社	株式會社播磨造船	愛知時計電氣株式會社	新湯鐵工所	戸畑物産株式會社	株式會社幸袋工作	株式會社神戶製鋼
芝浦徒弟養成所	日立工業専修學校	職工講習會第二部	職工講習會第二部	見習工教育	職工講習會	職工講習會	長崎三菱職工學校	清瀨塾	石川島工業補習學校	青年訓練所職業科	工員教育所	徒弟教育所	技術講習會	職工講習會	油發動機講習所	幸袋職工學校	見習職工教育所
株式會社小松製作所	株式會社唐津鐵工	株式會社上電氣	株式會社上電氣	株式會社上電氣	株式會社上電氣	株式會社上電氣	株式會社上電氣	株式會社上電氣	日本鋼管株式會社	日本鋼管株式會社	小野田セメント株式會社	小野田セメント株式會社	小野田セメント株式會社	小野田セメント株式會社	帝人岩田工場	東京朝日新聞社	大阪朝日新聞社
工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校	工科學校

共同印刷株式會社	秋田本村株式會社	日本石油株式會社	秋田製油株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社	三井物產株式會社
見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育	見習工補習教育
那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社	那志製絲株式會社
職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會	職工講習會

四 職長教育

職長教育の必要が痛感せられ、各所にその施設が講ぜらるゝに至つたのは比較的最近のことである。職長教育も之を養成することを目的とする教育と、現に職長の任にある者の教育との二つに分けることが出来るが、現在我が國の工場鑛山等で行はれてゐる教育は主として後者に屬するものが多い。

職長は永年の經驗に依つて實技には堪能な者であるから、之に技術的教育を施す場合があつても、其は作業の原理或は工業常識等専ら理論に關するものである。併し大體現任職長教育に於ては、その性質上技術に關するものよりも工場管理の方面に關するものが多く取り入れられてゐる。

吳海軍工廠に於ける職長講習は比較的組織立つたものであるが、それによれば、講習期間を三ヶ月とし、一週二回、二時間

宛合計四十八時間を以て一講習を終了する規定になつてゐる。而して毎回の員数を二十名に制限してゐることも注目すべきことである。尙講習科目の標準として左の如きものを掲げて居る。

- (一)工場の使命と講習趣旨の説明
- (二)工場沿革並各部所掌事項説明
- (三)工場管理の概要(綱目省略)
- (四)職長の業務(綱目省略)
- (五)工業常識(綱目省略)
- (六)社會常識(綱目省略)

他の工場鑛山等で行はれてゐる職長教育の形式も大體右と大同小異のものであるが、併し此の種の教育は未だ開拓期に屬し極めて少數の企業主が試みてゐるだけで、一般には普及されてゐない。尤も企業内に於て此の種の施設なき所に於ても、随時各種産業團體、官公署、協調會等によつて開催實施される職長講習會等に、従業員を選抜派遣してゐる所も尠くない。職長講習會修了後同窓會を組織し、會報を發行し或は時々會合して研究を繼續するが如き試も諸所に行はれてゐる。下表は企業内職長教育施設中、重要なものを掲げたものである。

五 産業部落の教育

産業部落とは相當の規模の工場或は鑛業所の従業員社宅或は住宅を中心として、之に附随する各種の職業を以つて構成された社會集團を指すのである。之を擴大すれば八幡市や吳市の如き産業都市までも包含されることになるのであるが、茲では便宜上一企業主の事業に依つて發達した小社會に問題を限つて、

會社工場名	教育施設	會社工場名	教育施設
各海軍工廠	技手養成所	内閣印刷局	學術教育所
各鐵道省工場	職長講習會	富士紡大分工場	一、役付工講習會
八幡製鐵所	検査手講習會	中山太陽堂工場	二、(本局直接) 役付工講習會
造幣局	職工講習會	日本足袋株式會社	三、(本局直接) 地方支局
住友伸銅鋼管株式會社	職工講習會第一	同福國工場	職工講習會
株式會社芝浦製作所	職長講習會	同福國工場	職工講習會
湯淺電池製造株式會社	同	同福國工場	職工講習會
株式會社神戶製鋼	役付職工講習會	同福國工場	職工講習會
株式會社神戶製鋼	役付教育會	同福國工場	職工講習會
つちや足袋株式會社	職長教育	同福國工場	職工講習會
大日本麥酒吹田工場	組長教育	同福國工場	職工講習會

其處に行はれてゐる教育に就て誌すこととする。企業者が未開拓の地に新に、工場或は鑛山を設立し、多數の従業員を之に吸収し、之が爲に住宅其他の福利施設を講じて、相當の年限を経過するに至ると、従業員及其の家族は此處に定著する傾向を生じ、終には永住の計畫を立てるやうになる。かうなると、企業主側にも其に應ずる各種の永続的文化施設特に従業員家族及其の子弟のために——を講ぜざるを得ざ

るに至る。斯種の施設が工場よりは鑛山に多いのは自然の傾向である。其の最も代表的なものは、従業員子弟のために設置せらる、小學校である。その實例を掲ぐれば、工場では東京市蒲田區の黒澤工場附設の小學校、鑛山では岩手縣釜石鑛業所の私立尋常小學校、福島縣沼尻鑛山の私立小學校等がそれである。尤も企業主が直接私立小學校を經營する場合は極めて稀で、多くは公共團體經營の學校に企業主が全額或は相當額を寄附する形式をとつてゐる。永沼鑛山に於て、附近の公立小學校を利用して、經費の全額を毎年村當局に寄附することに定め、入山採炭株式會社が、湯本入山尋常小學校を利用して、國庫負擔金以外の金額を負擔するが如きはその適例である。

尙従業員子女のために、補習學校、職業學校等の如き常設的繼續的教育施設のある所も尠くない。三井三池鑛業所の勤勞女學院、古河足尾銅山實業學校、北海道炭礦汽船株式會社の夕張工業學校、福島縣入山鑛業補習學校、眞谷地炭礦、登川炭礦の實科女塾等がそれである。

右の如き常設的のものではなく、随時に企業主が従業員及其の家族の教化を目的として指導するものとしては、青少年女團、青年團、處女會、主婦會、壯年團、在郷軍人會等の修養と娯樂を兼ねた會合、各種教化矯風團體支部の集會、時事問題、衛生問題等に關する講演會、講談、浪曲、演劇、映畫の催等である。企業主側より其の従業員家族に呼びかけ、日々の出來事を傳

へ、事業の概要を知らしめ、其の經營精神を鼓吹する機關としては、工場鑛山雜誌、ニュース、新聞等がある。三池鑛業所の「くろだいや新聞」の如きは日刊で發行部數萬を以つて數へることが出来るといふ。

六 新聞雜誌の刊行其他

事業經營上の主義方針を傳へ、同一精神を以つて企業に協力せしめ、仕事に誇を抱かせ且つ従業員にその思想文藝發表の機會を與へんがため、多くの工場鑛山に於ては直接或は間接に夫定期刊行物を發行してゐる。その内容は必ずしも一様ではないが大體、修養、常識、娯樂、技術等に關する記事、當該企業の近況、各種の行事、管理者並に勞務者の人事、發明改善工夫の表彰、勞務者各種會合の記事、並に勞務者の手に成る論文、感想文、短詩、和歌、俳句、川柳等である。

斯の種の新聞雜誌の發行數は逐年増加の趨勢を辿り、昭和七年中、職工百人以上使用の工場及鑛夫三百人以上使用の鑛山について社會局の調査した結果に依れば、工場約百四十種、鑛山約三十種になつてゐる。而して工場中製絲工場、紡績工場、機械器具工場及官設工場が主たるものである。

發行回數は月刊が普通で、稀に旬刊及日刊がある。機關雜誌中には、創刊以來相當の年處を経たるもの多く、中には三十ヶ年以上繼續のものもあり、十年程度のものも可成り多い。今比較的有名なものを摘記すれば左の如くである。

工場ニ於ケル教育修養施設概況 (昭和七年社會局調査)

業種別	調査工場数	組織的繼續的施設数			女子ニ対スル技術教育施設数	臨時又ハ非常繼續的施設数			圖書雑誌ノ貸出施設数	新聞雑誌ノ発行数	又雑誌ノ発行数
		補習教育	技術教育	子弟教育		講習會	講演會	修養團體			
製絲工場	830	166	131	1	723	145	429	383	359	109	
紡績工場	238	137	19	—	692	169	188	176	158	77	
織物工場	213	19	6	—	185	57	86	47	54	6	
染織物工場	104	10	3	—	52	8	39	20	27	4	
機械及器具工場	290	49	43	4	43	46	59	48	52	26	
化學工場	283	19	10	—	55	34	72	34	55	14	
飲食物工場	68	8	6	—	5	12	18	5	10	4	
雑工場	144	12	3	—	22	11	20	21	22	11	
特別工場	23	1	2	—	6	4	5	5	7	3	
官設工場	74	56	65	—	49	41	86	35	56	22	
計	2,267	477	288	5	1,832	527	1,002	774	800	276	

鑛山ニ於ケル教育修養施設概況 (昭和七年社會局調査)

業種別	調査鑛山数	組織的繼續的施設数			女子ニ対スル技術教育施設数	臨時又ハ非常繼續的施設数			圖書雑誌ノ貸出施設数	新聞雑誌ノ発行数	又雑誌ノ発行数
		補習教育	技術教育	子弟教育		講習會	講演會	修養團體			
石炭山	91	47	22	9	63	39	67	141	50	27	
金屬山	24	12	3	4	6	6	15	39	16	5	
其他ノ鑛山	2	—	1	1	—	—	1	—	1	1	
計	117	59	26	14	69	45	83	180	67	33	

(大内經雄)

工場鑛山に於ては以上の如く、直接或は間接に新聞雑誌を発行する外、企業外に於て刊行する新聞雑誌中、勞務者の讀物と

新聞雑誌名	発行機關名	新聞雑誌名	発行機關名
光さ親日くシ共協鋼清あ不富女鐘鐘絲豐道日梅岡	友け園友論部神芝東工場日本日社宮三普社富同女鐘鐘絲豐道日梅岡	友け園友論部神芝東工場日本日社宮三普社富同女鐘鐘絲豐道日梅岡	友け園友論部神芝東工場日本日社宮三普社富同女鐘鐘絲豐道日梅岡
友け園友論部神芝東工場日本日社宮三普社富同女鐘鐘絲豐道日梅岡	友け園友論部神芝東工場日本日社宮三普社富同女鐘鐘絲豐道日梅岡	友け園友論部神芝東工場日本日社宮三普社富同女鐘鐘絲豐道日梅岡	友け園友論部神芝東工場日本日社宮三普社富同女鐘鐘絲豐道日梅岡
友け園友論部神芝東工場日本日社宮三普社富同女鐘鐘絲豐道日梅岡	友け園友論部神芝東工場日本日社宮三普社富同女鐘鐘絲豐道日梅岡	友け園友論部神芝東工場日本日社宮三普社富同女鐘鐘絲豐道日梅岡	友け園友論部神芝東工場日本日社宮三普社富同女鐘鐘絲豐道日梅岡

して適當なるものを購入頒布し、或は其の購讀を奨励してゐるところも少くない。斯の種の刊行物の重なるものは、用力社の「勞力新聞」、「處女」、勞友新聞社の「勞友新聞」、獎工新聞社の「獎工新聞」、社會教育協會の「處女の友」、工手の母社の「工手の母」、健康婦人會の「けんこう」、大日本聯合青年團の「青年」及び「青年カード」、日本青年協會の「アカッキ」、新政社の「野の花」修養團の「白ゆり」、「愛と汗」、「向上」、陸軍省新聞班發行「國の力」、大日本國防婦人會の「銃後の力」、日本勞務者教育協會の「礎」及「勞務者講座」等である。尙日立製作所、日立鑛山、中山太陽堂、日本鋼管株式會社、富田製作所等に於ては獎工新聞に夫々の特報版を設け、三菱造船株式會社神戶、長崎造船所に於ても亦勞力新聞に三菱版を設けてゐる。

工場中には、稀に従業員教育のために特に教科書を編纂してゐるところもある。富士瓦斯紡績株式會社の「養成讀本」、日本絹織株式會社の「修身教科書」、東洋モスリン繩工廠の「輔導教科書」等がそれである。川崎造船所薄板工場に於ては神戶市立葺合商工專修學校と協同で、「薄板科講義録」を作成してゐるが、斯の方面では珍しい試みである。尙企業外に於て發行してゐる補習教育、青年教育、工業教育、高等普通教育に關する各種の教科書を採用してゐるところも相當に多い。此等の教科書の中比較的よく採用されてゐるのは、社會教育協會の「青年學習書」、國民工業學院の「通信教科書」、昭和女子教育研究會の「昭和女學講義録」及「東洋實科女學校講義」等である。

海
外



一九三三年海外労働運動概況

一般情勢

一九三三年は、各國一般情勢上より見るも、歴史的意義ある重大事件の頻發せし多事多端の歲次であつたが、國際労働運動にとつては、本年こそ實に大戰以來の進歩發展は既にその絶頂に達し、こゝに過去を清算して新しき方向と形式を生み出すべき一大轉換期の發端を劃せし最も重大なる一箇年であつた。國際労働運動上に於て何らか重大の變化の生ずべきことは、前年以來の種々なる徴候によつても明白であつたが、本年に至つて各國に於ける政治的、社會的發展は、必然的に労働運動上にも反映して、之がやがて國際的にも表現せらるゝこととなり、今や各國労働運動は新しき原則と新しき戦術とを編み出すべき必要に迫らるゝ情勢に立ち至つたのは、注目すべき事象であつた。

一九三三年に於ける國際労働界にとつて最も重大なる影響を及ぼしたる事件は、何と云つても、ドイツに於けるヒットラー獨裁政權の成立であつた。この中央ヨーロッパの一角に揚げられたる國民革命の炬火は、かねて全然之を豫期せざりしことで

はなかつたが、その一度點火せらるゝや、炳々乎として全歐洲を光被し、從來各國の一隅に潛行蟄伏せし諸々の反動分子を一齊に喚起擡頭せしめ、フラスシズム謳歌の聲を巷間に漲らしむると同時に、各國の國際關係上に於て新しき離合集散を惹起して歐洲の政治的分野に於て新しき形勢を結果せることは、それだけでも各國労働界をして、その將來の方針を再考三思せしめるに足るものがあつた。況んや、ドイツに於けるヒットラー政權の確立が、國際労働界の重鎮たりしドイツ労働運動の潰滅を意味するに於て、その國際労働運動上に對する影響の深甚なるは、想像に餘りあるものであつた。而してドイツに於ける國民社會主義政權の樹立と同時に、從來各國労働界の重大關心を有せし滿洲事變乃至日本と支那及びソウェート聯邦關係の問題の重要性は、日本の國際聯盟退以後第二次のものに見做さるゝに至り、各國に於ける戦争とフラスシズム排撃運動は、ドイツをその目標とすることとなつたことも、亦本年の特記すべき現象であつた。

次に主として各國労働組合運動の方面に重大影響ありし事件として、アメリカ合衆國新大統領ルーズヴェルト氏の『新方針』

を擧げることが出来る。「新方針」は、一九三三年二月初頭以來の合衆國に於ける經濟的危機對策として考案されたものであつたが、その内容に於て勞働時間の短縮、勞働賃銀の引上、及び團結權の承認等を原則とし、その方向に於て國民經濟の計畫統制化を指示せる點が、單に合衆國勞働運動に對して一大福音を鼓吹せるに止らず、延いては各國勞働界に異常の昂奮を與へたものであつた。ルーズヴェルト大統領の「新方針」が社會主義の原則に立脚せるものにあらざることは云ふまでもなく、却つて寧ろ勞働運動上に於ては反對されつゝ、ある獨裁制度へ發展すべき第一歩と見做され得る虞あるにもかゝらず、又、それが爲め各國無産政黨の一部では慎重なる警戒をなし、極左派間にては、資本主義復活策なりとして之に反對するものありしにもかゝらず、各國勞働者團體の美望の的となつたのは、意義深き傾向であつた。

尙ほ本年中各國一般情勢上顯著なりし事件として記録すべきは、ソウェート聯邦の外交上の成功であつた。六月中旬ロンドンに於て開催されし所謂世界經濟會議に於て、ソウェート代表リトウノフ氏の提出せる獨得の對策等は、各國の容認するところとならなかつたのに對比して、當時氏がロンドンに集合せる各國代表間に奔走斡旋して折衝を重ねし結果は目ざましきものがあつた。即ちイギリスとの通商關係の恢復を初めとして、フランス、イタリア及び合衆國との條約交渉もその途につき、

殊に注目すべきは、ベルシア、アフガニスタン、トルコ、ポーランド、ルーマニア、ラトヴィア、エストニア及びリツアニアとの間に不侵略條約の成立し、フィンランド及び支那亦之に参加の意嚮を洩すに至り、斯くて隣邦諸國との間に親善關係を確立し、やがて合衆國との復交も完了し、内は第二次五箇年計畫の遂行に専心し、外は後顧の憂なくして東亞問題に集中し得ることとなつたのみならず、久しく列強間にあつて孤立無援の地位にあつて各國の信望を博し得ざりし境遇を脱却して、ここにソウェート聯邦創立以來始めてその國際的地位の確立公認せらるゝに至つたことは、久しくフラスムムの元祖として反動勢力の巢窟の如く見做されて居たイタリアが、最近その南歐に於ける地位確立し、殊にドイツに於けるヒットラー政權確立以來、歐洲平和の擁護者として重きをなすに至つたことと相俟つて、本年度に於ける特異の現象たるものであつた。而してこの事がやがて各國勞働運動に對して深甚の影響を及ぼしたるは云ふまでもなく、ソウェート聯邦が斯く他の資本主義諸國と相伍して、一見相選ぶところなき如き形相を呈示せることは、殊に各國に於ける共產主義運動の凋落に關係あるものと云ふべきである。

最後に特記すべきは、國際聯盟組織を中心とせる戦後の國際協調主義の破綻の、一九三三年に至つて、愈々掩ふべからざる事實として曝露されたことであつた。國際聯盟乃至その附屬機關たる國際勞働機關が、その由緒に於て各國勞働運動と深甚の

因縁あることは今更云ふまでもなく、ヴェルサイユ條約の一部が大戦中聯合國側勞働者團體の起草せるものにして、それらの機關の會合が、戦後各國勞働者に對して、實際上の國際協調を行はしむべき絶好の機會を提供し、こゝに各國勞働運動上の國際主義を確立すべき機縁をなしたものであつた。然るに、各國の勞働運動は、この國際主義が、云はゞ一種の擬制にして、冷厳峻烈なる武斷主義の一撃の下に土崩瓦壞すべきを信ぜず、徒らに世界平和を呼號するのみにて、武斷主義に對抗すべき何等有效なる實力の涵養に努めず、時には單純なる政治的事件を解決せんとするに、利害關係の複雑多岐にして實行不可能なる經濟的武器を以てするが如き方策に出でたことは、やがて今日の反國際的傾向を助長するに寄與したものと云ふべきである。國際聯盟創立の眼目たる軍備縮小乃至撤廢は、前年以來會議を重ねつゝ、何等具體的の實現の途につかず、その前途の絶望の状態なるに加へて、本年二月日本、先づ聯盟を脱退し、十月には、ドイツの軍備平等要求が認められざるや、同國亦脱退するに至り、一方聯盟主唱の世界經濟會議の失敗に終りて、國際協調時代の既に去れることを明示せる如き事件の續發は、大戦以來發達確立せる國際勞働運動を根底より變革するに足るべき重大影響を免れざる事象であつた。

以上の如き大勢の下にあつて、國際勞働運動が、從來の方針と政策を繼續するは無効徒爾なるのみならず、到底不可能の事

であつて、この世界的時局に直面せる國際勞働界が、何等か新しき方策と組織とを案出すべきは、當然の歸結であつて、本年度に於ては、この一大轉換の端緒とも云ふべき重要事象の見られたのは、意味深いことであつた。

共同戦線運動

一九三三年に於ける國際勞働運動上最も顯著なる現象は、戦争及びフラスム排撃を中心とせる共同戦線運動であつた。

一九三一年に於ける滿洲事變の勃發は、單に一般國際政局に對してのみならず、各國勞働運動にとつても深大なる衝動を與へたもので、一九三二年に於ては、各インターナショナルの提唱の下に各國勞働者團體では、日本の態度を以てあくまで帝國主義的政策なりと斷じ、その條約違反を指摘して、日本を排撃すると同時に支那に對して滿腔の支持を惜しまなかつた。斯くの如き反日本の態度は、要するに滿洲事變が第二世界戦争の發端となるべく、且開戦の結果は國民主義の擴大強化を來すべしとの憂慮より成りしもので、その結果前年中に於ける各國勞働運動は、特に反戰運動に力を入れるところあり、デューネーヴに開催せられし軍縮會議に對しては、多大の期待を囑して居つたのであつた。然しながら、前年度に於ては、各國に於ける反戰示威とそれを背景とせるインターナショナルの軍縮運動との外、戦争の防止乃至開戦に際して勞働者團體としてとるべき實際的

行動に關しては、何等考慮するところがなかつた。然るに一九三三年となるや、時局の進展は各國の民主的勢力の中堅たる労働者團體をして單に口舌の上に於て戦争排撃を叫ぶを以て甘心するを許さざるに至つた。こゝに於て本年初頭早くも開始された運動は、労働運動の國際的統一を目標としたものであつた。

大戦以來労働運動が、國內的にも又國際的にも、改良派社會主義と革命派共產主義との二大陣營に分裂して居り、それが爲め民主的傳統の擁護者を以て自信する労働者の團結力が、重大なる弱點を包蔵せることは、今更云ふまでもないが、從來労働運動の分裂對立を解決すべきことを標榜して行はれた所謂共同戦線運動が、共產派の主張に基き、結果に於て却つて紛糾抗争の激化に終つた爲め、共同戦線組織の標語は一般労働者間には不信を以て迎へられるにすぎざる状態であつた。

然るに一九三三年初頭に當つて更めて國際労働運動の統一の提唱が、所謂極左派社會黨によつて發起されたことは注目すべき現象であつた。共產派の第三インターナショナルでは、一九二二年イタリアに於けるファシスト革命當時共同戦線提唱をして以來、改良派社會主義團體内部に於ける極左派の結成に努めるところあり、所謂『反幹部革命派』の結成は一時各國に見られた現象であつたが、一九三三年初頭に戦線統一を主張したのは、それらの共產黨フラクションたりし左翼結成ではなかつたことは、國際労働情勢上に新しい一勢力を加へたことを意味す

ると同時に、最近數年來各國の労働黨社會黨等間に惹起した分離獨立運動が愈々國際的一勢力を構成するに至るまでに發展したことを示すものであつた。

本年一月下旬ドイツに於てヒットラー内閣の成立するや、かねてイギリスの獨立労働黨、オランダの獨立社會黨、ドイツの社會主義労働黨等にて組織せる國際協議會を中心にして、ノールウェイ労働黨、ポーランドの獨立社會労働黨、フランスの無産者統一黨、イタリアの社會黨の代表が、二月五日パリに會合し、革命的社會主義を基礎として各國の労働階級を統一結束すべきことを決議し、その旨宣言書として各國労働者團體に配布すると共に、モスコの第三インターナショナル本部及びチーリヒの社會主義インターナショナル本部に對して、『今や世界の労働者階級が直面せる危険とドイツに於けるヒットラー主義勃興の脅威とに省みて、吾人は、社會主義労働インターナショナルと共產主義インターナショナル及び、獨立の革命派社會主義諸黨との一大大會を即刻召集すべきことを主張する。その大會は、今日凡ゆる形式のファシズムの下に壓迫され居る労働者を援助し、且各國に於ける反革命的勢力を破砕すべき行動の計畫を樹立するを目的とす。』との電報を發したのであつた。右のイギリス、オランダ及びドイツの諸黨は、かねて社會主義インターナショナルに加盟せるこれらの國々の社會黨乃至労働黨より分離獨立したものであつたが、今回の會合には、社會主義

インターナショナルに加盟せるイタリア社會黨を初めとして、いづれのインターナショナルにも加盟せざるノールウェイ及びフランスの無産政黨も合流して、こゝに極左派社會黨の結成を見たことは、注意すべきであつた。而して右の提唱の發表せらるるや、一九二二年ウインナに於ける三派合同會議の決裂以來、共產派との提携を絶對に拒絶せる社會主義インターナショナルにては、二月十九日より常任執行委員會に於て『今や危機の切迫は、一黨一派の政治的策略を弄するを許さず、宜しく全世界の労働階級の一丸となつて共同の闘争に猛進すべき秋なり』と云ひ、『共產主義インターナショナルに於てその準備のつき次第、共同動向をとる爲め、何時でも同インターナショナルと協議を開始すべき用意ある』ことを聲明し、こゝに國際労働運動を統一合同すべき機會は、再び熟したのであつた。

然るに右の提議に對して、第三インターナショナルでは、その執行委員會に於て別個の聲明書を作製して之を發表せしめた。それは社會主義インターナショナルの提議に對する回答ではなく、却つて社會民主主義を攻撃し、共產主義を推賞して、各國の労働者を共產黨の旗幟の下に糾合せんとする宣傳文にすぎず、この第三インターナショナルの依然たる内部切崩し政策に接したる社會主義インターナショナルでは、三月初旬執行委員會に於て、兩インターナショナル戦線統一の商議は、各インターナショナル本部間に於て直接之を行ふべく、加盟各國體間

の共同戦線組織交渉は之を認めざることに決して、共產派をして再び戦線攪亂の戦術をなさしめざることにした。

戦線統一運動は、その後も極左派社會黨の國際委員會を中心に繼續され、八月下旬そのパリに於て開催せる會合の結果、第三インターナショナルに對して、ヒットラー政権ポイコト政策上に於ける協力提携を申込むこと、なつたが、之に對して第三インターナショナルにては、何等の回答なく、ナチスに對する國際的ポイコト運動を統一する實行は不可能となつた。斯くして一九三三年に於ける共同戦線運動は、周圍の事情之が成立進展に有利なるにもかゝらず、遂に具體的效果を得ずして終つた。

ファシズム排撃運動

國際労働運動の戦線統一問題は、一九三三年には具體的成果を收めずして終つたが、各國に於けるファシズム排撃乃至戦争反對運動は、本年度に於ては重大なる一步を進捗せしめた。

ドイツに於けるナチスの勢力の發展は、國際労働界にとつては由々しき一大事實として、一九三三年初頭以來各國労働團體は勿論、各インターナショナルに於ても、ナチス政権成立の際に於てとるべき方策を協議しつゝあつた。然るにドイツの形勢は急速に發展して、ヒットラー政府の労働運動に對する彈壓は徹底的にして些の假借なく、十九世紀以來國際労働界に於ける

特殊の地位を享有したるドイツ社会民主黨及び各派労働組合は、一掃されるに至り、従つて改良派インターナショナルに於ては、僅かに英佛兩國のみが、基礎鞏固なる大國の歴史ある労働運動を代表すると、なつた結果、内部勢力の分野に於ても一大轉換が行はれた譯であつた。斯くして、イギリス及びフランスに於ける労働運動の消長向背は國際労働界にとつては重大關心事となるに至つた。而してヒットラー政権に對する排撃の第一聲をあけたのは、イギリスであつた。

イギリスの労働黨と労働組合評議會との聯絡統一機關として組織されて居つた全國聯合協議會に於ては、三月下旬全國の労働者に對して、獨裁制度の排撃と民主主義及び社会主義擁護とを主張せる宣言書を發表したが、それには、ロシア、ハンガリア、及びイタリアに於ける獨裁政權の成立が左右兩極端の政權の暴政に因を發せしことを指摘し、ドイツも亦等しとなし、その原則の共產主義なると、又フラスムなるとを問はず、苟しくも獨裁政治はあくまで之を排撃すべしとなし、進んで民主主義制度擁護の爲め労働組合と協同組合と労働黨の擴大強化を激勵したものであつた。この宣言書は、その趣旨に於て單に民主主義擁護を主張せる原則的宣言にすぎずとして、一部労働者團體間では、時局の切迫に比して餘りに迂遠なる措置として非難もあつたが、最近イギリスに於て、同國に於ける議會制度の發達は、必ずしも民主的制度的發達を意味するものにあらずとの

議論ある際、労働者團體として民主主義擁護を強調する點は、意味深いものであつた。

ヒットラー政権の確立は、やがて第二世界戦争の勃發を必然ならしむべしとは、歐洲に於ては殊に憂慮されたことであつたが、反戦運動に關して一九三三年に於て各國労働運動のつた處置は、注目すべきものであつた。即ち七月下旬よりパリに於て開催されたアムステルダム・インターナショナル第六回大會に於て、愈々反戰國際總同盟罷業の決議が採擇となり、二十世紀初頭イギリスのケイア・ヘアデーやフランスのエプアール・ヴァン等の主唱せし原則が、こゝに各國代表の認むるところとなつた。殊に今回の決議成立に當り、戦争防止乃至停止を目的とせる國際行動そのものについて、大戦前に於けるが如く、之が政治行動なれば労働組合運動の範圍外なりなどの反對論は起らず、イギリスの如き全國中央機關たる労働組合評議會の權能の制限されし國々に於ても、異議なく之に賛成したことは、時代の進歩の窺はれて、興味ある事件であつた。アムステルダム・インターナショナルのこの反戰決議の將來に於ける實行の如何はとにかくとして、この原則の一度樹立せらるゝや、各國労働運動は之を以てその對戰爭政策の基礎となし、イギリスの如きはそれが爲め中央機關の組織及び權能改正問題さへ起つたことは、一九三三年に於て最も著しき重大變化と云はざるを得ない。

アムステルダム・インターナショナルの大會に續いて、本年八月下旬社会主義インターナショナルでは、パリに於て臨時大會を開催した。之は現下の時局に對する各國社会民主黨としての對策方針を協議すべき目的を以て召集されたもので、加盟二十餘箇國代表約百五十名出席し、前後五日間に互つて「フラスム攻撃時代に於ける労働運動の戰略戰術」を唯一の議題として討議を行ひ、反フラスムの氣勢を揚げた。この大會の結果フラスムと抗争すべき一大國際運動を起すこととなり、十一月八日ドイツ共和國國祭當日を期して、各國に於てフラスム反對示威を敢行した。之はアムステルダム側のナチス・ボイコット運動と相俟つて、本年度に於ける注目すべき現象であつた。

一國社会主義的傾向

一九三三年の各國労働界に於て殊に著しき現象にして、且之こそ將來新しき動向に趨くべき端緒とも見らるゝものは、從來労働運動の指導原理と認められてきた社会主義の理論乃至實行方法上に於て、從來注意されなかつた種々の問題が考察され、又新しい方向と戦術とが採用されつゝあつたことである。顧るに、大戦後異常の發展をなせる各國労働運動は、一九二六年イギリス全國總罷業を絶頂として一段落をつけしものと見做すべく、爾來凋落の傾向は各國とも著しく、一九二九年秋以

來の世界的不況によつて最後の打撃は與へられたのであつた。

一方フラスムの勢力は、漸次に據頭して、殊にイタリアが歐洲政界に於ける威信を確立すると同時に、ドイツに於けるナチス運動が、從來労働運動の圈外にありと認められし中産階級を背景として嶄然頭角をあらはすに至つて、十九世紀以來の社会民主主義は、その運動の根本と方向とを再檢討すべき必要に迫られ、且ロシアに次ぎて最も有力なりと見做されしドイツ共產黨がナチスの彈壓下に惨敗して、無産者解放運動の武器としての共產主義は人望と信頼を失墜したるに於て、こゝに新しき基礎に立つて労働運動の國際的統一の提唱されたのが、本年の極左派社会黨の共同戦線案であつた。翻つて社会民主主義方面を見ると、そこに二種の潮流の抗争對立するを認められる。それは一國內に於ける社会主義の單獨實現を主張せる國民主義派とあくまで從來のマルクス派國際主義を遵守せんとするもの、對立であつて、それと同時に社会主義實現の過程に關しては、從來の民主主義的議會運動を以て終始するを不可とし、武力革命と過渡的獨裁政治との絶對必須を力説して、共產主義と一脈相通するところあるが如き意見を懐抱するもの亦少からず、之等の紛争は、ソウエト聯邦の實狀と、ドイツに於けるナチス政權の確立と合衆國に於けるルーズヴェルト大統領の「新政策」との直接間接の影響により、單に理論闘争としてのみならず、實際的具體的政策の問題として論議せられつゝあり、やがてそ

これらの論議の討究し盡さる、曉に於ては、社会民主主義がその面目を一變すべきことも豫想せらる、のである。この現象は、之を仔細に點検して見ると、一は一國內に於ける社会主義の實現を目指すものと、他は社会主義實現の過程上に於て武力革命と過渡的獨裁制との段階を認めんとするものとに區別することが出来るもので、前者は大體右翼側の主張するところで、後は主として極左派によつて支持宣傳せられつゝあるが、從來一般に改良派社会民主主義運動として認められ來つた各國諸團體に於て、その國際主義を揚棄こそせざれ、先づ國內に於ける社会主義制度の樹立を目標とし、その實現方法として曾て共產黨側の主張力説せる手段を承認するに至らんとする形勢は、最近に於ける重大なる發展と云ふべきである。一九三三年四月開催されしフランス社会黨大會に於ける反ファシ、大同團結に關する論争の結果が、非國際主義派の分離獨立に終りしことを初めとして、イギリスに於ては、國內社会主義制度の實現と、革命期に於ける獨裁制樹立との問題は、前年以來労働黨及び労働組合評議會内部の一大論議の主題となれること、又年末ブリッセルに於て開催せるベルギー労働黨協議會が、アンリ・ド・マン氏の一國社会主義を基礎とせる新綱領を採擇せる、或ひは一九三四年二月初頭には、労働者農民政權の確立を目的とせる過渡的獨裁制の綱領をボーランド社会黨が採決したる如き、凡てこの新傾向を代表する現象であつた。

各國情勢

一九三三年に於ける各國労働運動進展の跡をたどつて見ると、ソウェイト聯邦に於ける労働組合が、ソウェイト産業組織の實質の一部として特別の方向に發展し、今やソウェイト政府の一部課となつたこと、ドイツの労働運動の潰滅して、僅かに一部極左派の人が地下運動に捲土重來を畫策しつゝ、ブラーグに本部を有する亡命者と聯絡策動せると、イタリアに於けるファシズム制度が漸く強化確立して、所謂組合國家の實現に近付きつゝある特別事情は別として過去數年來の堅實なる進歩と發展の依然繼續せるは否み難い。殊に北歐諸國に於ける労働運動が中歐に於けるナチスの全盛を意とせず、民主主義確立に専心し、デンマルクの社会民主黨を首班とせる聯立内閣が一九三二年總選舉に於てその地位を一層鞏固にせるを初めとして、スウェーデンに於ても社会民主黨内閣出現し、ノールウェイ及びフィンランドの社会民主黨亦本行はれし總選舉に於ては、得票數及び議員數を増加し、殊に國際労働運動上の極左派たるノールウェイ労働黨が、十月十六日の總選舉の結果國會定員百五十名中六十九名を獲得して、國內第一黨として次期内閣の候補者と目されるに至つたことは、民主主義乃至議會制度不評の際、國際労働界にとつては意を強うするものありと云はれて居る。

一九三三年に於て各國無産政黨中ドイツに次いで艱苦なる難局に際會したるものに、オーストリア社会民主労働黨があつた。オーストリアが、四隣反動勢力の強大なる國々に包圍せられつゝも、諸種の事情より民主主義制度を維持して居り、それが爲めオーストリアの社会民主主義團體が、内外の反動勢力とよく孤軍健闘せるは周知の事實であつたが、本年ドイツに於けるナチス政權の成立と共に、オーストリアの少壯宰相ドルフス氏が、之に對する對抗上國內のファシ、的勢力を糾合統一して獨裁政府を樹立した結果、必然的に社会主義團體壓迫となつた爲め、こゝに社会民主黨は勿論、労働組合もその活動の自由を失ふに至り、一九三四年二月の全國的蜂起によつて悲壯なる最期をとけることとなつた。

過去數年來フランス社会黨内部に起つた抗争對立の状態は、一九三二年に至つて、ついにレオン・ブリュム氏を盟主とせる所謂國際派と、ポール・ルノーデル氏を中心とせる所謂國民派との衝突の結果、黨内分裂して、大會に於ては、ブリュム派や優勢と見えたが、その後インターナショナルのバリー大會に

於て、ルノーデル派のファシ、全盛時代に於ける無産政黨の態度として、國內の民主的勢力と提携協力すべき政策の各國代表の同情を博して以來、同派の勢力恢復して、ブリュム派の理論闘争を壓倒する形勢となり、年末遂にルノーデル派の分離獨立を見たことも、時節柄注意せられた事實であつた。

労働組合運動の方面に於ては、依然として大國以外は、組合員數に於ても、又財政的基礎に於ても、擴大強化の傾向を繼續して居り、北歐諸國に於ては、本年も大争議の勃發を見たが、いづれも労働組合側の健闘よく長期の抵抗を持続し得た。本年度に於て最も著しき現象であつたのは、合衆國に於けるルーズヴェルト大統領の産業復興政策の結果、同國労働組合の地位の著しく向上したことであつた。之に關しては、未だ最終的斷定を下し得ないが、産業復興法實施後各地に頻發せる争議に於て、大體労働者側の要求の貫徹して、恰も大戰直後に於ける日本の労働組合運動の情況を偲ばしむるものがあつたのは、興味ある現象であつた。

イギリス

一九三一年第二次労働内閣の倒壊に次いで、各黨聯立『國民』政府の成立となり、やがて金本位の停止、自由貿易主義の撤廢と加速度的發展をなした空前の財政危機も、一九三三年には漸く恢復の實蹟著しく、産業に於ける雇傭人員の増加は、一九三三年初頭と年末とを比すれば、約七十五萬人に達し、之に伴ふて失業者数は約五十萬人の減少を示し、失業率は、一九三二年平均二二・一％なりしものが、一九三三年には平均一九・九％に減じ、殊に著しきは、労働争議による損失労働日数累計の激減したことであつた。労働争議は、一九三一年以來、件數に於ても關係労働者數に於て減少の傾向を示して居つたが、一九三三年に於ては、前年に比して件數は僅か三十餘件の減少にすぎなかつたが、關係労働者數合計は、三十七萬九千人より十三萬六千人に低下し、争議の強度を推測し得べき損失日數累計に於ては、六百四十九萬日より百五萬日の激減を見た。尤も『エコノミスト』誌の指數によれば、一九三三年中に於て景氣は約七％の恢復をなしたことになるが、産業の恢復は部分的で、輸出品工業、造船業及び海運業の悲境は依然甚しく、之は労働省の全國賃銀支拂總額統計が、二三の産業に於て減額を示せる。

外、大體保台の形勢なることを報告してゐるのでもわかることである。

然しながら一九三一年舉國一致内閣成立の主要任務たる財政の安定は着々その途につき、一九三三年の會計年度末には豫算赤字を解消せしのみか、三千餘萬ポンドの剩餘金さへ生ずるに至つた。それと同時に元來保守自由労働の三黨聯立政府たりしこの非常時内閣が、遂に一九三三年自由黨サミュエル派の支持撤退の結果、殆ど純然たる保守黨政府となり終つたことも事實にして、當時『マンチェスター・ガゼット』紙の計算せしところによれば、下院に於ける各派議席勢力は左の如くになつて居つた。

保守黨	四六七
自由黨國民派	三八
労働黨國民派	一三
國民派	二
合計	五二〇
在野黨	五七
労働黨	三三
自由黨	二
合計	九〇
無所屬	三
共	二
合計	五

一九三三年六月開催されし國際經濟會議は、元來國際聯盟の主權にかゝはるもので、一九三二年中央ヨーロッパの財政危機以來その開催の計畫せられ、しかも實行に至らざりしもので、今回之がロンドンに開催されるに至つたのは、イギリス政府の轉旋與つて力あるものがあつた。然るにこの世界的危機の解決に貢獻すべかりし國際會議が、僅かに銀問題等の部分的協定の成立を見しのみで、當初の目的を達成し得ずして終つたことは、かねて各國に於て擡頭しつゝあつた國民主義的傾向に有力なる拍車を加へべき結果となり、イギリスに於ても、一時沈靜に歸したオスワルド・モズレー氏一派のフラスチスト運動を激成して、一九三三年下半期に於ては、各地にフラスチスト主權の街頭示威の勃發を見るに至り、一九三四年初頭には、内相ジョン・ギルモア氏をして、下院に於て、政府が對フラスチズム（殊に制服着用問題）政策を慎重考慮中の旨聲明せしむるに至つた。最近イギリスに於て私設軍隊とも云ふべき組織を有する團體約八種あり、モズレー氏のイギリス・フラスチスト同盟最も有力にして、黨員約一萬七千名を有し、之に次いで『帝國聯盟』の一十名あり、ケンシントン・フラスチスト黨は一萬二千と稱せられ、『統一帝國ファシスト黨』は黨首洋行中にて活動しないが、之等に對して左派の獨立労働黨青年同盟（約一萬人）、ダクラス派緑衣隊（二千名）、共産黨青年同盟等あり、いづれも独自の制服を着用して、街頭示威に活躍しつゝあるが、大體に於て未だ

何等政治的勢力を扶植するに至つてゐないのは、一般公衆が、フラスチストの主張せる議會制度撤廢と直接行動による獨裁制度樹立とに對して反感を抱ける結果であると言はれる。

労働黨

労働黨は、一九三一年の敗績以來不振の状態にあり、その黨員數に於ても、本年度は六萬餘の劇減ありて僅かに二百萬を超過するにすぎざる有様で、その下院に於ける勢力も代議士五十餘名を有するのみにて、折角多年苦心の餘に成れる政策（棉業改造等の如き）も之を施すに由なき悲境を續けてゐる。一方國際時局の發展は、改良派社會主義の重鎮たるイギリス労働黨の活躍に對して期待するところ多きに、國內に於ては、獨立労働黨は既に離脱獨立し、新たに創立せられし社會主義同盟は、スタッフォード・クリップス氏の革命戰術宣傳により徒らに事態の紛糾を醸し、加ふるにフラスチスト勢力の勃興は、政府部内に於ける保守黨側の強化と共に、由々しき形勢を惹起しかねるものあり、一九三三年は、實に労働黨にとつては、多事の一歳であつた。

労働黨では、かねて労働組合評議會及び労働黨代議士會の代表と共に全國聯合委員會を組織して、之を以てイギリス労働運動全體の常設協議機關として、不斷に指導啓發の任に當つて居つたが、一九三三年に於てこの全國聯合協議會の活動は殊に著しきものがあつた。

民主主義擁護宣言 一九三三年三月下旬全國聯合委員會では、内外に於ける政局の發展に省みて、『政治の根本原則』に關する宣言を發表して、全國民に訴へるところがあつた。之は、現下各國に於ける反動勢力の擡頭とそれによる恐怖政治の陸梁に對して、労働者解放運動の指針として民主主義の原則擁護を力説したものであつて、一部左翼の人々からは、その宣言の餘りに抽象的一般論にすぎざるを非難されたものであつた。同宣言は、『共產主義と社會民主主義に分裂せる労働階級選舉權者大衆が、フランスと復活せる軍國主義との犠牲となつた』ことを指摘し、ロシアの帝政がやがて共產主義獨裁制度を生み、ハンガリアの共產主義獨裁がホルチー政府の恐怖政治を惹起し、イタリヤに於けるボルシェヴィズムに對する抗爭がムッソリニ氏のファシズムとなり、或ひは大戦と聯合國の賠償政策とルール占領との結果成生したる經濟的心理的狀態が、やがて侵略的國民主義と共產主義とに育成して、以て今日のナチス政權出現の素地を作りしとを説き、『全歐洲の上流階級の反動主義は、労働階級の獨裁制要求を有力ならしめ、次いで労働階級の獨裁制に對する畏怖の念は、資本主義と國民主義の獨裁の鐵則を喚起するに至り、右翼の反動は左翼の反動を育成し、左翼の反動は、右翼の反動の勝利によつて克服された』と云ひ、更めてイギリス労働階級としては、『民主主義と社會主義に對する信念を強化し……民衆の民主的權利擁護を主張すべきである。……最も

廣汎なる民主的基礎に立脚して組織され運用され居る統一ある労働運動こそ、やがて、労働者の政治的知識の充分發達せる曉には……社會主義社會を建設し得べきである……イギリスの労働者は、從來産業民主主義の主張と政治民主主義の要求上に於て世界に率先したが、今や社會民主主義の原則を擁護することは、その歴史的任務である』と説き、進んで、イギリス労働階級としては、左右兩翼の獨裁思想に惑はさるることなく、あくまで『共產主義なると、フランスとたるを問はず、苟しくも獨裁主義には抗爭反對すべき政治的勢力の尖銳』として、結束統一して、内外の獨裁主義的傾向と闘ふべきを訴へて居る。

右の宣言は、内外の情勢切迫して、之に對し労働運動の最も活潑なる行動に出づる必要ある際發表せられしものにしては、餘りに熱と力に缺くるところありとの評があつたが、イギリス労働運動としては、當時各國極左社會黨の第二、第三兩インターナショナル合同運動の行はれつ、あると共に、一方労働黨内部に於ても、例へば加盟團體の一なる社會主義同盟の如き、過渡的獨裁制度を支持するものもあり、や、もすれば無産者獨裁ならば、議會主義を否認するも差支へなしとの傾向の見ゆるに省みて、イギリス労働黨があくまで議會制度に基く民主主義の完成を目標とすべきとを指令したもので、その左右兩翼の獨裁政治論を排撃せる點が中心意義の存するところであつた。而してこの點を一層明瞭ならしめん爲め、全國聯合委員會では、六

月下旬再び宣言書を發して警告するところがあつた。

該宣言書の直接動機となつたのは、前年以來獨立労働黨が主動者として、全國的に行はれた共同戦線運動であつて、之に對して労働黨及び労働組合評議會の一部では、参加するもの漸く多き形勢に鑑みて、從來發せる共產主義排撃の方針を例示的に一層明瞭にせん爲め發表されたのであつた。従つてそれには、共產黨を初めとして、『全國少數派運動(N.M.M.)』、『全國失業者委員會運動(N.U.W.C.M.)』、『國際階級戰收監者救濟會』、『反帝國主義聯盟』、『労働者國際救濟會』、『ソウエートの友の會』、『全國憲章運動委員會』、『全國反戰協議會』、『ドイツ・フランス主義犠牲者救濟委員會』、『歐洲労働者統一反ファシスト大會イギリス代表委員會』、『國際労働者防護團』、『反守教戰士聯盟』等をば、凡て共產系團體として、之と提携協力を禁止したものであつた。

斯くて左翼の無産者獨裁論に對して絶對反對を表明すると共に、黨内に於ける『異端者征伐』をも行つたのであつた。

前年獨立労働黨の脱退後、労働黨では、所謂反幹部反對派の有力團體は整理した譯であつたが、こゝに獨立労働黨の黨員にしてその全國労働黨脱退を不可となし、あくまで労働黨内部に残留して、左傾運動を續行せんとする一派があつた。それらの人々は、前年獨立労働黨より脱退して、ウイリアム・モリスの社會主義團體に因める『社會主義同盟(S.S.)』を組織した。

この一派の人々、殊に士爵スタッド・クリップス氏の言動こそ、本部側より見て異端視されるに至つたのであつた。

社會主義同盟 社會主義同盟の前法相スタッド・クリップス氏と、労働組合評議會書記長ゲブリー・エム・シトリン氏との間に行はれた論戰は、一九三三年上半期のイギリス労働界に一大波瀾を捲起したものであつた。

スタッド・クリップス氏が、社會主義同盟の行動綱領なりとして發表したところによれば、將來社會主義政府の成立する場合に於て、その最も重大任務は、反革命的勢力の絶滅にあり、それが爲めには、社會主義政府としては、先づ財政及び産業上に於ける獨裁權を行使し、國會上院を廢止し、從來の立法機關を撤廢して緊急令政治を行ふべきでありと云ひ、又同じく社會主義同盟主事たるイー・エフ・ワイズ氏は、將來労働黨としては、あくまで革命主義的社會主義を原則として果敢に前進すべく、産業の社會化、殊に銀行國有は社會主義政權として最先に決行すべきで、今や問題は、『社會主義かフランス主義か』の二つに一つを選ばねばと主張した。之に對してシトリン氏は、『自由の擁護』と題する論文を機關誌『レーバー・マガジン』に連載して反駁するところあり、同誌社説に於ても亦『最近數箇月に互つて或る非公式の團體』によりてなされつ、ありし宣傳は、その『時機を失してゐるのも不思議であるが、政治的に見ても安當でない』と云ひ、斯くの如き政策を行ふに於て

は、『言論の自由も、集會結社の自由も、右翼獨裁政権の下に於けると同じく、無用となるべし』と評して、この種『社會主義の確立は大體、暴力革命を先行すべきものにして、苟しくも實務を念とする社會主義政権は獨裁権の行使を必ず必要とするものなり』と云ひ、『民主主義とその下に創設せられし自由の諸施設に對しては言辭の上の推賞をする』のみなる『紛糾惑亂』を惹起するに過ぎざる理論の『清掃』を叫んで居つた。

斯くしてこの論戰は、全國的問題となつたが、社會主義同盟では、六月四日よりその第一回大會をダービー市にて開催しその席上に於て、行動綱領と稱せられる決議が可決となつた。該決議の内容は、將來労働黨内閣成立の際には、先づ非常權法案を制定し、之に基いて金融機關の收用乃至規制を行ひ、又産業の管理社會化、食糧其の他必需品供給の保障に必要な如何なる方策をも敢行すべく、上院の廢止及び失業の絶滅を斷行すべきことを主張したものであつた。

之に次いで社會主義同盟の政策を一層明白にすべき機會は、やがて到來した。それは十月上旬開催さるべき労働黨大會であつて、當時同盟側では、本部提出の報告に對する修正案として將來労働黨政府組織の際には、資本主義より社會主義への過渡期を最も短縮すべく、それが爲め、上院の廢止、非常權法の制定、下院議事及び政府機關の改正(之は社會主義實現せば立憲的に行ひ、以て獨裁制を避くる爲め)、産業財政及び貿易の計畫化を

行ふべきことが要求されて居つた。尙ほ其の他に輸出統制も國際通商計畫化の第一歩として要求されて居り、又『現存國際資本主義制度の下に於ては、眞の經濟的協力不可能なるを以て』、労働黨政府はロシア其の他の社會主義政府と提携して、國際的社會主義的協力の基礎ブロックを組織すべきことも主張されて居つた。

一九三三年上半期に於て、社會主義同盟によつて主張された過渡期獨裁組織が、下半期に至つて撤回され、却つて獨裁制樹立を防止する爲め政治組織の改造を要求されるに至つたのは、ドイツに於けるナチス政権成立以來、獨裁制に對するイギリス労働運動の反感甚しき結果であつたと云はれる。

第三十三回大會 前述の如く、社會主義同盟の方針は、労働黨の從來の政策とは、根本原則に於ても又實際政策に於ても懸隔あり、之が調和妥協をいかにすべきかは、労働黨にとつては大問題となつて居り、しかも極左派間には同盟に對し同情するもの少からず、且イギリス労働運動の慣行として、單に理論的原則を斷定主張する如き決議の大會に於ける通過は容易なること屢々經驗するところで、黨本部としての對同盟政策は最も慎重なる態度を要するに加へて、一方に於ては毎年大會に於ける労働組合代表の壓倒的勢力に對抗して、個人加盟の資格にて入黨せる各地の黨員を結成して創立されし『選舉區別労働黨協會』の労働黨所屬團體として本部の承認を要求するあり、爾つ

てドイツに於けるヒットラー政権成立以來の國際情勢は、國際労働運動上に於けるイギリス労働黨の至重至大なる責任を要求するものがあり、之等の意味に於て本年度大會は、各國労働界の等しく注目するところとなつた。大會の前日例年行事として舉行された示威運動に於て、オーストリア社會民主黨の老闘士にして社會主義インターナショナル書記長たるフリードリッヒ・アドラー博士が、その故國に於ける政治的危機の情勢を報告して、オーストリア民主主義の興廢が、やがて全歐洲の禍福の分岐を決定すべきことを説き、一犬獅子吼をせることも、時節柄意味深い出來事であつた。

イギリス労働黨の黨員數は、一九二七年労働組合法施行の結果劇減したが、最近漸次恢復の徵候あり、一九三二年末現在合計二百三十七萬一千七百八十七人と報告され、内個人黨員數に於ては同年中八萬二千八百三十人の増加があり、社會主義團體及び協同組合員に於ては三千人の増加があり(獨立労働黨の脱退が數の上では大して打撃でない點は看取される)、之に反して加盟労働組合員に於て六萬の減少があるのは、不況の影響の争はれない點である。尙ほ新加盟の社會主義團體には、社會主義同盟及びスコットランド社會黨があつた。一方、労働黨の各地に於ける勢力挽回の状態は、前年十一月の府縣會選舉の結果に徴しても既に明白であつたが、今年度の府縣選舉に於て労働黨が劃期的大勝を博し、全國を通じて議席二百四十餘を獲得

し、二十五都市に於ては絶對多數を制せるによつても示されて居た。この點に着目せる労働黨本部に於ては、次回國會總選舉に當つて、一舉にして先年の敗績を恢復し、進んで國會に於ける絶對多數を占むべき計畫を樹立し、今回大會に於て、總選舉資金合計五萬ポンドの寄附を募集し、以て國會議員四百名の選出と得票千三萬票の獲得を目標とし、『智囊と團結力』をスローガンとして一大運動を開始すべきことを決定したのは、注目し値する。

労働黨第三十三回大會は、十月二日より六日までヘスチングズ市に於て、議長ジョセフ・コンプトン氏司會の下に開催された。

コンプトン氏の開會の辭は、現政府の施政成績の批判より初まつて、その就任以來或ひは失業手當の減額や種々の社會的施設の縮小制限を行ひ、或ひは中等教育の機會を奪ひ、又は住宅建築に關するホキートレー氏計畫の助成金を廢止せる等を指摘し、進んで對外問題に言及して、現政府の平和政策が微温的な結果が、日本の極東に於ける活動を助長し、ドイツに於けるヒットラー運動の全盛となり、又は對ソウェート通商條約交渉に於ける政府の偏見が、ロシアに於ける廣大なる市場を失ふ結果に至りしことを非難し、轉じてイギリス労働運動が獨裁政治論の脅威に直面せるとに言及して、『ファシズムと共產主義とは、等しく吾等に民主的諸制度併びに吾人が建設せんとする政治

的、社會的、經濟的平等を基礎とせる社會組織に對して挑戰するもの』と云ひ、尙ほ軍縮會議に於けるヘンダーソン氏其の他の成功を希望し、進んで社會主義國家建設の計畫及び實行について述べるところあり、『社會主義運動は、學説よりは寧ろ人生の事實に關心するものである。その目的は、全民衆に對して、文化生活に必要な諸機會を提供するにある。即ちそれは、民衆に對して適當の衣食住を提供し彼等が住居する家庭と都市又は農村に於いて威嚴ある生活を享受する機會を得さしめ、彼等をば疾病、不具、失業、老廢の如き豫防し得べき人生の不幸より保護し、寡婦孤兒を救恤し、労働者をしてその全身を捧げし産業に於て有力なる地位を得さしむるにある』と力説した。

今回の大會に於て重大議事とされたのはかねて本部に於て作製された『社會主義と民衆の状態』、『植民地』及び『住宅及び不良住宅改善』の三報告であつて、殊に『社會主義と民衆の状態』に關する報告は、イギリス労働黨の根本政策に關聯する爲め重大視された。大會に於ては、後述の事情の結果、執行委員會に於て今一應審査の上明年度大會に報告することとなつた。右の外、かねて労働組合評議會大會に於て採擇となつた社會化産業に於ける労働者の經營参加權立法の件、フリスム排撃運動に於ける各種労働團體協力の件、黨規約改正案等の問題があつた。

『社會主義と民衆の状態』に關する報告は、大會第二日に執

行委員會を代表してアーサー・グリーンウッド氏が提出した。

この報告の内容は、主として労働黨の新政策、殊に將來労働黨政府成立の際に實施すべき方策に關するもので、現下イギリス労働黨の基本綱領と見做すべきものであつた。即ちそれは、社會化及び統制の方法を説明し、又、商工業中公共的責任を負ふべき部門を列挙し、之等の方策は、(イ)生産者に對してその生産成果に對する當然の分配に與らしめ、(ロ)消費者に對しては、生産者の利益を損ぜざる範圍に於ける低廉物價を保障し、(ハ)一般公衆に對しては、從來屢々民主主義を發揮すべき機會を奪れし原因たる經濟的獨裁制度の支配下にあらざることを明らかにするのを眼目としたものであると云つて居る。而して該報告には、又失業對策も提案されて居るが、それらには失業問題の解決は、現在の社會制度の下では不可能なりと云ひ、且對策としては、老少年をいたはりて就業せしめず、以て労働生活の短縮と労働時間の短縮とを行ひ、労働は専ら人生の最も能率の年齢に於てのみ之に従事せしめることとし、それが爲には學齡の延長と養老年金支給、最低年齢の引下をなし、一方に於ては、公共事業の振興を行ふべきことが提案されて居た。然るに最近社會主義同盟に屬する人々の間では、從來の労働黨の平和的漸進主義に基く議會行動に満足せざる一派あり、殊にその急進的政策はクリップス、ワイズ氏等によつて全國に宣傳され、之等の一派は、今回の大會に於て本部の方針に根本

的變革を與へんが爲め、左の如き趣旨の修正案を提出した。

一、國會上院の即刻廢止。

二、労働黨内閣就任の際には、非常權能法を制定して、政府をして金融機關を收用統制せしめ、且直ちに産業の統制社會化上一般情勢より見て必要と認めらるゝいかなる方策をも實施せしめ得るやうにする。

三、國會下院議事法及び政府の機構の改正により、社會主義への轉換をば立憲的に行ひ、且獨裁制度を防止すること。

四、資本主義制度を撤廢し、失業と貧困とを絶滅する爲め、産業、金融、對外貿易の計畫化及び社會化の順序計畫。

元來社會主義同盟一派では、かねて社會主義の實現は、イギリス労働黨の主張せる如き國會による平和的革命にては不可能なりとの見地より、暴力的革命手段と過渡期に於ける社會主義的獨裁政治の必要を認める如き意圖顯著であつたが、ドイツに於けるヒトラー政權成立後、イギリス労働界に於ては獨裁主義に對する反感漸く強く、労働黨に於ても、苟しくも獨裁制度たる以上はその傾向の如何を問はず、之に反對すべき旨聲明するに至り、之等の事情より社會主義同盟の意見も幾分緩和して作製されたのが、右の修正案であつた。

グリーンウッド氏が、右の報告を上程するや、一二の代議員は、右の報告に提案されし政策は、徒らに資本主義の強化を促

進するのみとの理由で、撤回を要求したが、之は否決となり、次いで起つたスタッフ・フォード・クリップス氏は、前記の修正案を説明した上、本部の原案撤回要求を撤回し、此一派の修正を考慮の上改めて報告を作製して、明年大會に提出せんことを希望し、之に對してデュー・ランズベリー氏本部を代表して右報告を再考することとなつた。斯く今回大會に於ける最も重大問題とせられた報告が簡單に撤回された爲め、エマ・ニュエル・シンウル氏は、一箇年延期は徒らに黨内の論争を延引せしむるものなりと叫び、アーネスト・ベヴァン氏は、急進論者が延期を要求するは奇怪なりとの意見を提出し、その他社會主義同盟の修正案に對する峻嚴の批判を下すものもあり、例へば、社會主義同盟が果して議會制度無用を主張するや否やを明らかになせよとか、或ひは社會主義同盟の方針に従へば、やがて労働黨對國王の憲法上の問題が惹起すべしとかの如きものであつた。上院議員ボンスビー卿が、上院廢止論を力説したるも興味ある出來事であつた。

尙ほ右の報告に關聯した種々なる問題に就いては、大會はそれ〴〵可否を決するところがあつた。執行委員クラインズ氏の提出せる労働黨政府組織の手續に關する決議は可決となつたが、その結果今後總選舉の際には、その結果によりて黨代議員會と黨及び労働組合評議會との全國聯合委員會との間で協議を行ひ、事情によつては、少數黨内閣を組織することもあるが、

閣員の任命上に於ては、必ず黨首の獨断にて決定することなく、黨代議士會代表三名と協議することとし、又労働黨首相は必ず黨議の多數決には服従することとし、議會解散は、閣議に於て、黨代議士會と協議の上決定した上で之を行ふこととなつた。尙ほ將來労働黨蔵相は、豫算決定をば獨断せず、必ずあらかじめ黨員と打合せすべきことも決議された。斯くして労働黨内閣に對する黨の指揮統制を確立することとなつた。

次に、『社會主義と民衆の狀態』に關する報告中『金融、財政、投資』に關する部分は、ヒュー・ダルトン博士によつて上程された。之は、金融機關の統制を初めとして、學齡引上、資源開發の計畫化等に關する黨の政策を取扱つたもので、金融問題に關しては、五大銀行の合同及び公營、全國投資局の設置等が提案され、資源開發に關しては、住宅、石炭乾溜法、等の問題が含まれて居つた。之等は全部大會の可決するところとなつたが、其の他にスコットランド社會黨提出の金本位制復歸反對案も可決となり、學齡引上は、本部案のは十五歳までとあつたのを、十六歳に修正された。

大會第三日目には、反戦決議が上程可決となつた。之は、全國執行委員會に對して、『戰爭に参加せず、戰爭に抗爭する爲めには、労働運動の全勢力を動員すべく、而して萬一開戦又は開戦の虞ある場合には、組織労働者の全運動をあけて之に反對すべく、總罷業其の他のいかなる方策をとるべきやを決定し且

全國に聲明する目的を以て、直ちに労働組合及び協同組合運動と協議すべきこと』を指令した長文の決議であつた。この決議案には、國際聯盟及びケロッグ條約に基く義務、及び侵略國に對する經濟的ボイコットに關する政策は明言してないが、労働黨の精神がそこにあることは、大會の討議に於ても明白であつた。殊にヘンダーソン氏が、その賛成演説に於て、將來労働黨政府成立の場合には、平和確立法とも云ふべき法律を制定すべき計畫ある旨説明したのは、注目すべきであつた。氏の案によれば同法には、イギリス政府は、必ず國際紛争をばそのあらかじめ協定せる平和裁判機關に附議して、之が裁断を待つべく、係争期間中は、理に侵略せる軍隊を驅逐する爲めの外は、動員せざるべしとし、且政府は集會的平和組織に基く凡ゆる義務を遂行する爲めには、必要な經濟的、財政的其の他の凡ゆる方策を實施し得る充分の權能を有することを規定する豫定であると云ふ。

尙ほ大會の可決した軍縮問題に關する決議には、イギリス政府が軍縮會議に於て空襲問題に關して絕對禁止の意見を撤回せしことを非とし、各國に於ける軍事費の削減、平和條約によりドイツに於て禁止せる武器全部の禁止、軍用航空機の禁止、民間飛行の國際統制、民間軍需品製造の禁止、軍縮條約實施の國際的管理監督等を要求したものであつた。

住宅問題に關する決議は、國民政府が、ホーキー・トレイ法の施

行を中止し、又労働内閣當時決定せる五箇年計畫住宅政策を無視したることを責め、進んで『本大會は、國民政府の慘酷なる節約政策及び地方公共團體の住宅政策妨害、並びに家主の不良住宅撤去に對する組織的反抗に省みて、之に加盟團體に對して、凡ゆる機會を利用して、不良住宅撤廢の全國的活動を支持すべく輿論を喚起せんことを勧告する。萬一地方當局者にしてその責任を果さざるものある場合には、我等の團體は、グリーンウッド住宅法の怠慢規定により與へられし權能を充分行使して、公共的調査を強行せしめ、以て保健省大臣をして不良住宅一掃の行動をとらしむべきである。』と云ふのであつた。

次に今回大會に於て黨内のみならず、労働組合側でも多大の注目をしたのは、將來産業社會化後に於ける労働者の經營參加權の問題であつた。之に關して、九月上旬の労働組合評議會に於ては、労働者の經營參加權をば法律を以て公認すべき決議が可決されたのであつたが、黨としては、法的公認に對しては實行困難との理由で反對の意嚮があつた。大會に於ける本部側の案として提出されたものは、前記評議會大會採擇の覺書に基いて起草されたもので、それには從來貸銀其の他日常労働者に關係ある労働條件は雇主と労働組合との交渉によつて調節決定されて居つたが、産業社會化後に於てもその慣行は繼續し、労働組合と經營當事者間の直接交渉によつて之を行ふべく、労働者の權利は、罷業權に至るまで凡て存続すべく、尤も『當該企業

の日常經營の問題は、目下急速に一の専門的仕事となりつゝ、あり、この仕事に従事する人々は、實務の訓練ある經營者たるを要する。而して日常經營事務以上の仕事として管理統制の機關の必要あり、この機關は有能にして適當の人物を以て組成すべきである。産業労働團體は、この種の機關を組成すべき人物を指名すべき權利を要求すべきものである。公有産業の指揮統制上に労働者團體は參與すべしといふこの要求は承認するところとなつたが、それと同時に、この目的を有效ならしむる爲めに所管大臣と當該労働者との間に協議をなすべきことに同意する。』といふのであつた。之に對して今回の大會に於ては、『各種の階層及び職業の賃銀労働者は、その労働によつて支持する社會化されし産業の統制指揮上に有效の參加をすることを法律を以て認めしむる權利を有するものである。本大會は、執行委員會に對して、社會化されし産業勤務内に於て労働組合が理事會其他經濟機關に直接代表を參加せしむることを法律を以て規定せんとするこの原則實施の計畫を立案せんことを指令する云々』といふ決議が、全國一般労働及び都市従業員組合から提出された。而してこの決議に反對するものは、この問題は餘り細目に互らさず、將來愈々社會化法案でも起草する時になつてから、關係大臣と組合との協議により決定することを勧告したのであつたが、表決の結果前記決議は、可決となり、黨本部としては、右の趣旨を考慮することとなつた。

以上の外、今回大會には、黨規約の改正も上程され、その内殊に重要なものは、賛助黨員 associate members 制度設置の案であつた。之は本部側から提出されたもので、従來正式黨員としては加盟し得られざる地位にあり、しかも労働黨には充分同情あり、その事業を援助せんとせる人々、例へば地方官公吏員、商店主、醫師、辯護士、銀行員、保險會社員、宗教家、植民地の吏員等をば、賛助員として入黨することを許可せんと案であつたが、大會の否決するところとなつた。規約改正に關しては、其の他大會の議事は主として重要政策の審議に限らんとする案、青年部加盟者年齢制限引上、地方労働黨の縣別聯合會承認等があつた。その他、オーストリア労働者に對する同情應援、ヒットラー政權犠牲者救済、印度の政治犯釋放、ソウエート聯邦との通商促進、警察官の軍隊化反對、司法省設置及び法律簡單化等の決議もあつた。

斯くして今回の大會に於ては、黨政策上の重要問題の多くは、再考することとなり、明年大會まで最後の決定は保留せられたが、しかしながらイギリス労働黨が、萬一事變突發の場合には、之に對應すべき凡ゆる手段を實行すべき用意あることは代議員の對議に於て明らかに看取せられ、殊に労働黨の結束統一の強調せられ、大會前本部より發表せる或る種の團體、例へば『反戰會議 Anti-War Council』とか、『ドイツ・フランス労働者救済委員會』とかへの加入禁止に對して、一部代議員間

では反對を唱へるものもあつたが、全體の統一強化の爲め當然と見做されるに至つたことは、注意すべき傾向であつた。

労働組合運動

一九三三年のイギリス労働界に於ける顯著なる現象は、労働爭議の劇減であつて、その休業を伴へる爭議件數に於ては、一九〇四―五年と一九二六年全國總罷業直後の二年間を除けば、十九世紀末以來最少にして、損失労働日數累計に於ては、例外なしに最低數を示して居る。左に一九二〇年以後の爭議統計を示して見る(一九三二年は暫定數字)。

年度	件數	直接労働者數	損失労働日數計
1920	1,607	1,779,000	26,570,000
1921	763	1,770,000	85,870,000
1922	576	512,000	19,850,000
1923	628	343,000	10,670,000
1924	710	558,000	8,420,000
1925	603	401,000	7,950,000
1926	323	2,724,000	162,230,000
1927	308	90,000	1,170,000
1928	302	80,000	1,390,000
1929	431	493,000	8,290,000
1930	422	286,000	4,400,000
1931	420	424,000	6,980,000
1932	389	337,000	6,490,000
1933	358	114,000	1,050,000

尙ほ罷業に至りたる爭議中注目すべきものとして、棉紡織業、炭坑業及び鐵道に於ける紛議があつた。棉紡織業爭議は、前年解決を見たるランカシア地方に於ける爭議の繼續といふべく、前年作製せられし協定(賃銀値下及び受持者數増加を含む)實施に關するもので、一部雇主の受持者數を協定以上に増加せんとしたのに發したものであつた。而して鐵道及び炭坑業に於ける紛議が、その問題の重大性に比して、従來の如き活潑なる労働運動の發展を見ざりしことは、一九二六年全國總罷業以後に於ける特殊の現象で、之は一面最近の不況の深刻なるを反映すると同時に、労働組合側が全國總罷業の創規と一九三一年労働黨の敗績より未だ充分恢復せず、又その運動上に於ても、従來の如く濫りに過激なる直接行動に訴へず、慎重なる態度をとれることを示すものであつた。鐵道爭議の原因は、全國四大鐵道會社に於て、二月初旬開催せるその職員會議の結果に基き、一九二一年の鐵道法の規定により設置されし賃銀協定会議制度の中央及び全國機關をば豫告期間一箇年經過後廢止すべきことを申込みしことに端を發したもので、之は一九二一年鐵道法第六十二條の規定による手續をとるものではあるが、之が撤廢の結果、右四大會社雇員合計五十七萬五十人中同制度實施の下にある四十二萬は、その労働條件決定上從來享有せし中央及全國的協定機關の特典を失ふことになるものであつた。七月五日よりモアキヤンプ市に開催された全國鐵道従業員組合(N.U.R.)年

次大會に於て全國賃銀協定会議廢止には、絶對反對の態度をとるべきことを決議し、斯くて爭議は明年に至つて愈々本格的に發展することとなつた。

全國坑夫聯合會(M.F.G.B.)では、七月三日よりスカパーラ市に於て年次大會を開催したが、その第二日に於て、『本大會は本聯合會が、炭坑業に於ける賃銀の全國的規制を行ふべき機關の設置をば、斯業の平和にして安定せる状態恢復に缺くべからざるものと考ふるにもか、はらず、炭坑主が該機關設置の爲め、全國坑夫聯合會と交渉することを頑然拒絶せるを痛恨とするものである。尙ほ本大會は、政府が生産及び價格の全國的規制を立法化せるにか、はらず、同一原則をば労働賃銀にも適用せしむることを拒絶し、且炭坑主に對しては之を要請するを拒絶し、炭坑夫に對しては信義を無視する態度に對して、抗議を記録するものである。従つて本大會は、執行委員會に對して、將來いかなる地方に於ても、賃銀低下の如き企てあるに於ては、全國總罷業をも含むいかなる行動をもとるべき權能を賦與するものである』と決議して、その年來の政策たる労働條件の維持改善と、全國的團體交渉權の確立に對する強硬なる態度を表明するところがあつた。炭坑業に於ては、一九二六年總罷業後その全國協定は廢棄となり、従業時間は延長され、一方炭坑主側では、一九三一年炭坑法による諸施設の實施を拒絶するもの多く、且全國坑夫聯合會の弱小化に乗じて、地方的には労働條件

の低下屢々行はれ、現に爭議の最も少かりし一九三三年に於ても炭坑業爭議(休業に至れる)のみにて百十二件(總件数の約三割)に達し、損失労働日数累計の四割餘は炭坑夫の爭議の結果であつた有様である。炭坑夫労働賃銀及び時間に關する一九三〇年及び一九三一年の法律が、前年七月初旬期限満了とならんとせる際も、坑夫聯合會側では、全國總罷業以來の坑夫生活の悲境の打開を要求するところあり、當時従業時間は一日七時間半を繼續するも止むを得ざれど、賃銀協定上に於ては何等か全國的施設の承認あるべきことを主張したものであつたが、坑夫聯合會が既に全國的代表機關としての地位を認められなくなつてゐる今日、炭坑主側との直接交渉をなすべき手段なく、遂に國會の可決して六月十六日裁可となつた法律は、一九三〇年法の地下作業一日七時間半の規定及び一九三一年法第一章の生産供給販賣に關する規定の適用期間を一九三七年末まで延期長したのみであつた。斯くて一九三三年大會後坑夫聯合會では、一九三〇年炭坑法第四章に規定されし全國産業協議會の組織を改正して、全國的の労働條件交渉乃至爭議調停機關となすべきことを要求し、十二月十一日聯合會代表はマクドナルド首相と會見して、右の要旨を陳述するところがあつた。同月二十八日ロンドンで開催された全國代議員會へ報告されたところによれば、執行委員會ではかねて全國的労働協定確立の爲め關係者と交渉を行つて居つたが、炭坑主團體なる礦業協會では、依然としてそ

れが全國的代表機關にあらざることを口實として交渉に應ぜず、政府亦之に關して何等の斡旋を拒絶する状態なりしとのことで、代議員會としては、萬一いつれかの地方にて爭議勃發の際は、執行委員會としては、いかなる行動をとるも自由なるべき決議を絶對多數にて可決して、用意するところがあつた。

右の如き事情は金屬工業に於ても見られたのであるが、最近イギリスに於ける労働組合運動は、従業條件の維持改善を直接目的とせる從來の如き日常闘争の形式をとらずして、産業全體の改造發展を目標とせる經濟政策確立の方向をとりて、その目的達成には議會運動に俟つもの多き傾向顯著にして、それが爲め労働組合乃至労働黨にては、主要産業に對する有効適切なる改造案の完成に努め、一九三三年に於ても、その種の産業政策の發表されしもの二三あり、労働黨代議士より國會に提出するところあつたが、いづれも否決となつてしまつた。

次に一九三三年の労働組合運動に於て注目すべきは、失業問題であつた。かねて第二次労働黨政府の任命せる失業保險に關する勅命調査委員會では、一九三二年十月その調査報告を發表するに至つたが、政府は、一九三三年十一月に至つて始めて該報告に立脚せる新失業保險法を國會に提出し、三四年初頭には審議未了の状態であり、一方一九三一年六月發表となつた第一回報告(協調會海外労働年鑑昭和七年版三九頁以下参照)及び同年秋國民政府の制定せる全國節約法に基く改正の結果、失業保險

の手當條件悪化し、爲めに全國労働運動内部の重大變革の遠因とまでなつたが、殊に給付期限満了者に對し過渡的給付支給の際に於ける生計状態審査の規定復活は、一般公衆間に於てもその適用の不當に反對するものあり、極左共產黨系統にあつては街頭示威の一大目標となる状態で、前年中も屢々イギリスには稀有の流血事件さへあつた。イギリス労働運動の中堅たる労働組合評議會では、それらの示威運動には、從來参加を欲せず、殊に獨立労働黨及び共產派主催の失業闘争には全然協力を拒絶して居つたが、一九三三年二月五日には、ロンドンに於て一大示威を舉行するに至つた。

この示威運動は、主としてロンドン地方の労働者が参加したもので、参加者凡そ十萬餘と云はれ、發起者は、労働黨と労働組合評議會と協同組合中央會の聯合主催であつたが、ロンドン共產黨支部員も『共同戦線』の名に於て示威行列に参加し、マンチェスター地方の労働組合員の少數も上京して参加し、殆んど全國の労働運動を代表した盛會であつた。参加者のか、けた標語には、國民政府反對とか、生計審査規定反對とか、成ひは失業者扶助支給とかがあつたが、要するに之は最近各國の右派労働者團體の行ふ街頭示威の一として意義あるもので、例へば前年デューネーヴに於けるアムステルダム・インターナショナル主催の國際労働者協議會とか、本年八月パリに於ける社會主義インターナショナル主催の會合の如きもので、不況期に於てや

やもすれば労働運動の不振の嘆せられる際、無産者勢力の勢揃ひをして心氣一新的效果をあぐるを目的とせる特殊現象と認むべきである。

労働組合評議會

一九二六年の全國總罷業以來華々しき活躍もなく、その勢力を専ら調査研究の方面に沈潜せしめ、偶々滿洲事變の突發を機會として、排日的氣勢に認識不足を曝露して居つた労働組合評議會(T.U.C.)も、一九三三年ドイツに於けるヒットラー政権成立に於いて、國際労働界の重鎮たるドイツ労働運動の潰滅に面するや、こゝにその戦争及びフラスム反對運動は切實逼迫せる問題として一新生面を開き始めるに至つた。是がやがて別項紹介の全國聯合委員會の活躍となり、評議會書記長にしてアムステルダム・インターナショナル會長たるシトリン氏の民主主義擁護の聲明となり、或ひは亡命ドイツ労働運動者救済、或ひはオーストリア労働運動應援と、イギリス全國の組織労働者を代表する中央機關としての活動を見た。

第六十五回大會

斯くて九月四日より八日までブライント市に於て開催された労働組合評議會(T.U.C.)第六十五回大會は、近來の重大な會として内外の注目するところとなつた。云ふまでもなくそれは、ドイツ労働組合運動がヒットラー政権の彈壓下に解散されて以來イギリスが國際労働界に残存する唯一の有方なるものとなつた結果、將來歐洲に於ける労働組合運動の維

持發展が一にイギリスに於ける労働組合運動の消長によつて決せらるべき形勢となり、七月三十日よりブリッセルに開催せるアムステルダム・インターナショナルの大会に於ても、やがて開催さるべかりしイギリス及びフランスの労働組合大会を豫想して採擇となつた決議さへあつた位である。又國內的に見ても、一九三一年労働黨内閣失墜後に起案されし新政策に關する決定は今回の大会に於てなされることになつて居り、且一九三三年初頭以來歐洲に於ける政局の推移によりて展開せる新しき情勢に對する態度の決定もなさざるべからざることになつて居つたからであつた。

評議會の加盟組合員は依然減少の傾向を續けて居り、今回大会提出の報告によれば、合計三百三十六萬七千九百十一人となつて居り、前年に比して五パーセントの減少であると云ふ。

大会は、加盟團體代議員五百六十四名、その他アムステルダム・インターナショナルを初め、アメリカ労働總同盟、カナダ産業労働評議會、印度労働組合總同盟等の外國友誼代表及び協同組合代表(チー・キーン氏)、労働黨代表(チー・ランズベリー氏)等の出席あり、第一日にはアサー・ヘンダーソン氏も出席し、本年度の會長たる鐵道事務員協會のエイ・ヂイ・ウ・クデン氏議長として開催された。

今回の大会に於ては、かねて懸案となつてゐた新政策内容に關する討議や、その他國內的の社會施設に關する問題は、二次

を指摘し、進んでロンドンの世界經濟會議の失敗によつて資本主義的政治家が刻下の時局を匡救する能力なきことを曝露し、之に反して合衆國大統領ルーズヴェルト氏の産業復興政策は、必ずしも社會主義にあらずとも、少くとも多年労働運動に於て主張されし方策が實施され居ることを説明し、労働組合主義擁護を力説した。

ウ・クデン氏の開會の辭を基調として進行した今回の大会に於て最も重要問題となつたのは、反戦運動であつた。之に關する決議案は、かねて機關車火夫組合、店員組合、建築工組合その他から提出されて居つたのであるが、その後アムステルダム・インターナショナル大会に於て反戦總罷業に關する決議が採擇となつたので、之をも考慮して作製されたのが、今回の決議であつた。大会に於ては、中央委員チー・ギブソン氏のアムステルダム大会の報告があつた。同インターナショナルの決議は、總同盟罷業が労働階級にとつては戦争反對上の最後の武器たることを聲明し、『凡て政治上、經濟上、其の他の紛争は、國際聯盟による解決不可能の際には、之を調停に附すべきもので、この手續履行を拒絶する國をば、國際労働運動は、侵略國と認むべきであり、その瞬間より該侵略國の組織労働者は總罷業宣言の義務を生じ、其の他の國々の労働者團體に於ては、この運動を支持し、且侵略國ボイコットを組織すべき義務あるもの』とし、侵略國と抗争すべき積極的方策をとるべく要求さ

的のものとなり、最も重要視されたのは、戦争及びフラスム對策であり、之に關する討議は近來になき活況を呈した。之は、ドイツに於けるヒットラー獨裁政府成立以來、歐洲に於ける戦争勃發の危懼と、全國一般の情勢よりイギリスに於ても何時フラスム政府の樹立せらるべきや測り難き不安とが如實にイギリスの組織労働者間に痛感せられ、戦争とフラスムとに對する抗争は最早大会に於ける空疎なる議論に止まらず、之に對する現實の具體的政策を樹立すべき必要に迫られてゐるといふ一般の觀念から生じた現象であつた。

フラスム反對の第一聲は、先づ、會長ウ・クデン氏の開會の辭によつて揚げられ、氏は、今回大会が労働運動史上の重大時機に開催され居ることより説き起して、イタリヤに發せるフラスム運動が各々その名稱とシヤツの色彩こそ異にしつゝ、も各國に傳波し、同一性質と同一目的と同一方法を以て發展し、到る所に議會制度の打倒と民衆自由の破壊とを敢行し、社會主義と労働組合運動を弾壓して、愛國心と青年の熱情とを利用し、武装政治團體の力によりて獨裁制度を樹立しつゝ、あるが、斯くの如くして現下の民主主義諸制度が壓迫を蒙りつゝ、あるは、民主主義が成功せしことを證明するものであると云ひ、翻つてフラスム團體の資金の豊富と資本家新聞の聲援を受けて居ることに言及し、又フラスムが政治的見解の幼稚なる青年間に階級的對立觀念を扶植し、暴力主義を鼓吹しつゝ、あること

れし國々の労働階級に對して必要なる財政的援助を與ふべきことを各國に要求せるものであつた。ギブソン氏は、この決議は十八箇國代表の満場一致にて可決した旨を説明し、殊に、重大なる點は、總罷業を開始すべき時機の決定にあることを指摘した。而して今回の評議會大会に提出された決議は、戦争勃發の虞ある現下の情勢に於て、イギリス労働運動は、苟しくも諸國民を戦争の渦中に投ぜんとする企圖に對して、よく之を克服すべき適當なる宣傳と計畫とを創始する必要があることを説き、それが爲めには各國の労働階級と協力して、軍縮と戦争防止の爲め凡ゆる努力をなすべき覺悟を要すると云ひ、進んで宣傳の方法を説明し、中央委員會としては協同組合運動及び労働黨と提携して、戦争準備反對の一大運動を起し、戦争勃發の危機切迫と、近代戦争の慘忍性と其の結果とを力説せしめ、『一方アムステルダム・インターナショナル内に於ても亦絶對反戦運動に努め、萬一開戦の場合には斷乎としてボイコットを實施し、いかなる形式態様に於ても、戦争遂行を助長せしむる方策に對して援助をすることを團體的に拒絶すべき』を指令せるものであつた。之に關する討議中、戦争が人力を以て防止し得べきことと、戦争が罪惡なること、戦争の眞實性を青年に知らしむる必要あること、及び労働階級の力を以てすれば戦争を事前に防止し得ること等が力説されたが、アムステルダムの決議をイギリス評議會に於て承任するには、評議會の權限(總罷業命令等に

關する)を擴張する必要ある結果、大會では、兩決議とも之を中央委員會の考究に附することとし、中央委員會では、調査研究の上、改めて一九二六年全國總罷業前に召集せる如き全國各労働組合本部代表の特別大會を開催して、之によつて最後の決定をすることになつた。

反フラスム運動に關する討議は、第四日目に行はれ、書記長シトリン氏は、かねて中央委員會に於て作製せるイギリスに於けるフラスム運動に關する報告を提出した。この報告は、各國に於けるフラスム發生の原因を探究して、それが民主主義制度の不備乃至未熟にして刻下の時局に對峙するを得ざりしこと、又ドイツの労働組合運動の屈服がヴェルサイユ條約に對する反感より生ずる民主主義や全國的の窮乏及び失業の増加、共產派の社會主義攻撃による労働運動陣營擾亂等に基因するものとなし、獨裁政治はフラスムのそれも、共產黨のそれも同一なりとし、議會制度の缺陷は宜しく之を矯正すべきで、いかに能率的の統治ありとも、民主的の自治には代ふべきでないこと主張し、イギリスに於て一九二三年創立せしイギリス・フラスムト黨及び一九三二年にオスワルド・モズレー氏の組織せるイギリス・フラスム同盟がその後加盟員を増加せし模様なく、且それ等は凡て外國の輸入物であり、一般に或る種の實業家の援助の下にありと見做されて居ることを指摘し、労働組合評議會としては、労働黨及び協同組合中央會とにて組織せる全國聯合

協議會に對して、フラスム反對運動を開始せんことを要求するものであり、且この運動は、單にフラスム反對宣傳の會合を開催することのみでなく、之をば一個の教育運動となすべきであると主張したものであつた。シトリン氏は、報告上程の際報告作製の動機がドイツの形勢にありしことを説明し、イギリスに於けるフラスム傾向の有無に論及して、ドイツとの相異は多寡あるが、唯一點兩國に共通せるものとして失業の深刻化があり、之が一層悪化するに於ては、今日こそイギリスのフラスムト組織は薄弱なりしも、その背後には財閥の援助あれば、いかなる形勢の發展するや豫想し難いと云つた。之に對して出席代議員中全國男女服装縫工組合代表マイコック氏、全國坑夫聯合會代表アムーリン・ビーヴァン氏、南ウェールズ坑夫組合代表エヴァン・エヴァンズ氏、全國合同裝飾工協會代表トムキンズ氏、全國分配業労働者組合のジョン・ジャッガー氏等は、報告中ソウート聯邦の状態に關する項又は共產派獨裁制反對の項に關して反對を唱へたが、シトリン氏は、『共產主義者一人を増す毎にフラスム一人を増加するものである』と云ひ、大體に於てイギリス労働組合に於ては、この際フラスム反對闘争をなす上に於ては、時には非合法運動(一九二七年労働組合により禁止されし全國總罷業の如き)をも敢へて辭さざることを明らかにした。

右の報告に關する討議後、大會は、フラスム及び獨裁制度に關する中央委員會の決議を採擇したが、それはドイツに於け

るナチス政權の彈壓迫害政策を不可となし、イギリスの労働組合、労働黨及び協同組合は、あくまで一致結束して民主主義制度をば恐怖政治によつて破壊せんとするものと抗争すべく、それが爲め各團體を擴大強化し、『萬一民主主義制度を廢滅せんと企つるものある場合には經濟行動に關する具體的計畫の作製を初めとして凡ゆる手段を講じ、その脅威と抗争し、各産業各職業内に於て有效なる組織を確立し、イギリス及び全世界の労働運動の結束統一を實現すべき』であり、従つて大會としては、『吾が國に於て斯くの如き形勢の展開を防止するに必要なるいかなる行動をもとるべきことを中央委員會に指令する』旨決議したものであつた。

次に今回大會に上程せられし産業問題に關する最も重要な決議は、第二日の失業及び産業復興に關するものと、大會最終日の労働者産業經營参加に關するものであつた。

失業及び産業復興に關する決議は、政府が何等有效なる失業對策を講ぜざることを非難し、

『本大會は、現下の諸問題に對する唯一の實質的且永久的解決は、所有及び管理權の社會化にあることを繰返し主張すると同時に、目下ルーズヴェルト大統領が、その産業復興法其他立法により、産業の促進及び規整の爲め孜々として努力せることの意義を觀照し、右の立法及びそれに基いて制定したる公正慣行の規範に於て、労働組合がかねて標榜せし失業者減少の方法としての労働時間短縮と、購買力増進の方法としての賃銀値上との認められしことを快とする。』

本大會は、アメリカの労働組合が、労働者の自主獨立の團體組織により團體交渉權を力説主張せしことを悦ぶと共に、ルーズヴェルト大統領が、労働組合と協力して、このアメリカ産業界の傳統的個人主義より斷然離脱せる政策に伴ふ種々なる困難をよく克服すべきことを希望して止まぬものである。

と云ひ、進んでイギリス政府に對して、國家の信用を利用せる財源による有益なる公共事業を振興し、賃銀低下を伴はざる一週四十時間労働制に關する立法を制定し、十六歳未満の少年労働を禁止し、學齡を滿十六歳に引上げ、尙ほ民間雇主への模範として官公吏の増給を行ひ、それが爲めには先づ今日まで『節約』の爲めに實施せる減給を恢復し、養老年金制度を寛大にし、且一般には大衆購買力の増加と全國民の利益を目的とする國民經濟の計畫化との凡ゆる方策をとるべきことを要求したるものであつた。この決議に關する討議に於て、その趣旨がイギリスに於てもアメリカと同一の産業復興法を施行せよとはあらずして、寧ろアメリカの對策の精神を以て時局を處理せよと云ふのであり、且評議會としては、産業復興法が資本主義國家の難局を解決するものであるとは信せず、唯それをば人類史上の一大試験として、その成功の際にはロシア革命に等しき影響あるものと見做す旨が明らかにされた。

産業統制上に於ける労働者の参加問題は、昨年の大會以來の懸案であつて、昨年度の評議會及び労働黨大會に提出された産

業社會化政策に於て、社會化されし産業の管理經營上に労働者代表の参加が認められてゐなかつたことから起つた問題である。當時労働組合評議會大會では、産業の經營管理上に労働者代表の参加せざる社會化政策に反対するもの多数なりし結果、本部では該案を撤回して再考することとなり、一方労働者大會では、ハーバート・モリソン氏の運輸業政策が同じ理由で否決となりて以來、評議會及び労働者大會では、その加盟團體に於ける一般輿論の傾向に省みて、該案を改正することとなり、労働組合側では、今回大會に於て、中央委員會の報告として、社會化されし産業に於ては、經營管理の最高機關を設くる必要あること、労働組合としては該機關に参加すべき代表者任命の權利あること、而してこの權利行使の際には、該産業所管大臣と當該労働組合とにて協議すべき旨決定せしことが提案された。今回大會に於ては、あくまで労働者の經營参加權を主張して昨年の原案に反対するものは、必ずしも前回多数ではなかつた。然し右の報告内容に對しては不滿のものもあり、全國一般労働都市従業員組合代表たるチャールズ・デュークス氏は、右報告の撤回を要求し、且決議として、労働者の經營参加權は法律上に於て公認すべきものであり、經營機關の代表者の半数は労働者の指名するものとし、以て労働組合の労働條件維持改善上の權利職能を確保し、斯くして産業統制權を營利的資本家の手より奪還し、産業統制上に於ては労働組合が代表團體たるべきこと

を主張すべしといふ趣旨の案を提出した。之に對してシトリン氏は本部側を代表して、新方針決定には加盟組合にも問合せ、又この種の政策はいづれ政治的手段によつて實現されべき關係上労働者とも協議したことを報告し、労働者の經營参加權を立法的に確認することに對しては、労働者側は實行困難と認めしこと、前述の決議案中國有企業の全統制權を労働者が獲得するを目標とせる點は、サンチカリズムにて、之には反対であると云ひ、結局今回大會に於ける唯一の表決を行つた結果、一、四三八、〇〇〇票對一、〇四五、〇〇〇票の少数の差にて本部報告撤回は否決となると共に、デュークス氏の決議等も否決となり、斯くて評議會が労働者側と協議の上決定した前述方針が採擇となつた。

右の外今回大會に於て採擇となつた産業方面の決議には、地方公共團體吏員の労働状態調査の件、賃銀協定局の出來高賃銀決定方法の調査及び協定賃銀率不履行の件、一週四十時間制確立、殘業禁止の件、失業保險法による家計調査手續廢止の件(之は中央委員會附託)、盲人労働者雇入による失業増加の件、有料職業紹介所廢止、一九三二年健康保健法施行の結果たる失業手当支給停止の件、協同組合の従業員労働爭議調停機關の設置、労働組合と協同組合との協力強化の件、及び協同組合に對する營業課税反對の件、農業労働者に對する災害補償法適用、養老年金法の手當増額其の他改善の件等があつた。ウウェー

聯邦との通商條約締結交渉に關しては、長文の決議が採擇となり、中央委員會をして即刻通商條約を結ぶことを政府に要求せしめることとなり、交渉停頓の原因となつてゐるイギリス側の輸出入禁止權の保留には反対の意思が明らかにされた。其の他政府の發表せる政策に購買力増加を目的とせる賃銀値上案の含まれず、購買力増加なくして卸商物價を引上げるは徒らに經濟界を惡化するのみなることを指摘せる決議、住宅政策の中央機關として全國住宅建築局設置を要求せるもの、政府の商店従業員労働調査委員會の報告及びそれに基づく商店法案に反対せるもの等があつた。

今回の大會にも、例年の日程となつてゐる失業者團體代表の演説を許可することの可否が論ぜられたが、シトリン氏は、折柄饑饉行進をして集合せる代表が共産派に屬せることを説き、大會席上に参加するを拒絶し、唯評議會側の失業者團體の代表一名の演説を許可して終局した。

友誼代表としては、アメリカ労働總同盟のバーク氏及びマドセン氏、カナダ代表ミッチェル氏、アムステルダム代表としてフランス労働總同盟のデニオー氏の挨拶があり、國際労働局長バットラー氏は出席せず、そのメッセージが朗讀された。印度代表シヴァ・ラオ氏は、印度の労働事情につき説明するところがあつたが、大會ではその最終日に、モルト事件に關する決議案が、合同機械工組合代表カデック氏によつて上程され、大會

は同事件を以て印度政府の労働者壓迫政策上行つた計畫的策動なりとし、同事件犠牲者の救援に盡力すべく中央委員會に指令することに決した。

尙ほ最終日には昨年の失業者示威運動の際、全國少數派運動の首領トム・マン氏が、エドワード三世時代の法律に基いて告訴收監された事件に關聯して、労働運動に對して折々適用される古い法律の撤廢を要求せる決議も、一九二七年労働組合法撤廢の決議と共に可決された。

獨立労働黨

イギリス労働運動の重鎮として十九世紀以來内外に信望を博した獨立労働黨は、昨一九三二年その加盟せる全國本黨たる労働黨より分離脱退して以來、國內に於ける實際運動上の地位を漸く失墜して、單に一箇の思想團體として極左的宣傳運動に専心するにすぎず、しかもその内部的破綻亦蔽ふべからざるものあるは興味ある現象である。

獨立労働黨の労働黨脱退の事情は、労働黨代議士會の權限問題が中心であつたが、獨立労働黨では、分離獨立後その政策方針の上に根本的の變革を行ひ、從來の議會中心主義を棄て、革命主義の旗幟を鮮明にし、社會主義への過渡期に於ける無產者獨裁制度樹立の必要を承認し、それが爲め労働者組織化の單位として從來の労働組合を否として地方評議會(Workers' Councils)即ちウウェー組織を基礎とすべきことを主張し、國際

的には、ノールウエイの労働黨、オランダの獨立社會黨、ポーランドの獨立社會主義労働黨、ドイツの社會主義労働黨、フランスの無産統一黨及びイタリアの社會黨と提携して、第二及び第三兩インターナショナルの共同戦線組織運動に努め、最近國內に於ては、戦争、ファシズム及び資本家的攻勢と抗争すべき目的を以てイギリス共産黨と共同動作をなすべき協定成立して、その所謂革命的指令達成に努力しつゝある。然しながら、斯くの如き方針が、果して獨立労働黨に屬する凡ての黨員の支持を得べきやは、頗る疑問視されたところであつて、現に一九三三年度年次大會に於ても、本部提出の決議案で採擇されたのは、少數の差票の結果であつたことによつても知られる。

元來獨立労働黨が、イギリス労働運動上に於ける重要地位を占めるに至つたのは、その十九世紀末創立當時折柄擡頭しつゝ、あつた『新労働組合主義』の思潮に迎合して、又實際上その運動が労働組合を基礎とした點に強味を有して居つたのであるが、労働組合と労働黨との密接不離の關係が確立した今日、その労働黨脱退は背景たる組織大家を失ふのは當然であり、殊に創立以來の指導者たるマクドナルド、スノーデン等の諸氏は去り、創立者ケーア・ハーデーの精神も何時しか忘れられるに至りて、たとへその青年部が新興勢力の粹を糾合し得たにせよ、根本方針に於て共産黨との區別殆んど不明なる如き原則及び政策に立脚せるに於て、イギリスの如き労働運動に於けるその實際

勢力を失墜すべきは當然の成行であつた。

一九三三年に於ける獨立労働黨の活動はイギリス無産政黨としてよりは、寧ろ國際方面に於て、その効果はとにかくとして、目覺しかつた。その結果國內的には、共産派との關係紛糾して、徒らに老醜の醜を嘆せしめるものがあつた。

共同戦線運動 イギリスの獨立労働黨其他各國の極左派社會黨が發起となつて行はれた前記の國際的共同戦線運動は、正確には共産主義及び社會主義兩インターナショナルの合同を目的としたものではなく、革命主義の原則に立脚せる新しきインターナショナルの創立を目論んだものであつた(別項「一九三三年海外労働運動概況」及び「極左派の國際共同戦線運動」参照)。それと同時に、獨立労働黨内部には、前年全國本黨たる労働黨脱退論の漸く喧しくなつて以來、社會主義インターナショナルをも脱退して、モスコの第三インターナショナルに加盟すべしとの議論も一部には聞えたが、本年度大會に於ては、愈々第二インターナショナルを脱退し、それと同時に『共産主義インターナショナル本部に對して同インターナショナルの事業發展上獨立労働黨が寄與し得べき方法につき交渉すべき』ことが決議され、この決議に基いて獨立労働黨では、モスコに對し協力を申込むに至つた。獨立労働黨では、前年以來國內に於ては、失業闘争其他の問題を中心として、イギリス共産黨及び共産系諸團體と屢々協同行動に出づることがあり、一九三三年一月の

パリに於ける極左派社會黨國際協議以來、この共同戦線を擴大して、労働黨及び労働組合評議會の参加をも求めんとしたるに、後者の拒絶するところとなり、其の後、共産黨との間に(一)ファシズム反對、(二)戦争防止及び極東軍需品支給中止、(三)資本家攻勢抗争の三項を目的として一大々々示威の計畫が進められ、四月二日を期して各地に示威運動を舉行することとなつた。其の後、獨立労働黨首フエンナー・ブロックウェイ氏が、第三インターナショナルを以てロシアの政治的走狗と評したることあり、それらの關係より、兩者間に論争が續続したが、やがて六月になりモスコの第三インターナショナル本部より、獨立労働黨の協力申込への回答が到着したとき、それには、『獨立労働黨員にして、もし眞に吾人の主義綱領を採用する如き方向に發展しつゝありとせば、イギリスに於て、その國情に相應せる單一の鞏固なる大衆的共産黨を結成すべき可能性あり』との文言あり、要するに共産黨加入の勧告を主旨とせるものであつた。之に對して獨立労働黨本部では、『共産主義インターナショナルが、從來労働者の産業的團結を分裂弱小ならしめ、且共産黨以外の労働階級の人々をば、ファシスト及び最も反動的なる資本家と同一の敵なりとして、労働階級の共同動作を妨害する如き政策をとりし』ことを指摘し、尙ほ協力は主張しつゝも、批評の權利を保留し、且革命的社會主義の原則に基き協力の用意ある各國諸國團體の國際大會を開催すべき意嚮

を通ずるところがあつた。獨立労働黨のこの態度表明は、イギリス共産黨では、之を以て僞購的言辭にすぎずとなし、モスコ本部にては、その暴力革命を回避せんとする態度を非難し、進んで、獨立労働黨が、賃銀一割値上、失業保險生計審査反對其他の項目を中心としてイギリス共産黨と協力して大衆運動を起すべきこと、及び第三インターナショナルの規約第十八條によるシンパ團體として加盟すべきことを要求せる長文の手紙を寄せて、獨立労働黨の誠意に訴ふるところがあり、斯くして獨立労働黨内部には、第三インターナショナル加盟問題に關して意見分裂を起し、地方支部では除名事件さへ惹起する状態で、このマンチェスター・ガーヂアン紙の所謂兩團體間の『戀愛事件』は、一九三四年初頭に至るも解決を見るに至らず、數年前日本に於て共同戦線論の盛んなりし頃の左派團體の體験を繰返せる如き觀があつた。

第四十四大會 獨立労働黨が近年その黨員數を劇減せるは周知の事實で、之は一九三三年四月十五日より十八日までゲービー市で開催された大會出席代表者數が、僅かに百七十七名にして、又當時黨公認國會議員が四名にすぎざることによつても察知せられるが、黨本部としては、その勢力の中心を從來の如く地方の労働組合員に置かず、専らその青年同盟の強化擴大に努め、又地方評議會の組織を奨励してゐるので、黨員の増減は必ずしも問題ではないらしい。尤も獨立労働黨青年同盟の發展

は、かなり目覚ましきものあり、又地方評議會には、失業者の加盟するものありて、之等のイギリスの日常實際政治上には直接大なる影響なき分子の増加は、黨を左傾せしむる上に與つて力あることは否定し得ない。

大會に於ける黨首フエンナー・ブロックウエイ氏の開會の辭は、獨立労働黨最近の方針を表明するものとして興味あるものであつた。氏は、世界的不況の深刻化と戦争勃發の危機とフラスコの擴大強化とを指摘して、之等は表面的現象にすぎず、その根本的事實として資本主義そのもの、頽廢のあることを喝破し、この世界時局に對する方策としては、從來のイギリス労働運動の方針の無能なることを述べ、之が解決の唯一の方法は革命のみと云ひ、その革命は労働者の地位に於て根本的變革を生ずべきことを目標とすべく、その結果として労働者が自ら生産する富財の所有及び統制権を獲得し、その労働條件の決定権を確保するに至るべく、而して全國産業の統制とその經營の計畫

化は凡て全國労働者評議會 National Workers' Council に於て統轄すべきことを説いてゐた。而してそれが爲めには、新しき心がまへと組織を必要とすると云ひ、進んで氏は、從來の政治組織が新しい經濟機構の運用に適せざることに言及して、議會主義の效果は、(一) 選挙戦に於ける宣傳と煽動、(二) 院内に於ける言論發表、(三) 情報蒐集、資本家政府の内面曝露及び國會議員の特權利用、及び(四) 絶對多數獲得の場合に於ける

る有利なる形勢利用等の外用なく、國會によつて社會變革の行ふべからざることを力説した。尙ほ翻つて氏は、無産者政黨が國會に於ける絶對多數を占むる以前に資本主義の崩壞の起るべきことを認め、所謂革命的形勢發展の事情として、(イ) フラスコの強化、(ロ) 労働階級の反抗、(ハ) 國際戦争の開始のいづれか、動因となるべきことを説き、又革命方法として暴力使用の可否を論じて、資本主義そのものが暴力なりと云ひ、社會主義者としてはあくまで暴力に反對すべきこと、革命の爲め労働者を武装せしむる代りに労働者の支配階級に對する支持を撤回して資本家階級の武装解除を行ふべきことを主張し、労働者の革命的活動の機關としては、從來の労働組合組織は不適當なりとし、既成團體以外に實際運動の團體を組織し、各種團體相提携して共同戦線を形成すべきことを激勵した。

獨立労働黨の地方支部では、本年初頭以來同黨の第二インターナショナルを脱退して、第三インターナショナルに正式加盟すべきことを決議したところもあつたが、大會第二日には、出席代表の一名より資本主義の倒壊及び社會主義共和國建設の爲め全世界の労働者を糾合すべき必要あるにより、獨立労働黨は第三インターナショナルと協議して、いかなる方法により同インターナショナルを援助すべきやを協定すべしとの決議案が提出された。之に對して書記長バトン氏は、第三インターナショナルの失敗は第二のそれに比して遙かに重大なるものあり、又等し

くマルクシズムと云ふも共產黨のそれとイギリス一般労働者のそれとは大差あること、及び第三インターナショナルの強權主義がイギリスの政治的傳統と相容れざるところあるを説いて反對した。斯くて表決の結果、右の決議案は、八三票對七九票にて可決となり、第三インターナショナルとの協力は正式に認められることになつた。

次に今回大會に於て重大問題として討議せられたのは、議會主義に關する問題で、之はかねて調査委員會を設けて調査中であつたが、同委員會は、『労働階級は、須らく、社會主義の實現は單に國會を通じて行使する投票權によつて達成し得べしとの信念を棄却し、國會は、資本主義國家の統治機關にすぎざることを認むべきである』旨を報告し、國會以外に適當の機關を設置すべき必要を説き、議會運動は資本主義倒壊といふ大眼目に比しては副次的のものにすぎないといふのであつた。之に對して反對を唱へるものは、議會制度否認は現實を無視せるものであり、且民主制度の維持は、戦術上からしても革命運動の最後まで必要あり、且斯くの如き決議によつて行動の自由を拘束さるゝを欲せずと主張した。この問題に關聯して、將來獨立労働黨の組織單位として地方評議會を設置すべき規約改正が提案された。之等の問題は、大會第三日の午前午後に互つて一大討議の結果、左の報告を可決することによつて結着した。

社會主義實現の闘争上労働階級は、産業的階級的團體にその主力を

置くものである。労働階級が資本家階級を撃退し資本主義を倒壊すべき力は、畢竟するに、國會以外に於ける階級闘争を成功的に遂行すべき有效なる産業的階級的團體を發達し得べきや否やの能力によつて決定すべきである。

労働階級は、社會主義の實現が單に國會を通じて行使する投票權によつて達成し得べしとの考へを棄却し、國會は資本主義國家の統治機關たるを認めねばならない。國會は、國家を政治的に表現するものでその國家破壊の主要武器たり得ざるものである。然しながら議會運動は、労働階級の統治機關發達の過程に於て、それが既存立憲的形式によつて活動し得る限りは、革命的政黨の事業には缺くべからざるものである。

議會運動は、又、革命的労働階級の發展上、左記の機會を與ふる點に於て重要な補助機關たり得るものである。即ち(一) 労働階級の生活標準を冒さんとする資本家的議會運動に反對し、又資本主義が充分なる生活標準を保障し得ざることを證明すべき演壇を提供し、(二) 煽動、(三) 國會議員の特權、(四) 情報蒐集、(五) 國會内に於ける資本主義より屢々譲渡を獲得する上に於て、(六) 漸進主義より無能を曝露する上に於て、(七) 國會以外の労働階級を動員する爲め一般公衆の國會に對する關心を利用する上に於て。

議會運動をばその方法の一として採用せる革命的政黨は、それらの運動が、主要目的即ち國會以外に於て産業的の力を基礎とせる労働團體を創設する上に於ては、副次的のものにすぎざることを忘れてはならない。この團體こそ、實に、資本主義倒壊の主要機關たるのみならず、やがて創建さるべき社會主義社會即ちそこでは統制力が社會的價值ある仕事をなす人々によりて行使さるゝ社會の經濟的行政機關の原形質たるべきものである。

第四日の重要議事は、かねて共産黨との間に成立せる共同戦線問題が中心であつて、之に關して本部側では、共産黨との提携を繼續する爲め改めて、共産黨執行委員會と協定を製すべき機能を大會に要求した。之は非公開會議で討議されたものであつたが、本部側の要求は可決となつたと云はれる。

役員選舉の際獨立労働黨の老闘士ウールヘッド氏が落選したことは注目された。氏は、同黨右翼の代表者として、大會中も極左的傾向に極力反對するところがあり、殊に議會主義否認及

び暴力革命論には反對を固持し、大會後遂に脱黨するに至つた。

今回大會の結果、獨立労働黨は、その根本方針に於ては明確に共産黨と殆んど同一のものとなり、僅かにその實行方法に多少の差異を見得るにすぎざる状態となつた。それと同時に黨内にはその左傾々向にあきたらざる分子も多數あり、それらの人々は大會後續々脱黨した結果、やがては共産黨との合同も止むを得ざるに至るにあらずやと看做されてゐた。

イギリス領諸國

一九三三年はイギリス屬領諸國に於ても、依然たる經濟界の不況の爲め、社會運動の方面に於ては、特に注目すべき發展はなかつた。カナダに於ては、ベンネット内閣在職既に二年餘に亙り、國內重大問題の解決に對する就任當初の熱意はや、冷め、多大の期待を以て締結せられしオッタワ協約もその効果著しからず、一方前年創設せられし新無産政黨たる協同共和國同盟(C.C.F.)は、各地の補缺選舉戦に参加するところありしが、大した發展も見られなかつた。

印度に於ては、國民運動に對する政府の取締嚴重にして、全印度國民大會が四月初頭より年次大會を開催せんとせしも禁止せらるゝ状態であつた。尤も前年末以來收監されしマハトマ・ガンジー氏は、五月八日釋放せられし當時、國民大會の反イギリス運動中止の議も出で、之は七月十二日よりボオナ市に開催されし全印度國民大會に上程の結果、全國的の團體的不服従運動は停止することとなり、唯各個人に於て之を繼續することに決した。斯くて八月一日ガンジー一派は、新行動を開始するや、直ちに逮捕され、ガンジー氏は一箇年の輕禁錮に處せられ

た。ガンジー氏は、本年中數回断食を行つたが、この際も亦氏は、獄内より國民運動の指揮をせんことを要求して、八月十六日より断食を開始し、同二十三日に釋放となるまで之を嚴行した。爾來印度國民運動は、無抵抗不服従主義と社會的惡弊改善(特殊部落廢止、飲食鴉片廢止等)の二方面に亙つて、唯一の目標たる印度獨立確立に努力することとなつた。尙ほかねて英印圓卓會議の結果設置されし印度憲法起草委員會は、一九三二年末その調査を終了し、一九三三年三月調査報告の發表を見たが、イギリス本國に於ては、印度新憲法制定問題は、既にその重大性を失ひ、一九三三年秋より一九三四年初頭にかけては、専ら對日本通商關係の調節に注意の集中される状況であつた。

一九三三年に於てイギリス領各地の中最も事多かりしところは、アイルランドにして、同年初頭政府が、官公吏減俸案を提出して國會を解散せしを發端として、同二十四日には總選舉々行せられ、その結果は、大統領ド・ヴァレラ派七十七名、コスグレイヴ派四十八名、中央黨十一名、労働黨八名、獨立労働黨一名、無所屬八名の成績を示し、政府は、労働黨の支持なくし

て國會の多數を制し得るに至つた。斯くてかねて提案されしイギリス本國に對する忠誠誓約の規定を憲法より削除すべき法律は、國會通過後、愈々五月三日より實施することとなり、土地償還金の不支拂は依然として繼續し、本國との不和は遂に解決するに至らなかつた。こゝに興味あるは、本年七月ド・ヴァレラ氏政府に反對せる一大實力團體の結成されたことであつた。之はオダッフィー將軍を首領とせる『國民軍 National Guard』であつて、『青シャツ隊』と異名せられ、ド・ヴァレラ氏の統率せるアイルランド共和軍と對抗すべき武裝私兵團で、主として農民及び商人階級の利益を代表し、イギリス本國との親善恢復を標榜し、政府に對しては租税不納運動を以て對峙してゐるものである。之に對して政府は、嚴重なる取締を敢行し、一九三三年十二月にはオダッフィー將軍を逮捕する如き事件も起つた。

カナダ労働運動

カナダに於ける組織労働者数は、一九三〇年以來漸減の傾向を辿り、一九三二年末には、合計二十八萬三千五百七十六人となり、前年に比して二萬六千九百六十八人の減少を示して居る。その内『カナダ産業労働評議會(T.L.C.C.)』に屬するものは、合計十二萬七千二百六十四人にして、次に之に對抗せる純カナダ主義聯合會たる『全カナダ労働評議會(A.C.C.I.)』は五萬三千三十六人、内二萬三千三百四十人は『一大組合O.B.U.』に屬して居る。カトリック教徒労働組合員は、合計二萬五

十人あげ、カナダ・カトリック教徒労働者總同盟(F.C.W.C.)に加盟して居る。『カナダ労働者統一同盟』は、一九三〇年赤色インターナショナル支部として組織されたものであつたが、前年のこの加盟關係を清算して、専ら獨立の産業別労働組合組織に従事して居り、既に裁縫工、坑夫及び製材工の全國産業別組合を結成し、その他各種産業に於ける少數の労働者をば直屬組合として有して居る。前三種の全國組合員合計は、約一萬二千五百人と報告されて居る。右の外、カナダには、I.W.W.加盟組合員三千六百八十八人、單獨國際組合員約三萬人があり、内二萬四千九百五十五人は鐵道従業員である。以上の組合中カナダ人のみの加入を許せるものは、合計二十八團體十萬七千四百八十九人になつて居る。

産業労働評議會大會

カナダ産業労働評議會第四十九回大會は、九月十八日より二十三日まで、オンタリオ州ウインヅル市にて開催された。出席代表者數合計二百十八名、内二名はイギリス及び合衆國の友誼代表であつた。

會長トム・ムア氏は、その開會の辭に於て、カナダの『組織労働者』は、その生活標準が、日本人や印度人のそれと同等に低下すべきことには、斷乎として反對するものである……いかに暗雲低迷すとも、カナダは今だに所謂好況時代と同じく富裕の國であり、その難局は人爲的のものにして、人爲的に脱却し得べきものである。云々と主張した。

今回大會に於ては、特に重要問題はなく、その決議として採擇となつた重要事項は、雇傭擴大の爲め公共事業の振興及び中央政府による産業復興計畫の確立、政府の獨身失業者救済事業に於ける公正賃銀法適用、その他改善、中央政府の失業保險法制定、官公營事業に於ける一日六時間一週五日間労働制實施、公債、優先株、擔保の利子引下、自動車業の鐵道との競争取締等があつたが、殊に注目されたのは、金融業及び信用提供に關する決議であつた。之は、かねて執行委員會にて調査せるもので、評議會では、その調査報告をば、折柄オッタワ市に於て設置されし政府の金融通貨調査勅命委員會へ提出して、労働者側の意見を開陳するところがあつたが、大會可決の決議には、各州に州の信用に於て借入をなすべき權能を有する委員會を設置し、擔保權執行、償却等の必要に迫られ居る家屋所有者に對して貸付をなし、以て各家族をしてその所有住宅の持主たらしめんことを要求したものであつた。

協同共和國同盟

一九三二年八月結成されし協同共和國同盟(C.C.F.)は、嚴密には必ずしも無産者政黨ではないが、その政策には多分の社會主義的傾向を有するが、唯農業方面に於てはあくまで資本主義的個人主義の殘存せるを見得るものである。創立以來その發展の著しきは、それ自體の牽引力よりは寧ろ既成政黨に對する一般の不滿の結果であつて、それは同盟の支持者が主として従來銀行、穀物商乃至『カナダ製造工業者協

會』などに反感を有せし農民の從來地方的に無産者政治運動に關係せるものや、カナダ産業労働評議會の幹部、及び智識階級の左翼に屬するもの、殊に大學關係者に多いのでわかる。尙ほ同盟には、ブリチッシュ・コロンビア社會黨、アルバータ州カナダ労働黨、サスカチエワン労働黨(之は農民と合同して労働黨組織)、マニトバ獨立労働黨、オンタリオ労働協議會、ケベック労働黨、ニューブランズウィック農民労働黨が團體的に加盟して居る。従來カナダには、大學教授官公吏等にて直接政治運動に携はること困難なる人々の集つて組織した社會改造聯盟なる團體があつたが、この團體こそ協同共和國同盟の黒幕となつてゐるもので、ウッドワース氏のブレイン・トラストと呼ばれて居る。その他教會の一部にも支持者はあり、失業者間にも勢力を有して居る。斯くて一九三三年七月には、レギナ市に於て第一回全國大會を開催するに至つたが、當時六州の代表者約百三十五名出席の上、かねて大學教授連にて起草せる宣言書及び綱領を採擇した。この綱領は、同盟の目的が協同的共和國の建設にある旨を宣言し、それが爲には、金融機關及び重要産業の國有と、農民負擔軽減の爲め關稅の撤廢、輸出入貿易の統制、全國労働法典の制定、保健事業の社會化、上院の廢止、言論集會制限立法の撤廢、刑務所の人道化、時局對策として、不良住宅撤去及び住宅建設、植林、農村電化等を含む公共事業の振興を必要なりとしたものであつた。一九三三年十月サスカチエワン州に於

ける補缺選挙には、同盟公認候補者として前判事スタップズ氏を擁立して、自由黨、保守黨及び共産黨の候補者と對抗して四角戦となつたが、同盟候補者は次點にて落選をした。

協同共和国同盟は、創立後僅か一年餘の間にその加盟者は著しく増加したが、それが全国的の政治的勢力としての實力を得るまでには、まだ幾多の難關ありと云はれ、殊に萬一その政黨としての地位の鞏固となつた際に於ても、上院の反対はその發展上重大の障礙たるべく、又内部に於ても、農民側と工業労働者側との利害關係の調節も困難の問題にして、それらの矛盾を整理の上ならでは、全面的活動は期待し得られぬものと見做されて居る。

印度労働運動

印度に於ける労働運動は、その順調なる發展を阻害すべき種々な事情あるにもか、はらず、逐年その勢力を確立し、労働組合の如きも、幹部間の理論闘争に因る内部的分裂や、組合員の離合集散常ならざる状態の下に於て、依然組合員数の増加は繼續し、一九二六年印度労働組合法施行に關する報告によれば、同法に基き登記せる労働組合は、一九三二年三月末日現在合計百三十一團體あり、内同法規定による報告を提出せる組合は百二十一團體にして、その加盟組合員数は、二十三萬五千六百九十三人にして、之は前年の二十一萬九千九百十五人に比すれば、約一萬一千五百餘人の増加を示して居る。右の外印度には、

未登記組合も多數あり、それらの組合員数を合すれば、一九三三年初頭には、全國の労働組合員数は約二十六萬餘に達するものと云はれる。

労働組合大會

一九二九年以來左右兩翼に分裂對立せし印度の労働組合は、一九三二年七月マドラス市に開催せる統一大會に於て、再び合同して『印度全國労働組合總同盟(I.N.T.U.F.C.)』を組織するに至つたが(協同會編労働年鑑昭和八年版二八五頁以下参照)、該總同盟第一回大會は、一九三三年十二月二十四日及び二十五日の兩日間ボンベイ市に於て開催された。この大會に於て總同盟は、後記の如くアムステルダム・インターナショナルへの加盟を決定したが、アムステルダムへ提出せる報告によれば、印度全國労働組合總同盟は、加盟組合合計四十七團體、その組合員数十三萬六千七百七十四人を有すると云はれる。

大會は、カルカッタの新聞従業員協會のムリナル・カンテイ・ボーズ氏司會の下に開催され、大會準備委員長ジャムナダス・メータ氏は、その歓迎の辭に於て、目下印度労働組合運動内部に於ける意見の衝突は、その國際關係問題に關してのみなる旨を述べ、それが爲め左派たる全印度労働組合評議會(A.I.T.U.C.)は依然として總同盟加入を拒絶して居ることを報告し、進んで、總同盟としては、デューネーヴの國際労働會議に對してはあくまで之を支持し、之に参加すべき方針であり、又印度の労働組合員は須く印度國民運動者と協力し、以て印度労働組合運

動の目標たる『自由なる印度に於ける社會主義國家』の建設に努力すべきであると説いた。尙ほ氏は、印度労働組合の要求事項として、一日六時間労働制、失業手当支給、失業救済公營事業擴張、最低賃銀の確立、労働者住宅の供給等を以て不況期対策すべきことを勧告するところがあつた。

次いで議長ボーズ氏は、國際政局より説き起して、印度國內の政情に言及し、労働運動としては、必要の場合には労働者階級の見地に立つて國民運動を支持すべきことを主張し、印度労働事情調査勅命委員會の勸告案にして實施せられし曉には、印度の労働者の社會主義運動は多大の進捗なすべしと云ひ、組織の強化、自主的精神の涵養、有給の労働組合幹部養成等の必要を力説するところがあつた。

今回の大會に於て重要問題と目されたるは、總同盟の國際關係であつて、大會は、愈々アムステルダム・インターナショナルに加盟すべきことを満場一致にて可決したが、之は條件附であつて、將來二箇年間試験的に加盟し、その上加盟繼續の可否を再考すると云ふのである。斯くして印度全國總同盟は、アムステルダムの方針に基く反戦運動にも参加することとなり、それが爲め各國労働運動とも提携することとし、又印度労働運動の根本方針としては、民主主義擁護を標榜することとなり、イギリス労働組合評議會を利用して勅命委員會勸告案實施をば印度の中央及び地方政廳に運動すべきことを決議した。又大會

は、中央委員會をして印度纖維工業労働者の組織化を行はしめることとなつた。次に國際關係上重大なる決議は、アジア労働會議召集の件であつて、大會は、『アジア諸國の一部の反對と微溼的態度と、及び二三の國々に於ける政情の不安定の結果一九三一年の國際労働會議に於て決定せるアジア労働會議開催の不可能となりしを遺憾とし、デューネーヴの國際労働機關に對して、一九三四年に右大會を開催すべく改めて努力せんことを訴へ、』萬一國際労働機關主催にて右大會召集不可能の際は、かねて日本、支那、印度等の代表間の打合に基いて右三國の労働代表のみを以て國際會議を開催すべく、昭和八年九月大阪に開催せる日本労働組合會議第二回大會に於て決議されし事項に對しては全然之に同意なる旨を表明し、以て常務委員會をして日支労働團體と協議して一九三四年にアジア労働會議を開催すべき準備をせしめることとなつた。

大會に於て役員選挙の結果、ジャムナダス・メータ氏は總同盟會長となり、バカール氏は主事に當選した。

尙右大會の前日たる十二月二十三日より二十五日までの三日間に互つて、今日未だ總同盟に加盟せざる左派中央機關たる全印度労働組合評議會では、カウンボレ市に於てその第十三回大會を舉行した。評議會は目下加盟組合四十七團體あり、その組合員数合計約五萬七千人と報告されて居るが、今回大會は、例によつて印度極左組合と云はれるボンベイのギルニ・カムガル

組合のカンデルカル氏司會の下に開催されたのであつた。大會準備委員長バンデト・スリア・プラサド・アヴェステイ氏が大會に報告したところによれば、評議會加盟團體中イギリス政府任命の印度勞働事情調査勅命委員會及びデューネーヴの國際勞働機關と協力して勞働階級の向上に努力せんとする右派と、共產黨指令の下に活動せんとする左派とは、既に評議會と分離脱退して仕舞ひ、現在の評議會は、あくまで團結の威力によつて勞働者の向上を圖らんとするもの、みの團結となり、評議會と他の勞働組合との差異は、唯その印度國民運動に對する態度にあり、評議會は、國民運動に對して全面的支持をなすものである旨を説明した。

司會者カンデルカル氏は、不況の印度勞働者に對する影響につき述べるところあり、失業者の増加と頻發する罷業の失敗とは、全國總罷業敢行を必要とする形勢にありと云ひ、進んで印度勞働組合統一運動に言及して、勞働組合は根本に於て階級闘

争の機關なりと主張し、左記要求條項を基礎として勞働運動統一に努力すべしと説いた。

休息一時間を含む一日八時間勞働制。最低賃銀の保障。勞働者等。毎年一箇月間賜暇。雇主負擔の社會保險。住宅及び從業條件の改善。賃銀の割以下相當の家賃。勞働委員會設置。十四歳未満從業禁止。婦人少年の地下作業禁止。産前産後各一箇月間從業禁止。勞働者募集は必ず勞働組合を経てなすべきこと。賃銀前渡制度廢止。罰金廢止。雇主管理の共濟制度廢止。

尙ほ國際關係に於ては、目下評議會としては、國際團體に加盟することにより何等の利益を齎し得べしとは考へずとのことであつた。

大會の決議せる重要事項には、織維工業總罷業の件、イギリス政府の印度憲法案反對、帝國主義及び資本主義排撃、勞働者農民政黨組織、機關雜誌發刊等があつた。

役員選舉の結果ハリハルナート・シャストリ氏會長となり、シヴァナート・ラネルジ氏主事となつた。

ア メ リ カ 合 衆 國

一九二九年秋ニュー・ヨークの株式暴落に端を發して全世界に深甚なる影響を波及せしめ、未曾有の世界的經濟危機を現出せしめし合衆國經濟界の悲境は、全國を擧げて之が對策に腐心せしめ、フーヴァー大統領治下に於ては、復興金融會社の創設を初め種々なる方策の考究實施せられしにもかゝらず、依然として深刻甚大の程度を増すのみにして、生産の縮少、生産物價格の低下、破産休業の續出、金融及び運輸の硬塞、勞働條件の低下、失業の増大と、凡ゆる方面に互つて最も憂慮すべき事態を急速に展開し、遂に一九三四年二月ミシガン市の銀行休業を最初として、各地の銀行は營業を休止し、三月初頭新大統領フランクリン・ルーズヴェルト氏が、その就任式を舉行する當時には、この金融界の恐慌は全國的となり、こゝに大戰以來『不況なき樂土』として全世界の美望瞻仰の的なりしもの世界の成金國も、將に破滅の淵に沈淪すべき危機に到達した。ルーズヴェルト氏は、慣例により三月四日その大統領就任式を舉行し、左の顔觸を以て新政府を組織した。

國務卿 コーデル・ハル氏
大藏卿 ウィリアム・エイチ・ウーディン氏

陸軍卿 チョーヂ・エイチ・ダイン氏

海軍卿 ホーマー・エス・カンミンクス氏

通信長官 クロード・エイ・スワンソン氏

内務卿 デニムズ・エイ・ファレー氏

農務卿 ハロルド・アイクス氏

商務卿 ヘンリー・エイ・ワレイス氏

勞働卿 ダニエル・シー・ローパー氏

フランシス・パーキンズ女史

ルーズヴェルト政権は、閣員の人選に於ては必ずしも人才内閣とは云ひ得なかつたが、各方面を網羅せる上に大體に於て有能の士と認められし人々を以て組織され、殊に勞働卿は合衆國最初の婦人大臣として多年勞働界に於てその才能を認められしパーキンズ氏の拔擢されたことは注目された。尙ほルーズヴェルト氏が、かねて親交ありし學者をその政策決定上の顧問とし、所謂『ブレイン・トラスト』として籌劃に參與せしめてゐるとのことは、新内閣の一特徴と見られた。而して氏がその親任の辭に於て、前代政府の批政を指摘し、從來の實業界の私利無責任を攻撃し、失業の絶滅、人口の再配給、農民の援護、政費の節約を緊急時務となし、進んで『全銀行金融投資に對する

嚴重なる監督を必要とし、他人の金錢を投機に使用することを禁止し、有效健全なる通貨の確立を必要なり」とし、それが爲め必要の立法制定を議會に乞ふ筈なれど、國會にして萬一それを拒絶するに於ては、『この非常時と闘争すべき廣大なる執行權、それは事實敵國來寇の際に本官に賦與さる、如き絶大の權力』を要求すべきことを言明するところがあつた。

斯くて兩院の絶對多數を確得せる民主黨大統領が、就任式の翌日三月五日直ちに着手せる措置は、先づこの全國金融界の危機に對する臨機的手段として四日間の銀行休業と金輸出禁止とを命ずると共に、三月九日を期して第七十三回國會の臨時召集をすることであつた。この國會こそ實に合衆國有史以來の英斷と神速とを以て未曾有の危機に對する劃期的方策を樹立すべかりしものであつて、誠に人類史上永久に記憶さるべき一大事象となつた。

ルーズヴェルト大統領の就任以來畫策實施した方策は、之を一括して氏自身の言葉により、『新方針 New Deal』として知られ、三月九日國會の開會せる即日兩院を通過して裁可となつた『非常時銀行法』以下『節約法』、『禁酒撤廢法』、『失業救済法』、『農業調節非常時農村擔保法 (A. A. A.)』、『一九三三年聯邦非常時救済法』、『テネシー谿谷事務法』、『一九三三年證券法』、『全國職業紹介法』、『復興金融會社貸付法』、『住居所有者金融法』、『一九三三年銀行法』、『非常時鐵道運輸法』、『全國產

業復興法 (N. R. A.)』、『一九三三年金融法』等の立法を中心として全國各方面に互つた複雑廣汎なる政策より成る一大體系をなせるもので、殊にその眼目となつてゐるのは、『全國産業復興法 (N. R. A.)』及び『農業調節法 (A. A. A.)』であつた。

ルーズヴェルト大統領の『新方針』は、過去三箇年餘に互る全國の大不況に對して根本的方策を樹立せんことを目標としたものであつたが、制定實施された諸政策は、種々なる關係上、臨機措置の形式をとり、凡て施行期限が附けられ、永久的對策としては發布せられなかつた。然しながらその内容に於ては、施行期間満了後直ちに撤廢し得べき性質のものでなく、恐らく施行の結果は合衆國の將來に對して革命的效果を齎らすべしと云はれ、それが爲め一九三四年初頭經濟界恢復の曙光の漸く認めらるゝに至るや、全國に互つて贊否の論議々々として起り、『新方針』を以て共產主義なりと論斷するものさへあり、しかく又果斷新奇の方策なるものであつた。『新方針』の趣旨は、産業界不況の恢復の爲め、混亂せる財界に善處して農工商の各面に於ける振興發展を助成擁護すると共に、大衆購買力の増大と失業の救済とに努力するを原則としたものである。而してこの最後の目的の達成を主眼として立案せられたのが、『産業復興法』であつて、之がやがて合衆國労働界にとつて深甚重大なる結果を生ずべき最も重要な立法の一であつた。

『新方針』の各政策は、大體に於て統制主義に基くもので、こ

の點合衆國の傳統たる個人主義的自由主義を無視して、政府の干渉主義の原則を認めたもので、通貨乃至物價の安定を目的とせる金輸出禁止と云ひ、銀行等の管理と云ひ、株式取引の取締と云ひ、中央政府の強大なる權力と豊富なる財政的援助を前提とせる處置であり、殊にその農村對策 (A. A. A.) に至つては、農産の統制を目的とせるもので、棉花栽培減反と政府保有の小麥拂下及び主要農産物生産統制に關する規定であつて、或ひは拂下小麥の價格を一定し、或ひは減反實行者に對する補償金の下附を行ひ、又進んで擔保の移管による農村債務の軽減を期し、尙ほ政府に對して或る程度のインフレーション政策を施行する權能を與へるものであつた。一方、工業に對しては、『全國産業復興法』を制定して之が統制に努力することとなつた。

産業復興法

一九三三年六月十六日制定發布となつた『全國産業復興法 (N. I. R. A. 又は N. R. A.)』は前年制定された團結及び爭議に關する所謂インジャンクシオン禁止法 (昭和八年版労働年鑑二九五頁以下参照) より一步を進めて、労働者の團結と團體交渉權を公認すると共に、労働條件の決定上に産業當事者以外のもの、干與をも含む劃期的の立法であつた。元來ルーズヴェルト政権では、その就任後間もなき四月六日上院に於て一日六時間一週五日間労働制度を規定せる所謂ブラック氏法案が可決された當

時、労働省の起草せる労働時間の短縮と最低賃銀の確立と産業に對する國家管理を規定したパーキンズ法案を提出せしめたことがあつたが、之は下院の委員會に於て審議中反對者多き結果五月十五日政府は之を撤回したものであつた。而して之に代つて政府の提案するところとなつたのは、『N. R. A.』として世界的に著名となつた『全國産業復興法』であつた。

本法の内容は三部に分れて居つて、第一部に於ては、産業復興の方策が規定され、第二部は失業救済の公共事業を規定したもので、第三部は一九三二年非常時救済及び建築法の修正から成つて居る。本法には、先づ現下の合衆國の状態をば、『非常時』なりとし、その結果『廣汎なる失業状態と産業の混亂とを惹起し、それが爲め州際乃至對外通商は阻害せられ、民衆福祉は打撃を蒙り、アメリカ人の生活標準は破壊されんとしてゐる』と云ひ、之が對策として、種々なる障礙を克服し、以て、貿易の順調なる發展と、商工業團體間及び勞資間に於ける協調と、不當競争の除去と、『現在産業生産力の最大限度の利用』の助成と、不當なる生産制限の防止と大衆購買力の増大及びそれによる農工生産物消費力の増進とを期すべき一大計畫を提供してゐるものである。ルーズヴェルト大統領自身の説明によれば、

『苟しくもその労働者に對して生活賃銀以下の支拂をなすにあらざれば存続不可能の如き營業は、我が國に於て存続する權利を有さぬものである。こゝに營業とは、商業併びに工業の全部を云ふのであ

リ、労働者とは、作業衣を着たるものも又白きカラーを着用する階級をも意味するのであり、生活賃銀とは、單なる生存維持程度以上の意味であり、相當の生計をなすに足るべき賃銀を意味する。相當の生計状態が、全國一億二十五萬の民衆に遍く行き渡ることは、産業に對して世界無比の最も豊富なる市場を開放することになり、是こそ所謂我が國工場の過剩能力を利用すべき唯一の途である。この計畫の根本思想は單純なるもので、雇主をして、各労働者の従業時間を短縮し、同時にその短縮せる従業時間に對して生活賃銀を支拂はしめ、以て現行の作業をなすにより多くの労働者を使働せしめるだけのものである。之は一人の雇主や、或ひは雇主團體たりとも、或る産業に於ける雇主全部を含まざるものでは、到底なし得るところでなく、又營業上の競争に耐へて行くことは出来ない。然しながら各産業に於ける雇主全部が、洩れなくこの近代のギルトに忠實に團結して、一致協力するならば、その結果被害を蒙るものは一人もなく、從來額に汗してパンを得べき權利を拒まれし幾百萬の労働者は、復活更生するのである。云々

斯くて本法は、各産業又はその部門に於ける生産者を團結し、それらの團體が集合協議して、當該産業に於ける生産及び労働條件を規定せる『公正競争典則 Codes of fair competition』を起案作製せしめ、その典則にして大統領の認可を経たるものは、當該産業の『公正競争の標準』として拘束力を有せしめることになつてゐる。本法の規定中殊に重要なものは、第七條第一項で左の通りである。

『本篇に基きて認可を経、又は作製を命ぜられ或ひは發布せらるゝ

公正競争の典則又は協定或ひは許可證には、凡て次の條項を明記するものとす。(一)被備者は團結し、且自己の選擇せる代表者を通じて團體的交渉を行ふべき權利を有し、又この種の代表者の選定又は團結の組織、其の他團體交渉其の他相互扶助或ひは保護の目的を以てする集團的活動上に於て、雇主又はその代理者の干渉制限、或ひは強制を受けるべきものにあらざること。(二)いかなる被備者に對しても、又雇主を求むるものに對しても、その雇主條件として、會社組合に加入し又はその選擇せる労働團體へ参加し、之を組織し或ひは援助することを禁ずることを要求すべからざること。(三)雇主は、大統領の認可し又は命じたる最長労働時間と最低賃銀其の他の雇主條件を遵守すべきこと。

而して本法は、右の規定に基いて、各産業に於ける勞資をして協定を作製せしめ、之に對して大統領の認可を得させることになつてゐるが、萬一協定成立せざる場合には、大統領は、調査の上、典則を作製して、之が實施を命ずる權能を有し、尙ほ大統領は、本法の精神に違反する如き企業ありし場合には、之に對して許可制度を適用し、場合によりては、營業許可を撤回することも出来るやうになつてゐる。尙ほ本法施行の結果、トラスト禁止法の適用は停止することになつた。

本法の發布と同時に、大統領は、本法施行の爲め産業復興事務局を組織し、大戦中食糧管理に當つて聲名を博したるヒュー・ジョンソン將軍をば、産業復興局長官に任命した。産業復興事務局は、勞務課、産業課及び消費課の三諸機關より成り、そ

これらの機關は、本法施行の結果影響を受くべき勞資及び消費者の意見を聴取し、その便宜を計るを目的としたものであつた。産業復興局には、長官の外副官六名が任命されて、其の他全國各州にもそれ々の機關が設置せられ、それによつて各産業に於ける公正競争典則の作製が開始されたのであつた。然しながら、典則の作製は、勞資双方の協議交渉と政府の認可を要し、それが實施までは時日を要するを以て、先づ十二月末日までに大體各産業とも典則を完成せしむべきこととし、それまでの期間に對する措置として、大統領は、七月初頭『再雇備協定』なるものを起草して、之に對する全國雇主の調印を求めめることにした。之は、『ブランケット・コード』として知られたものであつて、産業恢復の爲め、賃銀の値上、労働時間の短縮、其の他の労働條件を具體的に規定したもので、やがて公正競争典則の標準となるべきものであつた。

大統領の『再雇備協定』は、各雇主に於て任意的に之に調印實施すべきもので、調印者に對しては鷲印のボスターを交附し、種々なる特典が與へられることになつて居つた。而して協定内容の主要なる點は、左の如くであつた。

- 一、十六歳未満の少年少女雇備禁止。尤も午前七時より午後七時までの間に於て晝間通學に差支へなき限りは、一日三時間以内を限度として満十四歳乃至十六歳のものを雇備するを得(製造工場を除く)。
- 二、事務員、店員、自動車、馬車の交通機關勤務員は、勤務時間一

週四十時間以下。給與は、最低一週十五ドル乃至十二ドル。三、筋内労働者は、一週三十五時間、一日八時間以内。最低賃銀四十セント乃至三十セント。

四、販賣品価格は、一九三三年七月一日の價格以上に値上せざること。尤も生産費の騰貴又は課税ある場合は、この限りにあらず。

五、本協定調印の企業支持擁護。

六、公正競争典則を九月一日までに作製すること。

七月二十四日大統領は、右の『再雇備協定』の説明を放送すると同時に、全國的に之が支持運動を開始した。協定の内容を實施することとなつた八月一日には、既に調印せる雇主は合計約七十萬に達した。一方全國産業復興法による典則の作製は、六月二十七日棉紡織業に於て開始され、七月十七日には、一週四十時間、最低賃銀南部十二ドル、北部十三ドルを基礎とせる紡織業の公正競争典則は正式に採用されるに至つたのを初めとして、各産業に於て續々とその作製に努めた結果、一九三四年三月末には全國を通じて約四百件の典則は認可實施せられ、尙ほ認可申請中のもの四百件に達する状況であつた。

全國産業復興局の組織は、公正競争典則作製の漸く一段落に達した十月下旬に至つて、改正されることとなつた。その結果分課制度は改變して内部を四課となし、第一課はケイ・エム・シムソン氏主管として、石炭礦物等の採掘業及び自動車、船舶其の他交通業を管掌し、第二課はマルコラム・ミューア氏課長

として、土木建築及び機械工業（木工、金屬製品を含む）を分擔し、シイ・シイ・ウィリアムズ氏を課長とせる第三課は専ら化學工業、皮革其の他製造工業方面を掌り、第四課は商業、使用人、紡織被服業専門の部課とし、アーサー・デイ・ホワイットサイド氏之を管掌し、尚ほソル・ローゼンブラフト氏の管下にある娛樂觀覽物もこの課に屬することとなつた。

右の外に、履行課と稱する一部課を設けて、ジョンソン長官自ら之が主任となつた。この課は、公正競争典則の實施を監督するを目的とし、之には、商務省任命の地方事務官が從屬することになつて居り、典則違反等の訴訟の提起を受理することになつた。而して之等の訴訟は、復興局勞務課員一名と全國履行理事官とより成る全國履行委員會に廻附してその裁斷を仰ぐことになつた。全國履行委員會の職務は、典則違反の調停、典則適用除外例の決定、違反者に對する青鷲ボスター撤回命令、及び必要に應じて聯邦通商委員會又は檢事總長に勸告上申をなすことであつた。

其の他に商工組合課も設置されたが、之は、産業自治を目的とせる産業の組織化計畫を起草するを任務とし、テイ・エス・ハモンド氏の主管するところとなつた。

以上新設の各課は、凡て獨立の部課で、法律顧問を初め、專門技師、其の他の顧問が割當てられてゐる。全國産業復興法施行に關聯せる諸機關は、右の外に種々なる

林野に於ける道路の敷設維持修繕、其の他の公共事業を振興し、以て失業者に對する授職を圖るに必要な措置をとるべき權能を大統領に賦與したのであつた。而してこの法律に基く就職者は、所謂『市民保存隊』と稱する集團を形成することになつて居り、衣食住及び醫療は凡て政府より支給され、就業中は一定の給與も支拂はれることになつて居り、その金額は大約一箇月三十ドルとされて居つた。之に次いで五月十二日制定となつた『一九三三年聯邦非常時救濟法』は、各州に於ける失業救濟費の三分一を中央政府より補助する目的を以て、聯邦非常時救濟局を設置し、それがため豫算五億ドルを計上したものであつた。尚ほ合衆國に於ける職業紹介事業は、主として從來各州の責任となつて居つたが、六月六日發布の全國職業紹介法は、全國の職業紹介事務を統一して、從來中央政府の施設と各州のそれとの間の聯絡を缺し缺點を矯正し、それが爲め大統領は、中央職業紹介事務局を任命し、職業紹介事務をば、(一)國營紹介所と、(二)在郷軍人の授職と、(三)農業勞働者と、(四)コロンビア區の四種に分類し、中央局に於ては、勞働能率最低標準の決定、行政及び統計作製の統一、情報配布其の他各州間の聯絡を管掌することとし、或ひは州紹介局に對して中央政府より補助金を支給し、或ひは中央局に勞資其の他の代表より成る諮問機關を設置する等の規定を設けたものであつた。

ものがあつたが、六月中旬全國産業復興法の發布に至つて、『新方針』に於ける失業政策は大成したのであつた。即ち同法第二部には、失業救濟を目的とせる大々的の公共事業の振興を規定し、それが爲め豫算三十三億ドルを計上し、この資金を州、都市其の他の公共團體に分配する事務を扱ふ爲め、聯邦非常時公共事業局を設置することになつてゐる。同法には、以上の外、國道建設其の他に對する補助金の規定もあるが、それらの資金の財源として、大藏省は第二回自由國債法に基く公債の發行と、所得稅其の他の新稅賦課が規定されてゐる。

ルーズヴェルト氏の『新方針』の下に行はれたる失業緩和の方策として、右の如き直接救濟方法以外にも、或ひは小農地の分配による集中せる人口の分散を圖り、或ひは農業救濟による雇傭の増加等種々なる方面に顯著なる効果をあげべき處置は、大膽に迅速に講ぜられたのであつた。斯くしてアメリカ勞働總同盟の發表せる概算によれば、全國の失業者數は一九三三年三月合計千三百六十八萬九千人の最高記録に達したが、『新方針』實施後漸次減少して、同年末には一千八十萬となつたと云はれてゐる。次表は、一九三〇年以後に於ける總同盟の失業統計である。

尚ほ、合衆國勞働省勞働統計局の製造工業に於ける從業者指數によれば、一九三三年三月に、五五・一なりしものが、六月には六二・八となり、十月七四・〇にて同年中の最高を示し、十

ものがあり、それらは凡て『新方針』の他の法律、例へば失業救濟法や全國勞働調停局法の如きものに基く諸機關と密接なる聯絡をとつて活動することになつて居るのであつた。

失業對策
全國産業復興法の第二部には、失業救濟に關する全國的施設の規定が設けられてゐる。

近年合衆國に於ける失業問題の深刻化は未曾有の程度であるにもか、はらず、フーヴァー大統領時代に於ては、依然として雇傭増大を標語とせる傳統的政策に準據して、僅かに復興金融會社による各地方の失業救濟資金融通を實施したのを主要對策と見做し得るにすぎず、中央政府が直接之に關與腐心することは絶對になかつたのであつた。ルーズヴェルト大統領は、一九三三年初頭に全國の失業者總數を一千二百萬と概算して、之に對する救濟を以てその政綱の重大部分として標榜するところがあつた。而してその就任後間もなき三月二十一日國會に與へし教書には、(一)失業救濟官營事業の振興と、(二)各州に對する救濟資金の交附と、(三)大々的の公共事業計畫とを實施すべきことが聲明されて居つた。

右の政綱に基いて三月三十一日裁可發布となつた立法は、全國的に深刻化せる失業狀態を匡救し、且從來等閑視せられし國內天然富源開發の目的を以て、適當なる公有地に於ける植林、山火事、水害、土地陥没の防止、植物傳染病の撲滅、國有公園

年 月	失業者總數	勞働組合員失業率
1930年 平均	3,947,000	14.5
1931年 平均	7,431,000	19.1
1932年 平均	11,489,000	23.8
1933年 1月	13,100,000	25.8
2月	13,294,000	26.0
3月	13,689,000	26.6
4月	13,256,000	26.1
5月	12,896,000	25.8
6月	11,793,000	24.5
7月	11,793,000	24.1
8月	10,960,000	23.7
9月	10,108,000	22.5
10月	10,122,000	21.7
11月	10,651,000	22.0
12月	10,769,000	22.8
1933年 平均	11,904,000	24.3
1934年 1月	11,774,000	22.6
2月	11,467,000	22.0
3月	—	21.3
4月(暫定)	10,905,000	20.8

二月は低下して七〇・一となり、一九三三年平均指数は六四・六になつて居つて、之を前年の六〇・一に比すれば、約五分の増加を示して居り、一九三四年三月には八〇・八に増加して、一九三一年の平均七二・二を突破してゐる。尤も之は失業者の減少著しき農業の数字を含まず、最近産業復興局の発表によれば、一九三三年より一九三四年初頭に至る間の失業者減少の合計約三百萬中約百五十萬は、農業に再雇傭を見出したと云はれてゐる。

労働争議

合衆國に於ける労働争議は、一九一七年件数合計四千四百五十件を最高として、其の後大體に於て逐年減少の傾向を辿り、

らる、や、同法に基く労働條件の決定や、労働組合承認問題も起り、各地に互つて大争議の突發すべき形勢となり、アメリカ労働總同盟會長グリーン氏の如きは、もし雇主側に於てあくまで賃銀値上と時間短縮を拒絶するに於ては、全国的に罷業の波及すべきを極言した程であつた。

斯くて政府では、産業復興法の施行が、や、もすれば争議劇増の原因の如く宣傳せらるゝ形勢に顧みて、八月五日争議調停機關を設置することとなつた。之は、全國労働局 National Labor Board と稱して、大戦中設置せる労働争議調停機關に準じて組織されたもので、局長には上院議員ロバート・エフ・ワグナー氏を選任し、委員としては、レオ・ウォールマン、ウォーター・シー・ティール、ウィリアム・グリーン、ジョン・エル・リュース、ジェラード・スウォープ、及びルイ・イー・カーステンの六氏を勞資代表として任命した。全國労働局の職能は、『大統領再雇傭協定の解釋上の相異より生ずべき紛争論議を考慮し、調節し又解決し、且なるべく迅速にその判決を發表するものとす。而して之に對して雇主及び労働者側にては、審査及び最後の判定までの期間は、妨害的行爲をとらざることを希望す』と云はれ、中央機關以外各地方にもその支局を設置することになつた。即ち十月下旬には、ニュー・ヨーク、シカゴ、クリーヴランド、フィラデルフィア、セント・ルイス、ボストン、サンフランシスコ、シアートル、ニュー・オルレアンズ、アトランタ、

殊に一九二七年以後は劇減して、一箇年合計一千件を遙かに下る数字を示して居り、一九二九年の九百三件が最高であつたが、一九三三年に至つて俄然増加して、大戦直後の状況を思はしむるものがあつた。

年 月	件 數	關係人員	損失勞働日數
1927	734	349,434	37,799,394
1928	629	357,145	31,556,947
1929	903	230,463	9,975,213
1930	653	158,114	2,730,368
1931	894	279,299	6,386,183
1932	808	242,826	6,462,973
1933年 1月	67	19,616	240,912
2月	63	10,909	109,860
3月	91	39,913	445,771
4月	72	23,077	535,039
5月	133	41,652	603,723
6月	131	40,903	504,362
7月	219	108,350	1,404,850
8月	198	145,635	1,401,532
9月	180	235,071	3,642,431
10月	107	51,668	3,067,967
11月	56	37,137	1,160,565
12月	55	33,326	437,378
1934年 1月	56	15,933	451,762

争議の劇増は、景氣恢復の初期には通有の現象であるが、今年度に於ける合衆國の争議には、特殊の意味があつた。それは云ふまでもなく、ルーズヴェルト大統領の就任當時、不況克服の方法として労働賃銀の引上げと従業時間の短縮とを勧告せることが動因となつてゐる點で、やがて全國産業復興法の制定せ

バツファロー、ピッツバーグ、デトロイト、ロス・アンヂェルス、シンシナチ及びミネアポリスの十六箇所に支局が設けられた。其の後ニュー・ワーク及びカンサス市にも設置されて、一九三四年三月には全部で十八箇所となつた。全國労働局及びその地方支局に於て取扱つた争議件數は、創設以來一九三四年一月末日までの期間に於て、總計一千八百十八件に達し、その關係労働者數合計九十一萬四千人と報告せられ、内全國労働局にて取扱へるもの合計百九十件の内譯は左の通りになつて居る。又地方支局に於て取扱へる千六百二十八件

取 扱 件 數	190
解 決	132
地 方 支 局 廻 附	22
協 定 成 立	103
局 決 裁	29
關 係 勞 働 者 數	400,000
罷 業 件 數	132
罷 業 解 決	107
勞 資 双 方 の 調 停 附 議	11
選 舉 執 行 數	39
未 決	27

中、解決を見しもの千二百一十一件、罷業件數四百六十六件中解決せるもの三百五十九件あり、罷業防止に至りしもの百六十九件あつたと云はれる。全國産業復興法には、各産業に於ける典則には、最低賃銀、最長労働時間、及び労働者團體による雇傭契約の集会的交渉の條項を含むべきことが規定されてゐるが、同法施行に於ける争議の殆んど全部がこの規定に關聯して發生したことは注意

すべきである。ルーズヴェルト氏の新方針が、大衆購買力増進と失業低下との爲め、高賃銀と労働時間短縮を勧告せし結果、賃銀値上及び時間短縮の要求が原因となつて争議の劇増せるは云ふまでもないが、本年争議の特徴と云ふべきは、既に典則の協定成立せる企業に於て、或ひは典則を無視して、そこに規定されし労働条件を害せず、或ひは協定する最低賃銀の標準低き場合、それより高率の賃銀をそこまで引下けんとせる如きことが原因となりしもの少からず、殊に重大なるは、團體交渉権承認を中心とせる意見の衝突であつた。

全國産業復興法が、従來合衆國に於ける立法の原則を破つて、所謂個人の自由に干渉するものにして、之が國會を通過し、其の他立法の監視機關たる最高法院に於ても、之を違憲と認めざりしは、實に之が非常時に於ける應急的措置なりとの理由からであつた。而して同法には、違反者に対する罰則は設けてあるが、事實違反の場合その規定を適用せること殆んどなく、尙ほ團體交渉権は公認せられ居れど、いかなるものを労働者の代表的團體と認むべきか、又労働条件交渉機關の構成をいかにすべきか等については、何等の規定なく、この不備に乗じた雇主側に於ては、新たに會社組合を設け、或ひは既設の會社組合を擴大し、之をば交渉團體と認めて、労働組合を排除して團體協約を締結する戰術に出でた。全國産業復興法は、その制定の精神に於て、労働組合殊にアメリカ労働總同盟系統のそれをば、

労働者代表的團體と認め、従來の會社組合は、之を以て無組織労働者の團體とはせざるまでも、少くとも、復興法の精神には適應せざるものとせしこと、大統領を初めとして復興法施行當局者の屢次の聲明によりて明白であつた。されば、労働組合側には、復興法に基く新協約決定に當りて、あくまでクロード・ショップの原則を主張するところあり、又會社組合の設置ある場合には、いつれの組合を代表團體とすべきかを従業員全部の投票によつて選定せしめんことを要求し、或ひは、交渉機關構成上に於ける労働組合及び會社組合の各代表數の比率を投票又は協議により決定せんことを切言し、之等の紛争が原因となつて意外の大争議に發展した例もあつた。最後に、全國労働局以下の争議調停機關の設置はあつたが、それ等による調停の結果たる判決の實施につきては、何等の規定なく、判決に法的拘束力なきを利用して、協定は成立すれど、之が履行は等閑に附せられ、それが原因となつて争議再發を見た場合も多かつた。然しながら、斯く争議の劇増せるにか、はらず、労働運動の政治化し、或ひは全國的に統一組織化されて、全國的總罷業の如き發展を見なかつたのは、合衆國労働界の特殊事情によるものと云ふべきである。

合衆國労働界の情勢は、ルーズヴェルト大統領就任と共に、俄然その面目を一變するに至つた。最近數年間に互つて産業界

不況の結果、一般労働者の生活標準は逐年低下し、失業者は漸増の傾向を續け、之に對する政府の施設は何等労働者階級の向上改善に資すべきものなく、中央政府は街頭に列をなして救助を求むる餓民に對してさへ、直接救済を拒絶し、労働運動者乃至労働階級に同情せる人々の反省勸告に對しては一顧もせざる状態なりしに、政權の交代と同時に景氣恢復の曙光は輝き、賃銀の引上は勿論失業者の救済減少は、労働運動を待たずして實現せられ、一方多年苦心闘争せる團體交渉権の公認は、獲得せらるゝに及び、こゝに既成労働者團體は、その従來の政策方針を再考三思すると共に、この新しき局面の展開に對して適應すべき將來の方策を樹立すべき必要に迫られるに至つた。

労働總同盟 アメリカ労働總同盟(A. F. of L.)は、一九二九年の不況襲來以來、専ら力を失業救済に傾注して、前年大會に於ては、年來の政策を變更して失業保險制度の確立を決議し(昭和八年版労働年鑑三〇五頁以下参照)、政治的進出への第一姿勢をとるに至つたが、ルーズヴェルト大統領の産業復興計畫の發表せらるゝや、之に對する滿腔の支持を聲明し、直ちに部署を整へて新しき國內の形勢に對應することとなつた。而してその先づ着手したのは、大統領の再雇傭協定及び全國産業復興法實施に對する監視であつて、之に次いで、中央政府の設置する労働争議調停機關の運用及びそれによりて作製されし協定實施の監視であつた。

復興法實施の結果、總同盟にとつて重大問題となつたのは、總同盟の組織上の缺陷と、會社組合の發展とであつた。復興法に基く『公正競争典則』は、産業又は産業部門毎に之を作製すべき規定にして、それが爲め同法は、従來のトラスト禁止法の施行を停止し、雇主をして産業團體組織の自由を認めたものであつたが、之に對して總同盟側には、その組織單位の規模狭小にして、甚だしきに至つて一産業團體と交渉すべき労働者組合が四十餘團體に達する如き例さへあり、到底復興法の規定せる如く、労働者が産業經營に有力なる参加をなすに耐へず、この點に於て組織方法上の根本的改造の必要を生ずるに至つた。勿論總同盟には、かねて産業別組合主義を採用して、従來の職業別組合の改正に努めつ、あつたが、その成績はかばかしからず、最近その勢力の漸く自動車業等の大規模工場に發展すると共に、従來の全國的及び國際組合以外に新たに聯邦組合(Federal Unions)なるものを設置し、之をば本部直屬として、時代の要求に應ずることとしたのであつた。然しながら従來之に對して既存の組合幹部間には、不快の感を抱くもの少からず、殊に聯邦組合には、多數の不熟練工の加入するあり、自ら従來の職業別組合とは、利害關係を異にするものがあるの故で、従來この方面の發達遲々たるものがあつた。全國産業復興法制定以來、總同盟本部では、特に地方組合の合同化に努めると共に、聯邦組合の組織を獎勵するところあり、やがて全組織

に互つて根本的の改編の行はるべき前提と見做されて居た。次に會社組合の發展であるが、之に就いては、全國産業協議會本部(N.I.C.B.)が、一九三三年末資本金五十萬ドル以上の會社三千三百十四箇所の従業員合計二百五十八萬五千七百四十人につき、その雇傭條件交渉の方法を調査した結果によると、個人契約によるもの百十八萬五千八百八十人、労働代表委員會によるもの百十六萬四千二百九十四人、労働組合によるもの二十四萬八百六十六人になつて居るが、之を一九三三年夏季に行つた調査と比較すると、労働代表委員會によるものは、四十三萬二千九百四十五人であり、従つて一九三三年下半年に於てこの種の交渉機關を経て雇傭關係に入つたものは、約十六割九分の増加をしてゐることになつて居る。労働代表委員會とは、主として勞資代表より成る工場委員會であつて、その労働者側の主體たるものは多くは、會社組合である。従つてこの調査報告の數字は、大體に於て、復興法執行後に於ける會社組合の勢力擴大を示すものと解し得べく、その劇増は驚くべきものありと云へる。一方總同盟側には、最近數年間加盟組合員數は漸減の傾向をたどり、從來の排外的白人主義を放棄して、有色人の加入をも認め、門戸を開放せるにもか、はらず、増加の形勢はななく、一九三三年八月末日現在會費支拂加盟組合員數合計二百十二萬六千七百九十六人と報告されてゐるが、一九三三年には、四百萬を超過するの形勢となり、一九三四年初頭には約四百十

萬に達すると云はれて居つた。新く總同盟内部の擴大も著しきものがあるが、之を會社組合の發展に比すれば、増加率は到底匹敵すべくもなく、そこに復興法實施下に於ける總同盟の悩みが生じてゐるのである。

尙ほ總同盟に於ては、先年以來漸く政治行動の必要を痛感しつ、あつたが、ルーズヴェルト大統領の『新方針』施行後、この方面に於ける總同盟の弱點は、屢々暴露せらる、機會多く、十九世紀以來傳統のゴンパース氏の非政黨主義も、一大變革を加へらる、も保し難いと看なされてゐる。

以上の如き事情の結果、本年度の總同盟大會は、殊に重要なものとして、内外の注目するところとなつた。

總同盟大會 總同盟の第五十三回年次大會は、一九三三年十月二日より十三日までワシントン市で開催された。大會出席者は、加盟團體代表合計五百五十四名の外、合衆國労働者代表、合衆國産業復興局長ヒュー・エス・ジョンソン氏、アメリカ婦人労働組合聯盟代表エリザベス・クライストマン女史、イギリス労働組合評議會代表デュームズ・ロウワン氏及びデュー・セフ・エイ・ホル氏、カナダ産業労働評議會代表フレッド・ジ・ホワイト氏、其他合計四十餘名があつた。

執行委員會の報告によれば、總同盟加盟の會費支拂組合員は一九三三年八月末日現在二百十二萬六千七百九十六人にして、

之を前年度末に比すれば四十萬五千四百六十五人の減少となつて居るが、會長グリーン氏の説明によれば、總同盟加盟組合員數は一九三二年の不況の最悪期及び一九三三年初頭に於ては、右の合計より遙かに減少したとのことで、又大會開催當時には、右の合計よりは少くとも四十萬人は増加して居り、且會費拂込免除其の他の組合員を加算するときは、累計三百九十二萬六千七百九十六人は總同盟に加盟してゐるものと認めることが出来ることであつた。従つて一九三三年末には、四百萬を超過するものと云はれ、しかもこの増加が一九三三年七月一日以來急劇に行はれたものと云はれて居つた。尙ほ氏は、總同盟以外の労働組合員數は、約百萬を算することを得るので、合衆國に於ける正式の組合員數は合計五百萬に達する旨報告するところがあつた。殊に本年度の報告に於て注目すべきは、從來總同盟に加盟せざる團體中その名を中外に知られたる『アメリカ合同被服工組合(A.C.W.A.)』が、多年總同盟所屬の被服工組合との紛議を解決して、更めて總同盟に加盟したことであつた。

アメリカ労働總同盟が、最近殊にルーズヴェルト大統領當選以來國內に於けるその威信を向上し、その會長グリーン氏が、労働者パーキンズ女史と相俟つて、ルーズヴェルト大統領の『新方針』の企畫遂行上に於て、重要な任務を果しつ、あることは、周知の事實であるが、新く總同盟の社會的地位に於て重大の變化ありしことは、やがて合衆國労働運動の將來にとりて深甚の

影響あるものとして注目すべき現象である。

執行委員會の報告によれば、一九三三年三月に於ける全國の失業者數は最高に達して、合計千三百六十八萬九千人と概算されて居るが、グリーン會長はその開會の辭に於て、一九三三年三月以降八月までに就職せる労働者數は二百八十萬に達し、百五十萬は農業に於て新職業を見出したものであるが、しかも尙ほ失業者は約千百萬人を算して居ることであつた。而して新く失業者の増加した結果、全國の購買力は約二割五分の増加を示して居る(尤も物價騰貴を考慮するときは、購買力増加率は一割七分となる)が、この購買力増加は、失業者の再就職によつて生じたもので、個々の労働者の購買力増加によるものではないことは、賃銀の増加が三月以降六・九パーセントに過ぎないのに、生計費の騰貴は七・一パーセントを示してゐるのでわかること云ふ。斯くて氏は、失業者一千百萬人に就職の機會を得せしめんには、一日六時間一週五日間労働制度を實施し、且賃銀率の引上を斷行しなければならぬと説き、それが爲めには、ルーズヴェルト大統領の『新方針』に對して滿腔の支持を與ふべきことを主張して居つた。

今回の大會に於て最も著しかつたことは、出席者全部がルーズヴェルト大統領の『新方針』に對して同情と擁護の態度を明白にしたことであつて、グリーン會長の開會の辭に於ては勿論、來賓の労働者、パーキンズ女史は、全國産業復興法制定の

由來を述べて、同法の骨子たる労働關係規定は、新大統領就任當初労働省に設置された諮問委員會に於て起草せる旨を説明し、合衆國労働省は「合衆國政府が労働階級の爲めに發達せしめたもので、労働階級に對する奉仕と援助と啓發とを目的とせるもの」なりと云ひ、「積極的な熱心な建設的協力」を求むるところがあり、女子労働組合聯盟代表クライスマン女史は、古き問題に新しき検討と新しき政策の眞の理解との必要を説いて、進んで時勢の進歩に伴ふて労働組合の組織方法と改善の必要を指摘して、機能別組合主義を主張し、又イギリス労働組合代表ロウワン氏は、合衆國が「各國に率先してその經濟政策上新しき方向に出發せる」を認め、同じくホール氏が、合衆國々民がその民主主義上今や絶好の佳期に際會せる事を推賞し、其の他代表の演説が凡て産業復興法を中心とせるものであつた。十月十日には、産業復興局上司ジョンソン大將自ら復興法の制定、その効果及び第七條に規定された労働者の權利に關する説明をなし、合衆國の興廢が労働組合幹部の協力奈何によつて決すべきことを力説して、青鸞印こそ全民衆協力の象徴なりと云つた。

大會は例によつて各部會に別れて議案の討議を行つたが、最後に大會本會議の可決せる決議中重要なものは、労働組合組織改正の件、全國産業復興法施行に關する件、聯邦官吏の待遇、老年労働者保護、労働者教育、フェルトリコ労働者保護、

の維持及び緩和、移民法施行嚴守等が決議された。大會は、大統領に對して、「合衆國現在の財政機關の援助の下に消費者金融機關を臨時的に設置せんことを」要求することとなり、その他銀行國有、州際營業に従事する個人企業許可制度、投機業者取締、グリーン會長のインフレーション反對政策支持等を決議した。

今回大會開催中十月八日には、前會長サミュエル・ゴンバース氏記念像の除幕式あり、之にはルーズヴェルト大統領も列席して、一九一七年ウッドロー・ウィルソン大統領がゴンバース氏を推讃せる言葉を引用して、現下の合衆國が、一大戦争に従事しつゝあり、この戦争に勝利を得んが爲め、労働者も亦その分を盡しつゝ、ある旨力説して、出席代表を激勵するところがあつた。

無産政黨

合衆國に於ける労働者政治運動は、依然として發展なく、前年總選挙の結果、農民労働黨系統の國會議員六名(内一名上院)を有するに至つたが、之とても必ずしも無産者政治運動を代表せるものではなく、社會黨、青年社會主義聯盟、農民労働黨等の諸政黨も、未だ全國的勢力を確立するに至らず、共產派の如きは、四分五裂で、内部抗争を繼續して居る。唯、一九三二年大統領選挙に於ける社會黨の進出目覚ましきものあり、之を機會として社會黨は全國的宣傳を開始すると同時に、ラテン・ア

國際關係、移民、財政等に關するものであつた。労働組合改正に關しては、近來大量生産工場の發達せるに加へて、産業復興法の施行等ある結果、從來の全國的又は國際的(職業別)組合の組織では充分機能を發揮し得ざるにつき、新組織の組合を形成すべきことが提案されたが、之は執行委員會に於て慎重の研究をすることとなつた。産業復興法に關しては、その適用範圍を擴張し、州及び都市官公吏を初めとして事務員にも「法典」の制定を適用し、又加盟團體をして、州及び地方の復興事務機關に代表を參加せしめるやう勸告し、尙ほ中央政府に技術研究及び統計の部局を設置すべき立法の制定其の他を要求したものであつた。中央政府吏員待遇については、大會の決議は、一週三十時間労働立法の制定、三十箇年勤続後任意退職制度、給與決定と現行生計費指數適用反對、豫算節約に基く一割五分減俸の撤回、官公吏へ産業復興法適用等を要求して居る。國際關係に於ては、ウルガイに於て開催さるべき汎アメリカ會議に労働者代表の參加、汎アメリカ労働總同盟大會は財政上の理由により中止のこと、キューバ島労働組合運動應援、デュネーヴ國際労働會議へ代表派遣等が決議され、尙ほドイツ政府がドイツ労働者の自主的團結を認め、ユダヤ人に對する迫害を中止するまで、ドイツ製品及びドイツ人使傭をボイコットすべきことが決議されたのは、注目すべきであつた。移民問題に關しては、總同盟としては、フィリピン労働者の入國禁止、移民數比率制度

メリカ諸國の無産者團體へも呼びかけつゝあるは、注目すべき現象であつた。

社會黨 社會主義インターナショナル加盟のアメリカに於ける諸政黨中最も有力なる社會黨では、前年大統領選挙にノーマン・トマス氏を候補者に擁立して、得票約九十萬を獲得して以來、黨勢頓に振ひ、地方支部の新設せらるゝもの六百箇所に達し、黨員數も、一九三三年頃には僅かに一萬二千人にすぎざりしものが、一萬七千人に増加するの盛況を見た。斯くて一九三三年に至つて、社會黨では、この情勢を利用して黨の擴大強化を圖るべく、青年社會主義聯盟とも協力して、黨發展四箇年計畫を製實施することになつた。之は一九三三年より一九三六年に互つて實施すべき案で、文書の配布、新黨員加入勸誘、宣傳集會研究會の開催、労働組合、農民團體、その他労働團體との接觸聯絡等の事業を行ひ、一九三三年には一萬人、三四年には二萬人、三五年には四萬人、三六年には八萬人の新黨員を獲得せんとするものである。其他スベイン語月刊雜誌の發行、及び理論闘争機關誌として「アメリカ社會主義四季報」の買収等を行つた。

社會黨は、ルーズヴェルト氏の「新方針」に對しては、必ずしも全幅的支持をなすものでなく、それが要するに倒壞に傾せる資本主義の復活を眼目とせるものたるを指摘して、警戒の態度をとつて居る。

一九三三年一月の政變及びそれに續いて急速に展開せる諸事態は、單にドイツ一國のみならず、全世界に亘つて一大波瀾を惹起して、こゝに大戰以來ヴェルサイユ條約を基礎として編成せられし國際機構は根本的變革に頻すべき形勢となつた。ヒッラー氏のナチス政權の成立は、ドイツ社會民主主義の潰滅となつたと同時に、國際勞動運動にとつては、その全貌を一變すべき重大影響を及ぼしたものであつた。

ナチス政權確立

一九三二年秋以來國民社會主義ドイツ勞動黨（NSDAP）は、ヒッラー氏の入閣拒絶や十一月總選舉に於ける得票の減少、或ひは内訌及び財政困難の風説等の結果、やゝ頹勢の傾向に見られて居つた。一方フォン・シュライヘル將軍の新内閣が就任以來その失業對策を中心とせる社會政策的方針の結果前内閣時代に制定せる緊急令の部分的撤廢も實施され、國內に蟠れる不安の暗雲も漸く拂拭せられんとするに至つたが、その勞動者團體乃至民主主義的勢力との協調的態度に對しては國內資本家的分子には嫌焉たるものも少からず、偶々ヒンデンブルグ大統領

領が、宰相の國會解散と土地分割案との要請の許可を拒みし結果、遂にフォン・シュライヘル内閣は、在職僅かに五十七日間を以て下野するに至つた。之より先、ヒンデンブルグ大統領は、かねてフォン・バーベン氏に旨を含めて、内閣改造の交渉を進めて居り、ヒッラー氏との間にも折衝が重ねられて居つたが、一九三三年一月三十日愈々アドルフ・ヒッラー氏を首班として、フォン・バーベン氏を副宰相とせる左記ナチス政府は樹立されたのであつた。

- | | |
|---------------|---------------------|
| 副首相兼プロイセン統監 | フランツ・フォン・バーベン |
| 外相 | コンスタンチン・フォン・ノイラート男 |
| 内相 | ヴィルヘルム・フリック |
| 陸相 | ヴェルネル・フォン・ブロンベルグ大將 |
| 農商相 | ルツ・シュヴェリン・フォン・クロジク伯 |
| 労働相 | アルフレッド・フォーゲンベルグ博士 |
| 運輸相 | フランツ・ゼルデ |
| 職業紹介事務長官(前任) | バウル・フォン・エルツリノーベナハ男 |
| 國會議長、無任所大臣 | グエンテル・ゲリーケ |
| 航空長官(プロイセン首相) | ヘルマン・ゲーリング大佐 |
| 宣傳教化省大臣 | バウル・ヨセフ・ゲッベルス博士 |
- 右の顔觸に於て明かなる如く、外相及び陸相が、ナチス派に

あらざるは、新政府の外交方針、殊に軍縮問題に對する態度を示唆するもので、國權黨のフリーゲンベルグ氏とフランツ・ゼルデ氏の入閣は、フォン・バーベン氏の存在と共に、この内閣の依然として所謂「大統領内閣」たることを示すものであつた。ヒッラー氏は、組閣に際して、特に司法大臣の椅子を空席とし、中央黨に於て入閣の意志ある場合には、同黨より任命すべきことを明言した。斯くて、當時ヒッラー氏内閣の成立は、内外に一大衝動を與へたものであつたが、フォン・バーベン氏等のナチス以外の勢力の介在は、よくヒッラー氏を牽制して、甚しき過激の方策に出づるを防止するものと見做されて居つた。

然るに内閣就任と殆んど同時に、全国各地に騷擾は起つた。之には、ナチス側の祝賀示威と共產黨員との衝突もあり、又殊に著しきはナチス黨員のユダヤ人迫害であつた。二月一日政府は、國會を解散し、それと同時にヒッラー氏のドイツ復興四箇年計畫の概要は發表された。ナチスと共產黨の衝突は各地に劇甚なるものあり、政府は、共產派の屋外集會を禁止すると共に、屋外集會をも嚴重に取締ることとなり、又社會民主主義系の諸團體に對する彈壓も漸く峻厳を極め、二月三日社民黨機關紙「フォルヴェルツ」が總選舉政見を發表せるに對して、三日間の發行禁止を命ずる狀況であつた。

總選舉に於ける政府側の作戦は目ざましきものがあつた。二月六日には、大統領はフォン・バーベン氏をプロイセン統監に

任命して、同州自治權を停止せしめ、同日バーベン統監は、プロイセン州議會の解散を命じたが、一方大統領は、暴力、罷業、政府に對する不服従又は官吏侮辱を煽動する如き印刷物の頒布を禁止し、或ひはドイツ新聞をして右の條項に抵触せしむる如き外國印刷物の頒布をも禁止せる緊急令を發布し、之を在野各黨の機關紙に容赦なく適用せしめることとした。二月十六日には、ハインリヒ・マン氏、ケーテ・コルウイツ女史、マルチン・ワグネル博士の三名は、社會民主黨と共產黨の共同戰線組織を支持したりとの理由にて、プロイセン文藝院を除名せらるるに至つた。プロイセン内相ヘルマン・ゲーリング氏は、同州の社民黨官公吏二十四名を免職して、後繼者として凡てナチス黨員を任用すると共に、共產黨の暴動に對しては火器を使用して對抗し、反對派の射殺を許可する状態であつた。二月二十七日こそ、全世界の耳目を聳動せしめた國會放火事件の惹起した夜であつた。

國會放火事件は、一般にヒッラー氏のマルクシズム撲滅の苦肉の策なりと云はれて居るが、三月一日ゲーリング氏は、該犯罪が共產黨の陰謀なる旨を發表し、火事當夜犯人として逮捕されしワン・デル・ルッペと稱する前オランダ共產黨員を始めとして、ドイツ共產黨幹部トルゲレル氏其他共產黨及び社民黨員多數をば容疑者として收監した。この裁判は、一九三三年末に至つて解決となり、ワン・デル・ルッペの死刑によつて終結し

たが、この事件を中心として各國のナチス政府に對する疑惑不安の念は濃厚化するに至つた。國會放火事件の翌二月二十八日には、大統領は、個人の自由、言論の自由、信書の秘密、集會結社の権利等の憲法の保障を停止し、且中央政府に對して、苟くも『國法秩序の恢復に必要な手段』を講ぜざる各州政府を罷免占領すべき権能を賦與せる法令を發布すると共に、全國の共産黨及び社會民主黨の新聞をば總選舉後まで發行停止せしめ、勞働者團體幹部を收監し、共産黨事務所を閉鎖し、中央政府は殆ど獨裁制度に等しき絶大の權力を掌握することとなつた。斯くて三月五日舉行されし國會總選舉の結果は左の通りであつた。

	得票	議席	増減
國民社會黨	17,277,180	288	増 93
國權黨	3,136,760	53	増 3
社會民主黨	7,181,629	118	減 3
共產黨	4,848,058	81	減 19
中央黨	4,424,905	71	増 1
バイエルン黨	1,073,552	20	増 2
其他		17	増 4
合計	39,343,331	648	

爾來政府の高壓政策は、内外に向つて忌憚なく發揮せられた。三月九日中央政府は、バイエルン州政府を驅逐して、同州をば中央政府任命の統監に從屬せしめたのを初めとして、ザクセン、バーテン等逐次に各州政府の自治權を回收し、三月十五日には既に十七州は中央政府の直轄に屬するに

至り、共和國々旗の掲揚を禁止して、之に代ふるに帝政ドイツの國旗とナチスの逆卍字旗の併用を令し、三月二十一日選舉後第一回の國會の開催せらるゝや、ヒットラー氏は、左の法令を上程して、四百四十一票對九十四票の大多數を以て可決せしめ、こゝに一九三七年四月一日までの期間はナチス政權の獨裁が承認されることになつた。

- 第一條 全國立法は、憲法第八十五條（豫算の決定は立法手續による規定）及び第八十七條（借款に關する政府の權能は立法によつて賦與するべき規定）を含む憲法の規定に基く手續によらずして、政府が之を制定し得る。
- 第二條 政府の制定せる法令は、國會及び參議院の制度に抵觸せざる限りは憲法の規定と相異するも差支へなし。大統領の大權は、之に抵觸することを得ない。
- 第三條 政府の制定すべき法令は、宰相之を起草し、官報に公告する。而して特に定められざる場合は、法令は公告の翌日より效力を發生する。憲法第四十八條乃至七十二條（立法の公告發布に關する規定）は、政府の制定せる法令には適用せず。
- 第四條 國の立法上の權能に關する事項に就きて外國と締結せる條約には、本法施行期間は立法機關の承認を要しない。
- 第五條 本法は、公告の日より施行し、一九三七年四月一日まで有效とする。本法は、現政府の更迭せる場合には、期限満了とする。

第一回國會に參列せるは、主としてナチスと國民黨と中央黨議員で、社會民主黨代議士の一部も出席して、右の法案反對投

票をしたが、共産黨議員は、登院を阻止されてしまつた。

斯くて兎に角立憲的手續を経て政權の確立を得たヒットラー氏は、そのかねて標榜せるナチス黨治の單一國家樹立に向つて邁進すべく、國內に於ける政黨其他民間諸團體の清算を開始した。ドイツ人民黨(DVP)は、戦前の全國自由黨の繼續として、一九一八年前宰相ストレーゼマン氏が創設したもので、ナチス政府就任以來隱忍して居つたが、黨員中には、ナチスに轉向するもの少からず、四月下旬遂に解散して、國民社會黨に合併することとなつた。フーゲンベルグ氏の國權黨即ちドイツ全國人民黨(DNVP)では、幹部數名を入閣せしめ、自らナチス聯立内閣を組織せる旨聲明して居つたが、同黨には、かねてその復辟運動の機關として在郷軍人にて組織せる私兵隊たる鐵兜團があり、三月下旬ブラウンシュワイヒに於けるナチスの突撃隊が、同地の鐵兜團本部を占領し、幹部を逮捕した事件に端を發した紛争發展の結果、鐵兜團の創設者にして、現政府勞働大臣たるフランツ・ゼルテ氏は、四月二十七日同團主事にして前年大統領選舉に立候補せしテオドル・デニスベルグ氏を罷免せしめ、同時に鐵兜團を解散して、ナチスに合同すべきことを聲明した。やがて六月二十七日國權黨は解散となり、續いてフーゲンベルグ氏の經濟農林大臣辭職するに至つて、鐵兜團は、從來の『戦線軍人同盟』の名稱を改め、突撃隊(S.A)及び護衛隊(S.S)と共に、ナチス政權の武力的守護に當ることとなつた。

一九三〇年舊民主黨の長老等と少壯派の合同して組織された國家黨も、社會民主黨と提携せる科によつて六月二十七日解散を命ぜられ、七月に入るや、中央黨所屬團體に對する檢舉迫害は、漸く露骨となり。同日バイエルン人民黨解散の報に接して、翌五日には、遂に全國のカトリック教徒の政治運動を代表して、一八七〇年創立されし由緒あるドイツ中央黨(Z)は、任意的解散を聲明し、こゝに全國はナチス一黨の統治下に屬することになつた。(之より先社會民主黨系統に對する彈壓あり、別項所載の如くであつた)

斯くて國內の民間諸勢力を漸次に潰滅統一したるナチス政府は、進んで外交的飛躍にも注目すべき記録を残した。歐洲に於けるゲルマン民族の結成と、ヴェルサイユ平和條約の改廢とドイツの國際的平等權確立とは、ナチス外交の三大眼目であつたが、ナチス政府が國外進展上先づその觸手を差伸べたるは、オーストリアとダンチヒ自由市であり、之に次いで國際管理下にあるザール地方であつた。殊にオーストリアに對すナチス宣傳は、最も露骨にして、ミュンヘンのナチス幹部ヘビヒト氏のオーストリア國內に對するラヂオ放送宣傳は、單にオーストリア一國のみならず、中歐諸國の形勢を一變せしめる如き効果があつた。五月十七日ヒットラー氏は、國會に於てドイツの軍備平等權を主張するところあつたが、この原則に基いて十月十四日ドイツは、國際聯盟及び國際勞働機關を脱退すると共に

デューネーヴに於て開催中の國際軍縮會議とも絶縁すること、なつた。一方ナチス内閣組織後ドイツ國立銀行總裁ルーテル博士は、ヒットラー氏の政策支援不可能なりとの理由にて辭職し、之に代つてヒアルマー・シャト氏後繼となり、同氏の下にドイツの外債其の他の財政々策も著しく國民主義的性質を加味し、自給自足的經濟の特徴を漸く明確にするに至つた。

七月十一日フリック内相は、各州知事及び突撃隊幹部に訓令して、ナチス革命の終了を告ぐると共に、自今國家の權威を干犯せんとする者に對しては、ナチス黨員と雖容赦なく處罰すべき旨通達するところあり、十月十四日國際聯盟を脱退すると同時に、ヒットラー氏は、その就任以來の施政方針を輿論に問ふべく國民投票と國會の改選を十一月十二日舉行すること、なつた。投票の結果は左の通りで、こゝに愈々ナチスの天下は公然として認められることになつた。

國民投票	有権者数	四五、一二七、九六九
	投票数	四三、〇〇七、五七七
總選舉	國民社會黨得票数	三九、六五五、二八八
	其他政黨得票数	三、三五二、二八九
投票	可	四三、四六四、四二〇
	否	四〇、六一八、一四七
無効	無	二、〇五五、三六三
	有	七九〇、九一〇

りヒットラー氏の内閣組織の際には、全國の勞働運動に對して一大彈壓の下さるべきは、豫期されたことであつて、一九三三年一月愈々ナチス政權成立の避くべからざるに至るや、社會民主黨(SPD)にても又ドイツ勞働組合總同盟(ADGB)に於ても、各之に對する方策を用意するところがあつた。

總同盟では前年九月フン・パーベン内閣當時、會長ライバルト氏は、全國の勞働組合幹部に對して、『全勞働階級の共同戦線こそ……現下の歴史的必然なり』と檄して、團體協約、社會保險、憲法其の他の利權の擁護を叫ぶところがあつたが、一九三三年初頭再び、フン・シュライヘル將軍の『新政府は、其の後九月五日の緊急令中最も極端なる部分を撤廢したが、之は實に各位の強力にして斷乎たる態度によるものであつた。今や再びドイツ勞働組合は一大有力なる團結を結成すべきことを痛感せざるを得ない』と云つて、勞働組合がフン・シュライヘル宰相の失業對策を援助するは、必ずしも同内閣を支持する譯ではないことを説明するところがあり、同じくアムステルダム系統に屬する俸給勞働者組合中央會(AFA)に於ても、一九三二年に於て俸給勞働者の失業者数は五十萬に達し、その俸給の如きも同年秋以來二割の低下あり、一九二九年に比すれば、四割の値下になつてゐることを指摘して、政府に對して、解雇豫告に關する法規の嚴重施行、解雇手當の確立、一週四十時間制立法案を要求して氣勢を揚げた。而して一月二十八日には、總同盟で

斯くして國內に於ける反對勢力を一掃せるナチス政府は、著々その獨裁權力の確立強化に邁進し、外に對しては外債の支拂停止、保護關稅の設定、軍備平等の主張を固持し、内に於ては、兵備の擴充、産業の保護、失業者の救済に努力するところあり、或ひは宗教の統一を企て、或ひはオーストリア合併に盡力し、一九三四年には、や、獨裁政治の基礎鞏固となりしやに見られたが、六月三十日俄然その片腕たりし突撃隊員の檢舉は全國的に行はれ、隊長レーム氏以下高級幹部の自殺し或ひは射殺せられしものも十九名、その他死者合計七十七名に達する一大クーデターが決行された。

勞働運動

由來ドイツ勞働運動は、社會民主主義の重鎮として、各國等しくその範をこゝに仰ぎ、理論的にも實際的にも最も典型的なる發達を示して居つた。然るに大戰後に於けるドイツの悲境は一方に於て漸く統一ある體制を具備し來つた勞働組合運動に對して深甚なる難局に際會せしめると共に、一方社會民主黨が革命以來政權に参加し、ヴェルサイユ平和條約の締結を初めとして、賠償問題其の他の當事者たりし關係上、やがてナチス一派をして、ドイツの衰亡がユダヤ人とマルクシズムに原因すと宣傳せしめるに至つた、斯くてナチスの興隆と共に、マルクシズム系統に屬する勞働者團體との正面衝突は免れざる事態とな

はキリスト教勞働組合本部たるドイツ勞働組合同盟(DGB)及び協調組合、官公吏組合等と聯合して、大統領に對して、現下時局重大の際『社會的には反動的であり、勞働階級に對しては敵意ある政府を任命するは、ドイツ勞働者全部に對しての挑戦と感すべきことを指摘するを義務と認める。勞働組合は、大統領閣下が、クーデターを勃發せしむる如き凡ゆる地下工作的隠謀には斷然反對し、且危機の立憲的解決を主張するものと信する』と上申するところがあつた。而してナチス内閣の成立するや、總同盟では、一月三十一日その中央委員會に於て、このフーゲンベルグ博士の所謂『危機内閣』には、從來勞働組合の團結權乃至團體交渉權を制限せんとした人々を含めるを指摘し、『苟しくもドイツ勞働運動の精神を體得し、勞働組合に於て訓練せられし勞働者ならば、この社會的反動政府に對しては、寧ろ直接行動を以て自衛の策を講ぜんと欲するが人情であらうが、之は實際政策として過誤である。……本委員會に於ける討議の靜肅にして自信に満てるは、偶然の結果ではない。それはドイツ勞働階級の充實せる抵抗力をよく理解せるところより來るのである……』とライバルト氏をして聲明せしめたのであつた。一方社會民主黨側では、同じく三十一日ベルリンの國會議事堂内に於て、中央委員、執行委員、黨代議士及び『鐵戰線』本部代表を會合し、黨首ブライトシャイド氏議長として、ヒットラー内閣成立後の對策を考究することとなつた。この會合には勞働組合代表と

して總同盟のグラスマン氏及び俸給労働者組合のシュテール氏、スポーツ團のヴァルドゥング氏、國族團のヘルテルマン氏等も参加して、『反動勢力の最後の切り札』たるナチス内閣打倒に邁進すべきことを申合せ、且黨としては、左の宣言書を發表した。

「ヒットラー・パーベン・フーゲンベルグ内閣は、再びハルツブルグ戦線を確認した。この数日前までは互に格闘抗争しつゝありし労働階級の敵は、今や、労働者に対して戦ひを挑むべく、大資本家と大地主の結合によりて、協同したのである。現下の時局は、此結成せる敵に對抗して全國労働者の共同的努力を必要とする。我々は、全力を盡すべき覚悟を要する。我々の戦ひは憲法に基いて行ふべきである。我々は國法によつて確立せる民衆の政治的社會的權利をば、凡ゆる攻撃より且凡ゆる手段を以て擁護するものである。苟しくも政府にしてその權力を利用して、憲法を歪曲し或ひは干犯する如き場合には、労働階級及び民衆中の自由を愛する階層の最も峻厳なる抵抗に際會するであらう。我々は此の決戦の爲め、凡ゆる資源を用意すべきである。」

斯くの如きヒットラー政権に對する絶對反對の態度は、社會民主系統の労働團體に限らず、前記の如くキリスト教労働組合其他政治的中立團體に於ても同一であつた。然るに三月五日國會總選挙の結果、國民社會黨の大捷を博するや、總同盟及び社會民主黨の態度は、一變するに至つた。

總同盟執行委員會では、三月二十一日、左の宣言を發表した。

の利益の擁護こそ、凡ゆる形式の組織以上のものである。然しながら、眞の労働組合は、その組合員の任意的團結を基礎とすべきもので、それは雇主に對しても、又政黨に對しても、獨立自主でなければならぬ。」

之は、労働組合運動の非政治主義の宣言であつて、總同盟としては、ナチス政権に對する屈服にならずとも、少くも大讓歩を示したものであつた。之に續いて俸給労働者總同盟(AFA)では、四月二十八日その臨時大會開催の結果、同月末日を以て解散すること、決定した。之より先、國會放火事件前後、社會民主黨幹部中には、政府の迫害を迴避せん爲め、國外に亡命したのもあつたが、三月五日總選挙の結果、社會民主黨代議士は僅かに三名を減少したにすぎず、同じく二十一日國會の開催せらるゝや、黨代議士九十四名は凡ゆる脅威と困難を冒して出席し、オットー・ヴェルヌ氏は、黨を代表して、ヒットラー氏の獨裁法案反對演説をなし、ドイツ戦後の悲境が、社會民主黨の責任にあらざることを力説し、堂々と反對投票をしたのであつた。尤もこの頃黨内に於ては、労働組合側の屈服妥協を非とするものと、止むを得ずと爲すものとの二派を生じ、後者はこの際黨としては、あくまで忍従すべきことを主張し、それが爲めには現に政府との間に論争を生ぜざる社會主義インターナショナルとの關係をも絶つべきことを論じ、三月三十日には、遂にヴェルヌ氏は、同インターナショナルがドイツ代表の参加なきとき

「労働組合は、不可避的なる社會的表現にして、社會秩序の缺くべからざる一部である。それは、労働階級の組織的自助の一型態として發生したもので、その沿革に於て、漸次國家と交錯同化し來りしは、理の當然である。労働組合の社會的任務は、國家組織の如何にかゝはらず、之を果すべきである。ドイツ労働階級の貨銀其の他労働條件を規制する幾多の廣汎なる團體協約こそ、労働組合が、雇主との自由協定により労働階級の利益を代表すべき義務を遂行せんとする意思の發現たることの争ふべからざる證據である。團體協約は、過去多年の間幾多の浮沈、經濟的難局を経て依然として繼續せられ且産業平和の維持に貢獻するところ多であつた。……労働組合は國立調停制度を承認し且之を利用することによつて、苟しくも公共的利益より見て必要と認むる場合には、國家は組織労働者と雇主との争議に干渉すべき權利あることを労働組合が認めたるものであることを示した。労働組合は常に雇主との任意的協定よりは寧ろ強制的協定を選んだもので將來もこの見地を維持するものである。又労働組合は凡て、貨銀労働條件以外に於ても、産業自治の基礎に基き、雇主團體と永久的協調をなすべき用意あるものである。商工業に於ける自由なる團結によるこの種の組合的事業 Corporate Work に對する國家の統制は、或る場合に於てその價値を高め又利用を便にし、眞に有利なものである。労働組合は、直接國家の政策を左右せんとするものではない。この點に於ける組合の職務は、政府の社會的又は經濟的措置及び立法に關する労働階級の正當なる希望を政府に提示し、又その方面に於ける組合の知識と經驗とを政府の利用に提供することにある。労働組合は、獨占を要求するものではない。労働者

ドイツの形勢に關する決議を採りしを理由として、インターナショナル役員辭職を通告した。

社會民主黨大會 ドイツ社會民主黨の年次大會は、三月十二日よりフランクフルト・アム・マインにて開催の豫定であつたが、ヒットラー政権の成立其の他の事情の結果、大會舉行不可能となり、四月二十六日ベルリンの國會議事堂の一部に於て全國代議員大會を舉行することとなつた。出席者は執行委員、統制委員を初めとして地方支部書記、並びにかねて年次大會代議員として選定されし人々の一部であつて、人員こそ少數ではあつたが、全國を網羅したものであつた。それらの人々がヒットラー派の彈壓を冒して斯く會合せるは、必死の覺悟なることは云ふまでもなく、従つて大會の議事に就き詳細を知ること困難であるが、左に第二インターナショナル本部の報道を紹介することとする。

大會に於て黨首オットー・ヴェルヌ氏は、現下の政局と黨の對策について一場の演説をなしたが、氏は先づ過去數週間に於て社會民主黨員の迫害せられしもの多數に上りしことより説き出して、斯くの如き事態の因つて來るところを究明するの急務を主張し、その原因の個人にあるものは宜しく個人に於て引責すべきであるが、然しながら今日の時局をば個人の過誤に因するものとするは短見なりとし、進んでこの非常時局に際して労働階級が之に對應すべき能力なく、且内部分裂に惱まされつ

つある事情こそ眞の原因なりと断定した。尙ほ『失業問題に對する萬能主義なきことは、苟しくも科學的社會主義者として吾人の知悉するところであるが……惱める人類の大衆は科學的知識なく、従つて吾人の理論的根據あり實行可能の政策により一步々々効果をあげべきことを理解し得ず、之こそ國民社會主義にとつての絶好機會であつたが、不幸にしてこの事を吾人は輕視してゐたのであつた。』と云ひ、現下の世界的危機も又ドイツの國際的地位の改善も國民社會主義では解決し得ず、社會民主黨の戦後ドイツの恢復に盡した努力も今や水泡に歸し、ドイツは再び孤立の地位に立つに至つたが、之は實に『ドイツ共和國が國民の力より生れたものでなくして、戦敗の結果生じたこと』に原因してゐるものであると説き、翻つて社會民主黨の國際主義は反國民主義にあらずして、ドイツ國民の福祉は國際協調により始めて實現し得べきを信するにありと云ひ、又社會民主黨は國家とは正義と自由と平等とを基礎とするものと認めて居るもので、國家萬能主義には反對するものであり、又ドイツの自由主義思想はカント、フヒテ、ヘーゲル以來の傳統であり、之こそドイツ労働運動の源泉であると主張して居た。而して『吾人にとつての現下の問題は、民主的社會主義かボルシヴィズムかのいづれの力によりて現在の支配に代らんとするかにある。社會民主主義は現在の風潮に對する反對の立場を棄却するを得ない。それは現在の風潮に迎合することのみならず、やがては

共産主義を採用することになるからである』と云つて、鼓舞激勵するところがあつた。

ヴェルス氏に次いで約二十名程の代議士が交々起つて意見を述べるところがあつたが、討議數時間の後左の決議を通過した。

『社會民主黨の任務は、從來も又將來も社會主義と労働階級とに奉仕するにある。資本主義網の脈絡とそれに伴ふ彈壓と擲取とが國際的なることは、今や以前より遙かに明瞭となり、斯くて資本主義に對する闘争は唯國際的のみ行ふべきとの信念の誤らざることを證してゐる。

社會民主主義者が思想の自由と萬人の權利の平等をなくして眞の社會主義の實現不可能なりとの確信は依然として鞏固である。意思薄弱なる變節が一般の侮蔑に値するは當然である。ドイツ社會民主黨はその原則に對する確乎たる遵奉とそれを實行すべき可能なる合法的方法の利用とによりて全國民及び社會主義に奉仕するものである。』

斯くて大會は役員の改選を行つたが、從來の役員にして國內に在せる人々、例へば議長オットー・ヴェルス氏及びハンス・フョゲル氏を初めとして其の他の執行委員は凡て再選となり、他に二三の少壯黨員及び極左派に屬するベーベル、ディートリヒ、クニストラー及びアウフホイザーの四氏が新たに選出された。國外亡命中のブライトシャイド、クリスビエン、ディットマン及びヒルファーディングの四氏が選出されず、又ヒンデンブルグ、

モゼス、及びフランクの三氏も退いたことは、興味ある結果であつた。

社會民主黨亡命 國會放火事件以來社會民主黨員にして、政府に逮捕收監されしもの少くなかつたが、黨は未だ解散を命ぜられた譯ではなく、何等かの方法によつて國內に於て活動を繼續すべく廣心するところがあつたが、五月十日政府は社會民主黨の不動産及び資金全部の沒收を命ずると共に、その附屬機關たる國旗團も、機關新聞雜誌もその他凡ゆる機關を禁止した。之は、黨幹部間の不正行爲が發覺した結果と稱され、沒收財産は労働階級に復歸せしめるとのことであつた。然しながら、一方五月十七日ヒットラー氏が國會を召集して、その對外政策を發表せんとした頃となるや、社會民主黨内の意見の分裂は明確となつた。即ち一はあくまで國會に出席して、その政府反對の態度を表明し、進んでナチス政權倒壞の革命運動をも起さんとするもの、他は國會には出席せずして、唯政策の公表のみをせんとするもので、黨執行委員會としては後者を選んだのであつたが、愈々國會の開會せらるゝや出席せる黨代議士は、何等意見を吐露することなく、唯政府發表の政策を協賛したのみであつた。當日社民黨代議士出席者合計六十五名、内四十八名は政府信任投票をした譯であつた。斯くて當時未だドイツに於ては社會民主黨は、公然禁止されたものではなかつたが、從來の形式では到底本來の活動を繼續すること不可能となり、遂にその

本部をチエコスロヴァキアの首都ブラグに移し、こゝに國外運動の機關として『ノイエル・フォルヴェルツ』を發行して、反ヒットラー運動に従事することとなつた、尙ほ一部の社民黨員は、六月二十日よりザールブリュッケンに於て『ドイツの自由』と題する機關紙を創刊し、ブラグと相呼應して、國內に於ける地下運動の應援を開始した。やがて六月二十二日内務大臣フリック氏は正式に全國の社會民主黨禁止令を發布し、社會民主黨員にして官公吏たるものに對しては俸給年金の支給を停止し、又社會民主黨の機關新聞雜誌の頒布をも禁止するに至つた。當時政府の發表せる理由によれば、社會民主黨は、國憲に違反せる活動をなし、その幹部は政府顛覆を企圖しつゝ、あり、ヴェルス氏のインスターナショナル幹部辭任の如きは、欺偽なりとのことであつた。

労働組合潰滅 ヒットラー政權の労働運動に對する迫害彈壓は五月初旬ドイツ労働總同盟加組を占領するに至つて、愈々その眞骨頂を曝露した。總同盟に於ては、前記の如く、三月初旬以來その反政府的態度を清算して、非政治的方針を聲明し、五月一日ヒットラー氏が國民労働祭を舉行せし際には、加組組合員をして之に参加せしむることを勸誘までして、彈壓を回避すべき方針を講じたのであつたが、五月二日全国各地の労働組合事務所は、一齊に警官及び突撃隊の占據するところとなり、ライバルト、グラスマン、ヴァセル等の最高幹部約五十名は逮

捕された。同夜政府の放送するところによれば、労働組合の占有官は労働階級の利益を目的としたもので、労働組合幹部の墮落潰職と組合資金の外國搬出の證據歴然たる結果が、今回の措置となつたことであつた。

ドイツに於ける労働組合員数は、一九三二年初頭現在合計約五百七十萬あり、内アムステルダム・インターナショナルに属するもの、即ち社会民主主義系統の組合員合計四百五十八萬七千九百九十一人あり、キリスト教労働組合員合計六十九萬八千四百八十人、サンチカリスト組合三萬五千七百七十四人、その他三十六萬六千二百七十七人と報告されて居る。ドイツに於ける労働組合員数は、近年減少の傾向を續けて居り、共産派の組合の如きは報告されてゐないが、一九三二年十二月の赤色インターナショナル執行委員会第八回總會への報告によれば、當時ドイツに於て共産派組合員は、經營別組織を結成しつゝあり、この種の經營別グループ乃至フラクションの数は、約四十團體に達して居たとのことである。且ヒットラー内閣成立以來、労働組合運動に對する壓迫甚しきにもかゝらず、一般労働者間には、從來の組合に對する信頼と人望は依然たるものあり、二月下旬ベルリンの電氣瓦斯會社に於て舉行されし經營協議會委員選舉の際、ヒットラー氏は、自由放任主義資本主義經濟思想の誤謬と事業縮小及び賃銀値下を唯一の目的とせる經濟政策とに對する反對を標榜して國民社会黨工場細胞會をして候補者を擁立せ

しめたが、全投票總計三千三百二十票中三千三十四票は、社民系統の獲得するところとなり、共産派の百五十六票に對してナチス派は僅かに八十三票にすぎなかつた。三月初旬ハンブルグの電車従業員の委員選舉の際には、社民系四千三百九十九票、共産派百八十九票、ナチス百五十八票の成績にて、労働側委員は全部社民系統より選出された。又同市高架鐵道に於ては、社民系千五百五十二票、共産派四百十六票、ナチス百六十票といふ結果を得、その他各地とも凡て同様の狀況なる爲め、政府は、社民系工場委員に對する壓迫を開始し、脅迫的に當選者を辭職せしめる如き手段をとつた位であつた。

總同盟に對する最後の彈壓は、其の他の系統の労働組合を威壓屈服せしむるに充分であつた。キリスト教労働組合其の他は續々ナチスに對する恭順の意を表して、大勢に順應する事となり、僅かに共産派の一部が、社会主義労働黨員と策謀して、五人組織の地下運動に活躍せることが洩れ窺はれるにすぎない状態であつた。

地下運動 ドイツの傳統的労働運動が、ナチスの一擧の下に斯くも無慘に崩壊したるには、種々なる事情あれど、殊に多年に亙る不況による労働階級の疲弊と、戦後没落せる中産階級の憤激不満が、ナチスの進出を容易ならしめしに加へて、労働團體内部には對立抗争（共産黨と社会民主黨及び社会民主黨の分裂）の熾烈なるものあり、又共産黨に於ても社会民主黨に於ても、そ

の活動の根本方針に於て缺陷を有し、一方が國情を無視せるモスコの指令に盲従するに對して、他方はあくまで議會主義と平和的方法を墨守せる結果、ドイツ労働運動の唯一の有力武器たる總同盟罷業戰術を施すに由なき形勢にあつたことが認められる。

ヒットラー氏就任以來、共産黨に對しては斷乎禁止の態度をとり、それが爲め多大の犠牲をも省みざる状態であつたが、ドイツ共産黨の勢力は、第三インターナショナル側の發表によれば、一九三一年末黨員合計二十四萬六千五百五十四人と云はれ一九三二年初頭には九萬四千三百六十五人の新加入黨員あり、その後黨員數總計は二十八萬七千八百八十人となつたとのことである。然しながら、三月五日の總選舉に於ける得票の四百萬を超過せるは、その潜在的勢力の侮るべからざるものありしを示すもので、ナチス政府の全國の労働運動禁退後、共産黨系統の労働者は、續々ナチスの突撃隊に加入し、敵壘中に於て反間苦肉の策に出でんとしたのは、周知のことである。次に前年社会民主黨より分離獨立せる社会主義労働黨は、獨立後總選舉等にも立候補して活動するところあつたが、殊に重要なものは、地方に於て共産黨と社会民主黨との共同戦線組織上に於て仲介者として役立つたこと、労働運動禁止後も、密かに地下運動に従事しつゝあつたと云はれる。

ブラーグに本部を移轉せる社会民主黨は、一時内外の不評を

蒙つたがやがて各方面との諒解も成り、亡命者運動の有力なる一部として活動を繼續して居る。一九三四年一月二十八日同執行委員會は、宣言書を發表してその政策目標を中外に公示するところがあつた。この宣言書は、革命闘争の條件、大衆運動の目標、権力の行使、經濟革命、社会革命、軍備縮小及び戰爭勃發の危險、及び革命的社會主義運動の統一なる七章より成る長文のもので、亡命後のドイツ社会民主黨の新綱領と目すべき重要文書であつた。

宣言書は、先づドイツに於ける國民社会主義獨裁政權の結果、労働運動はその構成も又機能を一變し、今日では、自由に對する權利確立によるナチスの桎梏倒壊と、社会主義秩序樹立による不法横暴の撤廢とを目的とせる革命戰爭に從事するを任務とする旨聲明し、進んで國民社会主義獨裁に對する闘争には、妥協もなく、改良主義や合法主義の餘地もなく、唯一に國家權力の獲得とその確立強化の目標に邁進し、それが爲め凡ゆる手段を利用すべきであると云ひ、翻つて革命的闘争に革命的組織團體の必要を説き、この新しき團體をいかなる形式にすべきかを選択決定する餘裕を許されてゐない現在に於て、少數者の集團が革命運動の前衛隊として組織されつゝあり、その善き體験に基いてその活動上の戰術も工作されつゝあるが、それら少數者の挺身隊は、宜しく國民社会主義や資本主義に對する民衆の疑惑離反を深めしめ、大衆の發展を指導し、その方針決

定上に勢力を振ひ、以て一般民衆と接觸して、革命團體を大衆化する事に努力すべきであると主張し、社會民主黨の外國亡命以後、ドイツに於ける恐怖政治の深刻化に伴ひ、國內の非合法運動は地方分散を餘儀なくされたが、在外の黨本部はこれらの運動の中央機關たることに努めて居る旨を明らかにして居る。次に大衆運動の目標に言及し、國民社會主義は、階級闘争を否認しつゝ、しかも國內の抗爭對立を激化し、勞働團體の權力を剝奪して、之をば大資本家の走狗たらしめ、その結果勞働條件の悪化、物價の騰貴、輸出の縮少、財政々策の破綻等を惹起したが、かゝる事態の下にあつては、やがて團結の自由と勞働階級擁護の戰團團體組織の必要も起るべく、それには集會結社言論の自由が先決問題となり、それが爲め、政治上の權利獲得と民主的團結の自由を要求するに至るべく、又失業問題の重大化は、失業者をして經濟組織の變革を希望せしめるに至つて居りそれが爲め資本主義倒壊と民主主義確立は必要となり、やがて國民社會主義獨裁打倒に向ふべく、斯くて革命手段による政權の獲得運動は發展すべく、而して専制政治の倒壊は、暴力革命によらざれば不可能なれば、それにはあくまで革命的社會主義政黨による必要あり、之は實に大衆自身の行動によつて結成されるべきものであると説いて居る。第三章に於ては、革命による政權獲得後に於ける對策を論じ、一九一八年の失敗を繰返さず革命政府は、あくまで人民大衆の至上權を確保せる政權たるべ

く、それが爲めには、(一)革命裁判所の設置、(二)反革命運動者全部の公權剝奪、(三)司法官の移動禁止撤廢及び革命政府の信任する人々の司法官任命、並びに司法制度の根本的改造、殊に非宗教的性質の強調、(四)官廳官公吏の清掃、(五)信賴し得る軍隊及び警察部の組織及び將校團の交迭、(六)國民社會黨政府の憲法撤廢、(七)人種宗教を論ぜず、公權の平等、(八)政教分離、(九)反革命鎮壓、(一〇)必要な社會經濟、財政立法の制定を敢行し、從來の政治機構を改造する爲め、その基礎となつて居つた社會階級を撤廢すべく、(一)大所有地の無償收用、山林の國有及び國家管理、自作農設定及び農業勞働者の協同組合による耕地の利用及び之に對する國家補助、(二)重工業の無償收用、(三)國立銀行の國營、(四)大銀行の合同移管及び中央政府による經營者任命を行ひ、斯くて反革命の封建的資本主義的政治勢力を清算したる後始めて小選舉區制による普通平等直接無記名投票により選出せる國會に於て、自由を基礎とする國家組織に着手せしむべきであり、國會は絕對多數によつて總理大臣を選び、それにより各省大臣は任命せられ、斯くて革命政府は總選舉終了後まで在任することとし、尙ほ中央集權制度を撤廢して地方の自治を確立することが目論まれて居る。革命後に於ける勞働階級としては、重工業金融地等の社會化を第一歩として經濟組織の社會主義化に向ふべく、生産力の計畫的増進、及び之に伴ふ生産消費の發達、破壊的自由競争の廢止と統

制ある産業の發展等を心掛くべく、それらの活動は凡て社會主義計畫化最高機關の管掌に屬し、以て(一)全經濟組織發展の經濟的計畫の立案作成、(二)生産者、消費者及び國家の協力による産業國有實施機關の設置、(三)投資の指導及びクレジット提供による生産増加の規制及び技術改善の實施に努力すべく、殊に社會化の順序は、(一)金融機關(但農業及び獨立職人の協同組合の自治は存續發展せしむ)(二)保險業、(三)重工業、(四)化學工業、(五)運輸業、(六)動力業とすべきことが述べられて居る。第五章に於ては、社會革命の内容につき説明するところがあり、搾取に使用されし資本家の私有財産制度を廢止すると共に、農民職人の自己の努力により獲得せる財産に對しては保護を加へ、大産業資本や大農地の私有者乃至財閥の重壓を絶滅し、金融機關の統制により中産階級の生産活動を潤澤にし、又各種の社會的施設を支給し、農業に對しては、生産販賣上の改善を行ひ、教育施設によつてその能率の増進を圖り、斯くて技術家、經營當事者の地位は向上し、教育上の階級制度の撤廢を行ひ、思想及び學問の自由を確立し、以て單に物質的福利のみではなく民衆の精神的福利を増進すべきことが列擧され、尙社會主義制度初期に於ける國家の干渉は、社會主義化の進展と共に漸次撤回して、遂には完全なる自治の實現すべきことを主張して居る。從來ドイツの民主主義は、國際平和の確立の爲めには、國際聯盟に於ける各國の平等權を主張して居つたもので、

社會民主黨では、戰爭による獨裁政治の打倒は考へず、戰爭に對しては、あくまで反對の立場をとり、ドイツの再軍備を否とし、軍縮と突撃隊其の他の武裝解除及び解散を支持するものであるが、唯ドイツの分割乃至經濟的滅亡を目的とせる戰爭による獨裁制の倒壊には斷乎として反對すべきことは明言してある。最後に宣言書は、ナチス政權打倒の爲めには、徹底的革命を以てすべしと云ひ、苟しくもファシズムに反對するものは、凡て一致團結すべきことを力説し、全勞働階級の單一政黨の結成を絶叫して結論として居る。

ナチス勞働政策

ヒットラー氏は、就任當初全國民に對して、その任期四箇年間に於て、ドイツをして戦後マルクス主義者の統治十四年間の結果たる未曾有の悲境を脱却し、列強と相伍して昂然比肩し得べき國家たらしむることを聲明した。當時氏は、その政策方針として、農民の匡救、失業の解決、ドイツの國際的地位の恢復、世界平和及び軍縮の完成をなすべきことを公約したが、その勞働乃至産業政策の實際については、中央黨が閣員の一人たりしフーゲンベルグ氏の社會立法改正悪化を懸念して、國會解散に反對したることあり、勞働大衆側では當初より多大の畏怖を感じて居つた。而してヒットラー氏が五月一日國民勞働祭を舉行するに至つて、その勞働政策の風貌は、漸く明瞭となるに至つ

た。

國民労働祭 ドイツに於ける本年のメーデーは、従来の如く労働者の國際的一致團結の示威運動ではなくして、ドイツ國內に於ける労働者の統一協力を中外に向つて宣言すべき祝典としてヒットラー氏指令の下に舉行されたのであつた。當日ベルリンの晴明なる空にはこの盛典祝賀の爲め全國無着陸飛行のツラペリンの雄姿を仰ぐべく、テンペルホフ廣場に参集せる者百萬と稱せられ、全國各地より選出せられた労働者代表は、ヒンデンブルグ大統領及ヒットラー首相と謁見して祝辭を述べ、各國大使館亦萬國旗を翻して市内の光彩を添へ、やがてヒットラー氏は壇上に立ち、「今年のメーデー祝賀は、ドイツ國民復活の證徴たるべく、階級闘争の旗幟はこゝに變じて舉國一致の表象とすべきである。吾人がこの日を選んだのは、今や萬物更生の季節たるこの日こそ、將來永くドイツ國民復活の日として記念されるべき爲めである」と云ひ、氏の所謂四箇年計畫中の第一年次の豫定を發表するところがあつた。即ち氏は、先づドイツ國民がその自信を恢復し、卑屈を去るべきことを主張し、義務労働制度と個人創意の尊重を説き、進んで賃銀協約に言及して、その重大性に觸れ、又農業問題に關しては、過去十四箇年間農民の保護を閉却せし結果工業労働者も亦悲境に陥つたと述べ、尙ほ失業対策としては、個人企業の奨励と公共事業の振興、高率利子の撤廢等によるべきことを言明した。尙ほ農業政策の一

端として、經濟省大臣フーゲンベルグ氏が、同日農村負債匡法案を提出し、利率を改正し、例へば金貨擔保は公債の場合に年四分とし、公債所有者に對しては利下の報償として將來十年間免税及び書換免除等の特權を與へることになつて居る。

斯くて祝賀式を終つて、一同ルストガルトンの舊宮城前にて示威運動を舉行し、次いで全市に亙つて炬火行列が行はれた。國民労働祭は、ヒットラー氏が、全國の労働大衆をナチスの傘下に糾合すべき一大示威運動であつて、之に對してかねて恭順を表明したる社會民主系統其の他の労働組合も正式参加を勸誘して、各その代表を派遣したものであつた。然るに翌五月二日には、労働組合總同盟の加盟團體は、突撃隊の占領するところとなり、總同盟會計主任エンゲルハルト氏は、組合資金約十萬乃至五百萬マルクを不正なる政治的又は個人の費途に費消せしとの理由にて逮捕せられ、一方工業資本家に對する壓迫も顯著なるものあり、斯くて高壓的に黨の大衆的基礎を確立する事に努力した。

労働總同盟 國民社會黨には、元來その突撃隊以外には、労働大衆を結成せる機關を有さず、僅かに『經營細胞』を組織し、之を單位としてナチス労働團體を形成すべく、或ひは既成労働組合に對して彈壓を加へ、或ひは労働裁判所法を改正して『國民社會主義經營細胞團 NSBO』を以て、總同盟その他の労働組合中央機關と同一の權利を有するものと認むると共に、

ナチス労働團體の全國中央機關組成準備として『ドイツ労働者保護行動委員會』を設置し、プロイセン州議會議長ロベルト・ライ氏を委員長に任じ、凡て労働組合關係事務を裁斷せしむることとなつた。五月二日の社會民主黨系労働組合の財産沒收は實に該機關の手に於て行はれたもので、當時ライ氏の發表せるところによれば、今回の労働組合檢舉は、各組合間に國民社會黨の精神を滲透せしむる目的を以てなされたもので、之は云はば『全ドイツ労働者の利益の爲めと、且労働組合の各種施設をば、潰職や資金外國移出の事實の明白となつた際之を匡救せんが爲めである』とのことであつた。

五月五日『ドイツ労働保護行動委員會』では六通の法令を發布した。之は労働組合の將來の構成を規定したもので、いづれも發布の日より實施することになつて居た。それらの規定によれば、従来の労働組合總同盟(ADGB)を初めとしてキリスト教労働組合總同盟、ドイツ労働者事務員官員公吏組合同盟(GDAABB)其他労働組合の管理經營は、五月五日以後全部ワルテル・シューマン氏の掌るところとなり、又それらの組合の財務は凡てパウエル・プリンクマン氏及びカール・ミューラー氏に委任することとなつた。而して従来の労働組合の組織改正を行ふべくレイノルド・ムヒウ氏を任命して新組織の立案に従事せしめることになつた。次に従来の労働組合の出版事業は凡て『ドイツ労働保護行動委員會』に於て之を管掌することとなり、

それが爲めハンス・ビアラス氏をば出版宣傳理事に任命した。尙ほ五月五日附法令では、雇主間の無責任分子は筋肉及び俸給労働者の一大統一運動を利用して現存團體協約を廢棄し、斯くて之の營利的目的を達せんとするものある由、茲に『ドイツ労働戦線』の完成までは、凡ての團體協約は全部無條件に維持すべきことを宣言し、且違反行爲の反復する場合に於ては當該企業の經營委員會國民社會黨細胞幹部は直ちにその旨中央局の本官まで報告すべきことを要求する旨を公告し、斯くて従来の労働組合全部が『ドイツ労働保護行動委員會』に隸屬する上は、『一般的性質の單獨行動や、團體的經濟協約の締結等は嚴に之を禁止し、自今この種の事業は、ドイツ労働保護委員會に於て遂行することとする』旨が規定された。

斯くて従来の各種労働組合は打つて一丸として『ドイツ労働戦線』なる團體に結成すべきこととなつたが、それに關聯して『労働参議院』なる機關を設置すべきことが、五月十日に至つて發表された。労働参議院は、ロベルト・ライ氏を首腦として、議員合計三十名乃至六十名を以て構成すべきもので、議員として當時任命された人々の内には、シューメール、シューマン、ムヒウ、プリンクマン、ミューラー、シュテール、オッテの諸氏があつた。

一方『ドイツ労働戦線』結成大會は、五月十日を期してベルリンに開催された。この會合には全國の労働者代表約五百名出

席し、主催者側たる政府代表としてはヒットラー首相を初め労働大臣其の他閣員、全国及び州代表者の出席あり、雇主團體代表二名も参加した。

大會は、シニョール氏議長として開會の辭を述べ、之に續いてドイツ労働保護行動委員長ライ氏の挨拶があつた。氏は、氏の管掌せる行動委員会の事業の著々奏功せる旨を報告し、該事業の目的が統一せるドイツ労働戦線の確立にあることを宣明し、ヒットラー首相に對して労働戦線確立の爲め指導誘掖を希望するところがあつた。次にヒットラー氏は起つて、ライ氏の希望を満足すべき旨答へるところあり、進んで將來ドイツに於ては階級闘争を廢絶し、労働者をして國家機構上及び全國改造上その處を得さしむべき事、それが爲め氏自らも努力すべきことを言明した。氏の挨拶は一時間餘に達したが、その間氏は、ドイツに於て單一の労働者團體を組織すべきことを説き、從來の組合幹部の行動を非とし、マルキシズム打倒を誓ひ、『労働戦線』の保護者たるべきことを約した。最後に労働大臣ゼルテ氏の挨拶あつて大會は終了したが、斯くて『ドイツ労働戦線』なる團體は成立したのであつた。

『ドイツ労働戦線』は、ライ氏を最高幹部として、筋肉労働者團體の統率者としてはシニョール氏を戴き、智能労働者團體の幹部にはフォルステル氏が任命された。而して之は最高機關として中央局が設置されて居り、之が附屬機關として二種の労働

ーレンス氏、キリスト教商業使用人同盟會長ヘルマン・ミルツウ氏、俸給労働者ヒルシ・ドゥンカー組合會長アウグスト・ファルテン氏の如き)と合計六十名の委員で組織されて居る。而して前者の職務は前記所屬諸機關の事業を監督するにあつて、後者の任務はいづれ決定することになつて居つた。

中央局の附屬機關たる労働同盟の一の國民社會主義俸給労働者總同盟は、五月十八日及十九日の兩日に互つてベルリンに於て開催した大會に於て結成された。この總同盟は職業的團體を以て構成するものであつて、それらの加盟團體は各總同盟本部の監督と指導の下に活動すべきものであり、加盟團體としては商業使用人組合、ドイツ技術工組合、工場組合、事務員組合、山林使用人及び小作人組合、醫師藥劑師組合、船員組合、劇場使用人組合及び婦人俸給労働組合等がある。今回新設されたこの總同盟の幹部には、理事一名、諮問委員、一般協議員及び労働委員があり、アルベルト・フォルステル氏は理事である。理事は同時に加盟團體全部の執行委員を兼ねて居り、加盟團體の會合に参加し、或ひは加盟團體の會合を召集せしめ又は自ら之を召集し、尙ほそれに對して提案をなす権能を有して居る。理事は又加盟團體の決定事項に對して抗告をなし、その適用を禁止することが出来る。尙ほ理事は、諮問委員にその権限の一部を委任することも認められて居る。

諮問委員會の委員は、總同盟理事が任用するものであつて總

者協議會が設置されて居り、又筋肉労働者及び智能労働者の總同盟も之に屬して居た。中央局は全國の労働者團體を統一し、組合國家制度確立の任務に當るべきもので、監督權と爭議裁斷權とを有して居る。筋肉及び智能労働者總同盟には、各一名の首腦者と理事會が設置されて居り、財政的には獨立して居り、内部の政策は自由に決定する権能を有して居る。總同盟の任務は、各職業の筋肉及び智能労働者を結束し、統一ある名簿カードを作製し又中央基金を設けるにあつた。労働者團體の幹部は凡て任命されることになつて居り、互選ではないが、決定權は有して居る。

前記の二種の労働者協議會中少數のものは、ライ、シニョール、フォルステルの三氏と、中央局所屬各種機關の首班、例へば理事局長(シニョール氏)、社會問題局長(シニョール氏)、組織局長(ムヒウ氏)、宣傳出版局長(ビエラス氏)、團體協約局長、法律部長、組合改造局長(フラウエンホフ氏)、教育局長(ゴードス氏)、青年労働者局長、労働總同盟工場課長カール・ミューラー氏、及び會計主任プリンクマン氏等で構成されて居た。今一つの協議會の方は、前者の役員全部と、主要職業別團體幹部に労働運動幹部中の有資格者(例へばドイツ・キリスト教労働組合總同盟會長ベルンハルト・オッテ氏、ケルン・キリスト教労働組合代表ヤコブ・カイザー氏、キリスト教労働組合代表テオドル・アラウエル氏、キリスト教農業労働同盟會長フランツ・ベ

同盟主事(之は理事代理を兼ね)と理事の任命せる委員とで之を構成する。

而してその一般協議會即ち中央委員會は、理事と主事(理事代理)と諮問委員及び各加盟團體代表一名づつ、とで組織され、之が召集は理事が行ひ、總同盟の事業遂行上統一聯絡を圖るを目的として居る。

理事は、總同盟の遂行すべき特殊事業を處理する爲め労働者委員會を設置する権能を有して居るが、労働者委員會の委員長は理事之を任命し、必要の場合には専門家を任用し得ることになつて居る。

總同盟は、州支部、班、及び地方支部に分割されて居るが、州支部長は理事之を任命し、班長は州支部長之を任命し、地方支部長は班長之を任命する。

尙ほ從來ドイツにあつた協同組合は、五月十五日附労働戦線理事レイ氏の命令を以てドイツ労働戦線に合併されることになつた。之に對してハンブルグドイツ消費者組合卸賣部及びケルンの全國消費者組合の幹部はレイ氏の指令を受諾することとなり、將來消費者組合關係の事務は、労働戦線産業企業局長ミューラー氏の管掌することとなつた。自後既存の消費者組合ではその事業を擴張することを禁ぜられ、以て中小業者との均衡をとらしめることになり、前記の二團體も合同することになつたが、それらの團體の組合員は投票權を有せず、労働戦線首腦

の任命せる新幹部の手に經營權は移管されることとなつた。それが爲め、従来の常務委員會は廢止になつて、その代りに『小會議』と『大會議』の二種の機關が新設され、前者は主として經營の任に當り、後者は組合間の聯絡統一及び組合國家確立上必要な新設機關に關聯せる事務を取扱ふことになつた。

其の後十一月二十八日ベルリンに於て『ドイツ労働戦線』の一大示威の舉行された當時、ライ氏は、労働戦線の別働機關として『歡喜の力 Kraft durch Freude』と稱する文化團體を組織すべきことを發表した。之は労働戦線の團員及び加盟團體をして、教育、藝術、競技等の文化方面の種々なる特點を享有せしめることを目的とせる機關であつて、それには、組織部、文化部、競技部、旅行部、自助移住部、郷民部、宣傳部、機關紙部、青年部等の部局が設けられて居り、その他各地方及び主要都市には、ドイツ労働研究所を設置することになつて居つた。

右の示威大會に於て、經濟省大臣シュミット氏は、ライ氏以下労働戦線幹部の署名せる檄を朗讀したが、それによれば『ドイツ労働戦線』は、苟しくもドイツ人たる勤務者をば、その經濟的社會的地位の如何を問はず、全部之を糾合團結せるものにしてそれには雇主と従業員との區別なく、等しく均等の地位に立ち加入し、特殊の經濟的利權を擁護すべき個々の團結を認めず、凡て個人を單位として之を組織化すべきもので、ヒットラー氏の希望するところによれば、労働戦線は、労働者日常生活上の物

質的問題を解決し、或ひは産業上の各階級間の利害の衝突を協調々和すべき機關ではなく、寧ろそれは、ドイツの勤勞階級をば、國民社會主義國家の精神に於て教育陶冶するを目的とせるもので、その意味に於て、労働戦線は、労働裁判所や社會保險制度上に協力すべき人々の養成を主要職務とし、又企業主及びその職員たる經營當事者の社會的名譽をば、新社會組織上の決定的重要素たらしむることに留意するものたる旨を聲明してあつた。

而してこの聲明の結果、ドイツに於ける雇主組合は、十一月三十日ベルリンに會合を催して、従来の雇主團體中労働關係殊に團體協約の締結等の社會政策的機能を有する團體は、全部之を清算解散することとなり、こゝに労働戦線は、勞資双方を一丸とせる産業機關となつた。

斯くて労働戦線の組織は、一九三四年一月國民労働統制法の發布を見るに至つて大略完成することとなり、労働戦線は、その組織單位としては、企業別の『經營細胞 Betriebszellen』と『經營合同組合 Betriebsgemeinschaften』とを基礎とすることにし、『細胞』は凡て國民社會主義労働黨員のみの加入を許し、其の他の者は、雇主と従業員たるを問はず、凡て『細胞』と共に『合同組合』を組織することになつた。而して同一産業に屬する合同組合を結成して産業別の全國的團體を形成することになつて居るが、この種の全國的産業別企業團は、即ち食料品、

紡織、被服、建築、木工、機械工、化學製品、印刷、製紙、運輸及び公共事業、採礦、保險及び金融、自由職業、農業、皮革工業、製陶、商業、手工業の十九種が組織されることになつて居り、又この企業の全國團體には、地域別に分れて市町村郡縣州の各機關が設置されることになつて居る。尙ほ各産業別企業團内に職業別團體も組織し居ることになつて居るが、それらの機關の役員は凡て國民社會労働黨員たるべきことになつて居る。

尙ほ『ドイツ労働戦線』は、從來既成の労働組合の加盟を許して居つたのであるが、一九三三年十一月以來組織を改正して既に加盟したる労働組合聯合會はそのまゝとして、以後加盟は個人單位ですることとなり、從來労働組合の職能となつて居つた社會保險其の他救護事務は、凡て産業別全國企業團體にて之を取扱ふこととなつた。尤も或る種の職業、例へば化學工業労働者、機械工、電氣工等で、從來労働組合で職業教育を行つて居る場合には、それらの組合はそのまゝ存続することが認められて居る。

以上の如き労働戦線の改造及びその政治的方針の決定等に關する事業は、凡てナチス經營細胞團(N.S.B.O.)の管掌するところであり、労働戦線と國民社會黨の下層團體は、同一のもので、皆黨の指揮指導下に屬することになつて居る。又『歡喜の力』團も亦労働戦線と同一の産業別に分れて居り、その役員は凡て經營細胞團役員が之を兼ねることになつた。『歡喜の力』團

は、労働戦線とは反對で、團體單位で加盟することになつて居り、従つて労働戦線もその一加盟團體になつて居る、其の他労働餘暇利用團體やスポーツ團體などは勿論、其の他の法人も相當の加盟費を拂込めば、加入を許されることになつた。

斯くて『ドイツ労働戦線』は、商工業に於ける筋肉非筋肉労働者を始めとして、雇主も亦之に加盟し、尙ほ中小工業者の加入をも許可して、ドイツ全産業の勤勞階級を統一せる一大組織となつたのである。

因に農民及び農業労働者に關しては、一九三三年九月中發布された農業統制法規に基いて、労働戦線とは別個に組織されて居る。

労働統制法 ナチス政府の労働政策は、一九三四年一月二十日國民労働統制法の發布によつて、その全貌を提露するに至つた。之は一九三三年五月十九日發布の労働管理官に關する法案及び同六月十三日の同法施行細則と相俟つて、ドイツ労働戦線組織を中心とする「職業身分的社會秩序」を建設すべき重要法令であつた。

左にその全文を紹介する。(内務省社會局労働時報による)

獨逸國民労働統制法

政府ハ左ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス

一九三四年一月二十日

第一章 經營指導者 (Führer des Betriebs) 及 機密評議會 (Vertrauensrat.)

第一條 經營ノ企業者ハ其ノ指導者トシテ、使用人及労働者ハ其ノ從屬者 (Gefolgschaft) トシテ共ニ其ノ經營ノ目的促進及國民並國家ノ共同利益ノ爲ニ働クモノトス

第二條 (1) 經營指導者ハ本法ノ定ムルトコロニ從ヒ從屬者ニ對シ其ノ經營内ノ事件ノ凡テニ付決定ヲ爲ス

(2) 經營指導者ハ從屬者ノ福祉ヲ圖リ、從屬者ハ指導者ニ對シ經營共同體 (Betriebsgemeinschaft) ニ基ク忠誠ヲ持スヘキモノトス

第三條 (1) 法人及其他ノ人的集團 (Personengesamtheiten) ハ其ノ法定代表ヲ經營指導者トス

(2) 企業者又ハ法人及其他ノ人的集團ノ法定代表ハ經營ノ指導者ニ對シ責任ヲ有スル者ニ委任スルコトヲ得、但シ其ノ委任ハ本人自ラ指導ヲ爲ササルトキニ限ル、其他ノ重要ナラサル事件ニ付テハ、其ノ指導ニ付責任ヲ有セサル者ト雖モ之ヲ委任スルコトヲ得

(3) 經營指導者カ第三十八條ノ定ムルトコロニ從ヒ名譽裁判所ノ判決ヲ以テ其ノ資格ヲ剝奪サレタルトキハ別ニ指導者ヲ定ムヘシ

第四條 (1) 管理事業モ亦本法ノ經營ト見做ス

(2) 同一ノ指導ニ依リ主タル經營ト關係アル附屬的經營及經營ノ一部ハ主タル經營ヨリ遠隔ノ地ニ在ルトキニ限リ獨立ノ經營ト見做ス

(3) 本法ノ規定ハ第三十二條及第三十三條ノ外海上、河川並航空運輸ニハ之ヲ適用セス

(4) 機密評議員ノ選任ハ使用人、労働者及家内工業者ヲ適當ニ按分スヘキモノトス

第八條 機密評議員ハ滿十五歳以上ノ者ニシテ其ノ經營若クハ企業ニ一ケ年以上所屬シ、二ケ年以上同種若クハ類似ノ職業又ハ經營ニ働キタル者タルヘシ、機密評議員ハ公民權ヲ有シ獨逸労働戰線 (die Deutsche Arbeitsfront) ニ屬シ模範的人格ヲ以テ優レ常ニ國民國家ノ爲ニ働クコトヲ躊躇セサル旨誓フ者タルコトヲ要ス

本法施行ノ後最初ノ機密評議員ハ一ケ年以上其ノ經營ニ屬シタル者タルコトヲ要セス

第九條 (1) 經營ノ指導者ハ國民社會黨ノ經營細胞團長 (Obmann der Nationalsozialistische Betriebszellen-Organisation) ノ同意ヲ得テ毎年三月機密評議員並其ノ代理人ノ名簿ヲ作成ス、其ノ從屬者ハ直チニ秘密投票ヲ以テ其ノ名簿ニ對スル賛否ヲ決定スヘキモノトス

(2) 機密評議員及其ノ代理人ノ推薦ニ付經營指導者ト國民社會黨經營細胞團長ト協議調ハサルトキ又ハ機密評議會カ其ノ他ノ理由ニ依リ成立セサルトキ殊ニ從屬者カ名簿ニ同意セサルトキハ

勞務管理官必要數ノ機密評議員及其ノ代理人ヲ任命ス

第十條 (1) 機密評議員ハ國民労働日 (Tag der nationalen Arbeit) (五月一日)ニ從屬者ノ面前ニ於テ自己ノ利益ヲ後ニシ唯經營及國民ノ福祉ノ爲ニ盡シ生活及勤務ニ付キ經營所屬者ノ模範タルヘキコトヲ儀式ヲ以テ宣誓スルモノトス

(2) 經營ニ於テ第九條第一項ニ定ムル時ヲ經タル後初メテ機密評議會ノ設立ノ條件整ヒタルトキハ直チニ機密評議員ヲ任命シ、(第九條)、機密評議會ニ義務ヲ賦與スヘシ

第五條 (1) 經營カ當時二十人以上ノ従業員ヲ有スルトキハ其ノ指導者ノ諮問ノ爲ニ從屬者ノ中ヨリ機密評議員 (Vertrauensmann) ヲ設ク機密評議員ハ指導者ト共ニ其ノ指導ノ下ニ經營機密評議會ヲ構成ス

(2) 機密評議會ノ規定ニ定ムル從屬者ハ家内工業者ニシテ本人又ハ其ノ家族ト共ニ他ノ同一經營ノ爲ニ働クコトヲ主タル義務トスル者ヲ含ム

第六條 (1) 機密評議員ハ其ノ經營共同體内ノ相互ノ信頼ヲ増大セシムヘキ義務ヲ有ス

(2) 機密評議會ハ労働給付ノ改善、一般的労働條件、殊ニ經營規則ノ作成並履行、營業保護ノ實施並改善、經營従業員相互並經營トノ結合ノ増大及其ノ經營共同體全員ノ福祉ノ爲ニスル一切ノ處置ニ付評議ス、又經營共同體内ノ一切ノ紛議ノ調停ヲ行フヘシ、經營規則ニ依ル賠償金ノ決定ニ付諮問ヲ受クヘキモノトス

(3) 機密評議會ハ其ノ個々ノ任務ヲ特定ノ機密評議員ニ委任スルコトヲ得

第七條 (1) 機密評議員數ヲ左ノ如ク定ム

- 従業員二十人以上四十九人迄ノ經營 二名
 - 従業員五十人以上九十九人迄ノ經營 三名
 - 従業員百人以上百九十九人迄ノ經營 四名
 - 従業員二百人以上三百九十九人迄ノ經營 五名
- (2) 前項ノ數ハ更ニ従業員百名ヲ増ス毎ニ機密評議員一名ヲ増シ最高十名トス
- (3) 機密評議員ト同數ノ代理人ヲ設クヘシ

第十一條 機密評議會ノ職務ハ義務ノ賦與ニ依ツテ始リ、通常五月一日ニ終了ノ時ハ四月三十日トス

第十二條 機密評議會ハ必要ニ從ヒ經營指導者之ヲ召集ス機密評議員ノ半數ノ申立アリタルトキハ必ス召集スヘキモノトス

第十三條 (1) 機密評議員ハ名譽職トシテ其ノ職務執行ニ付テハ報酬ヲ受フルコトヲ要セス任務遂行ノ爲ニ得ス缺勤シタル労働時間ニ對シテハ通常ノ賃銀ヲ支拂フヘシ必要費ハ經營指導者ヨリ辨償ス

(2) 機密評議會ノ任務ヲ秩序良ク遂行スル爲ニ必要ナル準備及事務上ノ必要品ハ經營指導者ヨリ提供スヘシ經營指導者ハ機密評議員ノ任務遂行ニ付キ必要ナル手段ヲ與フヘシ

第十四條 (1) 機密評議員ノ職務ハ任意ノ辭任ノ外其ノ經營ヨリ退シタルトキニ終ル機密評議員ノ雇傭關係ニ付テハ解約告知カ經營ノ休止若クハ經營分割ノ爲ニ得サルトキ又ハ告知期間ニ依ラスシテ解約ヲ爲シ得ル理由アルトキハ此ノ限リニ非ラス

(2) 勞務管理官ハ機密評議員ヲ事務若クハ人ニ付不適當ノ故ヲ以テ解任スルコトヲ得解任サレタル機密評議員ノ職務ハ管理官ノ書面ニ依ル決定カ機密評議會ニ到達シタルトキニ終ル

(3) 機密評議員ノ職務ハ亦第三十八條第二號乃至第五號ノ間ニ付キ名譽裁判所ノ判決確定シタルトキニ終ル

第十五條 退任シ若クハ一時故障アル機密評議員ノ補充ハ被推薦者名簿ノ順ニ從ヒ其ノ代理人ヲ以テ之ヲ行フ補充スヘキ者ナキトキハ其ノ機密評議會ノ存続期間中勞務管理官之ヲ任命ス

第十六條 一般的労働條件殊ニ經營規則(第六條第二項)ニ對スル經

督指導者ノ決定ニ付キ其ノ決定カ經營ノ經濟的若クハ社會的事情ニ適セサルトキハ機密評議員ノ過半数ヲ以テ直チニ勞務管理官ニ訴テ提起スルコトヲ得經營指導者ノ決定ハ訴ノ提起ニ依テ其ノ效力ヲ妨ケラルルコトナシ

第十七條 經營者クハ技術ニ於テ其ノ種類ヲ同ウシ又ハ其ノ目的ヲ共通ニスル數個ノ經營カ同一ノ企業者ノ下ニ在ルトキハ其ノ企業者又ハ其ノ企業者カ自ラ指導セサルニ因リ任用シタル企業指導者ハ社會的事件協議ノ爲各經營ノ機密評議會ヨリ一名宛ノ輔佐人ヲ設クルコトヲ要ス

第二章 勞務管理會 (Treuhand der Arbeit)

第十八條 (1) 勞務大臣ハ經濟大臣及內務大臣ノ同意ヲ得テ決定シタル大經濟區ニ勞務管理官ヲ置ク勞務管理官ハ國ノ官吏ニシテ勞務大臣ノ管轄ニ屬ス勞務管理官ノ所在地ハ經濟大臣ノ同意ヲ得テ勞務大臣之ヲ定ム

(2) 勞務管理官ハ政府ノ基準及指示ニ拘束サル

第十九條 (1) 勞務管理官ハ勞務平和ノ維持ニ努ムヘシ其ノ職務遂行ノ爲左ノ權限ヲ有ス

- 一、機密評議會ノ構成及業務執行ヲ監視シ紛議ニ付決定ヲ爲ス
- 二、第九條第二項、第十四條第二項及第十五條ニ依リ經營機密評議員ノ任免ヲ行フ
- 三、第十六條ニ依ル機密評議員ノ訴ニ付決定ヲ爲ス勞務管理官ハ經營指導者ノ決定ヲ破毀シ必要ナル規律ヲ設クルコトヲ得
- 四、第二十條ニ依ル解約告知ニ付決定ヲ爲ス
- 五、經營規則ニ關スル規定(第二十六條)ノ履行ヲ監視ス
- 六、第三十二條ノ定ムルトコロニ從ヒ基準及賃率規則 (Tarifordn

nung)ヲ決定シ其ノ履行ヲ監視ス
七、第三十五條以下ニ依ル社會的名譽裁判權ニ共助ス
八、勞務大臣及經濟大臣ノ細則ニ關スル訓令ニ從ヒ常ニ社會的政策ノ發達ニ付政府ヲ先導ス

(2) 勞務大臣及經濟大臣ハ勞務管理官法ノ定ムル範圍ヲ超エサル限リ前項ニ定ムルモノノ外更ニ任務ヲ委任スルコトヲ得
(3) 勞務管理官ハ第一項第三號ノ場合ニ付其ノ審理ヲ專門委員會 (Sachverständigenausschuss) (第二十三條第三項)ニ委任スルコトヲ得其ノ決定ハ勞務管理官之ヲ行フ

第二十條 (1) 經營企業者ハ勞務管理官ニ對シ左ノ場合ハ其ノ以前ニ書面ニ依ル申告ヲ爲スコトヲ要ス

- (a) 常時九十九名以下ノ従業員ヲ有スル經營ニ於テ九名ノ従業員ヲ解雇セントスルトキ
- (b) 常時百名以上ノ従業員ヲ有スル經營ニ於テ通常従業員數ノ百分ノ十又ハ五十名以上ヲ四週間以内ニ解雇セントスルトキ
- (2) 第一項ニ從ヒ解雇ニ付豫メ申告スヘキハ申告カ勞務管理官ニ到達ノ後四週間内ハ唯勞務管理官ノ許可ヲ得テ解雇スルコトヲ得勞務管理官ハ其ノ許可ヲ溯及セシムルコトヲ得勞務管理官ハ又申告ノ後二ヶ月以下ノ期間ヲ經ルニ非ラサレハ解雇シ得サル旨ノ規定ヲ設クルコトヲ得第一段及第二段ニ從ヒ解雇シ得ル時ヨリ四週間内ニ其ノ履行ナキトキハ申告ナカリシモノト見做ス期間ヲ定メシテ爲シ得ル解雇ニ付テハ此ノ限りニ非ラス
- (3) 企業者カ第二項ニ定ムル時ニ至ル迄従業員ヲ全時間労働セシムルコトヲ得サル状態ニ在ルトキハ管理官ハ企業者ヲシテ其ノ時ニ至ル迄其ノ經營内ノ労働時間ヲ短縮(労働ノ延長 Verboten

ng der Arbeit) セシムルコトヲ得但シ一従業員ニ付一週二十四時間ヲ下ルコトヲ得ス企業者カ労働ノ延長ヲ行フトキハ労働時間ヲ短縮サレタル従業員ノ賃銀若クハ俸給ヲ適當ニ引下クルコトヲ得但シ其ノ引下ハ一般ノ法律又ハ契約ノ定ムルトコロニ從ヒ其ノ勞務關係ノ終了スヘキ時ヨリ效力ヲ發生ス

(4) 一般ニ特定ノ季節ニ繁忙トナリ(季節的經營 Saisonbetriebe)又ハ通常一ヶ年三ヶ月以下ノ労働ヲ爲ス(一定期製造經營 Kampagnebetriebe)經營ニ於テハ其ノ經營ノ特殊性ニ因ル解雇ニ付テハ第一項乃至第三項ノ規定ヲ適用ス

第二十一條 勞務大臣ハ經濟區ノ大サ及特殊ノ經濟事情ノ爲必要アルトキハ勞務管理官ノ爲ニ受任者ヲ置キ勞務大臣又ハ勞務管理官ヨリ勞務管理官ノ任務ニシテ特定ノ地域若クハ特定ノ經營部門又ハ一定ノ任務ニ付其ノ全部若クハ一部ヲ之ニ委任スルコトヲ得受任者ハ勞務大臣及勞務管理官ノ指示ニ拘束サル

第二十二條 (1) 勞務管理官カ其ノ任務執行ノ爲ニ發シタル書面ニ依ル一般の訓令ニ對シ繰返シ故意ニ違反シタル者ハ罰金ニ處ス其ノ罪特ニ重キ者ハ罰金ノ外禁錮刑ニ處スコトヲ得刑ノ追訴ハ勞務管理官ノ告訴アルトキニ限り之ヲ行フコトヲ得

(2) 公刑ニ處セラレタル行爲ハ其ノ刑ノ言渡アリタルトキト雖モ社會的名譽(Soziale Ehre)ノ毀損トシテ訴追スルコトヲ得

第二十三條 (1) 勞務管理官ハ其ノ職務範圍ノ一般的又ハ基本的問題ヲ諮問ノ爲其ノ区内ニ在ル各種ノ經濟部門ヨリ專門委員輔佐會議 (Sachverständigenbeirat)ヲ召集スルコトヲ得、專門委員ハ其ノ三分ノ二ニ至ル迄獨逸労働職線ノ推薦名簿ヨリ選出サルヘキモノニシテ職線カ先ツ管理官ノ管轄区内ノ經營機密評議會所屬者

中諸種ノ職業團體並經濟部門ヲ考慮シテ適當ト認メ過半数ヲ以テ推薦シタル者タルコトヲ要ス經營指導者及機密評議員ハ略々同數ヲ名簿ニ記載サルヘキモノトス專門委員必要數ノ四分ノ一ハ管理官カ其ノ管轄区内ノ其他ノ適當ナル者ヲ召集ス

(2) 國政府カ法律ヲ以テ經濟ノ階級の區分ヲ行ヒタルトキハ獨逸労働職線ハ其ノ指令セントスル專門委員ノ推薦ニ付キ其ノ階級ノ同意ヲ得ヘシ

(3) 勞務管理官ハ又個々ノ場合ニ付其ノ協議ノ爲專門委員會 (Fachverständigenausschuss)ヲ召集スルコトヲ得

第二十四條 專門委員ハ其ノ就任ニ先チ勞務管理官之ヲ宣誓セシム專門委員ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ職務ヲ公正ニ行ヒ、特殊利益ヲ求メス唯國民共同體 (Volksgemeinschaft)ノ福祉ノ爲ニ盡スヘキコトヲ宣誓スヘシ、宣誓ニ付テハ民事訴訟法第四百八十一條ヲ準用ス

第二十五條 管理官及其他ノ獨逸官廳ハ其ノ管轄ノ範圍内ニ於テ本法遂行ノ爲共助ヲ與フヘシ

第三章 經營規則 (Betriebsordnung) 及 賃率規則 (Tarifordnung)

第二十六條 常時二十人以上ノ使用人及労働者ヲ使用スル經營ニ於テハ其ノ經營指導者ハ其ノ從屬者ノ爲ニ書面ヲ以テ經營規則ヲ設クヘシ

第二十七條 (1) 經營規則中ニハ左ノ労働條件ヲ定ムヘシ
一、一日ノ規定労働時間及休憩ノ開始及終了
二、労働報酬支給ノ時及方法
三、出來高制及歩增制 (Akkord oder Gedingearbeit)ニ依ル經營

營ニ於テハ其ノ勞働ニ對スル支拂ノ原則
四、賠償金ノ定メアルトキハ其ノ種類、額及取立ニ關スル規定
五、告知期間ヲ定メシテ爲シ得ヘキ勞務關係ノ解約告知ニシテ
法定ノ理由ニ依ルモノノ外其ノ理由

六、法律ニ定ムル範圍内ニ於テ經營規則若クハ勞務契約ヲ以テ勞
務關係ヲ違法ニ解止シタルニ因ル賠償金ノ定メ爲シタルトキハ
其ノ課セラルタル賠償金額ノ振當
(2) 勞働統制ニ付テハ法令ニ第一項ノ規定ニ優越スル強行規定ア
ルトキハ其ノ規定ノ效力ヲ失ハス
(3) 經營規則ニハ法定規定ノ外勞働報酬ノ額及其他ノ勞働條件或
ハ經營ノ統制、經營從業員ノ行動及災害保護ニ關スル規定ヲ設
クルコトヲ得

第二十八條 (1) 從業員ニ對シテ賠償ヲ課セントスルトキハ唯經營
ノ統制並安全ニ反シタルトキニ限ル金銭ニ依ル賠償ハ勞働賃銀平
均日額ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特ニ重大ナル違反ニ對
シテハ勞働賃銀平均日額迄課スルコトヲ得賠償金額ノ振當ハ勞働
大臣之ヲ定ム

(2) 賠償ヲ課スヘキトキハ經營指導者又ハ其ノ受任者ハ機密評議
會ノ評議(第六條)ヲ經テ之ヲ行フ
(3) 第一項及第二項ノ規定ハ勞務契約ニ依ル賠償ニシテ經營規則
ニ其ノ定ナキモノニ付キ亦之ヲ適用ス
(4) 經營規則ノ定アル經營ニ於テハ期間ノ定ナキ解約告知ノ法定
理由ヲ勞務契約ヲ以テ擴張シ又ハ增加スルコトヲ得
第二十九條 經營規則ヲ以テ勞働者並使用人ニ對スル報酬ヲ定メン
トスルトキハ各經營從業員ノ勞働給付ニ相應シテ報酬ヲ與ヘ得ル

餘地ノ存スル最低額ヲ定ムヘシ其他特別勞働給付ニ對シ亦適當
ナル報酬ノ支給ヲ可能ナラシムルヤウ考慮スヘシ
第三十條 經營規則ノ規定ハ經營所屬者ノ爲ニ最低條件トシテ法律
的拘束力ヲ有ス

第三十一條 (1) 經營規則ノ印刷物及其ノ經營ニ貨率規則アルトキ
ハ其ノ印刷物ヲ經營從業員ノ近ヅキ得ル適當ノ場所ニ揭示スヘシ
(2) 經營規則ハ其ノ中ニ別段ノ時日ヲ定メサルトキハ其ノ揭示ノ
日ヨリ效力ヲ發生ス請求アルトキハ其ノ從業員ニ經營規則ノ印
刷物ヲ交付スヘシ
第三十二條 (1) 勞務管理官ハ專門委員會ノ協議(第二十三條第三
項)ヲ經テ經營規則並各個ノ勞務契約ノ内容ニ對スル基準ヲ定ム
ルコトヲ得

(2) 勞働管轄區ノ同一部類ノ經營ノ從業員保護ノ爲勞務關係規律
ト最低條件ノ制定ニ付テハ必要アルトキハ專門委員會ノ協議
(第二十三條第三項)ヲ經テ書面ニ依ル貨率規則ヲ定ムルコトヲ
得前段ニ付キ第二十九條ヲ準用ス貨率規則ハ其ノ目的トスル勞
務關係ニ對シ法律的拘束力ヲ有ス經營規則ノ規定力之ニ反スル
時ハ之ヲ無効トス勞務管理官ハ貨率規定サレタル勞務關係並ニ
徒弟關係ニ基キテ生スル民事訴訟事件ニ付キ勞働裁判所法ニ依
リ勞働協約當事者ニ與ヘラレタルト同一ノ範圍ニ於テ貨率規則
ヨリ勞働裁判權ヲ排除スルコトヲ得
(3) 基準及貨率規則ハ勞務管理官之ヲ公示スヘシ
第三十三條 (1) 管理官ノ管轄區ヲ著シテ逸脫スル地域ニ適用スヘ
キ基準又ハ貨率規則ノ制定ノ必要アルトキハ勞働大臣ハ其ノ規律
ノ爲ニ特別管理官ヲ置ク又勞働大臣ハ特定ノ任務處理ノ爲特別管

理官ヲ置クコトヲ得

(2) 特別勞務管理官ニ付テハ第十八條第二項、第二十二條、第二
十三條第三項、第二十四條、第二十五條及第三十二條ヲ準用ス
(3) 勞務管理官ハ其ノ管轄區内ノ特別管理官ノ定メタル基準並貨
率規則ノ施行ニ付キ特ニ勞働大臣カ其ノ監視ヲ特別管理官ニ委
任シタルモノノ外之ヲ監視スヘシ

第三十四條 通常本人又ハ其ノ家族及二人以下ノ家族外ノ手傳ト共
ニ働ク家内工業者ニ付テハ其ノ注文主ニ對スル關係ニ付第三十二
條第二項、第三項及第三十三條ノ規定ヲ準用ス勞働大臣及勞務管
理官ハ其他ノ家内工業者、仲立人及其他ノ被働者類似ノ者ニ付キ
經濟的ニ獨立セサル故ヲ以テ前段ノ家内工業者ト同一ニ取扱フコ
トヲ得

第四章 社會的名譽裁判(Soziale Ehrengerichtsherkheit)

第三十五條 經營共同體ノ各從屬者ハ其ノ經營共同體ニ於テ有スル
地位ニ基ク義務ニ付キ誠意ヲ以テ遂行スヘキ責任ヲ有スル自己ノ
行爲ヲ以テ經營共同體ニ於ケル其ノ地位ニ基キテ受クル尊敬ニ相
應スルコトヲ示スヘシ常ニ自己ノ責任ヲ顧ミ全力ヲ舉ケテ經營ノ
爲ニ働キ其ノ共同體ノ爲ニ己ヲ致スヘキモノトス

第三十六條 (1) 經營共同體ニ基ク社會的義務ニ重大ナル毀損ヲ與
ヘタルトキハ社會名譽ノ違反トシテ名譽裁判所ヨリ贖罪セシム左
ノ場合ニ付前段ノ違反アルモノトス

一、企業者、經營指導者若クハ其他ノ監督者ニシテ其ノ權力ヲ濫
用シテ故意ニ從屬者ノ勞働力ヲ費消シ又ハ其ノ名譽ヲ傷ケタル
トキ
二、從屬者カ從屬者ヲ故意ニ煽動シテ經營ノ勞働平和ヲ害シ殊ニ

機密評議員トシテ經營執行ニ付キ故意ニ不法侵害ヲ行ヒ又ハ經
營共同體ノ共同體精神ヲ絶ニス故意ニ毀損シタルトキ

三、經營共同體所屬者カ繰返シ勞務管理官ニ對シ輕卒ニシテ根據
ナキ不服ヲ唱ヘ又ハ申出ヲ爲シ或ハ管理官ノ書面ニ依ル指示ニ
故意ニ違反シタルトキ

四、機密評議員カ其ノ任務執行ニ付キ知了シ且ツ秘密ニ附サレタ
ル機密ノ報告、經營並事務ノ秘密ヲ權限ナクシテ公表シタルト
キ

(2) 官吏及軍人ハ社會的名譽裁判權ニ服セス

第三十七條 前條ニ定メタル社會的名譽毀損ノ名譽裁判ニ依ル訴訟
ノ時効ハ一ケ年ヲ以テ完成ス時効ハ毀損ノ行ハレタル日ヨリ始マ
ル

第三十八條 名譽裁判ニ依ル刑ハ左ノ如ク定ム

- 一、戒告
- 二、譴責
- 三、一萬ライヒスマルク以下ノ執行罰
- 四、經營指導者(第一條乃至第三條)若クハ機密評議員(第五條)ノ
資格ノ剝奪
- 五、其ノ勞働ノ場所ヨリノ轉所但シ名譽裁判所ハ法定若クハ協定
豫告期間ト異リタル期間ノ定メ爲スコトヲ得

第三十九條 (1) 經營所屬者ニ對シ處斷スヘキ行爲ニ付キ公訴アリ
タルトキハ同一事實ニ因ル名譽裁判手續ハ中止ス
(2) 刑事訴訟手續ニ於テ無罪ノ言渡シアリタルトキハ其ノ手續ニ
於テ審理サレタル事實ニ付テハ唯其ノ事實カ刑法ニ定ムル事實

ト獨立シテ名譽裁判ノ目的トナルトキニ限リ名譽裁判手續ヲ行フ

(3) 刑事訴訟手續ニ付キ刑ノ言渡シアリタルトキハ名譽裁判長ハ名譽裁判手續ヲ續行スルヤ否ヤニ付キ決定ヲ爲スヘシ

第四十條 (1) 次條以下ニ別段ノ定ナキトキハ名譽裁判ニ付テハ州裁判所ノ管轄ニ屬スル刑事訴訟事件ノ手續ニ關スル刑事訴訟法ノ規定及裁判所構成法第五十五條第二號、第七十六條、第七十八條乃至第九十八條ノ規定ヲ準用ス檢事ノ共助ハ行ハス

第四十一條 (1) 社會的名譽ノ毀損ニ付テハ勞務管理官ノ申請ニ基キ其ノ各管轄區ニ置カルヘキ名譽裁判所之ヲ管轄ス

(2) 名譽裁判所ハ司法大臣カ勞務大臣ノ同意ヲ得テ任命スル司法官ノ裁判長及經營指導者並機密評議員各々一名ノ陪席員ヨリ成ル經營指導者及機密評議員ハ獨逸勞働戰線力第三十三條ニ從テ作成スル推薦名簿ヨリ名譽裁判長之ヲ選任ス其ノ選任ハ名簿ノ順序ニ從フヘシ但シ被告人ト同一ノ營業部門ニ屬スル者ニシテ最モ有爲ナル人物ヲ選フコトヲ要ス

第四十二條 陪席員ハ其ノ職務上ノ責務ヲ誠意ヲ以テ遂行スルコトヲ裁判長ニ宣誓シテ其ノ任務ニ就クコトヲ要ス

第四十三條 社會的名譽ノ毀損ニ對スル經營所屬者ノ告發ハ其ノ經營所在地ヲ管轄スル勞務管理官ニ證據物ヲ添ヘ書物ヲ以テ之ヲ爲ス勞務管理官カ告發其他ノ方法ニ依リ社會的名譽ノ重大ナル毀損ノ事實ヲ知リタルトキハ直ニ之ヲ捜査シ殊ニ被疑者ヲ訊問シ名譽裁判所ニ對スル告訴ノ提起ヲ決定スヘシ

勞務管理官ノ名譽裁判手續開始ノ請求ハ管理官ノ調査シタル結果ヲ添ヘテ之ヲ爲スヘシ

第四十四條 名譽裁判長ハ必要アルトキハ更ニ調査ヲ自ラ行ヒ又ハ命スヘシ

第四十五條 名譽裁判長ハ名譽裁判手續開始ノ請求ヲ理由不備ノ故ヲ以テ却下スルコトヲ得其ノ請求ノ却下アリタルトキハ勞務管理官ハ却下ノ決定送達ノ日ヨリ一週間内ニ名譽裁判所ニ本案ノ審理ヲ請求スルコトヲ得

第四十六條 (1) 名譽裁判長勞務管理官ノ申立ヲ理由アリト思料スルトキハ戒告、譴責若クハ百ライヒス・マルク以下ノ執行罰ノ判決ヲ爲スコトヲ得被疑者及勞務管理官ハ判決ニ對シ判決送達ノ日ヨリ一週間内ニ名譽裁判所ニ書面ヲ以テ又ハ書記局ニ記録シテ (Zu Protokoll der Geschäftsstelle) 異議ヲ申立ツルコトヲ得

(2) 前項ノ期間内ニ異議ノ申立アリタルトキハ名譽裁判ノ公判ヲ開始ス但シ開始前ニ異議ノ取下アリタルトキハ此ノ限りニ非ラズ

第四十七條 (1) 名譽裁判長自ラ判決ヲ行ハサルトキハ (第四十六條第一項第一號) 名譽裁判所ノ口頭辯論迄ノ期限ヲ定ムヘシ

(2) 名譽裁判所ハ公判口頭辯論ノ結果ニ基キ自由裁量ヲ以テ判決ヲ行フ裁判所ハ申請及職權ヲ以テ證人及鑑定人ヲ宣誓ノ上訊問シ其ノ他ノ證據蒐集方法ヲ命スルコトヲ得辯論ノ公開ハ名譽裁判長之ヲ禁スルコトヲ得

第四十八條 (1) 勞務管理官ハ本案ノ審理ニ立會ヒ勸議ヲ提出スルコトヲ得

(2) 被告人ハ公判ニ於テ書面ニ依ル委任ヲ以テ辯護士ニ代理セシムルコトヲ得

第四十九條 (1) 名譽裁判所ノ判決ニ對シテハ勞務管理官ハ常ニ被

告人カ百ライヒス・マルク以上ノ執行罰又ハ第三十八條第四號及第五號ノ刑ノ一ヲ以テ處斷サレタルトキニ限リ控訴ヲ提起スルコトヲ得控訴ノ裁判ハ國名譽裁判所之ヲ行フ

(2) 控訴ハ判決送達ノ日ヨリ二週間内ニ名譽裁判所ニ書面ヲ以テ又ハ書記局ニ記録シテ之ヲ爲ス控訴ノ提起アリタルトキハ刑ノ執行ヲ停止ス

第五十條 國名譽裁判所ハ伯林ニ置ク名譽裁判所ハ勞務大臣ノ同意ヲ得テ司法大臣ノ任命スル二名以上ノ上級司法官ニシテ其ノ一名ハ裁判長トシテ他ノ一名ハ陪席トシテ及經營指導者、機密評議員及政府ノ定メル者各々一名ヲ陪席員トシテ之ヲ構成ス第四十一條第二項第二段ヲ準用ス

第五十一條 (1) 國名譽裁判所ハ判決ノ凡テニ付再審理ヲ行フ國名譽裁判所ノ決定ニ拘束サルコトナク、異議申立アリタル判決ヲ自由裁量ヲ以テ變更スルコトヲ得

(2) 國名譽裁判所ノ手續ハ第四十二條、第四十四條、第四十七條第二項及第四十八條ヲ準用ス

第五十二條 勞務管理官ハ名譽裁判所ニ對スル申請ヲ名譽裁判長決定ヲ爲シ又ハ第一審ノ判決言渡アル迄取下クルコトヲ得

第五十三條 (1) 金錢ニ依ル執行罰ニ基ク收入ハ勞務大臣カ別段ノ定ヲ爲ササルトキハ國庫ニ引渡スヘキモノトス

(2) 金錢ニ依ル執行罰ノ宣告アリタル決定ノ執行ハ宣告裁判所ノ書記ノ交付スル執行文附與ノ判決ノ謄本ニ基キ勞務管理官民事訴訟事件ニ於ケル判決ノ執行ニ關スル規定ニ從ツテ之ヲ行フ

第五十四條 經營指導者若クハ機密評議員ノ資格ヲ剝奪シ又ハ勞働ノ場所ヨリ轉所ノ言渡シアリタルトキハ勞務管理官ハ其ノ判決ノ

遂行ヲ監視スヘシ

第五十五條 (1) 名譽裁判所並ニ國名譽裁判所並ニ國名譽裁判所ノ物的並人的費用ハ國ノ負擔トス

(2) 手續ノ費用ハ全部又ハ一部ヲ敗訴ノ言渡シヲ受ケタル者ニ負擔セシムルコトヲ得

第五章 解約告知保護 (Kündigungsschutz)

第五十六條 (1) 使用人又ハ勞働者ニシテ常時十人以上ノ従業員ヲ使用スル同一ノ經營又ハ企業ニ一ヶ年以上從業シタル後解約告知ヲ受ケタル者ハ其ノ告知力不當ニ重ク且ツ經營狀態ニ基カサルモノナルトキハ告知到達ノ日ヨリ二週間内ニ勞働裁判所ニ告知ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得

(2) 前項ノ申立ハ其ノ經營機密評議會ノ設アルトキハ之カ就業繼續ノ可否ヲ協議シ決定ヲ爲スニ至ラザリシ旨ノ機密評議會ノ證明書ヲ添付スルコトヲ要ス解約告知ヲ受ケタル者カ其ノ到達ノ日ヨリ五日以内ニ前段ノ證明書ヲ與ヘサリシトキハ之ヲ添付スルコトヲ要セス

第五十七條 (1) 裁判所カ解約告知ノ取消ヲ認メタルトキハ職權ヲ以テ企業者カ取消ヲ拒ミタル場合ニ對スル損害賠償ヲ判決ノ中ニ定ムヘシ

(2) 企業者ハ勞働裁判所法第六十二條第一項第二段ニ基キテ判決ノ假執行ヲ排除サルトキノ外判決送達ノ日ヨリ三日以内ニ被解約告知者ニ對シ解約告知ノ取消又ハ損害賠償ノ一ヲ申渡スヘシ前段ノ期間内ニ申渡シヲ爲サザリシトキハ損害賠償ヲ選ヒタルモノト見做ス其ノ滿了前郵便ニ投函シタルコトヲ以テ足ル企

業者ハ解約告知ヲ選ヒタルトキト雖モ判決ニ對シ控訴ノ權利ヲ失ハス控訴ニ因リ訴ノ棄却アリタルトキハ直チニ解約告知ノ取消ハ其ノ效力ヲ失フ

(3) 控訴審ノ判決ノ外ニ損害賠償ヲ定メタルトキハ第二項ノ期間ハ控訴判決送達ノ日ヨリ新ニ始マルモノトス

第五十八條 損害賠償ノ決定ハ先ニ受領者ノ經營狀態及經營ノ經濟的給付能力ヲ適當ニ顧慮スヘシ損害賠償ハ勞務關係ノ繼續期間ニ從テ算定ス但シ最終年度ノ勞務報酬ノ十二分ノ四ヲ超ルコトヲ得ス

第五十九條 解約告知ヲ取消シタルトキハ企業者ハ被解約告知者ニ對シ解約ニ至ル迄ノ繼續勞働ニ對スル賃銀若クハ俸給ヲ支拂フヘシ民法第百十五條第二段ノ規定ヲ準用ス企業者ハ被解約告知者カ其ノ中間期間中失業救済費若クハ公共保護費ヨリ受タル公法上ノ給付アルトキハ之ヲ通算シ其ノ相當額ヲ給付機關ニ返付スルコトヲ得

第六十條 被解約告知者カ新ニ雇傭契約ヲ爲シタルトキハ前企業者ノ下ニ繼續シテ働クコトヲ拒ムコトヲ得前段ノ場合ハ被解約告知者ハ第五十七條第二項及第三項ニ定ムル企業者ノ申渡ヲ受領シタル後遲滞ナク若シ遅レタルトキト雖モ三日以内ニ口頭若クハ郵便ニ依リ企業者ニ之ヲ表示スルコトヲ要ス表示セザルトキハ拒否權ノ權利ヲ失フ拒否權ヲ行使シタルトキハ賃銀若クハ俸給ハ解約ト新勞働關係ニ入りタル日トノ期間ニ對スルモノヲ與フルモノトス第五十九條第二段及第三段ヲ準用ス

第六十一條 (1) 告知期間ニ依ラスシテ解約ノ告知ヲ受ケタル勞働者若クハ使用人ハ告知力次ノ有效ナル告知アリタル時ハ效力ヲ有

スルモノト見做サル場合ト雖モ其ノ告知ヲ無効ナラシムヘキ手續ヲ以テ第五十六條ニ依リ告知ノ取消ヲ申立ツルコトヲ得其ノ申立ハ第一審ノ口頭辯論ノ終結前ニ限り之ヲ爲スコトヲ得告知ノ日ヨリ二週間内ニ訴ノ提起アリタルトキハ第五十三條第一項ニ定ムル期間ニ依リタルモノト見做ス前段ニハ第五十六條第二項ヲ適用セス

(2) 前條ニ於テ告知取消ノ申立勝訴トナリタルトキハ第五十七條ニ定ムル損害賠償ニハ告知ノ效力發生ニ至ル迄ノ期間ニ對スル賃銀ノ請求權ヲ合マヌ

第六十二條 第五十六條乃至第六十一條ハ法令若クハ賃率規則ニ基ク責任ニ因リ解約告知ニハ適用セス

第六章 官公營事業ノ勞働

第六十三條 國、州、國立銀行、獨逸國鐵道株式會社、國自動車軌道會社、自治體(自治聯合體)及其他ノ社團、財團並公法上ノ機關ノ管理事業及經營ノ使用人並勞働者ニハ本法第一章乃至第五章ノ規定ヲ適用セス前段ノ事項ニ關シテハ特別法ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 總論並經過規定

第六十四條 (1) 國民勞働統制法ハ其ノ施行ニ對スル處置及第六十四條、第七十條及第七十二條ノ終結並經過規定ハ公布ノ日ヨリ第七十三條ノ規定ハ一九三四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス其ノ他ノ規定ハ第六十五條乃至第六十條ニ定ムル法令ノ變更ト共ニ勞働大臣カ經濟大臣ノ同意ヲ以テ別段ノ定メヲ爲ササル限り一九三四年五月一日ヨリ施行ス

(2) 勞働大臣ノ同意ヲ得テ、若シ第六章ニ規定シタルトキハ

十一、一九二〇年十一月十日ノ瓦斯、水電、電氣供給事業ノ休止ニ關スル命令

第六十六條 (1) 勞働裁判所法第二條第一項第一號、第四號及第三號ニ記載スル民事訴訟事件ニ對シ勞働裁判所ハ專屬中ノ手續ノ外其ノ管轄ヲ失フ前段ニ定ムルトコロニ從ヒ勞働裁判所法中第十條ノ當事者能力ニ關スル規定、第六十五條並第七十一條ノ特別ノ事件ニ於ケル手續ニ關スル規定及第八十條乃至第九十條ノ決定手續ニ關スル規定ハ其ノ效力ヲ失フ

(2) 勞働裁判所法ノ陪席員ノ召集ニ關スル規定中雇傭者若クハ被傭者ノ經濟團體又ハ其ノ聯合體(親團體 Spitzerverbände)ハ獨逸勞働職權ヲ以テ之ニ代フ本法第二十三條第一項第三段及第二項ノ規定ヲ準用ス

(3) 勞働裁判所法第十一條ニ左ノ規定ヲ置ク
「獨逸勞働職權ヲ離レテ一ハ企業者ノ爲メニ他ハ勞働者若クハ使用人ノ爲ニ行フヘキ法律協議機關ノ指導者及使用人ニシテカカル代理行為ノ外別ニ裁判所ニ於ケル法律事件ノ處理ヲ營業トシテ行ハサル者及辯護士ニシテ各事件毎ニ獨逸職權ヨリ其ノ代理ヲ委任サレタル者ハ勞働裁判所ニ於テ訴訟代理人若クハ訴訟輔佐人タルコトヲ得其他別ニ裁判所ニ於ケル法律事件ノ處理ヲ營業トシテ行フ者ハ訴訟代理人若クハ輔佐人タルコトヲ得ス」

州勞働裁判所及國勞働裁判所ニ於テハ當事者ハ辯護士ヲ訴訟代理人トシテ之ニ代理セシムルコトヲ要ス獨逸裁判所ニ於テ認メラレタル辯護士ハ凡ヘテ代理ノ資格ヲ有ス

勞働大臣ハ經濟大臣及司法大臣ノ同意ヲ得テ命令ニ依リ其他ノ

併セテ大藏大臣及內務大臣ノ同意ヲ得テ本法ノ施行並ニ補足ノ爲命令及一般行政規則ヲ發布スルコトヲ得且ツ本法ノ規定ニ例外ヲ設クルコトヲ得

第六十五條 左ノ法律並命令ヲ廢止ス

一、經營協議會法及之ニ伴フ命令並規則

二、一九二一年二月五日ノ經營決算高(Betriebsbilanz)及經營並損失計算ニ關スル法律

三、一九二二年二月十五日ノ經營協議會委員ヲ監督會議ニ派遣ニ關スル法律

四、一九三三年四月四日經營代表及經濟團體ニ關スル法律ニ伴フ命令但シ第三編並第五編及之ニ關スル命令

五、一九三三年九月二十六日ノ經營代表及經濟團體ノ變更ニ關スル法律

六、團體協約令並之ニ伴フ規則

七、一九二三年十月三十日ノ調停制度ニ關スル命令及同年十二月二十九日ノ調停制度ニ關スル命令ノ第二施行令

八、一九三三年五月十九日ノ勞務管理官ニ關スル法律並同年六月十三日ノ同法施行令及同年七月二十日ノ調停官ノ殘務管理官ニ移管ニ關スル法律

九、一九三三年五月十八日ノ家内勞働ニ對スル勞働裁判所ノ調停官及專門委員會ノ陪席員ニ關スル法律但シ第一編第四條ハ此ノ限リニ非ラス

十、一九二〇年十一月八日ノ經營廢止並休止ニ對スル處置ニ關スル命令一九二三年十月十五日ノ經營休止並勞働擴張ニ關スル命令及其ノ命令ニ伴フ規則

- 機關(團體及社團)ヲ其ノ構成員ノ代理ニ付キ第一項ニ定ムル獨逸勞働戰線ノ法律協議機關ト同一ニ扱フコトヲ得
- (4) 第三項ノ規定施行ノ時既ニ繼續セル手續アルトキハ其訴訟代理人ハ從來ノ規定ニ從ヒ引續キ其ノ權限ヲ有ス
 - (5) 本法ニ依ル州勞働裁判所ノ陪席員ノ第一回ノ召集ニ付テハ勞働裁判所ニ三ヶ年陪席員タリシ者タルコトヲ要セス
 - (6) 勞務管理官ハ賃率規則ノ中ニ勞働裁判所法第四十八條第二項ニ記載スル訴訟事件ニ付キ本ト其ノ土地ノ管轄ヲ有セサル勞働裁判所ノ管轄ヲ規定スルコトヲ得
 - (7) 本法第五十六條以下ニ定ムル事件ニ付テハ被解約告知者カ企業者告知ノ取消ヲ拒ミ又ハ本法第五十七條第二項並第三項ニ定ムル期間内ニ表示ヲ爲ササリシコトヲ證明シタルトキニ限り其ノ訴ニ對スル判決ノ執行力アル正本ヲ被告告知者ニ交付ス證明ハ宣誓ニ代ハルヘキ保證ヲ以テ爲スコトヲ得
 - (8) 本法第五十六條以下ニ定ムル事件ニ付テハ國勞働裁判所ニ對スル上訴ヲ認メス
 - (9) 勞働大臣及司法大臣ハ本法及從來ノ法令ニ依リ變更シタル改正勞働裁判所法ヲ法文ノ不備ヲ除キテ法律公報ニ公告スヘシ勞働大臣及司法大臣ハ亦タ陪席員會ニ關スル規定(第二十九條、第三十八條)及本法、第三十二條第二項ノ規定ニ從ヒ勞働裁判權排除(勞働裁判所法第四編)ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第六十七條 (1) 一九二三年六月二十七日家内勞働法第十八條乃至第四十八條ノ規定、一九二三年六月八日ノ家内勞働ニ於ケル貨銀保護ニ關スル法律中專門委員會ノ設立並任務ニ關スル規定及一九二四年十一月二十八日ノ家内勞働ニ對スル專門委員會ニ關スル命令ハ之ヲ廢止ス

- 令ハ之ヲ廢止ス
- (2) 勞働大臣ハ左ノ權限ヲ有ス
 - 一、一九二三年六月二十七日ノ家内勞働法及一九二三年六月八日ノ家内勞働ニ於ケル貨銀保護ニ關スル法律ニ付キ本法ニ依ル變更ヲ加ヘ其ノ改正ヲ法文ノ不備ヲ除キテ法律公報ニ公告ス
 - 二、專門委員會ノ活動ヲ勞務管理官ニ移管ヲ保全スヘキ法規命令及施行規則ヲ發布ス
- 第六十八條 (1) 一九二七年四月一日公布ノ勞働時間ニ關スル改正命令ヲ左ノ如ク改ム
- 一、第二條ヲ左ノ如ク改ム

「通常且ツ廣範圍ニ互リ勞働準備ヲ有スル被備者ノ産業ノ部門又ハ團體ニ付賃率規則ヲ以テ或ハ賃率規則存セス若クハ右ノ勞働事情ヲ考慮セルモノナキトキハ勞働大臣又ハ勞務管理官ニ於テ第一條第二段及第三段ト異リタル規定ヲ設クルコトヲ得」
 - 二、第三條及第四條ノ「法定經營代表ニ諮問シ」ノ字句ヲ削除ス
 - 三、第五條及第六條ヲ左ノ如ク定ム

「第五條 賃率規則ニ依リ勞働時間カ第一條第二段及第三段ニ定ムル限度ヨリ延長サレタルトキハ其ノ賃率規則ノ拘束ヲ受ケル被備者ノ就業ニ關シテハ第一條ノ代リニ賃率規則ノ規定ヲ適用ス第三條、第四條及第十條ハ賃率規則ト共ニ適用ス

第六條 賃率規則ニ勞働時間ノ定メナキモノニ付經營技術上ノ理由殊ニ自然現象、災難若クハ其ノ避クヘカラサル妨害ニ因ル經營中止又ハ一般ノ經濟的理由ニ基キ其ノ必要アルトキハ企業者ノ申請ニ依リ各經營若クハ經營ノ一部ニ對シ管轄工場監督官若クハ鑛山監督官ニ於テ勞働時間ニ付第一條第二段並第三段ト

- 異リタル取消ニ關スル規定ヲ設クルコトヲ得數名ノ工場監督官若クハ鑛山監督官ノ管轄ニ屬スル區域又ハ全産業部門若クハ職業ニ對シテハ最高地方官廳カ前段ノ權限ヲ有シ數州ニ互ルモノニ付テハ勞働大臣其ノ權限ヲ有ス其ノ決定カ國若クハ州最高官廳ノ定メタルモノニアラサルトキハ何時ニテモ確定的決定ヲ爲ス前段ノ官廳ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得其ノ異議ノ申立ニ依リ決定ノ效力ヲ停止セス
- 貨銀規則ニ規定ヲ設クルニ至リタルトキハ直チニ之ヲ以テ官廳ノ規律ニ代フ
- 四、第六條a第二項ヲ左ノ如ク定ム

「關係人協定ニ依リ前段ノ定ヲ爲サス若クハ之ヲ明カニスヘキ特別ノ事情ナク又ハ勞働大臣若クハ勞務管理官カ別段ノ定ヲ爲ササルトキハ百分ノ二十五ノ追加ヲ以テ適當ノ補償トス」
 - 五、第六條a第三項及第四項ヲ廢止ス第五項中「雇傭者並被備者ノ經濟團體ニ諮問シ」ノ字句ヲ削除ス
 - 六、第八條第一項ヲ左ノ如ク定ム

「地下鐵業ニ於テ攝氏二十八度以上ノ溫度ヲ有スル事業場ニ付テハ管轄官廳ニ於テ勞働時間ノ短縮ヲ命スヘシ
 - 七、第九條第一項及ヒ第十五條第一項中「雇傭者並被備者ノ經濟團體ニ諮問シ」ノ字句ヲ削除スヘシ
- (2) 一九一八年十一月二十五日並同年十二月十七日ノ工場勞働者ノ勞働時間ニ關スル命令第三款、第八款並第九款第二段及一九一九年三月十八日ノ使用人ノ勞働時間規律ニ關スル命令第三款、第十五條及第十六條第一項第三款ハ之ヲ廢止シ、各經營ニ於ケル通常一日勞働時間及休息ノ開始並終了ヲ揭示ヲ以テ公告

- (3) 勞働大臣ハ經濟大臣ノ同意ヲ得テ本法ニ依ル變更ヲ行ヒ勞働時間ニ對スル經營規則ノ規定ヲ挿入シテ勞働時間ニ關スル改正命令ヲ字句ノ不備ヲ除キテ法律公報ニ公告スヘシ
- 第六十九條 (1) 一九二七年六月十六日ノ改正令ニ依リ麵粉及菓子製造業勞働時間ニ關スル命令ヲ左ノ如ク定ム
- 一、第一條第一項ノ「法定經營代表ニ諮問シ」ノ字句ヲ削除ス
 - 二、第一條第二項第一段ヲ左ノ如ク定ム

「第一項ニ記載スル經營ニ於テハ賃率規則ニ依リ又ハ賃率規則ノ定ナキトキハ勞働大臣ニ依リ第一條第一項ニ付前段ノ定ヲ爲スコトヲ得」
 - (2) 營業令第三百三十四條a乃至第三百三十四條f、第三百三十九條k、第四百十七條第一項第五號、第四百四十八條第一項第十一號及第四百五十二條、第五百零一條第一項第五號及第五百五十二條ヲ廢止ス
 - (3) 營業令第三百三十三條h中「第三百三十四條乃至第三百四十四條hノ」ノ字句ヲ「第三百三十四條ノ」ニ改ム營業令第四百九條第一項第七號中「第三百三十四條e第三項」ノ字句及第四百五十三條a中「第三百五十二條並第三百五十三條」ノ字句ヲ削除ス
 - (4) 臨時農業勞働統制ニ關スル命令第十三條ヲ廢止ス
 - (5) 商法第七十五條ヲ左ノ如ク定ム

「商店主カ他ノ商店主ニ對シ其ノ許ニ働キツツアリ又ハ働キ居タル手代ヲ使用セス又ハ特定ノ條件ヲ以テ使用スヘキトキハ双方共ニ其ノ協定ノ解約又爲スコトヲ得協定ニ基ク訴又ハ抗辯ヲ許サス
 - (6) 法律若クハ命令ニ勞働協約ノ引用アリタルトキハ賃率規則ヲ

以テ之ニ代フ

(7) 勞働大臣ノ同意ヲ得テ本法ニ基キテ發シタル法令ニ對シ更ニ命令ヲ以テ之ヲ改正シ、其ノ字句ノ不備ヲ除クコトヲ得勞働大臣ハ新ニ制定シタル改正法令ヲ法律公報ニ公告スルコトヲ得

第七十條 從來ノ勞務管理官ノ任用關係ハ本法第十八條ニ依ル再任用アルトキノ外一九三四年三月三十一日ヲ以テ終ル

第七十一條 本法ニ依ル經營規則ヲ設クヘキ經營ニ於テ就業規則ノ定ナキトキ又ハ現行就業規則カ本法ノ規定ニ反スルトキハ運クトモ一九三四年六月一日迄ニ經營指導者ハ經營規則ヲ定ムヘキモノトス經營規則ノ效力發生ノ時迄從來ノ就業規則カ經營規定タルノ效力ヲ有ス

第七十二條 (1) 一九三三年十二月一日ニ存續シ又ハ其ノ後ニ效力

ヲ發生セル勞働協約ハ勞務管理官カ變更ヲ爲サヌ又ハ一九三四年四月三十日以前ニ期間満了ノ旨定メサリシトキハ四月三十日迄存續スルモノトス

(2) 一九三四年四月三十日ニ存續セル勞働協約及家内勞働ニ對スル專門委員會ノ報酬最少額制ハ勞務管理官若クハ勞働大臣カ其ノ存續ヲ貨率規則ニ定メサリシトキハ一九三四年四月二十日ノ翌日ヨリ廢止ス第三十三條第三項ヲ準用ス

第七十三條 (1) 國官吏法第二十五條中「海軍」ノ字句ト「外交使節全權」ノ字句ノ間ニ「勞務管理官」ノ字句ヲ挿入ス

(2) 一九二七年十二月十六日ノ條給法附則一ノ條給合A即チ昇給ニ付テハ左ノ如ク變更ス

條給表一ノ「勞働省」中其ノ末尾ニ「勞務管理官」ヲ加フ

フランス及ベルギー

一九三三年に於て政治的にも又經濟的にも一大轉換期に際會した諸國中最も重要なものは、フランスであつた。一九二九年以來の世界的不況期に處し、敢然金本位制を嚴守して、よくその財政の均衡を維持し、國內に於ける失業者數も各國中最低と云はれたものが、愈々この史上未曾有と云はれる不況の襲來を免れ得ざる運命となり、前年五月成立せるエリオール氏の急進黨内閣は、十二月十四日國會が戰債年賦支拂拒絕を決するや、總辭職の止むを得ざるに至り、次いで任命せられしポール・ボンクール氏の新政府が先づ議會に附議せるは、豫算赤字補填の爲め五十億フラン募債の案であつた。續いて一九三三年一月ドイツに於けるヒットラー氏の政權獲得は、全國の政治的輿論を一齊に國民主義的方向に結成せしめ、こゝに政治經濟を交錯せる物情驟然として、政變の頻發、フランス勢力の擡頭、演職事件の別發と時局は目まぐるしき展開をして、遂に一九三四年二月六日には、全國各地に亘つて政界廓清を標榜せる暴動の惹起となり、こゝに前大統領ガストン・ド・ムルグ氏を首班として、社會黨及び共產黨を除く各派聯合の舉國一致内閣は組織されるに至つた。斯くて一九三二年五月の總選舉に於ける左翼各派大捷以

來二十箇月間に於て内閣の交代六回に及んだ結果成立せるド・ムルグ内閣は、殆んど事實上の獨裁制に等しき權能を有する強力政府として、財政の整理は勿論、共和國憲法改正をまでその任務として斷起したもので、その施政の結果が單にフランス一國に對して甚大の變化を生ずべきは云ふまでもなく、國際的にも重大影響あるべきものとして見られて居る。この間に處して、フランスの勞働運動が、いかなる消長の跡をたどりしかは等しく世界的不況の深刻なる影響の下に、一九三三年五月十二日國會がヂャスパー内閣に對して、財政整理を目的とせる獨裁的權能を三箇月に亘つて行使せしめ、やがて國防費七億五千九百萬フランを計上してドイツの侵略を警備するに至つたベルギーに於て、全國勞働者團體がアンリ・ド・マン博士の起草に成る一國社會主義の原則に基く新勞働綱領を採擇して、現下の危機脱却に努力せる事象と共に最も注目すべき現象であつた。

國民主義勃興

一九三二年以來のフランスに於ける政治的及び社會的不安は、隣接ドイツに於けるナチス勢力の擴大と相俟つて、フランスに於ける國民主義的反動勢力を刺戟激發するに至り、殊に一

九三四年初頭スタウスキー事件の起つて以来、それらの反動團體の右翼各派政黨と提携せる活動は著しく露骨となり、二月六日の暴動事件の結果、國會は調査委員會を任命して該事件の張本人に當らしめることとなり、調査の進行に伴ふて各種の國民主義的團體の全貌は漸次に曝露するところとなつた。

フランスに於ける國民主義運動の團體は、一般に愛國團體と稱され、その殊に著名なるは、フランス行動聯盟 Action Française で、之は元來王政復古を目的として組織され、現に毎年一月二十一日サン・ジェルマン・ロークスロア寺院にて執行されるルイ十六世追弔會は、その主催するところであり、別働隊としては『カムロド・ド・ロア』同盟があり、それらの團員は合計七萬と報告され、『カムロド・ド・ロア』は、最近武裝團體となつた。之に次いで勢力あるは、代議士ビエル・テタンタンジエー氏の統率せる共和主義系の愛國青年團 Jeunes Patriotes で、創立後既に十年に達し、團員合計二十四萬と號し、主として共產黨其他極左派反對の活動に従事して居る。第三に注目せらるゝのは、化粧品製造業者として世界的に知られしコチー氏の創立せる『フランス統一團 Solidarité Française』で、之は今日ではコチー氏より獨立して居り、元來反共產主義を標榜した團體であり、今日でも國民社會主義的色彩は鮮明で、共產黨轉向者や北アフリカ人なども加入して居り、最近は武裝團體として、官憲に對抗すべき用意をして居つた。『火の十字軍 Croix

de Feu』は、元來在郷軍人のみの團體で、従つて政治運動には参加しなかつたのであつたが、その後範圍を擴張して、戰闘的愛國心に燃ゆる青年の加入を許すこととなり、一九二九年四月當時團體約五千を有して居つたが、ド・ラ・ロック大佐の手で改組後急速に増加してゐると云はれる。活動の方針は、大體共和主義で、國家改造と秩序尊重を標語として居り、萬事軍隊組織で、軍法會議の設備まであり、最近は武裝して居る。

以上の外最近著しくなつたのは、在郷軍人團で、『前戰闘員同盟 Federations des Anciens Combattants』は、團員約四百萬と云はれ、最近その左傾的傾向は注目されて居る。尙ほ同盟より脱退した『全國戰闘員同盟會 Union Nationale des Combattants』は、團員九十萬を有し、右翼穩和派とも稱すべき團體である。

右の諸團體中『前戰闘員同盟』が、最近勞働總同盟其他他社會主義團體と提携協力しつゝ、ある外、凡て反社會主義的團體のみで、之等の活動が一九三三年以來漸く顯著となり、遂に一九三四年の初頭の政變を惹起するに至つたのは、時節柄注目すべきであつた。

フランス失業問題

フランスに於ても失業問題は最近漸く喧しくなり、社會保險制度の改訂や、失業者救済組織の充實擴張を要求する聲全國に漲る状態となつた。尤も斯く失業問題が各方面の注意を惹起す

るに至つたとは云へ、その程度に於ては、隣接諸國とは比較し得ざるもので、詳細確實なる數字は不明であるが、失業救済手當の給付を受けつゝある登録失業者統計は、左の如くになつて居る。

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月
1931	-	-	-	-	-	-
1932	248,154	303,422	317,486	299,766	285,576	263,162
1933	316,259	331,876	319,240	309,576	283,068	263,892
1934	332,266	349,160	345,783	334,519	323,427	310,934

年	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
1931	-	-	-	-	92,157	191,301
1932	265,140	264,253	259,056	247,592	255,411	277,109
1933	239,692	235,850	226,634	232,880	252,210	312,894
1934	314,886	-	-	-	-	-

フランスに於ける不況の徴候が失業者數の上に顯著となつたのは、一九三一年上半期であつて、同年一月手當支給失業者總數約二萬九千にすぎざりしものが、二月乃至六月の期間に於ては四萬乃至五萬に増加し、夏時農繁期や、減少して九月末には三萬五千乃至四萬となり、やがて十

四年上半期には殊に甚しく、不況の深刻を明示してゐる。而して之に對する救済施設としては、一九三四年七月十九日現在に於て、人口合計二千三百萬を有する市町村四千四百七箇所に於て設置せられし失業救済基金總計千三百五十件、外に従業短縮制度を實施され居る勞働者に對する救済基金三百四十件あり、之が活動範圍は人口合計三百三十六萬九千人を有する七百二十四市町村に亘つて居り、尙ほ其他にも仲仕勞働者専門の失業基金三十件と商船々員のもの三十四件とが設置されて居る。(Roger Picard 氏による Revue d' économie politique, Mai-juin 1934)。

フランス勞働運動

内外に於ける政治的社會的動勢は、本年度フランス勞働運動に對して重大なる影響を與へし結果、その政治的方面に於ても又産業的方面に於ても劃期的の事件の惹起を見た。一九三三年初頭ドイツに於けるヒトラー政府成立と前後して起されたる國際勞働界の統一運動を始めとして、アムステルダム・インターナショナル及び社會主義インターナショナル大會の結果は直接フランスの勞働組合乃至社會主義運動に於ける重大變化の原因となり、從來産業無産者の自主獨立を主張して潔癖なる排他的方針を固守せし勞働總同盟(C.G.T.)も、公然と無産者以外の中間階層、殊に在郷軍人團の如きと提携協力するに至りし一方社會黨(S.F.I.U.)に於ては、前年總選舉以來の黨の急進派

三月以降俄然として劇増し、爾來増加を繼續して居る。毎年二、三月の期間は失業者は季節的增加を示すものであるが、一九三

内閣に對する是非々々主義に據りたりし一派の反幹部的活動は遂に擴大して、こゝに一九〇五年以來の産業者政治運動の統一は再び破綻を見るに至り、右翼脱退派の領袖にして國民社會主義の頭目と稱せらる、アドリアン・マルケイ氏のド・メルグ舉國內閣参加にまで發展するに至つた。

勞働總同盟 不況と戦争とフランスとに對する抗争排撃は、一九三三年に於ける各國勞働運動の一大目標であつたが、殊にフランスに於ては、之等の問題は切實なる緊急事項として各勞働組合とも異常の緊張と努力とを以て之が對策に腐心し、勞働總同盟(C.G.T.)に於ては、三月初頭全國の加盟團體に檄して、いかなる假面を好んで装ふとも、凡て之等の反動勢力に對しては、敢然之を排撃すべしと激勵するところがあつた。

フランスの勞働總同盟が、ドイツ勞働組合運動破滅後、大陸に於ける唯一の由緒ある勞働運動を代表するものとして、重大責任の課せられ、對岸イギリスの勞働組合評議會(T.U.C.)と相呼應して、歐洲に於ける民主主義的勢力の一大牙城たるべき運命を擔つた一九三三年に開催されたその隔年大會は、特に興味ある諸種の特徴を提示した。

總同盟大會 總同盟第二十二回大會は、九月二十六日より二十九日まで四日間に亘つて、パリ市で開催された。

最近歐米各國に於ける勞働組合の全國的代表機關の加盟組合員數が、その歴史の古き大組織ほど連年漸減の傾向著しいのに

に止まつたことは注目すべきことであつた。

反戰運動の決議が上程されたのは、大會第四日目で、その可決となつたものは、先づ國際間の紛争解決の手段としての戦争を否定し、武力に訴ふことに反對するを萬人の義務と認め、それが爲めには總同盟所屬各機關をして凡ゆる方法によつて精神的軍備撤廢に努めしめ、又ヴェルサイユ條約其の他の講和條約中に於て、精神的平和確立の障礙となるべき條項あるを指摘し、それが修正を主張し、進んで

(一)累進的軍備縮小及び各國に於ける武器軍需品に對する永久的國際管理の確立。

(二)武器軍需品其の他戦争材料の民間製造の禁止。

(三)國際的紛争解決の爲め國際裁判機關附議の強制。

(四)國際聯盟を改造して、國際的精神を基礎とせる民主主義的機關となし、以て全世界に對して平和確立の憲章を提供し、且組織化されし無産階級がその内部に於て直接行動をとり得るものたらしむべきこと。

を要求し、尙ほ、

『本大會は、組織されたる勞働階級が、戦争の危険の切迫せる場合に於て、無産階級の戦闘拒否の斷呼たる意思を表示する目的を以て、政府に對して嚴肅なる警告を與へ、時には總同盟罷業に訴ふることさへ可能ならしむるために必要なる宣傳を全國的に遂行すべき方法を用意せんことを、本總同盟の中央諸機關に指令する。』

對して、獨りフランス勞働總同盟が、一九二二年の分裂による組合員數の劇減を夙に恢復して、一九三二年には新加入組合員數一萬六千五百人と報告せられ、全國合計約九十萬の組合員を有するに至つて居るのは、意味深き現象である。而して今回大會に出席せる代議員數は、合計千三百五十名で、之が所屬組合數は、地方的組合二千三百六十五團體、業別聯合會三十團體、縣又は市別同盟會九十一團體、地方別同盟會二十八團體であつた。斯く加盟組合員數の増加せる事情の一として、今回大會第一日午前の會議の議長に指名されたセイヌ縣聯合會書記ガストン・デロー氏の説明するところによれば、之は從來共產派の統一勞働總同盟(C.G.T.U.)に屬せし人々が復歸した結果で、セイヌ縣だけの例をとつても、八千人の新加入者があつたと云はれて居る。

今回大會に於て重要問題とされたのは、反戰運動と、フランス排撃運動と經濟危機對策とであつたが、戦争及びフランスに對抗すべき運動に關しては、去る七月下旬アムステルダム・インターナショナルのブリッセル大會に於て採擇となりし指導原則たるべき決議があるので、之に關してイギリスの勞働組合大會に於ては、熱烈なる討論の結果最後の措置を中央委員會に委任することとなつたが、フランスの勞働總同盟に於ては、決議の實行に關しては何等異議なく、今回大會に於て可決となつた決議の如きも、實行細目に觸れずして大體の方針を指令する

尙ほ前項に述べし狀態の下に遂行せる熱心なる抗争にもかゝらば、武力的衝突の勃發せる場合には、本總同盟は、政府に對しては嚴正なる獨立を保持し、直ちに全國的乃至國際的計畫の下に、交戦停止を目的とせる活潑なる且不斷の行動をとるべきものとする。』と決議して居る。

この決議案は、郵便従業員組合代表ベラン氏が提出したもので、之に對して書記長デューイ氏先づ滿腔の支持を聲明したが、その際決議案には、國際紛争の解決を調停裁判の手續によるべきことが明言されてゐない點につき質問があり、提出者よりそれは趣旨に於て含蓄されてゐる旨説明ありし結果、殆んど満場一致で可決になつたのである。尤も少數の代表者間には、反戰總罷業に關する具體的の手續を決議中に掲ぐべきことを主張したものがあつたが、この修正案は採擇とならなかつた。

次にフランス反對運動に關する決議は、大會第一日勞働に書記長デューイ氏より獨裁制下に苦しめる各國勞働階級に對する同情を表し、進んで總同盟が「フランス、ヒットラリズム其の他の團體にして、暴力を以て無産階級本來の團體に代つたものは、勞働者團體と認めざる」旨主張し、偽瞞的勞働團體に對しては、あくまで抗争すべく、アムステルダム・インターナショナルを支持し、以て『民主主義を基礎として組織されし無産階級の全力を糾合統一して』反動政權と戦ふべきことを宣言したる動議が提出され、満場一致を以て可決された。

次に經濟危機に關する決議は、かねて本部に於て作製せる報告に基いて起草されたもので、大會第四日目に該報告は、金屬工聯合會代表シヴァルム氏によりて提出されたが、大會の滿場一致を以て可決せる決議は、先づ現下の不況對策として實施されつゝあるデフレーション政策は、世界經濟の立直しが消費の増大を基礎とすべき際に労働者の生活標準を低下せんとするもので、總同盟は之に對して反對を唱へると同時に、インフレーション政策に對しては、之をば徒らに投機者流に有利なるのみにして、その效果に於て却つて危機を深刻ならしめるものとして、等しく之を排斥し、『本大會は、資財蓄積の危険を防止すべき最も有效なる方法は、利用し得る資本を糾合して、一大公共事業に使用せしめ、以てそれによつて幾千の失業者をして直ちに職に就かしめ、且その結果として全國經濟活動をして復活せざるを得ざらしむるにあることを明言する』と云ひ、その種の公共事業は、從來の如き狭き範圍に限らず、都市農村を論ぜず苟しくも近代生産上必要と認めらるゝもの全部を含むこととし、又この種公共事業の振興に際しては、特に(一)貨銀の低下なくして一週四十時間制を實施すべきこと、(二)貨銀値上による大衆消費力の増大、(三)團體協約の嚴守、(四)物價の統制に留意すべきことを主張して居る。而して該決議は、尙ほ進んで左の如く言つて居る。

『本大會は、……責任ある國會が、未だ經濟的恢復の政綱を樹立し

得る能力ある證據を提示せざることを指摘せざるを得ない。斯くの如き無力無能の永續するに於ては、わが國の民主的議會制度が現下の時局に對抗するを得ざるに至るべく、斯くして政府は一大責任を負はざるべからざるに至るべきを豫期する。……今や、過去數年間に於てその矛盾と不統一と不徳義とを白日の下に曝露したる資本主義制度は、自力を以て根本的の變革を行ひ、以てその存続を確保すべき方法を知らず、又能力なきことを證明して居る。この飽くなき營利を基礎とせるこの制度は……絶滅すべき運命にある。云々。

而して右決議は、労働組合側の主張として、左の事項の即刻實施を要求して居る。

- (一) 八時間労働法の商工業全部門に實施。
 - (二) 右法律除外例の禁止。
 - (三) 週休制除外例の禁止。
 - (四) 義務教育期間延長。
 - (五) 二重職業の禁止及び退職年齢の引下げ。
 - (六) 有給賜暇制度。
 - (七) 失業者救済手當支給の制限撤廢。
 - (八) フランス労働者の利益と各國労働者が外國労働者に對して感ずる人道的關心とを考慮し、外人労働者雇傭を取締ること。
- 最後に今回大會に於て重大問題となつたのは、労働組合運動の統一の件であつた。之に關しては、大會第一日より本部の事業報告討論に關聯して、種々なる提案があり、殊に共同戦線組織を協議する爲め、總同盟以外の労働組合との協議會を開催せよとの要求が左翼組合代表より提出されたが、本部側としては

統一は上よりせずして、下よりするといふ年來の政策を固持して、統一會議開催案を好まざる傾向であつた。然しながら大會の可決した結果では、他日時機を見て臨時大會を召集して之を考慮することとなつた。

尙ほ事業報告に關する討議の經過によれば、總同盟の一部には、依然として非政治的傾向著しく、例へば、總同盟代表が國際労働會議その他官設の機關に参加することを無益有害なりとし、之が撤退を要求するものあり、又一方、最近統一總同盟より轉向再加入せる人々の間には、總同盟の日常闘争方針を徹底的ななりとして非難するものがあり、今回の大會に於て、チュオー氏をして『彼等は、統一總同盟の極左的傾向に反對して、本總同盟に復歸せるにもかゝらず、却つてその曾て排撃せる極左政策をば我等に採用せしめんとする』と痛罵せしめたこともあつた。

統一労働同盟 共産派に屬する統一労働總同盟が、近年漸く衰勢を示し、その加盟組合員が續々右派の總同盟に復歸し、殊に先年所謂『二十二人委員會』を組織して、兩總同盟合同に努力せる人々まで本年は右派に歸屬したる如き状態なるは、周知の事實であるが、一九三三年初頭各國極左派社會黨の主唱による共同戦線運動の提起せらるゝや、統一總同盟に於ても、再び國內の労働組合運動統一を提議し、七月中旬右派總同盟に對して合同交渉を開始した。之に對して總同盟執行委員會に於ては

一九三一年度大會に於ける決議を列舉して、兩者合同の根本原則を明らかにし、且現下時局急迫の際労働階級の地位擁護とフランスの脅威反撃の必要上、統一總同盟側の從來の罵詈訛口を停止し、誠意ある協力をなし、又フランス労働組合運動の傳統的精神たる非政治的自主獨立を承認するに於ては、合同交渉に應ずべく、尙ほ合同は、先づ各加盟地方組合間の自由討議により之を取極め、順次に全國的組合より國際的團體に及ぼすべき旨回答するところがあつた。然るにその後九月二十三日より十月一日までパリに於て開催せる統一總同盟第七回大會に於て、書記長ラカモン氏は、右翼労働組合幹部が、ルーズヴェルト大統領の政策を推賞せることに言及して、之を罵倒し、合衆國に於て行ひつゝある實驗は、アムステルダム・インターナショナルの經濟綱領の初歩的實施にすぎず、之は無産階級の利益に反するものであると斷定し、進んで、統一總同盟としては、(一)労働時間の短縮、(二)一週四十時間制の確立、(三)貨銀引下げなくして一日七時間、土曜半休制の確立、(四)罰金制度の廢止、(五)保健安全上に於て労働者監督官の任命、(六)國家及び雇主負擔の社會保險施行、(七)少年工、婦人労働者、外人労働者に對する特別保護立法、(八)失業者の組織化等を要求するものであることを宣言した。尙ほ、統一總同盟の究竟の目的は、階級的基礎に於て労働者を組織することにあり、斯くの如き立脚地に於てのみ労働組合の統一は所期し得べく、階級間の協調を支

持する團體との提携は、反革命的行動にすぎないと説いた。労働組合運動統一問題は大會に於ける重要議案の一つであつて、之に關して特別報告がフラシオン氏によつて提出された。それは、労働組合の統一は、あくまで階級的基礎に於てなすべきであり、その點に關しては、一九三二年の大會に於て採擇となつた方針を遵守すべきでありと云ひ、且労働總同盟の一九三一年大會に於ける決議をば、労働階級の分裂を目的とするものなりと主張して居るものであつた。

労働組合の擴大強化に關する報告も提出されたが、それには從來の共産派労働組合の最大缺點は、労働階級の直接利益の擁護の爲め騒起し得ざる點にありとなし、殊に各産業に於ける労働者と直接接觸をする必要上、地方分權的組織に注意すべきことが力説されて居つた。

尙ほ失業対策として、大會の決定せる事項は、(一)失業者全部に對する救済の強制、(二)失業手当を一日十二フランに増加すること、(三)失業者及び家族に對して燃料、被服、食糧の配給、(四)一週四十時間制實施等が含まれて居つた。

右翼の總同盟が漸次その勢力を擴大しつゝあるに對して、共産派の統一總同盟が、一般労働者間にとり地歩を失ひつゝあることは周知の事實で、今回大會に於ける組織問題に關するモーヴェー氏の報告にも、それは明らかに承認されてゐるのは、著しい事態であつた。

辭任するに至つた事件をまで惹起した。

今回開催せる大會は、實にそれらの問題を解決するを目的としたものであつた。之より先去る二月五日黨中央委員會に於ては、黨内一部代議士の言動に黨の統制を紊るものあるに省みて、代議士會は、黨大會の諸決議及び統一協定(一九〇五年の)の根本原則を嚴重に遵守すべく……現在及び近き將來に於てとるべき行動は、サル・イーガンの大會(一九三二年の)に於て決定せる綱領に準據すべく……除外例的結合に於ても黨選出の代議士は黨の承諾なくして黨是に反する行動をとるを許さず、又政府参加の問題の決定は、黨の全國的機關(即ち中央委員會又は大會)のみ之をなす権能を有する旨決議するところがあつた。本部側のこの措置に對して、ルノーデル氏初め政府支持派では之を以て不信任決議と見做し、内訌は一層激化するに至つた。

大會に於ける討議は、大會最終日に於てオーストリア社會民主黨支持の決議があつた外は、終始右の問題で一貫して居り、第二日には、非妥協主義のレオン・ブリューム、ヴァンサン・トール、ポール・フォーレル諸氏の一派と、政府支持派たるルノーデル氏、マルケイ氏等の一派より各決議案の提出あり、前者は二千八百七票、後者は九百三十五票を獲得して、大體ブリューム派の意見は通過を見たのであつた。ルノーデル派の決議は、現下の國際事情、殊に各國に於けるファシズム進展の形勢に省み

社會黨特別大會 一九三三年四月十六日及び十七日の兩日アヴニオン市に於て開催せるフランス社會黨(S.F.I.O.)特別大會は、一九〇五年の合同大會及び一九一九—二〇年の分裂事件以來の重大なる大會として注目された。昨年五月總選舉後社會黨が、社會主義的原則に基く條件を標榜してエリオール内閣参加を拒絶して以來、社會黨の對政府態度は事毎に黨内の大問題を惹起して居つた。社會黨と政府との提携問題は、今日のフランスに於ては、單に無產政黨としての原則上の問題たるのみならず、實際問題としても國際的的重大性を有するもので、前年エリオール内閣の成立以來、急進派政黨の内閣の引續き在任せるフランスに於て、社會黨の支持撤回は直ちに内閣の運命を左右するのみならず、急進派政府の倒壊はやがて右派の據頭となり、さらでだに各國ファシズム隆盛の際にあつて左派の失墜はフランスに於ても極右派政府組織の可能性を多分に有する爲め、社會黨左翼に於ても必ずしも社會主義的原則を固執して現實を無視せる政策を主張する譯ではないのであつた。然るに本年初頭以來社會黨代議士の一部間には、動もすれば黨是を無視してまで政府支持に傾くもの漸く著しく、遂に三月一日下院に於ける豫算法案表決の際には、院内總理レオン・ブリューム氏の指令を無視して、官工更減俸を含む豫算を協賛せるもの百四名に達し、之に反對せるもの僅かに二十四名にすぎず、その結果レオン・ブリューム氏及びヴァンサン・トール氏は代議士會役員を

て、社會黨は、急進派内閣が平和と社會改良に反對せざる限りは、あくまで之を支持すべきことを言明したものであつたが、之に反してブリューム派の決議は、必ずしも急進派政府支持に反對するものではないが、それに嚴重なる條件を附し、例へば軍事公債、植民地公債及び秘密費或ひは豫算案を全部としては之を協賛すべきでないことを要求してゐるものであつた。

斯くしてロベール・ポバン氏の所謂「爲すところなかりし大會」に於ては、ブリューム氏の巧妙なる決議案の結果、分裂の危機は免れたのであつたが、こゝの問題は、正統派たるブリューム氏等が黨内約四分三の支持を受け居るに對して、アルヂェア民主々義派たるルノーデル氏等が、代議士會大多數の支持するところたりし點であつた。而してこの地方支部と黨代議士との向背こそ、やがて社會黨分裂を如實にしたものであつた。

社會黨定期大會 フランス社會黨(S.F.I.O.)第三十回年次大會は、七月十四日より十七日まで四日間パリ市に於て開催された。出席者には全國の代議員の外、ベルギー、スペイン、ハンガリア、イタリヤ、ロシア、スイス、チルヂア、パレスチナ、チコスロヴァキアの各國無產政黨及びアムステルダムとチニリヒの兩インターナショナルの友誼代表であつた。

今回の大會は、かねて議會行動を中心として黨内に起つて居つた紛争問題に對する最後の決定を與へる機會として重大視されて居つたが、第一日は午前中より午後八時まで會議を繼續し

たが、社会主義インターナショナル代表ヴァンデルヴェルト氏の挨拶以外には特に注目すべき討議とてなく、黨組織に関する問題と、機關紙ボビュレールの編輯政策に関する問題とが大部分の時間を占めて居つた。

ヴァンデルヴェルト氏が最近歐洲諸國に於けるフランスと恐怖政治の急速なる發展に言及して、今やフランス社会黨は全世界の社会主義と民主主義の最後の堅壁となつたと云ひ、黨内的一致結束の必要を説いたのは、右翼反幹部派たるルノーデル氏一派に對する警告と見做すことが出来た。

執行委員會及び黨代議士會報告上程に先立つてブラック氏提案の左記決議が三三九票對二二票（棄權六六二票）で可決されたのは、注目すべきことであつた。

「本大會に參集せる各地方聯合會は、本大會が黨規に基き採擇せる決定をば黨の理由となさざることを協定す。」

内訌問題が大會の討議に上つたのは第二日目からであつた。今回のフランス社会黨の内訌は、黨代議士の大多數がグラヂェ内閣支持の態度をとつたところに端を發して居るので、政府支持派はそれが爲め黨是に違反する言動もあつたが、之は同派の人々に云はしむれば、現下の政情より見て止むを得ざることでフランス乃至ヒトラー運動の發展や、戰爭開始の脅威ある際、社会黨としては、徒らに急進黨政府に反對してそれをば國粹派と提携せしめるよりは、寧ろ急進黨と協力するに如かずと

のことで、之が又一般選舉民の意思でもあると主張して居つた。然るに一方大會を構成せる地方聯合會の大多數はあくまで左傾主義で、殊にノール縣セイヌ縣の如きは主として勞働者の參加せる爲め、一般有權者に比すれば階級意識頗る鮮明なるものがあるもので、そこに紛争の原因が潜在するのであつた。それが爲め、第二日にはポール・フォーリ氏が代議士會の院内の行動に對して不信任を唱へると、之に對してヴァンサン・オーリオル氏は遺憾の意を表する、之に次いでルノーデル氏は不信任を謝罪をも不可とする動議を提出する等のがあつた。

第三日には、ルノーデル氏、ポール・フォーリ氏及びレオン・ブリューム氏が各賛否の意見を發表したが、ルノーデル氏は、氏が議會に於て政府の豫算案を協賛し、又軍事費に對しても黨の規定を無視して賛成投票をせし旨言明し、且國會に於ける豫算の協賛に關する黨規の改正及び急進黨政府との協力を主張した。氏は進んで軍事費の協賛は、ドイツが今日再び武裝して復讐戦を計畫し、軍縮協定も成立し得ざる際、苟しくも國家の安全を希望するもの、當然の途で、之をば國家主義的と呼ぶべきではないと云ひ、レオン・ブリューム氏やポール・フォーリ氏等の態度は、徒らに急進黨をしてタルヂ、フランゲン一派に結合せしむるものなりと叫んで、社会黨代議士の行爲の自由を要求するところがあつた。之に對してブリューム氏は先づ代議士會に多數派少数派の如きものはないので、之に對する批判は代議

士會全體に對して行はねばならないと云ひ、代議士會の黨是違反などは誇張の言辭にすぎず、又豫算案に對する態度は、次回より中央委員會に於て決定すべきであると主張し、進んで社会黨が軍事豫算の協賛をするは頗る危険なりとし、國會に於ける社会黨の立場としては、政府支持か反對かの二途の外に、黨の獨立を維持しつゝ、且必ずしも急進黨に反抗することなき中道をとるべきことを力説した。

第四日目に兩者の格執は愈々露骨となり、遂にルノーデル氏の所謂『精神的分裂』によつて終局するに至つた。この間にあつてブリューム及びヴァンサン・オーリオルの兩氏は妥協點の發見に努力するところあり、ヴァンサン・オーリオル氏は、代議士會の行動を遺憾とする旨の決議を提出して、以てポール・フォーリ氏の絶對反對決議の多數投票を防止せんとしたが、第四日午前ルノーデル派の論客として知られしデア氏の演説に於て、兩者の意見衝突は單に政府支持問題に止まらずして、そこには根本的の差異あることが明らかとなるに至つて、二派對立は如何ともする能はざる状態となつた。即ち右派の人々としては、マルキシズムの理論併びに社会主義の國際性に對して疑念を抱き、デア氏の如きは、明白な國家主義的立場を宣明し、フランスの殺到に對してフランスの社会主義とフランスの民主主義を擁護するは吾人の任務であると云ひ、萬一社会黨が依然として偏狭なるマルキシズムの國際主義政策を續行するに於

ては、それは現實を忘れるものにして、やがてはフランス中産階級より隔離し、民主主義を棄て、國民全體より遠ざかるに至るもので、社会黨は宜しく急進黨と提携して、以て民主主義を擁護し、國內的の範圍に於て社会主義綱領の實現に努力すべしと云つた。

斯くして表決の結果、大會は、常設執行委員會が代議士會に對して、その五月二十四日の會合に於て決定せる如く豫算全體をば協賛すべき投票をなすことはアヴェニヨン大會の決議に違反する旨通告せるは、規約の定むる職能を全うせるものと認め、本大會は、五月二十六日乃至六月一日に於ける豫算協賛を絶頂とする政策を不可となし、この政策に關して責任ある代議士會多數派を非難するものにして、今後大會の決定せる政策に違反する場合には嚴重處分すべき旨のポール・フォーリ一派提出の決議をば二一九七票の大多數で可決するに至つた。尙ほブラック氏提出の『本大會は黨所屬國會兩院議員に對して、投票に際しては必ず統一を確保することの絶對必要なることを注意する』決議をも通過した。

斯くて大會の結果、ブリューム一派の政策は、その認むるところとなつたが、この時既に分裂の危機は胚胎され居り、やがて八月下旬、社会主義インターナショナルのバリー大會を轉期として、ルノーデル一派の分離行動は、公然と行はれることとなつた。

社會黨分派 フランスの社會民主主義政黨は、一九〇五年各派合同により今日の社會黨 Parti Français, S. F. I. O. が組織されて以來、戦前に於てはジャン・ジョーレスの指揮統制よくその國際労働運動上に於ける地位を確立し、戦後第三インターナショナル加盟問題が原因となつて、大多数が共産黨となつたのに對して少数派は分離獨立してジョーレスの傳統を守りつゝ、黨勢の擴張に努め、最近では分裂前にも増した黨員数を有するに至り、その結束統一の鞏固なると正統派マルクシズムの原則を遵守せる點に於て、社會主義インターナショナル内部でも有力なる團體の一となつて居つた。然るに近年社會黨内部に於て、レオン・ブリュム氏を中心とせる國際主義派と、ポール・ルノーデル氏を盟主とせる國民主義派との内訌を生じ、この對立抗争は殊に一九三二年急進黨内閣成立以來顯著となり、國會内に於ける社會黨代議士は二派に分立して、ルノーデル氏以下の多数派が政府支持の態度に出づるに對して、ブリュム氏等は嚴正批判を標榜して、屢々黨内の物議を醸したこともあつた。一九三三年の黨大會に於ては、兩派の抗争愈激烈となつて、僅かに表面上統一を維持するを得たが、『精神的分裂』は免れざるに至つた。

當時ルノーデル派は、國會内に於ては多数を制したが、地方黨員間には、ブリュム派勢力を有し、その結果辛うじて大會分裂を防止し得たのであつた。然るに八月下旬パリに於て社會主義労働インターナショナルの國際大會の開催せらるゝや、ルノー

デル派のファシズム全盛期に於ける他政黨との提携協同政策好評を博し、そのグラチエ内閣支持に對して地方黨員間にも共鳴者漸く多く、八月二十五日には、ルノーデル、マルケイ及びデアの三氏主催にてアングレームに於て一大々會を開催し、ルノーデル派の綱領として、インフレーション反對、一週四十時間制及び最低賃銀の確立、政府專賣事業の發展及び軍需品製造の國營等を發表し、且自ら愛國主義者と稱して政府豫算の支持を表明したことがあつた。

社會黨本部では、ルノーデル派の右の會合召集及びそこで發表せし政策の急進黨のそれと大して差異なく、黨是に違反するところあるに對して、九月七日執行委員會に於て來るべき全國委員會にアングレーム大會主催者を召喚し糾問することに決定したのであつたが、十一月五日全國委員會の會合には、ルノーデル派は列席を拒絶した。この會合に於て、最も重要視された問題は、社會黨員と他の政治團體との提携の件があつたが、この問題に關聯して、全國委員會は、先にアムステルダムに本部を有する共産派の反戰聯盟の加盟團體たる『ファシズム反對共同戦線』に参加せる五名の黨幹部の除名を承認したる後、ルノーデル派の處置につき討議するところあり、ノル縣聯合會提出のアングレーム示威參加の黨代議士全部除名の決議が可決され、こゝにデア、ケイレル、マルケイ、ルノーデル、デシグラー、ラフォン、モンタニオンの諸氏は、黨より除籍されることとなつた。當時種々

の妥協案も出で、時局重大の際黨の分裂を防止せんことに努められたが、右の諸氏除名だけは三〇四六票對五三三票(棄権一〇一票)にて可決されたので、如何ともすることが出来なかつた。

新社會黨編成 ルノーデル一派は、一般に『新社會主義者』又は『國民社會主義者』と云はれるに至つたが、遂に別個の團體結成に決し、一九三三年十二月三日その第一回公開大會をパリに於て開催し、新團體をば『フランス社會黨 Parti Socialiste de France, Union Jean Jaurès』と命名し、長文の宣言書を公表して、従来の社會黨の理論に囚はれて、實際上に於て無爲無能にして、殊に國會に於て徒らに反政府態度を固持して、議會制度の不信を深むることを非難し、『フランス社會黨』が入閣の用意あることを言明し、民主主義とファシズムとの決死的闘争を行ひつゝ、ある時機に於て、『無産階級も、農民も中産階級も』結束すべきことを勧告するところがあつた。

尙ほ『フランス社會黨』の綱領とも云ふべきものは、左の如く黨規に規定されてゐる。

- 一、社會主義社會實現の準備として、國民全體が、資本家的生産と交換とを統制し、一般的労働組合に立脚して、商工業労働者の福祉と自由とを確立せる社會秩序の建設。
- 二、反資本主義的勢力の糾合と無産者農民中産階級間の締結による民主的多數黨を構成し以て政權の獲得。
- 三、基本的自由(普通選挙権、團結権、言論自由)の行使の確保せられ、國民全體の利益の爲め資本家的権力及び特權を抑壓し、ト

ラスト、財閥及び困苦と無秩序の原因たる投機による資本家的利潤を低減又は廢止せる社會的共和国の建設。

四、議會制度より見るも又行政上より見るも、凡て爲政者の機能の責任あり、道徳化せられし、強力なる組織完成せる近代國家の創設。

五、國際方面に於ては、各國の社會主義労働團體との協同、各國民の眞の聯合を事實上完成すべき事實上の唯一の機關たる國際聯盟及び國際労働機關の支持、平和主義機關と聯絡して國防の組織化及び一般的、果進的同時的にして統制ある軍備撤廢の實現、民主主義制度の確立發展によるファシズム反對闘争及び労働者解放と各國間平和の確立の爲めの闘争。

ベルギー労働運動

ベルギーの政局は、フランマン國語問題と豫算赤字問題を中心としてかねて不安動搖を繼續しつゝ、ありしに加へて、ドイツに於けるナチス政權の成立は國防費増加の必要を強制するに至り、内外多事なりしに、一九三三年五月中旬國會閉會に先立ちて、政府は議會に對して三箇月の期間に互る非常權力賦與を要求することとなり、兩院とも少數の差にて政府の提案を可決し、こゝに政府は新權能に基き六月一日官公吏の俸給年金五パーセント減額、政府交付の補助金八パーセント削減、失業救済立法改正等を含む斷乎たる處置に出で、さらでだにシャルル・ド・ブロックワール氏を首相とせる右翼各派獨立内閣に對して反對の氣勢をあけつゝ、あつた労働黨側では、議會解散運動を起し

て之に對抗するに至り、一方労働組合評議會(C.S.B.)に於ては、失業問題考究を目的とせる臨時大會を召集して、労働者側の不況對策を宣明するところがあつた。

本年度ベルギー労働運動上に於て最も重要な事件は、その新綱領の作製せられたことであつて、之は一國社會主義の原則に基く現下の世界的經濟危機の解決及び新經濟制度の確立を目標としたもので、本年度各國労働運動中最も注意すべき文献たるべきものであつた。

大會が可決せる左記決議は、ベルギー労働黨今後の方針を明記するものとして興味があつた。

「本大會は、内外の情勢を審議の上、ベルギーに於ては、他の諸國と同じく、労働階級の分裂とキリスト教民主派の缺陷失敗とになくば、既に少数派たる地位に墮したるべきブルジョア諸黨が、凡ゆる手段によりて國會の任務をば最少限度に縮小せんとし、議會運動の信用を失墮し或ひは之に對する怠業を企て、且憲法を無視して執行部の権能を強化し、以て意識的無意識的に獨裁制度樹立の準備をなし、それによつて労働者が獲得せる権利と自由とを奪はんとせむことを斷言する。

ベルギーの労働階級は、過去半世紀に亘つて労働黨の指導の下に之等の自由、殊に團結の自由と普通選舉權との獲得の爲め、無量の努力と犠牲とを拂つて闘争し來つた。

本黨は、それらに對する凡ゆる攻撃に對しては、同じ犠牲的精神と同じ果敢の覺悟とを以て擁護の爲め闘ふべく決心して居る。而してこの闘争上に於て労働黨は、依然國會内外に於ける凡ゆる可能性を利用すべく、以てそれらの労働者の團結を強化し、社會立法の低下を防止し、労働者階級の統一により政治的民主主義をば社會民主主義に轉せしめんとするものである。

本大會は、非合法的闘争の主唱をなすことは拒絶する。然しながら外國に於ける悲惨なる體験と國內に於ける最近の事象とは、労働者をして當然合法的自衛の状態に置かざるを得ざらしめ、且今後は凡ゆる手段によりて闘争を繼續せざるを得ざることを考へしめることを宣言する。

總同盟罷業に關しては、本大會は、中央委員會をして労働組合評

切なりと考へつ、あつたが、職業の増加依然として期待し得ざる際失業保險制度の國營を敢行すると共に、一週三十六時間制度の實施をなすべきであると云ふのであつた。

労働黨 本大會は、五月二十七日及び二十八日の兩日ブリュッセル市に開催された。折柄、對外的には隣國ナチス政權の脅威あり、國內に於ては財政問題其の他に關聯して、ド・ブロックヴィル、ジャスバル聯立内閣は特別非常權を行使して經濟的難局に處しつ、ありし際とて、内外に漲る民主主義否認の思潮が中心問題として討議されたのは云ふまでもなかつた。黨首ヴァンデルヴェルト氏が、大會第一日に於て、内外の情勢を論じて、ドイツに於けるヒトラー派の勝利は、單に世界平和の脅威たるのみならず、資本主義そのもの、一大危機を意味すると云ひ、進んで今回大會に提出されし決議案を分類して、そこに二種の異なる傾向あるを指摘し、一は現政府参加を主張せるものであるが、今日ベルギーに於て政府は非常權を獲得したが、獨裁的政權確立の見込なき際、社會主義を原則とする労働黨の入閣は反對なりと述べ、次に多くの決議案に於て總同盟罷業政策の提案されてゐるのに對して、總同盟主義は政黨に於て主張すべきものではなく、之は労働者自身の實施すべき方策であると云ひ、尤もオランダの社會民主黨が暴力主義と自衛團組織に反對せるを不可として、合法的武裝自衛主義を主張するところがあつた。

議會と提携せしめ、以てこの機關と聯絡して臨機に措置せしむべきことを指令する。

本大會は、現下の時局の下にあつては、公然たる又は隱然たる凡ゆる反動と獨裁制とに反對する保守兩勢の闘争には特殊の冷靜と未會有の努力を必要とすることを注意し、全労働者に對して無慮の行爲を爲し、以て反對者の希望に合致し、それが爲め労働階級の統一と紀律を棄すことなからんことを警告し、又黨員に對しては、協同組合と社會主義的疾痼保險基金と労働組合と政黨と婦人少年團體と新聞との爲めの宣傳を熾烈にせんことを求め、且フアンシム傳染の危険性あるに省みて、労働者自衛團を鞏固にし、軍務に服すべき青年間に於ける社會主義宣傳を強化し、以て罷業又は民主主義攻撃に際してブルジョア階級をして軍隊を利用するを得ざらしめんとを決議する。

本大會は、進んで、ベルギー労働黨は、凡ゆる突發事件に對して待機の状態にあり、政變其の他重大なる政治的事件に際しては直ちに大會を召集し、以て全労働階級をして、完全なる自由に於て、且斯くの如き事變を豫想せざりし状態に於て決定せる事項を顧慮することなく、その態度を決定せしむべきであると信じ、且世界不況の深刻化とそれが爲め重大なる戰爭の脅威とそれによつて挑發せらるる反動政治とは、資本主義制度が倒壞の道程にあることを益々明らかにし、且労働者社會主義諸黨をして、明確なる社會主義的行動計畫をば愈々具體的に適確の形式に用意せしむべきことを主張する。

本大會は、軍縮と、ヒトラー派フアンシムに反對する國際的ボイコット案その他の反對運動の方法と、併びに國際的基礎に於てのみ實行可能にして決定的なる労働階級の統一とに關する社會主義労働

インターナショナル及びアムステルダム・インターナショナルの決議を支持するものである。

新労働綱領 一九三三年十二月二十四日及び二十五日の兩日に互つて、労働黨では特別大會をブリッセル市に開催し、之にはベルギー労働組合評議會も参加して、かねてアンリ・ド・マン博士に委嘱して作製せるベルギー労働運動の新綱領たるべき『労働計畫』案を上程討議の結果、愈々之を労働黨及び労働組合評議會の根本方針として採擇することとなつた。

右の綱領は、時下の世界的危機に際して、各國労働運動がその傳統的イデオロギーに囚へられて、徒らに高遠なる理論闘争を弄び、眼前喫緊の適切妥當なる政策の實施を等閑にする傾向あるに省みて、從來の實行不可能にして一般労働者の何等感激ある同情を喚起し得ざる方式化せる政策の羅列にあらずして、直接之が實施の可能なる『計畫』として立案せられたものであつた。

ド・マン氏が、十一月該案を作製してベルギー労働黨中央委員會及びベルギー労働組合評議會全國委員會の聯合協議會に提出した當時の言葉によれば、『經濟的危機の繼續する限りは、吾人の傳統的政策實現の不可能の爲め惱まされるものであつて、この實行不能の結果は、やがて吾人に不利なる反響を生ずるものである。何故となれば、それは、往々吾人をして、過去に於て獲得せる地歩をなるべく少く讓歩せんとする以上のこの不

可能なる防衛的地位に立たしめるからである。……この問題を解決せんが爲め、吾人は、先づ、吾人が新しき變革をなし得ず又既に獲得せる地歩を維持し得ざるこの原因が、經濟組織の危機そのものに内在せる客觀的事情に存することを自覺すべきであると考へる。要するに、吾人が今日まで追求し、將來尙ほそれが爲めに努力せんとする經濟的改良政策は、所謂分配上の改善と見做すべきもので、労働條件の改善とか、社會的扶助の増進とか、國民所得上の分配の増加とかを労働階級の爲めに獲得せんとするものにすぎなかつた。……然しながら今日では、從來の傳統的目的達成の爲めの守勢を轉じて、新しき變革を求むべき攻勢、私の所謂機構上の改善の爲めの攻勢にすべき可能性を検討する必要がある。即ち私の意味するのは、經濟機構そのもの、變革を目標とする行動を云ふのであつて、之は、社會化の要求を指すものである。尤も社會化は、吾人の政策の一部ではあつたが、從來はとかく遠き將來に實現すべき理想としてのみ考へられたのである。抑々經濟問題とは、最少限度の條件の問題である。従つて、ベルギーに於て、吾人が現下の危機を克服し、失業者を吸収し、民衆に對して充分改善せる生活標準を保障し得る經濟組織を創造せんとするに、その最少限度の方策はいかなるものであるかと云ふ問題である。之に反して政治問題は、最大限度の條件を取扱ふものであつて、こゝでは問題は將來少数者の利潤を基礎とせず、消費者全部の必要を基礎とす

る經濟制度の完全なる實現として、労働黨が從來標榜せる大生産手段の社會化計畫の實施をば、労働者以外の多數者を含む人口の大多數が、どの程度まで許すであらうかといふのである。』と云つてゐる如く、社會主義實現への第一歩として提案されたものである。而してその眼目とするところは、混合經濟制度の樹立にある。混合經濟制度とは、私的經濟と公的經濟との併存を認めるもので、金融、既に獨占化せる重要産業及び運輸交通業等は公的經濟に屬すべきものとし、それらの部門毎に委員會 Commissariats を設け、別に經濟委員會も任命し、後者は、諮問機關として發議權を賦與されることになつて居る。私的經濟の方面に於ては、現行の所有權制度は依然として之を存続せしめ、自由競争も認められることになつて居り、獨占的資本制度による干渉妨害に對して之を保護することになつて居る。生産が獨立經營の單位で行はれる産業部門（手工業、中小農等）に於ては、所有權の保護は勿論、個人の節儉貯蓄も獎勵され、勤儉貯蓄による資本の所有者は、その投資方法の撰擇の自由を有することになつて居る。斯くの如き經濟組織を樹立するには、政治機構も之に應じて變更しなければならぬが、この方策としては、立法及び行政機關を選擧制度にて任命することが提案され、普通選挙制度による一院制國會の設置を要求して居る。而して國會によつて經濟組織の運用を委任された機關の官僚主義化を防ぐ爲めに、それらの機關には充分なる執行權が與へられ

て居り、以て行動の敏活と責任の集中が期せられて居る。以上の如くド・マン氏の案は、資本主義と社會主義とを折衷して、しかも、之を先づ一國內に於て實施せしめるところに特徴のあるものである。大會に於ては、黨首ヴァンデルヴェルト氏のドイツ國會放火事件に關して、無罪と認められた共產黨員釋放要求に關する演説ありし後、ド・マン氏自らその『労働計畫』案を上程し、之に對してヴァンデルヴェルト氏は、中央委員會を代表して贊成演説あり、之をばベルギー労働運動全體の行動綱領とすべき旨決議するところがあつた。尙ほ今回の大會では、組織改正の件も上程され、從來臨時的に設置された執行委員會を永久的の機關となし、之は委員長一名、副委員長一名、書記二名（一名はフランス語、他はフラマン語地方方言）を以て構成することとし、執行委員は毎月會合して、常任中央委員の指揮の下に、中央委員會の決議の執行、及び日常宣傳事業に従事することとなつた。大會は、執行委員長としてヴァンデルヴェルト氏を、副委員長としてアンリ・ド・マン氏を書記としてジャン・デルヴァジュ氏及びオーギュスト・ド・ブロック氏を選出した。ベルギー労働運動の新綱領は、一九三三年各國労働界に於て漸く顯著となつた一國社會主義的傾向を代表する文獻として、最も重大なるに鑑み、左にその全譯を掲載することとする。

本計畫は、左記の項目より成る我が國經濟及び政治組織の變革を目的とするものである。

- 一、私有制度と共に、信用及び既に事實上獨占化せる産業の組織化を含む國有制度をも總括せる混合經濟組織を創設し、
- 二、斯くて改造せる國民經濟をば、國內市場の擴大に導くべき全般の利益を目的とせる方向に適應せしめ、以て失業者を吸収し且經濟的繁榮の増大を結果すべき状態を創造し、
- 三、政治組織上に於ては、國家及び議會制度を改善して、眞の經濟的、社會的民主主義の基礎を創造する。

(一)信用の國有化

立法府は、信用の提供分配をば、公益事業として組織するに必要なる方策を行ふ。即ちその方策は、左記を含むものとする。

- (イ)信用銀行の營業をば、本計畫の方針に適應せしむべき任務を有する國家信用院 Institut de Crédit de l'Etat の創設。國家信用院に對して、それが現在集合的には信用を獨占せる大金融機關の統御上重大勢力を有するに必要な株券をば移管せしむべき臨時的立法を制定する。
- (ロ)國家の保障の下に且本計畫の方針に基き、現在國家の監督に屬する諸機關、例へば貯金部、郵便爲替局、全國産業信用組合等の如きものの財政的活動を統一聯絡せしめる。
- (ハ)國立銀行約款を改正し、國立銀行をしてその發券割引上の活動をば、本計畫の財政方針に合致せしめる。
- (ニ)保險業を改造して、本計畫の方針に合致せしめる。
- (ホ)立法府と直接交渉を有し且信用と通貨制度と收支會計の動向との一般統制を行ふべき財務局 Commissariat Financier を

(三)運輸機關の組織化

右と同様に運輸局を設置し、既に公益事業として組織化せる運輸業全般の一般指導に任せしめる。

運輸局は、本計畫の一般必要に基き、各種運輸機關の間の協力及び競争の方式を規制する。

(四)私有制度

前段に於て觸れざる經濟部門は、凡て私有經濟部分を構成するものとする。

この部分に於ては、私有制度上何等變化を來さない。この方面に於ける國家乃至それに屬する經濟諸施設の政策は、左の原則に基いて立案すべきである。

財産及び生産手段運用の統一が存続せる生産活動部門(例へば獨立經營職人、農民、中産階級等)に於ては、その財産權を保護する。既に資本主義的基礎に於て組織化されて居るが、信用、動力、原料品等の獨占事業の種類には未だ屬せざる生産部門に於ては、從來の自由競争制度を維持し、獨占化資本主義の弊害を防止せしむる。私有制度の方面に於ては、その競争制度をして、創意及び發明の精神、乃至生産力發展及び利潤増加の研究を發達せしむるに必要な凡ゆる便宜を提供するものとす。

個人の貯蓄は、經濟的變遷に對する保險の合法的形態として、又は國家の信用及び生産發展上要求せらるゝ再投資上必要なる資本の不斷の再成に參與する手段として、之を認むべきである。貯蓄者はその節約の結果を預託すべき場所を選択する自由を有する。相續に關する立法には、資材の自由移管に關しては、世襲財産專制々度再現を防止するに必要な以外の障礙は設けない。

創設する。

新しく國有化せる信用組織は、生産をば擴大せる國內市場の必要に適應せしめるを有利ならしむべき最も適當なる方法に信用を分配するを目的とすべきである。

それが爲め必要なるべき株式の償還は、或ひは漸次的償還により或ひは公益を目的とせる收用手段により之を行ふ。償還の支拂は、國家信用院の管轄に屬する。その場合に於て、償還は、新組織の利益に抵觸する如き目的に再び利用するを防止し得べき形式に於てすべきである。

以上の如き方策上企劃すべき諸機關の構成職員は、利害關係者が本計畫全部によつて遂行すべき改善事業に對して、誠實にして獻身的の協力を提供すべき意嚮を表示する限りは、移動あらしむべきではない。

(二)基本産業の國有

立法府は、獨占化せられし主要産業にして原始生産品又は動力の生産に従事するものをば、公益事業として組織化するに必要な方策を行ふ。

それらの各産業には、それをば本計畫の方針に準據せしむることと任務とせる社團を設置すべきである。

各産業社團は、前記國家信用院の場合に於けると同一形式によりその管掌する諸企業統御上重大勢力を有すべき株式を獲得すべきである。信用院は、各産業社團に對して、國有化せる銀行の有價證券の一部をなす株式に關して、代理權を提供する。

産業社團は、立法府と聯關せる産業局の一般指揮に服従するものとする。

ベルギー國內にある外國資本及び外國に放資せるベルギー資本に對しても、同一原則を適用する。即ち流通の自由は、國民の繁榮上の必要と、新制度に對して敵意を有する分子のサボターヂの企てに對し國民的資産を擁護する上の必要によつて制限されるのみである。然しながら新制度の下に於ける私有制度は、その國有制度と等しく、後段(六)に示せる一般方針によつて條件付けらるゝを以て、一種の統制經濟たるべきものである。

(五)經濟會議

立法府は、經濟會議を創設し、之をば諮問機關として財政局、産業局及び運輸局に附屬せしめ、それには、右の各局及び國會に提出すべき提案を發議し、又各局及びその管下にある各機關の活動を統制すべき權能を賦與する。

(六)一般目標

景氣の恢復を支持し、且國內市場の擴大の結果たる經濟的繁榮を助長すべき状態を創造せんが爲め、國家及び經濟指導の任にある諸機關は、本計畫實現を可能ならしむべき機會を最大限に助長するに必要な方策をとるものとす。即ちそれが爲めには、左の事項を實施する。

- 一、預金の安全と金融市場に於ける投機的活動の禁遏を目的とせる貯蓄主義政策。
- 二、經濟部門中本計畫の成功上その發展を適當と認むる方面を特に有利ならしむべき信用政策。
- 三、獨占的搾取及び商品投機的取引の禁止を組織化し、且農工商業上の利潤安定に貢獻すべき物價政策。
- 四、勞働契約の法的制度、即ち勞働組合の承認、勞資代表委員會組

織、團體協約、最低賃銀の確立による労働時間短縮及び賃銀俸給の平常化を目的とする労働政策。

五、ベルギーの金準備の重大性と為替の安定とを確保せる有利なる地位を擁護すると共に、各種の勤勞所得の購買力を増大すべき通貨政策。

六、自給自足主義を不可とし、海外貿易の發展に有利にして、それと同時に、高額利潤による一部生産者の特殊利益を眼目とせず、中庸元價の價格による消費者の總體的利益を目的とする商業政策即ち左記の方法による。

イ、我が國の經濟的變革及び國際競争上の新方法とにより生じたる状態に適應して通商協定の改訂。

ロ、外國の保護政策に對抗する防護政策をば、各種勤勞所得の購買力維持に必要な最低限度まで縮小。

ハ、ソウエーデン聯邦承認。

ニ、コンゴ植民地と本國新經濟制度との密接なる統合。

七、經濟活動の恢復により生じたる豫算上の増加額の一部を控除し、殊に生産及び商業上の直接重荷となれる財政的賦課を軽減すべき財政政策。

八、前項の豫算増加額の一部を以て、受益者及び雇主の充分なる豫出金を基礎とし、且國民所得中直接消費に行くべき部分を増大すべき完全なる社會保險制度創設を目的とする社會政策。

九、農工業の生産及び商業上の一般經費より、過大なる地代の重荷として賦課される不生産的費用を軽減し、且地租の納入を地主の負擔とすべき貸貸、小作及び抵當貸付政策。

以上の政策の實施は、左記の目的を以てすべきである。

(イ)生活上の必要、即ち民衆の食糧及び社會衛生上の必要を最大限

に満足すること。

(ロ)都市政策上に於ては新住宅建設による慰安の増大。

(ハ)經濟的手段の完成、例へば鐵道の電化、自動車道路の建設等。

(ニ)教育の發達、即ち學齡延長、徒弟教育、職業再教育、技師、工人、醫師、社會事業家、教育者の選良養成。

(ホ)餘暇利用の總括的計畫實現。

社會調査局は、内國市場に於ける消費力を三箇年に於て五割を増加し、五箇年後には十割を増加すべき五箇年計畫の下に右の實現を期すべき可能性を研究すべきである。

(七)政治改革

民主主義の基礎を強化し、且以上の計畫による經濟的革變實現に議會制度を適應せしむる爲め、國家及び議會制度の改革は、左記の條件を充足すべきである。

一、権能は、凡て無記名單記普通選舉權より發生する。

二、憲法上の自由行使は公民全部に對し充分に保障する。

三、經濟的及び政治的組織は、財力に關しては、國家及び一般公的權威機關の獨立と權威とを確保する。

四、立法權は、一院制議會によりて行使し、その議員は普通選舉權にて選出する。

五、議會の事業方法は、近代社會組織の必要に基いて簡易化し且之に適應せしめることになつて居り、その立法審議上の輔佐として諮問委員會が設けらる。諮問委員の一部は、議會以外よりその實力を知られし者を選出する。

六、國家至上主義の危險を防止する爲め、議會は、その任命せる經濟指導機關に對して、敏速なる行動と責任の集中上缺くべからざる執行權を賦與する。

ソ ウ ェ ー デ ン 聯 邦

一九三三年は、ソウエーデン聯邦に於ては、前年末を以て終了したる第一次五箇年計畫に引続き、第二次五箇年計畫に着手すべき年度にして本年は種々なる方面に於て第二次五箇年計畫の第一年次の特徴ある發展が見られた。それと同時に、ソウエーデン政府の國際的活躍はロンドン經濟會議の前後より漸く顯著となり、隣接諸國との不侵略條約の締結を初めとして、永年の懸案たりし合衆國のソウエーデン聯邦承認も實現し、一九三四年となるや、國際聯盟加入、北滿鐵道の賣却等の事實は、この世界史上最初の無産者共產主義共和國聯邦の本質的變遷を物語るものがあった。

第一次五箇年計畫の清算と第二次五箇年計畫の決定とは、一九三三年一月七日より十二日までモスコウに開催されし聯邦共產黨中央委員會及び統制委員會の全體會議、及び同じく二十三日より三十日まで開催されし聯邦中央執行委員會の年次大會の議題となつた。第一次五箇年計畫は、原案によれば、一九二八年十月一日より一九三三年九月三十日までの期間に互つて、總額百八十八億ルーブルの投資により生産額一千三十七億六千百萬ルーブルに達すべき全國工業化を目的としたものであつた。

が、其の後五箇年の期間を短縮して、四箇年三箇月(經濟年度と曆年を一致せしめる爲め一九三〇年十月一日より十二月三十一日までを加入)となし、一九三二年十二月末日を以て終了せしめることとしたる上、原案起草當時國營工業の統制機關たりし最高經濟會議は其の後、重工業、輕工業、製材業等の各省に分割せられ、又食糧人民委員會も設置せられる、と同時に、五箇年計畫適用企業數も漸次増加したる結果、一九三二年末に於ける成績を原案と比較すること困難となつたが、人民委員會議長モロトフ氏の報告によれば、生産額の數字は上の如くになつて居つた。

(單位は百萬ルーブル)

以上の如く原案の實施成績のみについて見れば、第一次

原 案	行			
	年 度	生 産 額	年 度	工 業 總 額
1928—1929	13,246	1928—1929	14,089	16,493
1929—1930	16,091	1929—1930	17,370	21,050
1930—1931	19,649	1930追加	5,176	6,272
1931—1932	24,320	1 9 3 1	22,021	27,111
1932—1933	30,455	1 9 3 2	約24,000	約29,200
合 計	103,761	合 計	82,656	100,126

計畫實施四箇年三箇月間に於て豫定の約八割の成績であつて、しかも投資額は總計二百三十三億ルーブルに達し、豫算を超過すること約四十五億ルーブルであつた。斯く第一次計畫實施の成績が原案に達せざることは、ソウエト當局者も之を認め、唯之によつて五箇年計畫の眼目たる農工運輸業に於ける最新技術の骨格の構成を完了したこと、殊に重工業及び食糧品供給に於ては豫定乃至それ以上に達したことは、等しく公認せらるゝところであつた。それと同時に工業化の發展に伴うて、農工生産間の關係に一大變化を生じたことも、五箇年計畫實施當初工業生産額が、全國生産總額の四割八分にすぎざりしものが、一九三二年には七割に増加したことによつても知られるのであつた。

一九三三年初頭の共產黨及びソウエト中央執行委員會の大會に於ける重要議事は、第二次五箇年計畫であつたが、之は第一次五箇年計畫の遺漏を補修すると共に、進んで新工業技術の集大成と新企業組織の完成をなさんとするものであつて、生産量の増進に於ては、少くとも最初二三年間は、第一次計畫に比して著しくはないが、寧ろ量よりは質の向上と労働生産力の増進とに重點を置き、且殊に消費財の生産に注意せんとするものであつた。而して一九三三年度豫定としては、投資總額百一億九百萬ルーブル、生産總額計三百四十億ルーブル、而して生産増加率一割六分五厘（第一次計畫では、毎年二割一分乃至二割

二分になつて居り、各省の豫定を見ると、輕工業八十八億ルーブル（一割増加）、製材二十二億七千二百萬ルーブル（一割一分九厘増加）、食糧四十六億ルーブル（一割二分四厘増加）で、重工業は約二割二分の増加の豫定になつて居た。

尙ほ所要労働人員は、一九三三年に於ては、前年に比して二パーセントの増加のみで、合計六百五十四萬三千人であり、その他は生産力の増加（全工業に一割四分の豫定）にて補給することになつて居り、労働賃銀は、平均九分三厘の値上をする豫定で、賃銀總額は、一九三二年の九十二億六千ルーブルより百三億二千ルーブルに増加する豫算であるが、特に生産費に於て三分九厘の低下をなす爲め、生産力と賃銀の増加の均衡に注意することになつて居つた。

労働事情

ソウエト聯邦では、最近産業労働の統制には特殊の注意を拂ひ、職業紹介其他種々なる方面に於て統制化を目的とせる諸施設が行はれたが、殊に労働者の移動に關しては、嚴重の監督をなし、一九三二年十二月旅行券制度を施行するに至つた。之は元來國營企業の従業員の監督を嚴重にし、不正労働者を國營企業より驅逐し且労働者の理由なき轉業を禁止する目的で設置されたものであつたが、一九三三年四月二十八日命令によつて、都市、工業中心地、地方廳所在地、建設中の地方又は營造物、工業及び運輸營業營造物、國營農地、國有トラクター使用場所及

び國有機械倉庫、國境より百軒以内の地域、又はモスコ、レニングラード、ハルコフより五十軒以内の地域に居住し且從業者は、凡て旅行免狀を有さるべからざることとなり、旅券は、警察當局に出生證明と雇傭手簿と軍隊手帳とを提出すれば下附されることになつた。尤もモスコ、レニングラード、ハルコフ、キエフ、オデッサ、ドン・ロストフ、其他二十箇所の住宅地乃至工業中心地及び國境地方では、國營又は公營企業或ひは施設の従業員にして、政治的及び社會的に不都合なきものに限つて交附されるのである。其の他の地域では、政治的社會的の考慮はなく、誰でも住民には與へられるのであるが、萬一當局者によりて旅行免狀の下附を拒絶された者は、十日以内にこの地を立退いて、農村（國境地方及び三大都市附近を除く）又は旅券の下附の資格を要さぬ地方に轉住しなければならぬ。季節的労働者は、當該企業よりの申請によつてその雇傭期間中有效的免狀を下附される。

前記の場合の外、農村では、旅行免狀は發行しないことになつて居るが、その場合もし農村住民が旅券の必要なる地方に赴かんとする時は、その居住地の當局者は、請求によつて、臨時許可證を交附し、それを持つて旅券を必要とする地方へ到着した際は、二十四時間以内に警察の査證を受けなければならぬ。而して前記の都市等に於て査證拒絶の場合には、即日同所を立退かねばならない。旅券の必要なる地方の企業及び施設の責任

者は、正規の査證なき労働者を雇傭するを禁ぜられて居り、又労働者の旅券には、雇人解雇の年月日を記入することになつて居る。

斯くして労働者の移動を監視せる上に、一九三三年度に於ては五箇年計畫所要労働人員は、從來に比して増加少く、産業部門によつては例年より減少する豫定の爲め、中央執行委員會では、三月十七日命令を發して、一九三一年六月發布せる集團農場従業員の工業へ轉職を奨励せる命令の施行を停止し、集團農場労働者にして、該農場を去つて他に季節的又は永久的の雇傭を求むる場合には、あらかじめ農場管理者と新たに雇入るべき企業との間の契約によりて雇傭關係の成立して居る外は、許可されないことになつた。

尙ほ集團農場の労働者其の他の農民にして、前述の如く、鑛業、建築其他國營事業に就職したもので、雇傭契約の期間満了以前に脱走を企つるもの多きに鑑みて、聯邦司法省では、一九三三年八月十四日附命令を以てそれらの契約違反者を告訴し、それらに刑法の規定に基いて處罰すべきことを指令した。

この種の裁判は、五日間以前に判決を下すことになつて居る。一九三三年末に近くソウエト政府は、極東移住の労働者に對して特殊の恩典を賦與すべきことに決した。之は對日滿軍事工作の一部と見做されて居るが、シベリア開發は全國工業化政策の一部をなすものであつて、この新政策の眞意は果して那邊に

あるや不明であるが、とにかく十二月十一日附閣令及び共産黨指令によつて、極東住民に對しては種々なる特典が與へられることになり、殊に農業に於ては、生産及び商取引の自由は殆ど公認せらるゝに至つた。右の規定によれば、極東地方（之は一九三四年二月五日の指令によりバイカル以東二十三郡及びブリヤト、蒙古自治共和國二郡をも含む）の集團農場及びその従業員は十年間、獨立農民は五年間政府へ米麥の納付を免除せらるべく、又テルネイスク、オルキンスクの二郡、沿海州のソウエート地方、コムソモル郡、アムル下流、オホーツク、エウニスク、コリアクスク、チクチ・カムチャトカの諸地方及び樺太に於ては、集團農場及びその従業員は十年間、獨立農民は五年間、各肉類、馬鈴薯、向日葵種子、羊毛、牛乳バター等の徴收及び大豆、野菜及び亞麻をば一定價格にて政府へ賣却すべき義務を免除せられ、沿海州及びアムル流域の前述以外の地方及びビロビジャン郡では、前記と同期間徴收卸の量を半減されることになつて居る。而して集團農場より國家に供給する魚類の價格は、二割増としてある。其他工業、運輸業等及び行政機關の給與も増額されて、(一)炭坑労働者及び技術員は三割増、(二)工場、運輸機關、郵便局、狩獵漁撈企業、機械及びトラクター倉庫の従業員、教員、政治宣傳員、醫師、獸醫、農業専門家は二割増、(三)事務員は一割増となつて居る。

ソウエート聯邦に於ては、一九三一年以來國營事業の職員の劇増著しく、それに伴ふ俸給の増加も甚しく、例へば重工業人民委員會管下の企業に於ては一九三一年には現業員一千名につき職員百八十九名なりしが、一九三二年には二百三十四名となり俸給と賃銀の比は、三・二對一〇〇なりしものが、四〇對一〇〇となりし有様にて、國營事業の經費削減の必要上、職員の整理と給與制度の改正を必要とするに至り、一九三二年十一月以來重工業、輕工業、食糧、國營農場、運輸業及び對外貿易の各省に於て職員の整理行はれ、同じく十二月二十日及び一九三三年一月十一日には重工業省附屬産業及びトラスト職員を整理し、前後合計約四千八百十五名の減員を行つた。一九三三年七月二十二日には三度職員整理を行つて、同省管下工業の俸給労働者總員をば九千九百三十六人となし、從來事務に携つて居つた技師技手をば現業に轉することとなり、それらの現業員に對しては、俸給一割増額其他の特權が與へられることになつた。

一九三三年の工業化計畫では、生産費三分九厘の低下を實現せんが爲め、生産能率を増加し(全産業にて一割四分の豫定)、以て生産額一割六分五厘を増加する一方、諸給與の増加率を九分三厘以下に留めんとし、それが爲め全國諸官廳及び國營企業の賃銀制度は、根本的改正をすることとなつた。この方針に基づく法規は、一九三三年二月中數通發布となつた。

賃銀制度については、人民委員會に於て先づ各省にて支給すべき俸給賃銀の總額を決定し、各省に於ては、その總額をば

その管下の諸機關(労働組合、トラスト等)と各種吏員(現業員、事務員、技師、専門家、徒弟等)とに分配し、組合及びトラストは又その所管企業間に分配し、附屬企業では又各工場職場の賃銀總額を定めて之を分配するのである。斯くして定められた給與額の制限は、生産が計畫豫定数を超過した場合には、之を超過し得ることになつて居り、この超過給與は、超過生産量に正しく比例してゐなければならぬ。而して經營事務方面の給與は、いかなる場合に於ても、豫算を超過してはならないことになつた。

斯くして従業員の種類によつて、給與豫算額は別々になつてゐる結果、從來の如く現業員賃銀とすべきものを事務職員の方へ融通することは不可能となり、それと同時に國營銀行では、給與支拂の會計を審査して、豫算超過を防止することになつた。

この新給與制度に關する規定は、二月二十一日附閣令として發布されたもので、その施行の當局官廳は労働人民委員會(之は別項の如く労働組合總評議會に併合さる)で、同省は、専ら給與豫算と團體協約との一致や、各種企業に於ける給與額の甚しき差異の防止、及び官吏給與一覽表の如き賃銀俸給一覽表の作製等に從事することになつて居る。尙ほ勝手に轉職した職員は、一年間前給與より高額の俸給は支給されないことになつた。

重工業人民委員會に屬するトラスト及び産業團體に關しては、一月十三日及び二十三日の省令を以て特別の規定が設けら

れた。その結果賃銀總額は一定の限度まで低下され、出來高拂制度を擴張して能率を増加し、其他製品を質や、作業の繼續原料の節約等に對する割増手當の支給も改正となり、能率に基づく労働者の食糧品供給も改正され、又經營當事者に對しては、機械の使用、熟練工の配當、標準生産額の決定、經營協議會の任務、生産標準の改正等を行ふべきことが規定されて居つた。

其他炭坑業、鋼鐵業、運輸業等に於ても、それら、特別の新法規は設けられ、殊に鐵道の如きは、一九三三年七月十日共産黨中央委員會の命令を以て全般的の改善を行ふ爲め、運輸省にも、亦各鐵道網にも政治部を組織して、自覺ある鐵道の規律を實施することとなり、尙ほ六月四日附閣令では、鐵道従業員の規律肅正、其他従業員條件各般に互る詳細の規程が設けられた。

労働者の食糧品供給に關しては、一九三三年十一月及び十二月の閣令及び共産黨中央委員會命令を以て、從來の消費者組合による供給の缺陷を改善し、工場當局者の權限を擴張し、以て食料品の配給を規制せんとした。その結果、工場經營當事者はその附屬供給部又は特約消費組合による食糧品の供給は、當該企業の従業員に限ることとし、且供給に際しては、労働者の生産額の最高なるものには特典を與ふるやう注意することとなり、以て「脱走者(食糧配給券を悪用する)」の防止をすることになつたのであるが、その後調査の結果、食糧の配給依然として順調ならず、因つて從來供給部の設備なき工場には勿論、重要

なる高等學校、及び官署は、それは當該企業當事者の管理の下にあり、同時に消費者組合制度にも屬して居ることとし、又國營農場にも供給部を増設することとし、同時に食糧の品質改善を考慮することとなり、労働組合總評議會では、三月九日及び十一日發表せる決議に於て、加盟團體をして、食糧品質改良の爲め供給部と協議すべきことを命じ、又工場或は消費者組合に屬する農園の生産増加に努力せしめ、労働者をして餘暇に於て農作をなさしめ、或ひは小農地を與へて自作せしめる等の方策をとつた。

尙ほソウェイト政府では、食糧供給の潤澤を期する爲め、農民の餘剰生産物販賣を許可したが、その結果市價昂騰せるに省みて、農産物購入地方分散制度を施行せしめ、供給機關をして都市の市場に於て仕入をせず、直接農村より購入せしめると同時に、一九三二年七月五日閣令を以て、國立物價裁定局を設けて集團農場の要求すべき價格の低下を期した。一九三三年には、各地の物價裁定局を監督する爲め、三月十五日附閣令にて中央物價裁定局を設け、農産物價格を統制することとなつた。中央局は、労働組合總評議會、消費者組合中央會、國立銀行、及び食糧、貿易、農、工、山林、運輸等の各省代表にて構成し、その決定は、農産購買委員會の批准を経ることになつて居る。

労働組合
ソウェイト聯邦に於ける労働組合が、一九三二年以來獨得の發

展をなし、今日では他の各國のそれとは全然その組織性質を異にし、特殊の性能を發揮しつゝあるは、周知の事であるが、一九三三年六月ソウェイト政府の勞務省たりし労働人民委員會廢止され、その職能が全部労働組合總評議會へ移管されたのは、特記すべき事たると共に、革命當時重要機關たりし労働國防委員會が國防省となり、『ゲ・ベ・ウ』が内務省となつたのと等しく、最近ソウェイト聯邦に於ける重大なる國情の推移を暗示するものであつた。

労働組合總評議會に於ては、一九三三年二月二日全國の加盟組合に指令して、一九三三年度豫算として總計四億ルーブルを組合費として徴收すべきこととなつた。それが爲めには労働組合員数の増加を圖る必要あり、大體工業及び運輸業労働者及び俸給労働者組合員をば、一九三二年の八割乃至九割より八割五分乃至九割五分に増加し、建築、農業其の他季節的労働者及び貴金屬工労働組合員をば、四割六分乃至六割五分より六割五分乃至七割五分に増加することとなつた。而して各労働組合の全國委員會では、徴收した組合費總額中より平均一割をば本部費として總評議會に納入し（比率は業別で相異あり、季節労働者は六分、俸給労働者は一割五分の如く居る）、次に一割二分をば數州聯合評議會へ支拂ひ、その殘額中五分を積立金となし、二割五分を經營費となし、尙ほ組合費の三割五分は地方組合へ拂戻し、それらの殘額をば、教育、宣傳、クラブ等の福利施設に使

用するのである。尤も經營協議會の費用は、當該企業の負擔になつて居る。

而して労働組合の一九三三年に於ける主要事業としては、共產黨及びソウェイト中央執行委員會の決定に基き一般工業の生産を一割六分五厘、重工業をば二割一分二厘の増加をなし、それが爲めには能率の一割四分増進、生産費の三分九厘低下、及び製品を質の向上を實現するにあつた。されば、一九三三年に於て労働組合の締結すべき團體協約は、凡て右の點を考慮に入れて、賃銀と能率との均衡、賃銀支拂に充當せる元本使用上の監視、従業人員の淘汰、作業休止頻發の防止、粗悪製品の減少等は勿論、政府の決定せる方針によれば、一九三三年中に於ける賃銀増加は六分八厘に止むることとし、尤も工業に於ては九分三厘となつて居るが、その他労働者住宅建築及び市營事業、教育施設の豫算として三十二億四千八百萬ルーブル、工業労働者の食糧供給の爲め二億八十萬ルーブル、労働保護安全施設として一億二千五百萬ルーブルが計上され居ること等を凡て協約作製に當つて考慮することとなつた。而して一九三三年度工業計畫實現の爲めに必要な詳細の指令が、總評議會及び關係各省より發表となり、それに基いて協約は起草されるに至つたが、本年度協約には特に従業員の技術的進歩に關する規定を設けることになつた。

斯く團體協約の内容に綿密詳細の干渉を加へた結果、労働組

合員の一部には、之に對して抗議するものもあつたが、之等の問題は、やがて六月二十六日より三十日までモスコに開催された總評議會の大會に於て、労働省合併の件と共に重要問題として論議されることとなつた。

ソウェイト中央執行委員會が、労働省廢止を決定したのは、社會主義的計畫化の進展に伴うて、労働省及び社會保險機關の活動上根本的の變革が必要となり、労働省の機能の縮小せるに反して労働組合の活動範圍の擴大せるは、ソウェイト經濟制度進化の當然の結果なりと云ふのであつたが、總評議會大會に於て、シウエルニク氏の提出した報告書によれば、全國經濟生活の發展の結果、従来の労働省の如き、大衆と隔離し、生産と直接々觸なき機關にては、到底その任務を達成し得ず、殊に失業問題の解決せる今日、労働省による労働市場の調節統制は不必要となり、既に労働者の募集は國營企業に委任せられ、賃銀の調節は、労働生産力の問題と共に、企業と労働組合との協力によつて處置されつゝあり、加ふるに社會保險制度の發達は、保險と生産との關係を重大化し、之に對して労働省は措置に惑ふ次第であつた。然るに總評議會第十五回大會の決議（昭和七年版海外労働年鑑四一三頁参照）に基いて試験的に主要産業に設置された特別保險基金十一件の體験は、労働組合が社會保險の經營をなし得ると共に、それをば生産の増進に聯關して遂行し得るのみならず、労働組合の經營せる産業別保險制度が、労働省の地域

別保險制度よりは、好成績をあげてゐるのである。斯くて労働組合の機能は、從來社會保險の監督機關たりしものが、豫算年額一九三三年には四十四億三千百萬ルーブルに達する大事業の經營機關となるのであるが、労働組合としては、あくまで社會保險制度に於ける官僚根性と悪平等主義とを排撃し、以て労働者の物質的地歩の向上とその能率の増進と労働の不安定絶滅に努力すべく、又社會保險組織をば改正して、突撃隊員及び産業の永久的従業員たる熟練工に對しては特權的地位を與ふべく、總評議會本部としては、以上の目的を以て社會保險法を改正すべきである。

大會は、右の報告に基いて、總評議會が社會保險の經營全部を管掌し、豫算の編成、法規の改正發布をなし、聯邦社會保險局を廢止し、各労働組合中央委員會には保險基金を設置し、以て從來の地域的基金を廢止すべく、經營協議會では、一時的労働不能者の手当額及び手当支給と豫後療養所收容の労働者の種類を決定し、主要療養所は總評議會の直轄とし、その他は州別の労働組合聯合團體の管理に屬せしむべきことを決議した。

労働省合併の結果、労働者保護規程の施行は、労働組合の任務となるべく、從つて労働監督制度や工場保健安全の技術的方面も亦労働組合の機能となり、從來各企業で實施してゐた篤志「社會」監督員制度は既に篤志監督員四萬餘人に達して居るが、之も經營委員會に移管され、特殊の被服や安全装置の配給も掌

ることになつた。斯くて總評議會は官署の一として、労働省合併による各種法規の改正其の他必要の立法を行ふのであつたが、それに關して、今回大會は、それらの目標とするところは單に労働組合の改造にあらずして、この活動の擴大たるべきことに注意すべき旨決議した。

賃銀政策に關する報告は、ワインベルグ氏によりて提出されたが、氏は、從來労働組合が賃銀政策の重要性を認めず、組合幹部にしてその従業せる企業に於ける賃銀の計算方法さへ知らざる者あるを指摘し、將來經營協議會の會長及び作業を免除されてゐる委員は、その半日を能率増進の實施、賃銀算定法、品質粗悪の原因等の研究に従事し、従業員に對して必要の説明をなし、或ひはその苦情を聴取する等となし、残る半日は、經營當事者との協議や、食堂、クラブ住宅等の臨檢等をなし、書類事務は最少化すべきであり、又労働組合代表としては、賃銀の調節や、その平等化の防止に努めると共に、賃銀率の決定等の經營當事者の職權を犯さざらんやう注意すべきである。

次に賃銀支拂方法は、單一出來高制度を主とすべく、この制度の下にある労働者の百分率は、一九三三年初頭には六割六分三厘であつたが、之はもつと増加すべきで、尙ほ出來高賃銀の計算は複雑困難なりとのことなれば、それを簡單明瞭にすべく、能率の標準は時間を以てせず、生産量を以て定め、從來の補助突撃隊制度は之を擴張して、各工場に組織することとし、其の

他累進出來高給(一定以上の生産量に對しては、その超過量の増す毎に賃銀率を増加する)制度も改善すべきである。

ワインベルグ氏の報告には、尙ほ労働組合が、労働時間利用の不足を防止するやう注意し、不正の缺勤や作業組織の不完全を取締ると共に、この種の不規律に對しては嚴重の懲罰を加へ、懲戒生産裁判所の活動や、不正缺勤に對する解雇に關する法令の施行に留意すべく、又突撃隊員の選定任命等も組合の責任とすべきであることを主張してあつた。

其他他技師技手等にして事務より現業に轉ぜるもの、待遇の改善、生産協議會に於て労働者個々の作業成績を檢査すべきこと、生産協議會は將來經營協議會及び部門委員會にて組織し、從來の補助理事制度を廢止すること等が力説されて居つた。

斯くて總評議會は、労働省の機能を遂行することとなり、八月十六日には、從來の労働組合費が、一箇月賃銀の二パーセントなりしを平均一パーセントに減額し、下の割合にて印紙を以て納入すべき命令が發布された。而して各組合の中央委員會は、組合費より俸給を支拂つて居る職員を三割減員し、其他他職員の整理を行ふこととなつた。其他、從來労働組合員は各種の特志離出金を徴收されて居つたが、之は、今後二種に限ることとなり(空軍發達協會とか、國際赤色教授會の如き)、加入はしてゐてもそれ以上の會費を支拂ふことは禁じられた。又消費者組合や工場供給部に對しても、今後種々なる名目で労働者より

賃銀月額(留)	40—以下	41—60	61—80	81—100
組合費(留)	0.30	0.50	0.70	0.90
賃銀月額(留)	101—120	121—140	141—160	
組合費(留)	1.10	1.30	1.50	
賃銀月額(留)	161—180	181—210	210—240	
組合費(留)	1.70	2.00	2.30	
賃銀月額(留)	241—280	281—320	321—360	
組合費(留)	2.70	3.00	3.50	
賃銀月額(留)	361—410	411—460	461—500	
組合費(留)	4.0	4.50	5.0	

501 ルーブル以上は五十ルーブルを増す毎に五十コペクを加ふ。

組合の職能確立されることになつた。即ち全國の社會保險制度の基金總額四十五億ルーブルを初めとして、サナトリウム、休養所、研究所其他の施設は勿論、舊労働省及びその地方に於ける各機關の財産は凡て九月十五日を以て總評議會及びそれに加盟せる各労働組合の中央委員會に移管され、労働省及び社會保險機關の職員全部は、労働組合に所屬することとなつた。而して労働組合として果すべき新職能としては、社會保險の經營、工場監督、産業衛生及び安全、團體協約の登記及び監督、

金錢の離出を要求することは禁ぜられ、其他富籤、觀劇券、紀念切手等の賣付も禁止された。組合費の改訂に續いて、九月十日及び十一日には閣令と總評議會の指令が發布されて、その結果労働省併合後に於ける労働

各年度經濟計畫中從業人員、賃銀、能率、其他勞働關係事項の審査等であつたが、殊に重要なものは社會保險事務であつて、之こそ將來勞働組合の主要任務とされることになつた。

その結果、總評議會は、社會保險の運用監督及び基金の運用に任ずることとなり、從來勞働省社會保險局の管掌せる事務を取扱ふ爲め、總評議會第一書記を首班として多數の専門家より成る特殊の部課も設けられ、總評議會としては、全國の各種社會保險の豫算を編成し、それに對する政府の認可を仰ぎ、社會保險關係法案を起草し、關係法規施行に關する指令廻牒を發布し、政府と協議の上保險料及び給付額を決定し、サナトリウム休養所の管理及び其の他の療養所の建設改造をなし、各勞働組合と協力して、保健省所屬各機關の資金工夫の方法を考究し、それに對する組合側の離出金額を定め、以て被保險者に對する醫療の便宜を得さしめ、尙ほ各勞働組合に於ける保險事務一般に對して監督をなすこととなつた。又州及び共和國の勞働組合聯合評議會でも、各州又は共和國に於ける勞働組合の保險事務を監督し、州聯合評議會では、州内の豫算の編成、地方組合の豫算の認可、管内の産業災害犠牲者療養所及び勞働組合附屬休養所の創設管理、併びに醫療専門家の州委員會の組織等を掌ることとなつた。一小地方又は市部に於ける保險事務は、同地方の勞働組合評議會の管掌するところとし、勞働組合の基本單位たる經營協議會の活動及び各企業の保險料納入の監督をなすこ

とになつて居る。

斯く社會保險の一般的運用及び監督は、總評議會及び州又は地方聯合評議會の管掌に屬するが、實際上の施行は、ソウエート社會保險が産業別又は企業別に組織されて居る爲め、各勞働組合に於て行はれるので、保險基金は各勞働組合の中央機關に附屬して居り、而して保險料及び給付の受授、給付支給資格の決定、病氣缺勤の許可、療養所收容の手續等の事務は、經營協議會に於て之を行ふことになつて居る。

次に勞働組合の新任務たる工場監督は、總評議會及び州又は地方聯合評議會に於て之を行ふことになつて居り、總評議會には、監督部を特設することになつた。工場監督制度は、産業部門毎に之を設置することになつて居り、従つて各産業の勞働組合中央部及びその地方支部には、各特殊の監督機關が設置されることになつた。工場監督官が社會立法違反を發見した場合之處罰すべき権能を有することは云ふまでもない。

工場保健施設に關する規定は、將來當該行政官廳と協定の上關係勞働組合中央機關より産業別に發布されることになり、團體協約の審査、登記及び監督は總評議會及び州又は地方聯合評議會の管掌となつた。

以上の新機能實施の結果、勞働組合の必要となるべき資金は一九三三年末までは、前勞働省及び社會保險中央局の豫算中より支辨し、一九三四年以後は、總評議會に於て豫算を製作して、政府の認可を仰ぐこととなつた。

南 歐 諸 國

中央ヨーロッパの時局の推移と國內經濟界の安定堅實化とは、一九三三年に於てイタリアのファシスト政權の地位をば、國際的にも又國內的にも、確立強化せしめ、曾ては歐洲大動亂の口火と目されしムッソリニ氏は、歐洲平和の維持擁護者として重要視せらるゝに至つたと同時に、國內に於けるファシスト制度の整備完成に専心して、一九三四年四月二十八日十九世紀以來の立憲民主的議會は撤廢となり、遂に一九二二年革命以來の懸案たりし職團組織の基礎確立を見たるは、注目すべき事件であつた。

翻つて新興共和國スペインに於ては、一九三一年四月革命の結果創立せし第二共和國が、同年十一月新憲法を制定し、之に基く第一次内閣は、マヌエル・アサナ氏を首相として組織されて以來、幾多の難關を突破して基礎漸く鞏固となつたが、その後アサナ内閣の左傾的政策に對して不満を有する一派の間に社會黨排斥運動の計畫行はるゝに至り、イタリアのファシスト黨やドイツのヒットラー派の私兵を思はしむる如き青シャツ隊の組織さへ行はれ、之等の反社會主義的勢力は、殘存せる王黨員の策動とサンチカリスト乃至共產派に屬する極左派の活動と相俟

つて、この南歐の新共和國にも一大波瀾の捲き起きんとする形勢となつた。

元來第二共和國の創立は、共和主義者即ち王政反對の諸派と社會黨其他勞働團體の結束の結果であつて、しかも社會黨は一九三〇年までは、ブルボン王朝倒壞運動には参加せず、隱忍持久の態度をとつて居つたのであるが、同年秋それが愈々共和主義各派と提携するに至つたのは、社會黨が統一ある全國勞働者團體の團結力を背景としてそのかねて標榜せる政綱實施の見込がつかぬ結果であつた。而して一方共和派各派には、王政廢止をこそ目標として居つたが、その背景として何等有力なる團結を有せず、又革命後に於ける新國家組織に對して明確の政策とて有しなかつた。その結果革命後の政府の方針は、主として社會黨の綱領に基いて作製せられる爲め、やゝもすれば、アサナ内閣は社會黨の傀儡なりとの非難を免れず、尙ほ共和派各黨間の意見に相異なることは、新憲法制定當時既に顯著にして、例へば革命政府の内相ミゲル・ナウラ氏が宗教上の意見衝突の結果辭職し、又第一次内閣後にも、二大臣アレハンドロ・ルルー氏及びテゴ・マルチネス・バルリオス氏が政府の左傾主